

常磐総合政策研究

創刊号

2018年3月

研究論文

- 「生きる権利」に関する憲法と国際法の複合構造とその実現のための総合政策
 —国際総合政策の財源としてのグローバル・タックスを含めて— …………… 渡部 茂己 1
- 建国初期中国の新疆統治における民族と階級
 —帝国継承国家における国民形成と「帝国の遺産」…………… 木下 恵二 29
- 茨城県におけるイノシシの狩猟の現状と継続に向けての考察 …………… 鈴木 睦子 中原 史生 53
- エスコラピオス修道会創設の史的位置づけと意義
 —聖ヨセフ・カラサンスの教育実践と霊性— …………… 菅田浩一郎 69
- 自治体の意思決定における「再議」制度運用の実態とその課題に関する考察 …………… 吉田 勉 97
- トップ・マネジメントと組織成果：
 ミドル・マネジメント・パースペクティブによる考察 …………… 鈴木 将人 139

研究ノート

- 水戸市見和・見川商店会の活性化を目指して
 —地域の地理と歴史、古老話の採録 …………… 村山 元理 159
- 産業クラスター形成の概念モデル分析 —地方創生のための一試論— …………… 村中 均 189
- 語彙的縮小及び拡張と関連性について …………… 梅香 公 203
- 自治体の地域特性と家庭系ごみ有料化政策
 —茨城県・埼玉県 107 市町村の主成分分析— …………… 岡嶋 宏明 庭田 文近 217
- 農業生産法人における農業経営者の会計的意識
 —大規模農業経営者及び小規模農業経営者に対するヒアリング調査を中心として—
 …………… 田邊 正 岸保 宏 233

常磐大学総合政策学部

論 文

「生きる権利」に関する憲法と国際法の複合構造と
その実現のための総合政策

—国際総合政策の財源としてのグローバル・タックスを含めて—

渡 部 茂 己*

The Complex Structure of Constitutional and International Law
for “the Right to live” and Global Public Policy to Realize It:
Including Global Taxes as Global Financial Resources of Global Public Policy

Abstract :

This paper examined “the right to live,” especially in global society. It consists of three parts. First, the writer discussed the composite legal structure of “the right to live” from some articles of the Constitution of Japan and international human rights treaties in important areas of international law. In the structure of law, “the right to live” is a core part of “the right to live” which refers to the right to live with dignity like a human being, as one of the basic human rights.

Second, the writer considered “global public policy” (or “global general policy”), *kokusai sogo-seisaku* in Japanese, as the policy is realizing the right to live in global society.

Finally, global financial resources for global public policies were examined; the writer pays particular attention to “global taxes” with potential as financial resources to realize the right to live for all people in the world.

キーワード：国際総合政策、グローバル・タックス、憲法、国際法、「生きる権利」

Key terms : global public policy, global tax, constitutional law, international law, “the right to live”

* 常磐大学総合政策学部 教授

I 「生きる権利」の法構造

I-1 生命権と生存権 I-2 憲法の視点—日本国憲法を中心に—

I-3 国際法の視点

II 「生きる権利」を実現するための国際総合政策

II-1 国際総合政策の意義(用語・概念) II-2 貧困死と「人間の安全保障」

II-3 生きる権利を実現する国際総合政策としての「SDGs」とその財源

III 国際総合政策の財源としてのグローバル・タックスに関する一考察

III-1 グローバル・タックスの構想と意義 III-2 トービン税とランドー・レポート

III-3 EUにおける金融取引税(FTT)の導入

III-4 「国際連帯税」をめぐる日本の動向

序

最も基本的な法的権利は「生きる権利」であろう。ただし、様々の具体的諸権利の根底にある、あまりに当然の権利であるため、かえって権利としてはあいまいな表現にとどまっている場合がある。本稿「I」では、まず、いわゆる「生きる権利」が、国際社会と国内社会を包含する「法」の全体像のなかにどのように位置付けられているのかを確認する。それは2つの視点で複合的な法構造として存在している。

第1の視点は、「I-1」で述べるように、一般的に「生きる権利」と言われる権利について、狭義での「生きる権利(生命権)」と「人間らしく生きる権利」いわゆる「生存権」の二重構造に関するものである。本稿では、前者を「生命権」、後者を「生存権」と呼び、両者を含めて(広義の)「生きる権利」と呼称することにする。

第2の視点は、それらが国内法および国際法の2つの法体系において保障されているという意味での複合的構造の状況である。この点については、「I-2」および「I-3」で述べる。あらかじめ、この第2の状況は、積極的に望ましいものであるとの認識であることを注記しておく。また、この状況は、近代社会の成立に伴って、国際社会と国内社会の両面で同時進行で発展している。

第1の視点に戻ると、「生きる権利」は、文字通り「生きる(生き抜く、生き通す、生き続ける)」権利である「生命権」すなわち生存する権利という意味での狭義の「生存権」と、この生命権を中心にしてさらに「人間らしく生きる」権利である「生きる権利」の二重構造となっている。これらは、第2の視点として指摘したように、国際人権法を中心と

する国際法と憲法を中心とする国内法の各制定法において、明文で保障されている。しかし、国際法や諸外国の憲法では後述のようにそれぞれの権利が独立して定められていることが多いのに対し、I-2で後述するように日本国憲法では、条文の解釈上、その点について議論がある。「生命権」との関係において重要なのは、20世紀における2度の世界大戦の甚大な犠牲により、国連憲章の制定以前には国家の権利のひとつであった「戦争の権利」を否定し、戦争の名で行うか否かを問わず、「武力の行使」を原則として違法化したことである。同時に、国連が創設時に、最も力を注いだ成果のひとつが「世界人権宣言」であり、その前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」¹と書き出しており、「平和と人権は密接不可分に結びついているという認識が、多くの人々の間で共有されるようになった。」²ことを示している。2016年12月19日の国連総会において、賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国で、「平和への権利宣言（Declaration on the Right to Peace）」が採択された³。同宣言では、前文で、国連憲章や世界人権宣言、国際人権規約などを踏まえて、ことに最近では生きる権利への大きな障害となっているテロリズムとの闘いにも触れ、「平和と安全、開発と人権は、国連システムの柱であり、集団的安全と福祉のための基盤であることを想起し、開発、平和及び安全、人権は関連しあうものであり、相互に補強するものである」ことを強調している⁴。

次に本稿では、「生きる権利」を実現するために、国際的な総合政策が現に国連を中心として進められている現状を確認し、それを「国際総合政策」と呼ぶことにする。この概念については、本稿「II-1」においても試論的に触れるが、「グローバル・ガバナンス」が国連を中心として国際社会で行われている政策の策定や実施のプロセスないし主体を意味するのに対して、「国際総合政策」は「政策」であって、策定された政策の内容を意味する概念である。その政策には、財源確保も含まれる。それが本稿「III」において、問題提起の形で検討される内容である。

なお、本稿においては、国際総合政策や国際財源等の「国際」や「国際的」に相当する

-
- 1 外務省仮訳文 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html] (2017年8月23日参照)
 - 2 山内敏弘『人権・自由・平和－生命権からの憲法的省察』日本評論社、2003年、95頁。
 - 3 “Declaration on the Right to Peace”A/RES/71/189 (Resolution adopted by the General Assembly on 19 December 2016) [http://undocs.org/A/RES/71/189] (2017年9月1日参照)
 - 4 「平和への権利宣言」前文第16パラグラフ：Recalling that peace and security, development and human rights are the pillars of the United Nations system and the foundations for collective security and well-being, and recognizing that development, peace and security and human rights are interlinked and mutually reinforcing. ; 訳文は、本庄未佳（平和への権利国際キャンペーン） [https://www.right-to-peace.com/about] (2017年9月1日参照)による。

英語表記としては、世界（もしくは世界的）または地球（もしくは地球規模）と区別することなく、主として“Global”を用いることとする⁵。

I 「生きる権利」の法構造

I-1 生命権と生存権

「序」で触れたように、「生きる権利」（広義）の法構造は、「生命権」（生き抜く権利、生き続ける権利、狭義の生きる権利）と、「生存権」（人間らしく生きる権利）の二重構造として捉えることができる。国際社会において、生存の権利（right to life, Recht auf Existenz）は、まず、17、8世紀の欧州において、ロックを中心とする自然法思想のなかで、国家が侵すことができない、個人が生まれながらに有している自然権として定立された⁶。その当時は消極的な意味で「個人の生存を国が不当に侵害してはならない」⁷という、本稿でいう「生命権」を意味していた。時代的背景から同様の概念であろうと推測されるが、いわゆる「生存権」が日本で論じられた嚆矢は意外に古く、幕末にオランダに留学して日本で最初に体系的な法学を身につけた、西周と津田真道は自然法（「性法」）の講義で、財産権、正当防衛権、不法行為に対する求償権、契約の拘束力等と共に、実定法の基本原則のひとつとして「生存権」についても述べたとされる⁸。

その後20世紀に至り、「積極的に個人の生存の維持及び発展に役立つ諸条件を確保するため国の公共的配慮がなされなければならない」⁹という意味で「生存権」が用いられるようになる。以下、狭義の「生きる権利」である「生命権」を中心に憲法と国際法における位置付けを検討するが、憲法等における「生命権」が死刑制度を許容するかどうかについては、紙幅の関係もあり、本稿では触れないこととする。

I-2 憲法の視点－日本国憲法を中心に－

従来の日本の憲法学説では、「生命権を独自の人権として位置付けることに対しては

5 地域的、国家的、(国内の)地方的レベルのそれぞれに該当する英語としては、やや異なる文脈で用いているが、各レベルに相当する用語として、たとえば、Antoni Estevadeordal and Lous W. Goodman, “21st-century cooperation, regional public goods, and sustainable development” in Antoni Estevadeordal and Lous W. Goodman, eds., *21st Century Cooperation: Regional Public Goods, Global Governance, and Sustainable Development*, Routledge, 2017, 7頁では、“global, regional, national, and community”とし、同7頁では、“regional, national, and municipal”としている。

6 我妻栄編集代表『新法律学辞典・新版』有斐閣、1967年、700頁。

7 同上。

8 長尾龍一『法哲学入門』講談社、2007年、20頁。

9 我妻、前掲注(6)、700頁。

どちらかといえば消極的であった」¹⁰とされ、後述するように、「憲法 13 条については、生命、自由、幸福追求に対する権利を不可分一体のものとして、『包括的人権』あるいは『幸福追求権』として捉え、『生命権』を『自由権』や『幸福追求に対する権利』と相対的に区別された独自の権利として捉える視点が少なかった」¹¹とされる。しかし、上記の国際的法文書や下記の諸外国の憲法では、むしろ生命権を独自の権利として保障していることが多い。武力紛争や飢餓等による生命の危機意識が日常である地域とは異なり、日本においては、単に生きることについては改めて基本的人権のひとつとして特記するまでもない当然の前提であった。しかし、2011 年の東日本大震災を経験して、生きること・生命のあることが当たり前という意識には変革が迫られた。そこで改めて、日本国憲法第 13 条も国際的法文書等と同じ視点で解釈すべきことを以下で論じたい¹²。

(1) 生命権—日本国憲法第 13 条後段

日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めている。この 13 条の前段は、「個人の尊厳すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したもの」¹³である。

第 13 条後段については、初期の一時期に考えられたような、その後に続く各権利を総称するものとする説は別とすると、第 13 条の基本的人権体系における位置付けとしての解釈は大きく 2 つに分けることができる。

すなわち、多数説では、具体的権利を肯定しつつ、第 13 条後段の 3 つの権利はひとかたまりの「幸福追求権」として、「包括的基本権」¹⁴、「包括的権利」¹⁵あるいは「一般的かつ包括的な権利」¹⁶と位置付けられるもので、「人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な主観的権利」¹⁷または「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の

10 山内、前掲注(2)、262 頁。

11 同上。

12 同上 263 頁で山内は、「根本的な再検討が必要である」ように思われる、と論じている。

13 野中俊彦「第 6 章 包括的基本権と法の下での平等」野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利編『憲法 I 第 5 版』有斐閣、270 頁。

14 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第 6 版』岩波書店、2015 年、119 頁；野中、注(3)、269 頁。

15 辻村みよ子『憲法 第 5 版』日本評論社、2016 年、138 頁、139 頁。

16 芦部、前掲注(4)、120 頁

17 佐藤幸治『憲法 新版』青林書院、1990 年、403 頁および 404-405 頁。

総体」¹⁸と理解した上で、そこに含まれる、またはそこから派生する具体的な権利として、環境権（日照権や大気、水などの自然的環境のみを含み、「遺跡・寺院などの文化的環境や公園・道路などの社会的環境」¹⁹については権利としては含まないとするのが多数説、眺望権を含むことも考えられる）、プライバシー権（肖像権が含まれる）、健康権（嫌煙権を含む）や平和的生存権等を導き出す²⁰。すなわち、「法的に保障すべきものを包括的に保障している規定」であるから、第13条は「憲法上列記された権利・自由以外の『基本的人権』を補充的に保障する役割を引き受ける」²¹という重要な役割を果たしている。第13条の3つの権利をひとかたまりのものとして理解すべき理由としては、「生命・自由および幸福追求権という場合、『生命』『自由』および『幸福追求権』の三つの部分よりなるが、三者を積極的に区別して論ずべき理由に乏しいと解され、共に人格的利益にかかわるものとして統一的に把握すべきものと考えられる。」²²あるいは「生命、自由および幸福追求権は、ともに個人の人格的生存に不可欠な利益を内実とし、その意味でこれら三者を区別して論じる必要はなく、統一的にとらえるのが適切」²³であるからとされる。

他方、3つの権利はそれぞれ独立した権利との考え方や²⁴、または「少なくとも生命権を独自の権利として把握すべき」で、「生命権を自由権や幸福追求権とは区別された独自の人権として構成すべきことを提言する」²⁵論者もいる。山内は、(1)文理解釈上の理由、(2)権利内容の独自性、(3)国際的動向の3つの根拠により、生命権を憲法上、自由権や幸福追求権と区別すべきであるとしている²⁶。また、4つめの理由として、刑法上も、生命権を侵害する殺人罪は自由権とは別の「独自の犯罪類型として構成され、しかも、自由権を侵害する犯罪以上に重い刑罰を科されている」ことを挙げている²⁷。その上で、生命

18 芦部、前掲注(4)、120頁。

19 辻村、前掲注(5)、293頁。

20 芦部、前掲注(4)、121頁。同頁においては、本文で述べた代表的なものほか、静穏権、入浜権、情報権、アクセス権が挙げられている。プライバシーの権利としての「肖像権」については最高裁判所においても認められている。例えば、平成17年11月10日最高裁判決（民集第59巻9号2428頁）。「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する。」そして、また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真（やイラスト画等）をみだりに公表されない人格的利益も有する。[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/388/052388_hanrei.pdf]（2017年11月23日参照）5～6頁。

21 佐藤幸治「幸福追求権」芦部信喜・高橋和之・長谷部泰男編『憲法判例百選Ⅰ（第4版）』（別冊ジュリストNo.154）、有斐閣、2000年、41頁。

22 佐藤、前掲注(7)、405頁。

23 野中、前掲注(3)、272頁。

24 山内、前掲注(2)、3頁。

25 同上、24頁、注(4)の各文献。

26 同上、3～7頁。

27 同上、5頁。

権について、「生命への権利は、それなくしては人間としての生存や活動が不可能な、その意味で他のあらゆる人権の前提ともなる人権」であり、当然ではあるが、「自由権や幸福追求権も、生命権が保障されることを前提としてはじめてその存在が保障される人権」であると述べる²⁸。すなわち、「生命権は・・・他のもろもろの人権の前提ともなる人権であって、精神的、経済的、身体的自由のいわば前提ともなる人権」なのである²⁹。その最大の特徴が、「自由権は、それが侵害されても、事後に取り返すことは不可能ではないのに対して、生命権はそれが一旦侵害された場合には事後に取り返すことは永久に不可能な権利である」³⁰ ところにあるとする。基本的人権の基本的性格として「すべての人が」生まれながらに共通に有している権利であることを、今日の国際社会において再確認すべきときに重要な視点となる。

2011年3月11日の東日本大震災と福島原発事故を踏まえて、辻村はその翌年に出版した『憲法・第4版』において生命権や生存権について加筆し、「比較憲法的視点から診ると、平和的生存権や生存権・生命権等に関する明文規定をもつ日本国憲法の先駆性を再認識せずにはいられない。」と記した³¹。2016年の最新版でも、「とくに、生命権は、他の人権の基礎となる権利として独自の意義が認められ、国際人権規約（B規約6条）や欧州人権規約（2条）の『生命に対する権利』に対応するものとして注目されている。生命に対する侵害排除権と保護請求権の両面からその権利内容を捉える見解が支持されよう（山内敏弘『人権・自由・平和——生命権からの憲法的省察』2頁以下参照）【原文ママ】。」³²と述べている。

また、国際人権法の内容に対応して憲法を解釈すべきことを明言して、山内は、「日本としても国際人権規約B規約や子どもの権利条約を批准した以上は、こられの人権条約が生命に対する権利を独自の人権として保障した趣旨を踏まえて、憲法第13条を解釈することが望ましい」と述べている³³。

なお、13条後段の諸権利を一括りのものとして「幸福追求権」と呼称する多数説において、この幸福追求権は社会権も含むとする立場と、強いて社会権的性格を併有させる必要

28 同上、4頁。

29 同上、5頁。

30 同上。

31 辻村、前掲注(5)、iv頁（第4版はしがき）。

32 同上、140頁。

33 山内、前掲注(2)、6頁。

はなくそれは憲法第 25 条が総則規定となっているとする立場がある³⁴。13 条後段において、「生命権」を独立した権利として捉える本稿の視点では、すべての権利の前提となる位置付けと、自由権全体の総則としての意義および社会権全体の総則としての意義を含むものとして「生命権」を考えたい。

山内は、日本国憲法の下での「生命権」を大きく二分し、国家に対する不作為請求権である「生命についての侵害排除権」、および、国家に対する作為請求権としての意味合いをもつ「生命についての保護請求権」とそれぞれ呼称した³⁵。後者については、憲法第 25 条の保障する「生存権」の中核部分を構成するものとして位置付けている。

(2) 生存権—日本国憲法第 25 条

第 25 条 1 項は、「国民が、みな人間らしく生きることができることを権利として宣言した」ものである³⁶。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの各種の「社会福祉立法」や、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保健法、雇用保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律などの各種の「社会保険立法」、また、地域保健法（従来保健所法）、食品衛生法、環境基本法、大気汚染防止法等による「公衆衛生制度」の整備がされている。

法的性質については憲法制定当初からさまざまな議論があったが、朝日訴訟などを経て、今日では、一言で言えば「生存権を法的権利と解しつつ、これを具体化する法律によってはじめて具体的な権利となる」³⁷と捉える「抽象的権利説」が通説³⁸または、「最有力説」³⁹となっている。すなわち、「直接憲法 25 条 1 項を根拠として国の立法や行政の不作為の違憲性を裁判で争うことまでは認められないが、この規定を具体化する法律の存在を前提として、その法律に基づく訴訟において、憲法 25 条 1 項違反を主張することは許される」とするのが共通理解となっている⁴⁰。

34 野中、前掲注(3)、272 頁。

35 山内、前掲注(2)、263 頁。同頁において、山内は、不作為請求権たる「生命についての侵害排除権」の具体的内容を、①戦争や軍隊のために自己の生命を奪われたり、生命の危険に曝されたりすることのない権利（狭義の平和的生存権）、②国家の刑罰権などによって自己の生命を剥奪されない権利（死刑制度の違憲性）、③生命の保持存続についての自己決定権、に分けている。

36 辻村、前掲注(5)、286 頁。

37 同上。

38 同上。

39 野中俊彦「第 10 章 社会権」野中・中村・高橋・高見編『前掲注(3)』、503 頁。

40 同上。

芦部は、「25条の生存権が生活保護法のような施行立法によって具体化されている場合には、憲法と生活保護法とを一体として捉え、生存権の具体的権利性を論ずることも許されるであろう。」と踏み込んでいる⁴¹。また、既述のように、「環境権」は憲法第13条の幸福追求権に含まれるものであるが、「環境権を具体化し実現するには、公権力による積極的な環境保全ないし改善の施策が必要であるから、その面では社会権として性格づけられる。」側面を有している。すなわち、「憲法25条も環境権の根拠となる」のである⁴²。

(3) 諸外国の憲法における「生命権」に関する明文規定

前述の日本国憲法第13条の文言は、アメリカ独立宣言⁴³の掲げる有名な「すべての人間は生まれながらにして平等であり」に続く、「生命、自由及び幸福追求 (Life, Liberty and the pursuit of Happiness)」(を含む不可侵の権利)という表現にもつながるものである。また、次にのべる「世界人権宣言」にも影響を与えている。言うまでもないが、当時の歴史的限界として、「すべての人間」の平等という概念からは、先住民族と黒人奴隷が排除されているという重大な問題を孕んでいるのである。もちろん、次元を異にするより大きな枠組みでの問題として女性の地位の問題もある。

ドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland : GG) (1949年5月8日採択、24日施行、1990年10月3日のドイツ再統一後には、一部修正の上で全ドイツに適用される実質上の憲法となっている⁴⁴) 第2条2項は「各人は、生命への権利および身体を害されない権利を有する。」⁴⁵と定めている。また、1999年のスイス連邦憲法第10条では、「すべての人間は、生命に対する権利を有する。死刑は禁止される。」⁴⁶と明記されている。そのほか、1958年のフランス第5共和国憲法は、前文で、「フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言が定める人権および国民主権の原理」を遵奉するとし、第66条の1で「何人も、死刑に処せられてはならない。」と定めている⁴⁷。

41 芦部、前掲注(4)、269頁

42 同上、272頁。

43 The unanimous Declaration of the thirteen united States of America (大文字・小文字の表記は原文のママ)、すなわち、いわゆる The Declaration of Independence の原文は米国国立公文書記録管理局 (NARA) [<https://www.archives.gov/founding-docs/declaration-transcript>] など。

44 再統一後も、マーストリヒト条約やリスボン条約の批准に伴い、また、「EUの展開や世界的な経済危機を含むグローバルな情勢の激しい変化に対応する必要もあって、2012年7月の直近改正までにさらに18回(通算59回)の改正が行われている(初宿正典・辻村みよ子編『新・解説世界憲法集 第3版』三省堂、2014年、167頁)。

45 同上、173頁。

46 同上、293頁。

47 同上、246頁。フランス人権宣言の邦訳としてはたとえば、渡部茂己編著『国際人権法』国際書院、2009年、22-3頁に松井志菜子仮訳文が掲載されている。

I-3 国際法の視点

(1) 生命権－世界人権宣言と自由権規約

生命権は基本的人権の中心に位置付けられる最も基礎となる権利である。すべての人権は生きていることが前提となって構築されている。近代になって、すべての（残念ながら時代背景を反映して、真にすべてではないという問題を含むものであるが）人々の生きる権利を法的文書として宣言した最初は、バージニア権利章典（Virginia Bill of Rights：1776年6月12日採択）である⁴⁸。その後、前述のように、同年の米国独立宣言、1789年のフランス人権宣言等に受け継がれている。

国際法においては、武力衝突時においてもできる限り人命を尊重する趣旨から、国際人道法（武力紛争法）と現在呼ばれている戦時国際法の集積がある。国際人権法や国際人道法において、市民の生きる権利を守る義務とその義務を遂行するための権限や財源を有しているのは国家である。しかし、国家だけでは充分ではない場合（義務を果たせない国々や義務を果たそうとしない国もある）や、ときには逆に権利を侵害する国家もあることから、すべての人々の生きる権利を実現するためには、国際社会および国際法の存在と役割が重要となるのである。

本稿では、国連創設後の成文法を中心に、生命権の保護の状況を見てみる。

1948年、国連総会で反対なしで採択された世界人権宣言第3条は、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」⁴⁹と宣言している。

世界人権宣言を踏まえて、実定国際法として1966年の第21回国連総会で採択され、1976年に発効した「国際人権規約（自由権規約）」第6条1項には「すべての人間は、生命に対する固有の権利（the inherent right to life）を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と定められている。ここで規定されている「生命権＝生命に対する権利（生きる権利）」は、緊急事態の場合で例外的・一時的に認められる場合であっても侵害することはできない（自由権規約第4条2項）⁵⁰。欧州人権条約（European Convention on Human Rights）においては、第2条「生命に対する権利（Right to life ; Droit à la vie）」の第1項「全ての者の生命に対する権利は、法によって保護される。何人も故意にその生命を奪われない。・・・」と定められ、この権利は同第15条の

48 “Section 1. That all men are by nature equally …, the enjoyment of life and liberty, …” in *The Virginia Declaration of Rights*. [<https://www.archives.gov/founding-docs/virginia-declaration-of-rights>] (2018年2月8日参照)

49 外務省仮訳文、前掲注(1)。

50 寺谷広司『国際人権の逸脱可能性－緊急事態が照らす法・国家・個人－』有斐閣、2003年を参照。

「公の緊急事態の場合」でも「この条約に基づく義務から逸脱する (derogating)」ことが許されない権利の一つとなっている⁵¹。

国連総会決議においては、1978年12月15日の「平和的生存のための社会の準備に関する宣言」で「すべての国民とすべての人間は、平和のうちに生存する固有の権利を有する」⁵²ことが合意され、また、1984年11月12日の「人民の平和への決議に関する宣言」においては、「地球上の人民は平和への神聖な権利を有する」⁵³ことが合意されたのである。

そのほか、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）第6条1項では、「締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。」と定められている。

地域的国際人権法では、前述の欧州人権条約のほか、たとえば、リスボン条約でEU条約とともに法的効力を有することとされた「EU基本権憲章 (Charter of Fundamental Rights of the European Union)」では、第2条1項において「全ての者は、生命に対する権利を有する。」⁵⁴と定められ、米州人権条約 (American Convention on Human Rights) 第4条1項およびアフリカ人権憲章 (バンジュール憲章) (African Charter on Human and Peoples' Rights) 第4条においても同様の規定がある。なお、アフリカ人権憲章第23条には、「全ての人民は、国内及び国際の平和と安全に対する権利を有する。」⁵⁵との定めがある。

このように国際法においては、「生命権」すなわち「生きる権利」が重視され、平和的に生きる権利たる「平和的生存権」として規定される場合もあるのである。なお、「平和的生存権」の概念は、日本国憲法前文にも、国際社会のすべての人々についての権利として次のように定められている。すなわち、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(前文第2段第3文)

(2) 生存権－世界人権宣言と社会権規約

世界人権宣言は、上述のように、狭義の「生きる権利」である生命権について明確にしているが、「人間らしく生きる権利」すなわち生存権についても、第22条で、「すべて

51 和訳文は、奥脇直也・岩沢雄司『国際条約集 2015年版』有斐閣、2015年、369-370頁。

52 山内、前掲注(2)、101頁。

53 同上。

54 奥脇・岩沢、前掲注(6)、377頁。

55 同上、387頁。

人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、・・・経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。」と宣言している。さらに、第 25 条においては、「すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。」と憲法よりも詳細に述べている⁵⁶。

この、生存権を中心に、法的義務のある条約として明文化したのが「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」⁵⁷いわゆる社会権規約または人権規約 A 規約である。同条約は、1966 年 12 月 16 日に国連総会で採択され、1976 年 1 月 3 日に国際法としての効力を発生した。2017 年 11 月 28 日現在での締約国は 169 カ国である⁵⁸。人々が人間らしく生きる権利の遵守を各国に義務付ける普遍的な人権条約として、ほかに女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）⁵⁹、子どもの権利条約⁶⁰、難民条約（難民の地位に関する条約および難民の地位に関する議定書）⁶¹ ほかがあり、また、労働者の権利を守る多数の ILO 諸条約は国連よりも先に、国際連盟の時代から存在している⁶²。

以上のように、国際法においては、生命権と生存権を明示的に区別した形で保障されている。

II 「生きる権利」を実現するための国際総合政策

II-1 国際総合政策の意義（用語・概念）

I で述べたような、世界のすべての人々の生きる権利を定める国際法（ここでは人権諸条約）について、立案し（立法的機能を遂行）、実現する（行政的機能を遂行）、また、法的紛争に際して司法機能を果たすプロセスのことをグローバル・ガバナンスと呼ぶことができる。またそのような機能を担う組織体（国連システムなど）を含めてグローバル・ガバナンスと呼ぶ場合もある。そのような地球規模でのある種の統治（ガバナンス）において、立案

56 第 22 条および第 25 条の条文和訳は外務省仮訳文による。前掲、注(1)。

57 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: ICESCR. 具体的内容を概説したものととして、申 恵 丰「第 3 章 人権保障のための普遍的条約」渡部茂己編著『国際人権法』国際書院、2009 年。

58 UNOHCHR Website [<http://indicators.ohchr.org/>]（2017 年 11 月 28 日参照）

59 Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women.

60 Convention on the Rights of the Child.

61 Convention Relating to the Status of Refugees; Protocol Relating to the Status of Refugees.

62 各条約の具体的内容については、それぞれ順に、渡部編著、前掲注(5)、第 5 章、第 6 章、第 8 章、第 7 章。

され、遂行される「政策」を、本稿では「国際総合政策」と呼ぶことにする。

次に述べるように、「総合政策」の「総合」には、もとより国内的課題と国際的課題を総合的に捉えることが含意されているが、「国際総合政策」の場合には、国際的課題の発見とそれに対する国際的対応に視点が置かれている。

「総合政策」という概念については、常磐大学の「総合政策学部」について同大学「学則」第2条の2(学部の教育研究上の目的)の表現が簡潔に要点をまとめたものとなっており、これに従うこととする⁶³。すなわち、「学際的・総合的な観点から、現代の社会が直面する諸問題に取り組み、その具体的な解決策を提示すること」であり、言い換えれば、「幅広い観点からの知識(に基づいて)、現代の社会が直面する諸問題を俯瞰し正当に評価」した上で、「具体的な解決策を導き提言・提案する」ものが総合政策であると考えられる。学際的であり、かつ、総合的アプローチによる実践的な学問である。上記の「学際的・総合的」という観点には、学問分野としても課題の所在やとるべき対応としても、国際社会・国内社会の両方が含まれている。

「総合政策」という用語は日本ではよく用いられており、ある程度定着しているにもかかわらず、英文表記としては総合政策に相当する特定の用語はほぼ存在しない。現在では名称が変更されている可能性もあるが、形式上「総合政策」の英訳語とされているいくつかの事例を参考に挙げる。たとえば、官庁の部署名としては、国土交通省「総合政策」局は、“Policy” Bureau であり、経済産業省資源エネルギー庁長官官房「総合政策」課は“General Policy” Division とされ、財務省大臣官房「総合政策」課は、“Policy Planning and Research” Division とされている。

大学の学部名称の一例としては、たとえば慶応大学総合政策学部は、Faculty of “Policy Management”、中央大学および関西学院大学の総合政策学部は、Faculty of (School of) “Policy Studies” であり、「総合」に相当する直接の英語表記はない。学科レベルの表記例では、日本大学国際関係学部の国際総合政策学科は Department of “International Studies” とされており、やはり「総合」に当たる英語表記はない。慶應大学では総合政策学部については、“Policy Innovation,” “Policy Studies,” “Policy Design” などの変更案もあったという⁶⁴。なお、2017年4月新設で筆者が所属している(常磐大学の)「総合政策」学部

63 「常磐大学学則」[http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/pdf/tokiwa_rule.pdf] (2018年2月6日参照)

64 「英訳すれば見えてくる!?『総合政策学』の意味」慶応大学『SFC CLIP』2007年1月19日 [<https://sfclip.net/2007/01/1947/>] (2017年9月18日参照)

は Faculty of “Management and Administration”、同学部に含まれる「総合政策」学科は Department of “Policy Management” との表記である。

国際総合政策として「人間的に生きる権利」を考えると、貧困の解消を「公共財（国際公共財）」とみなす考え方も参考になる⁶⁵。伊藤恭彦は、非競争性と非排除性を併せ持つ公共財として貧困の解消を捉え、「貧困が紛争、麻薬製造、テロの温床となっていることはよく知られている。もし、これを放置すれば富裕国にも、紛争の飛び火、密輸麻薬の増加、テロ攻撃といった深刻な害悪を及ぼすかもしれない。これらの害悪を除去することは、富裕国にとっての利益となる。」として、「貧困の解消を国際公共財と考えてみると、その供給が富裕国を含むほとんど全員の利益となるのが理解できるだろう。」と主張する⁶⁶。このような用語の概念については、本稿では仮のものであり、今後、様々な視点からの論究を積み重ねた後に、再検討することとしたい。

II-2 貧困死と「人間の安全保障」

(1) 貧困死 (poverty-related death)

I で検討した、生きる権利との関係では、社会が適切に対応することで乗り越えられるはずの食糧不足や医療不足など、貧困が原因で亡くなることを「貧困死」と呼ぶことがある。世界銀行は、2015年10月より国際貧困ライン (International Poverty Line, global poverty line) を1日1.90ドルと設定した。この地球規模貧困ラインを下回る人々は2013年で約7億6900万人、世界人口の約11%、1日3.2ドル以下の人々が約20億人となっている⁶⁷。国際貧困ラインを下回る人々の割合は、サブサハラ・アフリカ地域では40.98%ときわめて大きく、南アジアで14.66%、ラテンアメリカ・カリブ海地域4.91%、東アジア・太平洋地域3.68%、中東・北アフリカ地域2.31%、ヨーロッパ・中央アジア地域で、2.16%となっている⁶⁸。

井上によれば、食糧不足や医療等の不足など貧困が原因で亡くなることを意味する「貧困死 (poverty-related death)」（すなわち「貧困がなければ回避可能」⁶⁹な死）は、毎年約2,000万人であり、全世界で亡くなる人々の3分の1に上る。1日あたりでは5万人

65 伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのかーグローバルな正義とコスモポリタニズムー』人文書院、2010年、178頁。

66 同上、178-9頁。

67 World Bank Website [<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>] (2017年11月22日参照)

68 *Ibid.*

69 井上達夫『世界正義論』筑摩書房、2012年、39頁。

になるが、その約6割(3万人)は5歳未満の幼児である。残念ながら、世界においても貧富の差は拡大傾向が続いている。2008年2月に日本の国会内に設立された「国際連帯税を求める議員連盟(PGISL)」と連携する「国際連帯税推進協議会」⁷⁰の2010年報告書は、1990年代以降に一段と進展した、「グローバリゼーションの進展」に伴う「世界的規模での経済活動の活性化」がその原因の一つであると指摘している⁷¹。同報告書では次のように記載されている⁷²。

世界貿易の規模は、1990年の8兆ドルが2006年には23兆ドルへと約3倍に増加した。同じ期間に世界のGDP総額は24兆ドルから38兆ドルへと1.6倍の増加を記録した。世界経済の貿易依存度(世界貿易額の世界GDPに対する比率)は33%から61%へと上昇し、国境を越えた経済活動の重要性が飛躍的に高まることになった。1995年のWTO発足、多数のFTA(自由貿易協定)の締結は市場経済の自由化・活性化をさらに促進する役割を果たしている。

この間、情報通信技術の発展とともに、実体経済以上に金融経済の規模が拡大していく。たとえば世界の外国為替取引量は、1989年の155兆ドルが2007年には770兆ドルへと約5倍に膨張し、実体経済と金融経済の乖離が一段と進行した。貿易量に対する外国為替取引量の比率は、19倍から33倍へと大幅に上昇している。

もちろん、経済の成長は人類全体のより良い生活に結びつくものであるが、同時に多くの歪みも招来した。それらを前述の同報告書では次の3つの危機としてまとめている⁷³。

第一の貧困危機とは、世界的な富の偏在、経済格差の拡大、貧困層の増大であり、これを放置することは世界全体を危機的状況に陥らせることになる。グローバリゼーションによって世界の一体化が進むなかで、5人に1人が生存を脅かされているといった悲惨な状態が生まれている。

第二の環境危機とは、これまでの経済成長システムが地球環境のバランスを破壊し、人類の生存を脅かしつつあることである。とりわけ温室効果ガスの排出量の増大は、気候変動、温暖化をもたらし、すぐに手をうたなければ人類社会は持続的な発展が不可能になる事態に直面し

70 その後、「グローバル連帯税推進協議会」と名称変更された。その経緯や2015年末に発表された最終報告書「持続可能な開発目標の達成に向けた新しい政策科学－グローバル連帯税が切り拓く未来－」(2015年12月1日) [http://isl-forum.jp/wp-content/uploads/2015/12/GST_Final-report.pdf] について、別稿で検討することとしたい。

71 国際連帯税推進協議会「環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして－地球規模課題に対する新しい政策提言－」(国際連帯税推進協議会最終報告書)2010年9月15日(2010年10月10日増補版)、8頁。

72 同上。

73 同上。

ている。地球温暖化はまず途上国に被害を与え、第一の危機と連動していく。

第三の金融危機とは、肥大化した投機マネーが世界経済を混乱させ、実体経済、さらには人々の暮らしを破壊している事態である。1997～98年のアジア通貨危機、2008年から進行する世界金融危機はその典型であり、原油や食料価格の乱高下も繰り返されている。こうした経済の混乱は特に貧困層に与える打撃が大きく、ここでも第一の危機とつながっている。

地球規模での経済活動、グローバリゼーションが進展している今日では、開発協力に対しても、逆に環境破壊や貧困問題など負の影響への対策についても、国際社会としての統一的、総合的かつ一層積極的な対応が避けられない状況下にあることを示していると言えよう。

(2) 「人間の安全保障」

武力等による直接的な危害に対する恐怖から免れることに加えて、上述のような命を脅かす貧困に陥らないように人々を守ることも含めた、広い視野での安全保障が「人間の安全保障」である。前述したように、2016年12月に「平和への権利宣言」が国連総会で採択された。その内容である「平和的生存権」に関しては既に日本国憲法前文において、「恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」と記されており、たとえば辻村は、「国際条約における『平和への権利』論の先取りとしての意味をもった。」と高く評価している⁷⁴。ここでは、日本国憲法でも定められている、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ」る権利を保障するための具体的措置として、国際社会において「人間の安全保障」という考え方が一般化している状況を確認する。なお、国内の議論においては、平和的生存権についても新しい人権のひとつとして認めるべきとの学説も有力であるが、憲法学会では、一般的には、「その主体・内容・性質などの点でなお不明確であり、人権の基礎にあつてそれを支える理念的権利とすることはできるが、裁判で争うことのできる具体的な法的権利性を認めることは難しい」とされている⁷⁵。

「人間の安全保障」という概念は、周知のように1994年版の『人間開発報告書』で広く知られるようになった。日本語における「安全保障」という伝統的な用語を、人間一人一人の生きるレベルで再構築した画期的な概念および用語である。言うまでもなく、英語等

74 辻村みよ子『比較憲法・新版』岩波書店、2011年、253頁。

75 芦部、前掲注(4)、38頁。

における、“security”という概念は元来幅広い意味を含むものであった。語源のラテン語では se-curitas、すなわち、“without care/anxiety”であって、気掛かりがないという意味である⁷⁶。

UNDP で取り上げるようになった背景には、1970 年代より、アマルティア・セン (Amartya Sen) によって提唱された自由や潜在能力の平等性 (the equality of basic capabilities) を意味する「ケイパビリティ論」(Capability Approach) が基礎となっている⁷⁷。ここで、「ケイパビリティ (潜在能力)」とは、「与えられた社会関係と個人の特質のもとで、一人一人が達成できる機能 (functionings)、すなわち『～になること』と『～をすること』の集まりである。より平易には、一人一人にとって実現可能な生き方の幅と言い換え」⁷⁸ することができる。

「総合政策学とは政策決定 (上流) とその成果 (下流) との距離を克服すること」⁷⁹ であり、「実践の学としての総合政策学がヒューマンセキュリティの訴えと共鳴する」⁸⁰ とする梅垣の理解に賛同する。「人間の安全保障」においては、政策と成果の緊密さが問われているのである。換言すれば、基本的人権としての「生きる権利」は、国際人権法と憲法に根拠を有する法的権利であり、「人間の安全保障」はそれを実践しようとする「国際総合政策」上の概念としての意義を有しているのである。

II-3 生きる権利を実現する国際総合政策としての「SDGs」とその財源

(1) 国連憲章第9章とSDGs

国連憲章の第9章に含まれる、経済・社会的課題の解決の問題を「生きる権利を守るための国際総合政策」の視点で表現すると、グローバル・イシューをはじめとする国際社会の諸問題をいかに「世界的に」解決してすべての人々が「公平に」人間らしい生活を営むことができるかということになる。この経済的・社会的課題は、「構造的平和」という切り口で見ると、国際社会の平和と安全の維持にとっても間接的にはあるが、しかし実質的に大きな関わりを有する課題でもある。

国連において、国際社会全体で取り組むべき総合政策として策定された文書として

76 Laura J. Shepherd, ed., *Critical Approaches to Security*, Routledge, 2013, at 224.

77 峰陽一「人間の安全保障と開発の哲学」『国際問題』No. 603、2011年、18頁。

78 同上。

79 梅垣理郎「第4章 ヒューマンセキュリティと総合政策学」大江守之・岡部光明・梅垣理郎『総合政策学－問題発見・解決の方法と実践－』慶応義塾大学出版会、2006年、129頁。

80 同上。

「ミレニアム開発目標 (MDGs)」があり、それを引き継ぎ、より包括的な内容とした「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が 2015 年 9 月の国連総会で採択された。MDGs においては、OECD 開発援助委員会 (DAC) ドナー諸国の ODA 支出額が国民総所得 (GNI) に占める割合として、2015 年までに 0.7% に到達することを目標としていた。2012 年までにこの目標を達成したのは、ルクセンブルグ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダの 5 カ国であった⁸¹。日本 (0.17%) や米国 (0.19%) はいまだに 0.2% にも届かない。MDGs の成果を土台として、気候変動、経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義の諸問題など、新たな課題を広く含め、2012 年 6 月 20 ~ 22 日にリオディジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議 (United Nations Conference on Sustainable Development : UNCSD)」、通称「リオ+20 (Rio+20)」では、経済、環境、社会の 3 者の均衡を維持しつつ発展することによりあらゆる地域での貧困を根絶するための「持続可能な開発目標 (SDGs)」の策定が合意されたのである⁸²。

(2) SDGs のための必要資金と財源

上述のような世界規模での危機に対処するための「国際総合政策」(すなわち地球規模での総合政策、グローバル・ガバナンスにおける政策課題) を実行・実現する際の「財源確保」の実際的手段としても、また、世界正義 (グローバル・ジャスティス) という「理念」との関わりの面でも、資金調達メカニズムが課題となる。たとえば SDGs の達成に必要なグローバル公共財 (Global Public Goods : GPGs) には、毎年 3.9 兆米ドルの資金が必要とされている⁸³。必要な金額に幅を持たせた UNDP の試算によると、毎年 3 ~ 7 兆米ドルが必要となる⁸⁴。分野別内訳についてはたとえば、2014 年に出された“Report of the Intergovernmental Committee of Experts on Sustainable Development Financing (持続可能な開発資金に関する政府間専門家委員会 [ICESDF] 報告書)”に、海洋、森林、生物多様性、気候変

81 OECD Aid statistics [<http://www.oecd.org/dac/stats/data.htm>] (2014 年 10 月 17 日参照)

82 United Nations Conference on Sustainable Development, Rio+20 [<https://sustainabledevelopment.un.org/rio20>] (2017 年 11 月 4 日参照)

83 JICA SDGs ポジショニング・ペーパー「SDGs 達成への貢献に向けて：JICA の取り組み」2016 年 9 月 12 日、11 頁 [https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/ku57pq00001qfok2-att/JICA_torikumi.pdf] (2017 年 11 月 15 日参照)。

84 Marcos Athias Neto and Massimiliano Riva, “What role for the private sector in financing the new sustainable development agenda? (07May 2015)” UNDP Website [<http://www.undp.org/content/undp/en/home/blog/2015/5/7/What-role-for-the-private-sector-in-financing-the-new-sustainable-development-agenda-.html>] (2017 年 11 月 24 日参照)

動、再生可能エネルギーなどに関するデータが掲げられている⁸⁵。

現在までに、国際社会における組織的な財政としては、国連、世界銀行などの国際機構の活用が図られている。しかし、各加盟国が義務的に支出する国連分担金の規模は、通常年間予算の総額でわずか 25 億ドル（ざっと 2500 億円。2017 年時点での東大の年間予算とほぼ同額。八王子市の年間予算は約 4000 億円。水戸市は約 2000 億円）に過ぎない。もちろん、国連の各自立的補助機関－たとえば、国連児童基金（UNICEF）や国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）－や各専門機関は各国からの任意拠出金等（部分的には個人や団体からの寄付金等を含む）のそれぞれ別個の予算がある。

現実的な選択肢としては、まずは ODA の拡大が望ましいが、各国はそれぞれの国内諸問題へ対応するための財源も十分確保されているとは言えない。途上国を中心とする世界全体では人口急増による食糧や水資源の不足、環境悪化、社会の不安定化などの大きな問題を抱えている一方で、先進国においても逆に少子高齢化による医療費、介護費の増大、労働力不足など次々と現れる諸問題に対処する必要に迫られているからである。2016 年のすべての国々からの ODA 総額は 1526.38 億米ドル（そのうち、DAC 諸国から 942 億米ドル、多数国間援助機関からは 417 億米ドル）で、SDGs 必要資金の 4% 未満にとどまっている⁸⁶。

世界銀行のデータによれば、2014 年の純 ODA 世界総額が最高額で、1616 億ドル、2015 年は 1525 億ドルであった⁸⁷。経済・社会統計を公表している総務省統計局の『世界の統計 2017』では、2014 年の世界の ODA 1606 億ドルのうち、二国間が 1177 億ドル、国際機構の出資・拠出によるものが 428 億ドルで⁸⁸、開発援助を任務とする各国際機構から途上国への譲許的援助総額は 432 億ドル（国際開発協会 [IDA] から 103 億ドル、国連から 47 億ドル、EU から 164 億ドルなど）、同じく非譲許的援助総額は 181 億ドル（世界銀行 [IBRD] から 78 億ドル、米州開発銀行 [IDB] から 36 億ドル、アジア開発銀行 [ADB] から 39 億ドル、アフリカ開発銀行 [AfDB] から 17 億ドル、欧州復興開発銀行 [EBRD] から 18 億ドルなど）となっている⁸⁹。

85 United Nations, *Report of the Intergovernmental Committee of Experts on Sustainable Development Financing*, 2014, p. 6. [<https://sustainabledevelopment.un.org/intergovernmental/financecommittee>] (2017 年 11 月 23 日参照)

86 OECD Website [<http://stats.oecd.org/>] (2017 年 11 月 16 日参照)。同データによれば、支出純額（ネット）ベースでの 2015 年の DAC 諸国の ODA 実績は、1 位米国、2 位英国に次いで日本は 3 位である。4 位はドイツ。

87 World Bank Website [<https://data.worldbank.org/indicator/DT.ODA.ALLD.CD>] (2017 年 11 月 26 日参照)

88 総務省統計局『世界の統計 2017』、199 頁。

89 同上。

Ⅲ 国際総合政策の財源としてのグローバル・タックスに関する一考察

Ⅲ-1 グローバル・タックスの構想と意義

国境を越える人の移動や自由で公正な貿易が促進されることは、すべての人々が経済的にも文化的にもより豊かに生活できることにつながる。それらは部分的には、国連システムを中心としたグローバル・ガバナンスによる国際社会全体の平和の維持や経済的社会的安定の確保によって保たれるのであるから、たとえば、人や物の国境を越える移動に伴って、ごくわずかの税率での国際課税を導入することが合理的な方策のひとつである。

「グローバル・タックス (global tax：井上は「世界税」と訳す⁹⁰)」は、国家を経由せずに、国境を越える様々な諸活動を行う市民や企業・団体等に対して国際社会が直接に課税し、必要な経費の一部を賄う構想である。すなわち、現実の国際経済の日常的活動を通して、途上国や貧困者および国家による保護を受けられない難民等への分配的正義を実現するものとして、活用が期待されるものである。「グローバル・タックス」は、「グローバル税」または「国際税」と呼ばれることもある。国際課税または国際租税という別の意味をもつ用語と混乱する可能性があるため、本稿では「国際税」は用いずに「グローバル・タックス」とする。もちろん、現実化には幾重にも困難な敷居があることは言うまでもないが、政策の側面と理念の側面の両方で、実現化が期待されている。国際総合政策を遂行するグローバル・ガバナンスの財源としてのグローバル・タックスの効用については、たとえば上村は、「地球規模問題の解決に貢献し、これらの問題を解決するための財源を生み出すのみならず、グローバル・ガバナンスの透明化、民主化、アカウントビリティの向上を促進し、持続可能なグローバル福祉社会に向けて効果的なグローバル・ガバナンスを構築する可能性を持っている」⁹¹と評価する。

グローバル・タックスについての類型等の詳細な検討は別稿とするが、次の上村のより具体的な定義を基礎として、必要な検討を加えたい。すなわち、「グローバルなモノや活動にグローバルに課税し、グローバルな活動の負の影響を抑制しつつ税収を上げ、それをグローバル公共財の供給やグローバル公共善の実現のために、グローバルに再分配する税のシステム」⁹²と表現し、この4要件をすべて満たす場合を「完全な (full)」グロー

90 井上、前掲注(9)、254頁。

91 上村雄彦『グローバル・タックスの可能性—持続可能な福祉社会のガバナンスをめざして—』ミネルヴァ書房、2009年、173頁。

92 同上、178頁。“A global tax is one of the crucial policy measures to build sustainable welfare society at the global level.”Takehiko Uemura, “Exploring Potential of Global Tax: As a Cutting Edge-Measure for Democratizing Global Governance,” *International Journal of Public Affairs*, vol. 3, (2007), p.114.

バル・タックスとしている⁹³。本稿ではこれを「狭義のグローバル・タックス」と位置付ける。4要件を部分的にのみ満たす「航空券連帯税」についても上村は狭義のグローバル・タックスに含めているが⁹⁴、本稿ではこれを「広義のグローバル・タックス」と位置付ける。さらに、タックス・ヘイブンや資本逃避の問題を解決するための税制その他については、上村は広義のグローバル・タックスと捉えているが⁹⁵、本稿ではこれを「最広義のグローバル・タックス」またはグローバル・タックスに関わるがそれ自体ではないものとして、いずれにしても筆者によるグローバル・タックスの議論には含めないこととする。

グローバル・タックスに関する具体的な構想としてほかに、トマス・ポグゲ (Thomas W. Pogge) による「世界 (地球) 資源税 (Global Resource Tax)」や「世界 (地球) 資源配当 (Global Resource Dividend)」の提唱などがある⁹⁶。

Ⅲ-2 トービン税とランドー・レポート

グローバル・タックスの概念の嚆矢としては、後にノーベル経済学賞 (1981年) を受賞したトービン (James Tobin, 1918-2002) が、1972年にプリンストン大学での講義で提唱した「通貨取引税」いわゆる「トービン税 (Tobin Tax)」がよく知られている⁹⁷。これは通貨取引に対して課税するため、比較的多額の税収が見込める長所があるとされる。その前年の1971年8月のニクソン・ショックを経て、1973年に国際通貨システムが変動相場制に移行したことから、外国為替市場の安定などを目的としてすべての外国為替取引に0.5%から1%の低率での課税を提言したものである⁹⁸。

その後トービン税が再び注目されるようになった背景について、Ⅱ-2で既述した国際連帯税推進協議会報告書は次のように説明している。

通貨取引税は、1970年代にアメリカの経済学者ジェームズ・トービンによって最初に提案

[http://isslerhall.org/drupal/sites/default/files/IJPA_Vol.%203_Uemura_070222_0.pdf] (2017年11月10日参照)

93 上村、前掲注⑨)、178頁。

94 同上。

95 同上。

96 Thomas W. Pogge, “Eradicating systemic poverty : brief for a Global Resources Dividend,” *Sur:Revista Internacional de Direitos Humanos*, vol.4, No.6, 2007 [sur.conectas.org/en/home/issue_06] (2018年2月28日参照)

97 James Tobin, “A Proposal for International Monetary Reform,” in *Presidential address at the 1978 conference of the Eastern Economic Association* [http://web.holycross.edu/RePEc/eej/Archive/Volume4/V4N3_4P153_159.pdf] (2017年11月12日参照) p.155

98 上村、前掲注⑨)、199頁。

された。それゆえ、最近までトービン税と呼ばれてきている。その本来の目的は、変動相場制に移行した国際通貨体制のもとで、為替相場の投機的な急変動を抑制し、一国の経済政策の自律性を確保することであった。税収ではなく、規制の面に狙いが定められていたのである。

トービンの提案は具体的な検討まで進まずに放置されていたが、1990年代に入り、外国為替市場の規模拡大とともに、税収の面から再評価されることになる。UNDPは、その税収につきODAを補う財源とする構想を提起していく。他方、1997～98年のアジア通貨危機は、通貨取引税の市場規制の側面に再照明をあて、ヨーロッパを中心とするNGOが、金融危機への有効な処方箋として、その実現を目指す運動を展開していく。その成果として、カナダ、フランス、ベルギーなどの議会が、通貨取引税の採用を促す決議をあげていく。以上の動向をふまえつつ、より広い視点から、MDGsの財源を求めて提起されたのが国際連帯税である。

国際総合政策を中心的に担う国連において、グローバル・タックスが論じられるようになった嚆矢は、国連砂漠化防止行動計画（Plan of Action to Combat Desertification：PACD）を採択した、1977年の「国連砂漠化会議（United Nations Conference on Desertification：UNCOD）」において、同会議の事務総長でもあったモスタファ・K・トルバ（Mostafa Kamal Tolba, 1922-2016）UNEP事務局長が、各国の自発的な判断で抛出する財源に加えて、自動的（“automaticity”）に財源を得ることができるメカニズムを提案したことによる⁹⁹。

国連を中心とする国際社会全体での開発への取り組みであるMDGsの財源を国際的に確保するために、当時のシラク仏大統領は、会計検査院のジャン＝ピエール・ランドー（Jean-Pierre Landau）を委員長とするランドー委員会を設置して検討させた。同委員会は、2004年8月に報告書「ランドー・レポート（Landau Report）」を発表した¹⁰⁰。同レポートの要旨は、「ODAの国際目標（GNI比0.7%）達成の必要性を主張し、同時に国益優先の2国間ODAの限界を指摘する。そのうえで、ODAと異なる革新的資金調達メカニズムについて立ち入った検討を加える。（筆者注：原文にここで改行あり）その一つは、イギリスが提唱するIFF（援助供与国の保証つきで資本市場で債券を発行するスキーム）であるが、即

99 Ruben P. Mendez, “Global Taxation: The rise, decline and future of an idea at the United Nations,” *Gouvernance Mondiale* No 04/2002, at 5. [http://www.iddri.org/Publications/Collections/Idees-pour-le-debat/id_0204_mendez.pdf] (2017年11月4日参照)

100 Landau Report. [<https://www.cbd.int/financial/interdevinno/france-landau-report.pdf>] (2017年11月4日参照)

効性は認めるとしても、持続可能ではないとして、国際税を本命として掲げる。」¹⁰¹ ということである。なお、ランドー・レポートによると、フランスが支援し英国が提案した IFF による財源期間が終了した後もグローバル・タックスが続くので、両者は補完的なものと評価している¹⁰²。

たとえば、2006 年から開始された、アフリカや南アジアなどの途上国の子どものための予防接種のための国際金融ファシリティ (IFFIm : International Finance Facility for Immunisation) は、資金提供国 (ドナー国) から長期に亘って招来的に提供される寄付金をもとに (担保に)、「ワクチン債」を発行して得た資金を「今」使うことで、70 カ国以上の途上国で実施されている GAVI アライアンス (GAVI Alliance ; GAVI は、Global Alliance for Vaccines and Immunisation) の予防接種プログラムの実施に貢献している¹⁰³。

ランドー・レポートによれば、グローバル・タックスの類型として、金融取引税 (Taxes on financial transactions)¹⁰⁴、外国為替取引税 (A tax on foreign exchange transactions)¹⁰⁵、一般証券取引税 (A general tax on securities transactions)¹⁰⁶、(地球)環境税 (Environmental taxes ; international taxation in the global environment)¹⁰⁷、航空輸送 (税) (Air transport)¹⁰⁸、海上輸送税 (A tax on shipping)¹⁰⁹、グローバル公共財税 (たとえば海峡通行税) (An example of pricing planetary common goods: straits)¹¹⁰、武器輸出税 (A tax on arms sales)¹¹¹、多国籍企業収益税 (A tax surcharge on corporate profits)¹¹²などを考えることができる。

101 「環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして－地球規模課題に対する新しい政策提言－ (国際連帯税推進協議会最終報告書)」国際連帯税推進協議会、2010 年 9 月 15 日 (2010 年 10 月 10 日増補版)、10 頁。

102 Landau, *supra* note 100, at 32.

103 IFFIm ウェブサイト [<http://www.iffim.org/jp/>] (2017 年 11 月 19 日参照)。同ウェブサイトによると、参照日現在で、以下の 9 カ国が下記の米ドル相当額を誓約している。英国 29 億 8000 万ドル (23 年間)、フランス 17 億 1900 万ドル (20 年間)、イタリア 6 億 100 万ドル (20 年間)、ノルウェー 2 億 6400 万ドル (15 年間)、オーストラリア 2 億 5600 万ドル (20 年間)、スペイン 2 億 4000 万ドル (20 年間)、オランダ 1 億 1400 万ドル (8 年間)、スウェーデン 3800 万ドル (15 年間)、南アフリカ共和国 2000 万ドル (20 年間)。

104 Landau, *supra* note 100, at 55.

105 *Id.* at 56.

106 *Id.* at 59.

107 *Id.* at 61, 37.

108 *Id.* at 63.

109 *Id.* at 65.

110 *Id.* at 68.

111 *Id.* at 70.

112 *Id.* at 72.

III-3 EUにおける金融取引税（FTT）の導入

EUにおける金融取引税導入（Financial Transaction Tax：FTT）の動きとしては、まず、2011年9月に欧州委員会が、全EUにおける金融取引税導入のEU指令案（IP/11/1085）を提示した¹¹³。

世界有数の国際金融センターのロンドンを抱えるイギリスが金融取引の中心でなくなることと反対したことにより、EU財務相たちは2012年半ばまでに、EU全域での採用は不可能となったと決定し、2012年9月末には11カ加盟国での目的達成を受け入れ、同年10月23日に欧州委員会は、「強化された協力（enhanced cooperation）」による11カ国でのFTT採択を理事会に提案した。「強化された協力」では欧州連合条約第20条2項により、「少なくとも9加盟国がそこに参加する場合」¹¹⁴に理事会が決定を採択することを可能としている。FTT参加国は当初、仏、独、伊、スペイン、オーストリア、ベルギー、ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、エストニアの11カ国の予定であったが、後にエストニアが国内事情で不参加となり、10カ国となっている。EUでの経過としては、2012年12月12日に欧州議会が同意し、2013年1月22日にEU財務相理事会が、上記11カ国によるFTT導入案を了承した¹¹⁵。また、2013年4月18日、イギリスは当該EU理事会決定の合法性について、欧州司法裁判所に提訴したが棄却された¹¹⁶。オリジナルの提案では、株式や債券（shares and bonds）では0.1%以上、金融派生商品（derivative）では0.01%以上の税率で課税する案となっている¹¹⁷。

英国のEU離脱決定後も、フランスのマクロン新大統領は上記10カ国での導入を推進する考えを表明している¹¹⁸。ドイツでも、キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）と社会民主党（SPD）大連立政権交渉において2018年1月に合意された政策課題にFTT導入が含まれている¹¹⁹。英国が離脱することは、EUとしてのFTT導入にはプラスとして働く可能性がある。

113 European Commission Website, “Taxation of the financial sector”

[https://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation-financial-sector_en#prop] (2017年11月23日参照)

114 和訳文は、奥脇・岩沢、前掲注(5)、55頁。

115 Council Decision 2013/52/EU; *Id.*, at European Commission Website.

116 United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v Council of the European Union (Case C-209/13).

117 *Supra* note 112; および加藤浩（海外立法情報調査室主幹）「金融取引税に関するEU司法裁判所の判決」『立法情報』[http://www.dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8702070_po_02600103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](2017年11月22日参照)

118 ロイター（Reuters）ウェブ紙面 2017年7月14日 [<https://jp.reuters.com/article/france-tax-fft-idJPKBN19Z059>] (2017年11月22日参照)

119 グローバル連帯税フォーラム（g-tax）・ニュース [<http://isl-forum.jp/archives/2066>] (2018年2月8日参照)

Ⅲ-4 「国際連帯税」をめぐる日本の動向

「国際連帯税」の新設をめぐる日本政府の動向としては、外務省（国際協力局地球規模課題総括課）が、平成30年度（2018年度）租税特別措置としての要望書を提出している¹²⁰。外務省は、SDGsのための資金確保として、従来からのODA等のみでは不十分であるとの国際社会全体の認識に基づいて、国際社会および国内社会の両面から国際連帯税（国際貢献税）創設の要望が強まっていることを背景に毎年提案しているのである。

国際社会の状況としては、2014年8月採択の「国連持続可能な開発資金戦略政府間専門委員会」の報告書“Report of the Intergovernmental Committee of Experts on Sustainable Development Financing”¹²¹の“IV. Options for an integrated sustainable development financing strategy”の中で、「革新的な資金調達メカニズムの探求（The international community should further explore innovative mechanisms, with a view to financing global sustainable development.）」¹²²が提言されているほか、既述のように、各国で既に取り入れられている。

上記のような国際社会の状況を背景に、国内における現状としては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（税制抜本改革法）」（平成24年法律第68号）第7条7号の中で、「七 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。」（下線は筆者による）¹²³として、国際連帯税についての検討が法律によって求められている。また、外務省政策評価（「外務省政策評価書」、基本目標VI「経済協力」、施策VI-2「地球規模の諸問題への取組」）¹²⁴とも整合するものとして実現が期待されている¹²⁵。より一層の具体化に向けた取り組みを筆者としても期待したい。

最後に、実現した場合の税収見込みは次の通りとされている。外務省の上述国際連帯税要望書において、「要望の措置の適用見込み」として「航空連帯税は既に、仏、韓、チリ等の複数国で実施されている。…例えば、仏（平成18年導入）では年約1.7億ユーロ

120 財務省ウェブサイト「平成30年度税制改正要望（外務省）」[http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/request/mofa/30y_mofa_k_01.pdf]（2017年10月30日参照）

121 United Nations, Department of Economic and Social Affairs, “Financing and Development” [<http://www.un.org/esa/ffd/publications/report-icesdf.html>]（2017年11月22日参照）

122 *Id.* at 27, 28.

123 e-Gov 電子政府の総合窓口 [http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=424AC0000000068&openerCode=1]（2017年11月22日参照）

124 外務省ウェブサイト [<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>]（2017年11月22日参照）

125 財務省、前掲注⑭、p.01-2.

の税収を得ており、韓（平成 19 年に 5 年間の時限立法で導入され、平成 24 年に 5 年間延長）では年約 150 億ウォンを徴収、チリ（平成 18 年導入）では年約 400 万ドルの税収を得ている。」と成果が上がっており、感染症、疾病対策の費用に用いているほか、仏では平成 24 年から新たに金融取引税を導入して一部を開発援助に活用していることを明らかにしている¹²⁶。同じく「要望の措置の効果見込み」においては、「国際連帯税（国際貢献税）は、グローバルな課題に対する追加的資金の担い手を、経済のグローバル化により恩恵を得ている層に求める考え方である。」（下線は筆者による）と、根源的な理念を明確に記した上で、続けて、「課税額は少額であるが、一定の課税ベースがあるため、相当の税収が見込まれる」と評価している¹²⁷。

おわりに

第 2 次世界大戦後の国際社会の新しい理念的特徴として、「人権を保障するためには平和を維持確立することが必須の条件であるということが、広く認識されるようになった」ことがある¹²⁸。本論「I『生きる権利』の法構造」でも触れた世界人権宣言のよく知られた前文冒頭に、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」¹²⁹とあるように、「人権と平和の相互依存性あるいは密接不可分性の認識は、さらに、戦争を防止し、平和を維持することがそれ自体人権であるという認識、あるいは平和のうちに生きることがそれ自体一個の人権であるという認識を生み出すことになった」¹³⁰のである。「戦争を行うのは、人間の本性であるという命題は、なんら普遍的・経験的に証明されたものではない」¹³¹のであり、「人類の長い歴史の中で、戦争はごく最近にはじまったものでしかない」¹³²。

SDGs 目標 16 は「平和と公正をすべての人に（Promote just, peaceful and inclusive societies）」と題され、次のように宣言している。

Goal 16 : Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to

126 同上、p.01-3.

127 同上。

128 山内、前掲注(2)、97 頁。

129 外務省仮訳、前掲注(1)。

130 山内、前掲注(2)、97 頁。

131 同上、265 頁。

132 同上。

justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels（持続可能な開発のための、平和で誰もが受け入れられる社会の推進、すべての人が司法にアクセスできる環境の確保、誰もが利用できる効果的かつ責任の所在が明確な制度の各レベルにおける構築¹³³）

文字通りまずは最低限「生きる」権利（「生命権」と、「人間らしく生きる」権利（「生存権」）の二重の意味を含む広義の「生きる権利」は、法的権利として国内法・国際法において複合的に定められているが、法で義務付けるのみならず、国際的総合的な政策として国連総会において合意されたのが SDGs である。ただし、実現のための資金が十分ではない。既存の資金メカニズムである ODA その他の財源に加えて、国際財源としてのグローバル・タックスが構想と実現化の両面で少しずつ進展しているのである。

133 訳文は、日本ユニセフ協会「学校のための持続可能な開発目標ガイド」
[https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/goal_adult.html]（2017年11月29日参照）

論 文

建国初期中国の新疆統治における民族と階級

－帝国継承国家における国民形成と「帝国の遺産」

木 下 恵 二*

A Conflict between Ethno-nationalism and Theory of Class Struggle in Xinjiang during the Early Years' of People's Republic of China

Abstract

This article considers how “the legacy of Chinese empire” influenced the restructuring of Chinese Empire through analyzing the governance in Xinjiang during the 1950s. In this analysis, I use three analytical models of modern integration: ethno-national self-determination model, colonialism model, and national model. At first, the Chinese central government announced ethno-national autonomy, but actually didn't intend to admit ethno-national autonomy. The Xinjiang local authority tried to implement a series of social reform based on socialism more enthusiastically than central government. In their logic we found the assimilationist value and negative view toward autonomy as “the legacy of Chinese empire.” By facing ethno-nationalism, their governance shifted from national model at one time and to colonialism model at some point. As a result, it turned toward national model in the late 1950s.

1. 問題の所在

中国は清帝国の領域を、一部を除いてほぼ引き継いだ帝国継承国家である。中国はその統合のあり方をいかに近代的に再編しようとしたのか。エシェリック、カヤリ、ヤングは「多くの重要な帝国の遺産が国民国家の時代に生き残っている」、「帝国の特性はよりコンパクトになった継承国家のいくつかにおいて非常に強く残った」と述べている¹。中国を

* 常磐大学総合政策学部 助教

1 Esherrick, Joseph W., Kayali, Hasan and Young, Eric Van “Introduction” In Esherrick, Joseph W., Kayali, Hasan and Young, Eric Van (eds.) *Empire to Nation : Historical Perspective on the Making of the Modern World*, Lanham, Rowman & Littlefield Publishers, 2006, pp.5, 22.

国民国家と帝国がなんらかの形で結合したものと見る見解は少なくない²。しかしその結合がいかなるものかについては、いまだ議論の途上にあるといわざるをえない。ここではまず国民国家性と帝国性を視野に入れて、中核による周縁統合の三つの近代モデルを提示したい。

帝国、あるいは帝国性を十全に定義することは難しい。しかし一定の共通した特徴については、多くの論者が共有している³。端的に表現すれば、「大規模性」、「複合性」、「中核と周縁の支配従属関係」とまとめられるであろう。帝国継承国家は否応なく「大規模性」と「複合性」を帝国から引き継ぐ。他方で19世紀末からの諸帝国は、国民国家が圧倒的な力を示す近代的国際システムにおいて、生き残りをかけた近代的再編を迫られた。その際に課題となったのは、「複合性」と「中核と周縁の支配従属関係」をいかに扱うかであった。

多民族統合における「帝国の遺産」として、池田は「自治」という制度を指摘する⁴。確かに自治は場合によって、周縁民族のナショナリズムの受け皿となり、帝国継承国家が領土を維持しながら、国民国家のように住民を国家のために動員しうる統合を実現する。このような自治や連邦も含めた広義の民族自決⁵を前提とした統合を民族自決的統合モデルと呼ぶ。

「帝国の遺産」としてもう一つ考慮すべきは植民地主義であろう。オースタハメルは「植民地主義、ないし植民地体制とは、集団間の支配・被支配の関係であり、この関係にあつては、植民地化された側の生存方式についての基本的な決定が、文化的に別種の、ほとんど適応意志のない支配側の少数集団によって、外部の利益を優先的に顧慮して行われ、かつ実施される。近代には通例、この支配・被支配の関係が、使命感に基づいて支配を正当

2 例え、Hunt, Michael H. “Chinese National Identity and the Strong State : The Late Qing-Republican Crisis” In Dittmer, Lowell and Kim, Samuel S (eds.) *China's Quest for National Identity*, Ithaca and London, Cornell University Press, 1993, pp.62 - 79. Bulag, Urandyn E. “Going Imperial: Tibet-Mongolian Buddhism and Nationalisms in China and Inner Asia.” In Esherrick, Kayali, and Young (eds.) op.cit., 260 - 295. 侍建宇「古代帝国に組み入れられる現代国家—帝国型国家 (Empire-state) と現代中国の国家形態—」(相田雅美訳)、梅村坦・新免康編著『中央ユーラシアの文化と社会』、中央大学出版部、2011年、161～206頁。Jacobs, Justin M. *Xinjiang and the Modern Chinese State*, Seattle, University of Washington Press, 2016. 特にジェイコブズの議論は筆者と問題意識を共有しているところがあり、興味深い。筆者との相違点のみに言及すると、ジェイコブズは中国の新疆統治における自治的な「帝国の遺産」ばかりに目を向ける。また中国共産党の新疆統治についての分析は限定的である。

3 帝国の定義と特性をめぐる議論については、山本有造『『帝国』とは何か』、山本有造編『帝国の研究—原理・類型・関係—』、名古屋大学出版会、2003年、3～30頁、宇山智彦「ユーラシア近代帝国論へのいざない」、宇山智彦編著『ユーラシア近代帝国と現代世界』、ミネルヴァ書房、2016年、4、5頁参照。

4 池田嘉郎「第1次世界大戦と帝国の遺産—自治とナショナリズム—」、前掲『ユーラシア近代帝国と現代世界』、148頁。

5 民族自決を独立と同義とする見解を狭義の民族自決、一定の範囲内での民族による自己決定を含む見解を広義の民族自決とする。広義の民族自決を実現する制度には、連邦制はもとより、様々な形態の民族自治を含む。以下、本稿では特に断らない場合、民族自決を広義の意味で用いる。

化する教条と結びつき、それらの教条は、また自集団の文化が、より高い価値をもつという支配側の確信に基づいていた」と植民地主義を定義している⁶。自治と異なり植民地主義は20世紀後半には倫理的批判の対象となったため⁷、表立って植民地主義が掲げられることはないが、実態としてそのような、あるいはそれに準ずる統合のあり方は存在する。このような統合を植民地主義的統合モデルと呼ぶ。

そしていうまでもなく、帝国が対抗する必要のあった国民国家の統合のあり方を帝国はある程度取り入れようとしてきた。これはエスニックな要素と領域的、市民的要素とを個別的比重で共有する「国民」を形成することによる統合である⁸。このような統合のあり方を国民的統合モデルと呼ぶ。

これら三つの統合モデルは、領土内の諸民族の民族自決の容認／否認と民族境界の固定／可変とをそれぞれ縦軸、横軸として図1のように位置づけられる。

これら三つの近代的統合モデルを用いて分析する上で、より個別的な「帝国の遺産」

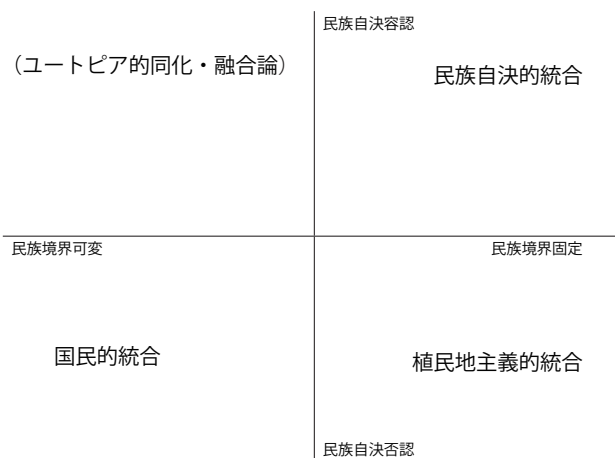


図1 三つの近代的統合モデル（筆者作成）

- 6 ユルゲン・オースタハメル『植民地主義とは何か』（石井良訳、論創社、2005年、37頁。なおオースタハメルは、植民地主義的性質の従属関係が、国民国家の内部や、帝国の本国（内部）で中心と従属的な周縁地域との間に成立する場合を「植民地なき植民地主義」と呼ぶ一方で、植民地主義の概念をひろく解釈しすぎてはいないかどうか議論の余地があると、留保している。筆者は中心と周縁の関係を表す一つの統合モデルとして、「植民地主義的統合」を設定しようとする。ただしこれを単なる非難のためのレッテルではなく、あくまでも分析のための概念として用いる。この統合がすべて支配者側の悪意に基づいているとか、この統合によってもたらされるすべてのものが被支配者にとってマイナスであるといったようなことはない。
- 7 1960年12月に国連は「植民地独立付与宣言」を採択し、すべての植民地は完全に独立させるべきものとされた。吉川元『民族自決の果てに—マイノリティをめぐる国際安全保障』、有信堂、2009年、147頁。
- 8 スミスはネイションを、故郷の地や共通の起源や血統神話といったエスニックな要素と、統一的分業と領域的移動の実現、あるいは市民権の実現という領域的、市民的要素との不安定な結合と説明する。アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ 歴史社会学的考察』（兼山靖司・高城和義ほか訳）、名古屋大学出版会、1999年、176頁。本稿では「国民」（ネイション）をこのような意味で用いる。

として、「中華帝国⁹の遺産」について言及しておきたい。中華帝国はその統合の理念に、同化主義的価値観を有してきた。華夷観と徳治の観念や、理想としての「大同」などに現れるその価値観は、優れた文化・文明に周囲が同化されていくことを理想とし、かつその同化は強制されるべきものではなかった。あくまでも自然に同化していくことに価値が置かれていた。そのような理念に対し、現実には理念通りではなく、その矛盾への対処法として、実際の統治においては、秩序の安定維持を前提として、それぞれの習俗に基づいて統治する（「因俗而治」）方策が採られてきた。この同化主義的価値観と「因俗而治」のバランスの上に、「中華帝国」の統合は成立してきた。このような伝統は、中国が近代国家へと再編される過程にいかなる影響をあたえたのだろうか。

本稿では、上記三つの近代的統合モデルを分析装置として、近代国家への再編における「中華帝国の遺産」の影響を意識しつつ、1950年代前半の中国共産党の新疆統治を分析する¹⁰。

先行研究において、中華人民共和国の民族政策は、1950年代前半には各民族の民族性に配慮する穏健なものであったが、57年頃から文化大革命期にかけて急進化し、非漢族の民族主義への批判、ひいては民族性そのものの否定にまでいたったとされる。しかし、穏健期と急進期の相違と関係については十分に明らかにされているとは言い難い。穏健期を民族性重視、民族主義の一定程度容認の時期とする見解¹¹がある一方で、政策目標はあくまでも国家の領域的統合、辺境の対外安全保障、忠誠心をもつ均質な「人民」の形成であり、民族性への配慮はそのための政策原則、具体的政策であったとする見解¹²もあ

9 ここで言う「中華帝国」は、漢字によって伝えられてきた儒教的理念を統治イデオロギーとした皇帝の支配とその版図を指す。当然、遺産を考える上では、直近の清帝国の「中華帝国」的側面の影響が大きい。

10 筆者はかつて、国民党の新疆統治を、呉忠信と張治中という2人の新疆省主席の統治論理を手がかりに、「植民地モデル」、「市民モデル」、「民族自治モデル」という3つの理念型を用いて分析した。拙論「1940年代国民党による新疆統治の論理—呉忠信と張治中を中心に」、『常磐国際紀要』第19号、2015年3月。本稿でもモデルの内容は基本的に同じであるが、用語としてより適切であると考えたため、「市民」ではなく「国民」を、また「植民地」ではなく「植民地主義」を用いた。また「植民地モデル」における経済的、人的収奪を目的とするという要件は、必ずしも全てに当てはまらないため、ここでは要件から外した。

11 加々美は、両時期の違いを『『民族』を特殊ブルジョアの歴史概念と規定する考えの定着の有無』に見いだす。すなわち少数民族の民族主義を階級的観点から全面的に否定する考えが定着したことが民族政策急進化の要因であると主張する。そしてそのような考えが定着したのは、社会主義的改造が少数民族の激しい反発を招いた結果であると主張する。加々美光行『知られざる祈り 中国の民族問題』、新評論、1992年、247、255、256頁。王柯は、1950年代前半を「民族の時代」、それ以降78年までを「階級の時代」と区分し、「民族の時代」の民族政策が、周辺社会の掌握と安定という目標以上に、エスニック・グループの権益を保護しようとするもので、事実上「民族」を政治的単位とする理念に基づくものであったと論じる。そして民族間の「事実上の不平等」をなくすために始めた「民主改革」と「社会主義建設」が、少数民族の反発を受け、自然の成り行きとして「階級論」にたどりついたと主張する。王柯『20世紀中国の国家建設と「民族」』、東京大学出版会、2006年、229～232、235、241～245頁。

12 毛里和子『周縁からの中国 民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年、45～50頁。民族政策急進化の要因については、社会主義に基づく辺境地域の経済統合、イデオロギー統合と辺境防衛が最優先され、それを支える理

る。これらの見解は、穏健期の民族政策がどのような考えに基づいたものであるかについては主張を異にしなが、階級論とは異なる観点から実施されていたとする点で共通している。また民族政策の急進化は、中央政府の社会主義実現政策の急進化とそれに伴う階級論の強調によってもたらされたと考える点でも同じである。

何竜群は建国初期の民族政策を「マルクス・レーニン主義の民族理論と中国民族問題の実際とを結合した、中国的特色を持った民族問題解決の道」とし、「この道は正しく、中国の国情に完全に合致していた」と評価する¹³。その上で、1957年以降から、本格的には66年以降から始まる「誤り」は、「階級社会において、民族問題の實質は階級問題である」というマルクス・レーニン主義の普遍的原理から「階級社会において」を外し、社会主義改造が基本的に完成した時期の民族問題を階級闘争とみなした点にあるとする¹⁴。これはすなわち穏健期の民族政策も階級論に基づくものであったことを意味する。しかしこの議論では、同じ論理に基づいていたにもかかわらず、穏健期と急進期の具体的政策が大きく変わったことが十分に説明できない。

これらの中央政府の政策についての議論に対し、いまだ初歩的な論証にとどまっているものの、国分良成・星野昌裕は、穏健期に、実際には少数民族地域における社会改革が、中央の意図に反して急進的に進んでおり、中央の政策が地方や基層の状況を追認する方向に進んだと主張している¹⁵。

このような先行研究の動向を踏まえると、今後の民族政策の研究は、中央の政策との関連を念頭に置きながら、個別少数民族地域の状況を具体的に検討する必要がある。特に穏健期とされる1950年代前半、それぞれの地域がどのような状況にあり、いかなる論理に基づき、どのように政策が行われていたのかが明らかにされなければならない。本稿は新疆を対象地域として検討を進める。

新疆について¹⁶、上野正弥は、中国共産党新疆分局の王震と鄧力群が1952年に、宗教関連土地の改革と牧業区の改革において、党中央の「慎重穏進」路線に基づく意見や指示から離れた計画や方法を作成する動きを見せ、党中央から批判された事象をとりあげ、生

論として「民族融合論」や階級闘争論が現れたことを挙げている。同上、102頁。

13 何竜群『中国共産党民族政策史論』、北京、人民出版社、2005年、198頁。

14 同上、199～201頁。

15 国分良成・星野昌裕「中国共産党の民族政策 その形成と展開」可児弘明・国分良成・鈴木正崇・関根政美編著『民族で読む中国』、朝日新聞社、1998年、430～432頁。

16 毛沢東時代の新疆についての古典的研究として、McMillen, Donald H. *Chinese Communist Power and Policy in Xinjiang, 1949-1977*, Boulder, Westview Press, 1979がある。毛沢東主義派と王恩茂に代表させる穏健派との対立としてこの時期を描く見解は支持できないが、現在においても有益な内容を多く含む。

産力向上や治安維持を優先したために、地方が中央より民族・宗教政策において急進化していたと論じている¹⁷。民族政策における中央と地方の齟齬という点で重要な指摘であるが、筆者は、新疆における民族政策は統治開始当初から中央の想定より急進的であり、それは生産力向上や治安維持という政策課題のゆえというより、政策執行者として中央と立場の相違が存在したからであると考えられる。新疆においては、穏健期と急進期を通じて、中央とは異なる独自の一貫した論理と政治動態を見出すことができる。

その点を明らかにするために、本稿では1950年代前半の新疆における統治、特に民族政策にかかわる統合の論理、政治権力のあり方、社会改革を検討する。それを通じて、新疆統治の実態を明らかにするとともに、帝国継承国家としての統合のあり方を考察したい。

2. 各民族友愛協力の論理

(1) 中央政府による民族自治提起

中華人民共和国の臨時憲法的性格を持った「中国人民政治協商会議共同綱領」（1949年9月29日）は、中華人民共和国を「各民族友愛協力の大家庭」とすることを掲げた¹⁸。しかし新疆の非漢族にとって、新疆がその「大家庭」の一部となることは決して自明のことではなかった。

中華人民共和国建国時、新疆省全人口における漢族の比率は7%弱に過ぎなかった。新疆には13の民族が存在するとされていたが、そのなかで最大の人口を持つウイグルは全人口の76%を占めていた¹⁹。1930年代と40年代に、地域は異なるが、新疆省内に2度の独立国家を建国しようとした歴史を持ち、40年代にソ連の後援を受けて北部三区のイリ（伊犁）、タルバガタイ（塔城）、アルタイ（阿山）に誕生した「東トルキスタン共和国」には、強烈な反漢感情が存在した。

中央政府は建国に際し、民族自治を掲げた。1949年人民政治協商会議代表を前に、新政府の総理となる周恩来は、連邦ではなく民族区域自治を実施するとし、それによって「民族自治の権力を行使させる」と明言した²⁰。また「共同綱領」は「各少数民族が集住する地域では、民族の区域自治を実行する」とし、言語、風俗習慣、宗教信仰を保持、改革

17 上野正弥「新疆における中国共産党の民族・宗教政策の展開（1949～55年）」、『国際情勢』第82号、2012年、77～86頁。

18 人民出版社編『民族政策文献彙編』、北京、人民出版社、1953年、1頁。

19 新疆維吾爾自治区地方志編纂委員会編『新疆通志・人口志』、ウルムチ、新疆人民出版社、2008年、271頁。

20 周恩来「關於人民政協的幾個問題」中共中央統戰部編『民族問題文献彙編』、北京、中共中央党校出版社、1991年、1267頁。

する自由を各少数民族が有すると明記した²¹。

周恩来は「われわれは民族自治を主張する」とし、「民族自治の権力を行使させる」制度としての「民族区域自治」を採用する理由を以下のように説明した²²。「いかなる民族も自決権を有することは疑いない」が、「帝国主義が民族問題を利用して中国の統一を破壊しようとしているからであると。すなわち、帝国主義から中国の統一を守るために連邦制はとらないが、そのような状況下で民族自決を最大限尊重するために民族自治を実現するという論理である。多民族統合を意識した発信であった。

(2) 新疆における友愛協力の論理

それでは、新疆の諸民族が「大家庭」の一部になることは、新疆においてどのような論理によって説明されていたのか。結論から言えば、中央の民族の論理とは異なり、階級の観点から説明がなされていた。北部三区を代表する指導者として、新疆の新省政府副主席を務めたサイプディン²³は、1950年5月20日新疆省人民政府第1回専員県長連席会議の民族問題報告において、以下のような見解を述べた²⁴。現在は民族圧迫がすでに消滅し、封建的搾取が残存している状況であり、民族解放運動の段階から人民解放運動の段階へと移っている。敵も漢族の統治者と現地民族の裏切り者から、現地民族内の封建的抑圧者へと変わった。「現在、民族問題は実質的には農民問題である。」それゆえ「新疆解放事業のために闘争する漢族同胞—中国共産党に対し、とりわけ漢族労働者に対し、兄弟のような友愛団結の関係を結ぶことが正しいのである。」このような漢族労働人民は「我々を解放してくれる救い主」である。

この論理は、ナショナリズムの否定であり、中国共産党を「漢族」の労働人民と認識しつつ、封建的抑圧に対抗して協力して戦う階級闘争のための、民族を超えた連帯を訴えている。

21 前掲『民族政策文献彙編』、1頁。

22 周恩来「關於人民政治協商的幾個問題」前掲『民族問題文献彙編』、1267頁。

23 サイプディン・エズィズィは新疆省アトシュ（阿図什）出身のウイグル。1934年からアトシュの新式教育運動に教師として参加した。35年末から37年夏までソ連への留学生としてタシュケント大学で学んだ。44年のイリ反乱に参加し、東トルキスタン共和国の教育庁長を務めた。49年東トルキスタン共和国の主要な指導者が、北京で開催される人民政治協商会議に参加する途上、飛行機事故に遭い、その代わりに彼が北京へ向かった。以後、中国共産党指導者の信頼をえて、中国共産党に入党し、北部三区の代表として省政府に参加した。小松久男・梅村坦・宇山智彦・帯谷知可・堀川徹編『中央ユーラシアを知る事典』、平凡社、2005年、212頁。賽福鼎『賽福鼎回憶録』（郭麗娟、王慶江、艾克拜爾・吾拉木訳）、華夏出版社、北京、1993年。

24 新疆省人民政府秘書処編印『新疆政報』第1巻第4期、ウルムチ、1950年8月31日。『新疆日報』には9月12日に掲載されている。

このような見解は決してサイプディン個人のものではなく、新疆省統治権力の共通認識であった。サイプディンの報告と同時期に、中国共産党新疆分局の主要な指導者の一人で、宣伝部長であった鄧力群もほぼ同じ表現で同趣旨のことを述べている。1950年9月3日ウルムチ（迪化）市国際青年節祝賀会での講話で、鄧は「民族問題は実質的に農民問題である」とした上で、この問題解決の鍵は「労働者階級の農民への指導を強化することである」と述べ、新疆においてそれはすなわち「共産党の農民への指導を強化すること」であり、「中国の労働者階級が政治上新疆人民に援助を与えてはじめて、新疆人民の解放が可能になる」と訴えた²⁵。10月11日にも鄧は「新疆省文化教育工作の方針と任務」において、「全国労働者階級による各族人民への政治上の最大の援助とは、すなわち強大な人民解放軍が中華人民共和国人民革命委員会の命令を受けて新疆各地に進駐したことである。同時に、中国労働者階級の政党である中国共産党中央が、共産党員幹部を新疆に各族人民工作を援助するために派遣したことである」と述べている²⁶。

ここに存在しているのは徹底的な階級の論理であり、民族の論理ではない。この論理は、少なくとも論理上、「急進期」の民族政策を象徴することで有名な「民族問題の実質は階級問題だ」という劉春の論理と違わない²⁷。新疆においてこの時期を「民族の時代」と呼ぶことは適切ではない。

この時期にこのような論理が繰り返し強調されたのには理由があった。漢族支配に対する反発の存在である²⁸。1949年11月7日ウルムチに人民解放軍が進駐して以降、新疆各地に人民解放軍が進駐し、統治体制を確立していった。アルタイ区では、解放軍が進駐した際、ウイグル・カザフの中に「一人の漢人が去ったら、別の漢人がやって来た」という言説が広がった²⁹。サイプディンも前述の民族問題報告において、以前と同じく漢人が権力を握っているという現地民族幹部の不満が広く存在していることを認めている。1950年7月には、詳細は明らかではないが、イード・アル＝フィトル（ラマダン明け）に合わせてグルジャ（伊寧）で、三区のソ連への編入を訴えるデモ（あるいは暴動）があった³⁰。

25 鄧力群『延安整風以後』、北京、当代中国出版社、1998年、474～477頁。

26 同上、484、485頁。

27 劉春「当前我国国内民族問題和階級闘争」『紅旗』1964年第12期、1964年7月、<http://www.hsw.org.cn/wzzx/llyd/ls/2014-03-15/25273.html>（最終確認日2017年1月28日）。

28 ウスマンらカザフの武力闘争などももちろん漢族支配に対する反発であるが、これは当初から武力鎮圧の対象と見なされた。ここで問題としたいのは、新体制の支配を受け入れた人々の中の反発である。

29 前掲『新疆政報』第1巻第4期、1950年8月31日。

30 1951年5月24日の『新疆日報』には、イリ区公安機関が4月17日から5月9日にかけて反革命鎮圧運動として、

鄧力群は前述のウルムチ市国際青年節祝賀会での講話で、新疆問題解決の誤った意見としてそのような反発を4種類に整理して反駁している³¹(後述)。それらはいずれも漢人が現地民族を管理することに対して反対するものであった。

新疆のような民族自決要求が強い地域では、中央政府のように各民族の自治を強調することは、漢族と認識されている中国共産党の指導を貫徹することの妨げとなった。これを正当化しうるのは、階級の論理しかなかったのである。中国全体の多民族統合に有利なように民族自治を発信する中央と、実際に現地で党の指導のもとに政策を執行しなければならない地方との立場の違いが、この論理の違いに反映されている。

3. 民族自決をめぐる対立の激化

(1) 新疆統治体制における民族協力の実態

中国人民解放軍が新疆に進駐するにあたって、考慮すべき重要な勢力は、北部三区政府と旧省政府であり、それぞれが軍事力を有していた³²。両者とも中国人民解放軍と中国共産党を基本的に受け入れる姿勢であった。重要な課題は、新しい新疆の統治体制をどのように作りあげるかにあった。

三区側と省政府側は新たな政権樹立に対し、それぞれ中国共産党へ提案をおこなった。三区側は中央による修正を受け入れることを前提としたうえで、「省政府内のムハンマド・イミン、ジャンムハン、王曾善ら反動分子を駆逐し、かつ広範な民主的基礎の上に、三区および民主諸党派代表が省政府の改組に参加する」と提案した³³。旧省政府側の軍事指導者陶峙岳は、中国共産党の掲げる「新民主主義」を尊重しつつ、それに抵触しない範囲では、1946年の「和平協定」と旧連合省政府の「施政綱領」にのっとって新たな民主連合政府を組織し、政策を実行することを提起した³⁴。具体的な部分は両案とも不明確ながら、

帝国主義の走狗、大トルコ主義分子18名を逮捕したこと、6月23日の『新疆日報』には、その中に50年7月に暴乱を扇動したものがいることが伝えられている。また、朱培民らは、典拠を示していないが、この「デモ」に言及し、彼らが三区のソ連への編入を要求したとしている。朱培民・陳宏・楊紅『中国共産党與新疆民族問題』、ウルムチ、新疆人民出版社、2004年、101頁。

31 前掲『延安整風以後』、478～480頁。

32 国民党軍は1949年8月末時点でおおよそ3～4万人、三区の民族軍は全部で約1万4千人であった。鄧力群『鄧力群自述(1915-1974)』、北京、人民出版社、2015年、186頁、中共新疆維吾爾自治區委員會・党史工作委員會・中国人民解放軍新疆軍区政治部編『新疆和平解放』、ウルムチ、新疆人民出版社、1990年、148頁。新疆に進駐した人民解放軍は全部で8万人余であった。朱培民、王宝英『中国共産党治理新疆史』、北京、当代中国出版社、2015年、42頁。

33 前掲『新疆和平解放』、232、233頁。三区側の案は、イリにおいて中国共産党中央との連絡係を務めていた鄧力群を通じて、1949年9月14日に打電された。

34 同上、68～73頁。陶の新疆平和解決についての意見書は、1949年9月20日に鄧力群へ電報で伝えられ、21日に鄧から中共中央へ打電された。毛沢東は25日にこれを中央の指導者に参考として配布した。

両案には共通して、過去の新疆省連合政府のイメージが存在し、中国共産党、三区側、旧省政府側が参加する政治権力の樹立が意図されていた。

中国共産党中央は、新疆問題解決のための独自案を準備していた。1949年9月19日に毛沢東起草の提案が鄧力群に伝えられ、新疆省主席のブルハンと迪化のソ連領事館に意見を求めるよう指示がなされた³⁵。内容は、改組後の省政府で引き続きブルハンが主席を務め、中共側、新疆の各民族代表、旧省政府側がそれに参加するのに加えて、政治・軍事・財政・経済各方面の行政を統括する、統一戦線の指導機関として新疆軍政委員会を組織し、そこに中共側、旧省政府側、三区側の代表を参加させるというものであった。この提案に、ブルハンとソ連領事館は完全に同意した³⁶。

毛沢東は1949年9月26日新疆問題解決のための指示を彭徳懐及び党西北局宛に発出した³⁷。その内容は従来の方針通りであり、「新疆の統帥機構は新疆軍政委員会であり、彭徳懐が主任を兼任し、王震、張治中、ブルハンが副主任となる。省政府は改組し、ブルハンが引き続き主席を務める。委員は漢人が少数で、ウイグル族や他の民族が多数を占めるようにする（現在ブルハン省政府は漢人10名、ウイグル族などが15名であり、我々が新疆に入ってもこの比率を変更してはならない）」と指示した。この指示から、省政府のあり方は、かつての連合政府とほとんど変わらないことがわかる。

では、なぜわざわざその上にさらに新疆軍政委員会を設立しようとしたのか。その意図は1949年9月10日に彭徳懐にあてた毛沢東の「新疆への進軍に関する指示」に示されていた。この指示には、「張治中を新疆軍政委員会の主任とし、王震および2、3名の少数民族を副主任として（あるいは陶峙岳を加えるべきか）、新疆の過渡的機関とし、実権は我々の手に握る」とある³⁸。すなわち、非漢族が圧倒的多数派を占める新疆において、省政府内で漢族が少数派となることは避けられず、その上に、中国共産党が主導権を持って決定を下せる組織を必要と考えたのである。ここから、毛沢東が非漢族に内実の伴った自治を認めるつもりがなかったことがわかる。

この新疆軍政委員会構想は実現しなかった。その理由を明らかにする材料は今のところない。1949年10月12日に中国共産党中央は毛沢東起草による指示において、「新疆の

35 中共中央文献研究室・中共新疆維吾爾自治区委員会編『新疆工作文獻選編（1949-2010）』、北京、中央文獻出版社、2010年、9頁。

36 前掲『新疆和平解放』、251頁。

37 前掲『民族問題文獻彙編』、1273、1274頁。

38 前掲『新疆和平解放』、30頁。なお、前掲『新疆工作文獻選編（1949-2010）』、7頁には同じ指示が掲載されているが、「実権は我々の手に握る」だけが削除されている。

党の指導機関として分局を設立すべきであり、王震を書記とし、徐立清を副書記とする」とし、あわせて鄧力群を含む6名の委員を指名した。全員が新疆外部から来た漢族であった。12月17日には新疆人民政府が成立し、計画通りブルハンを主席とし、構成メンバーは漢族10名、非漢族20名で、中国共産党からは副主席の高錦純を含め6名しか入らなかった³⁹。そのまま新疆軍政委員会が設立されることはなく、漢族も中国共産党員も少数派の省政府を実質的に指導し、新疆省の政治権力の中心となったのは、漢族のみで構成される中国共産党新疆分局であった。新疆軍政委員会構想よりもより徹底的に、中国共産党は実権を手中にした。

新疆各地の統治体制については、各地に進駐する人民解放軍の党委員会を基礎として地方党委員会が設立され、その指導のもとで地方政府の改組がおこなわれた⁴⁰。新疆南部には北部三区側の民族軍が人民解放軍第5軍に改編されて同行し、現地民族と人民解放軍の橋渡しをおこなった。また大量の現地民族幹部を急速に育成することが指示された⁴¹。

1950年12月19日にアブドラフマン・ムヒーティがおこなった報告によれば、新疆全体の各レベル行政幹部（党委員会、学校、病院、地方部隊人員を含まず）は23,000名余りで、そのうち新疆外から来た幹部（主に部隊派遣）が約1.1%、「三区革命幹部」（北部三区人員）と残りの7区の「進歩分子」（協力的な有力者）が約33.7%、旧来の職員が28.3%（主に県レベル以上で勤務）、現地から採用したばかりの新幹部（一部は短期訓練育成）が約36.9%であり、全体の約3割強の前二者が各地の党委員会の指導を受けて、各種行政機関を指導する立場にあった⁴²。新疆全体を軍と一体化した党の組織が指導し、各族友愛協力の象徴として、省政府をはじめ各レベル地方政権に三区側人員と協力的な7区側の有力者を加えた体制であり、中国共産党・人民解放軍が、北部三区の現地民族勢力の助力を得て、残りの7区を統治下に組み込んだのであった。

多数の現地民族を省レベルから基層レベルまで登用する政策は、一種のアファーマティブ・アクションといえなくはない⁴³。しかし、中国共産党が政治の実権を握り、党の実権

39 前掲『鄧力群自述（1915-1974）』、203頁。

40 陳伍国『王恩茂伝』、北京、中国文史出版社、2015年、273、274頁。

41 前掲『新疆和平解放』、98、99頁。中共中央文献研究室・国家民族事務委員会編『毛沢東民族工作文選』、北京、中央文献出版社・民族出版社、2014年、50頁。

42 前掲『新疆政報』第2巻第2期、1951年2月。

43 アファーマティブ・アクションとは、「社会集団の間にある歴史的差別状況を是正するために、進学や雇用、昇進などにおいてマイノリティ集団に特別枠を設けるなどの直接的な優遇措置をさす」。大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編『現代社会学事典』、弘文堂、2012年、24頁。このような措置に関して、実権の伴わないものを、ここでは象徴的アファーマティブ・アクションと呼ぶ。ソ連の体制を「アファーマティブ・アクションの帝国」と論じたテリー・マーチンの議論は、中華人民共和国の体制も同じ視点から論じたくなる魅力を持つものである。テリー・マー

を漢族が握っている限り、これはせいぜい象徴的アファーマティブ・アクションという
のみであろう⁴⁴。

(2) 「自治」への期待から不満へ

中国共産党の新疆統治開始にあたって、最も重要な協力者としての役割を果たしたのが、北部三区側であった。1944年に東トルキスタン共和国を生み出した運動は、民族主義的性格の強いものであったが、この時期には三区の指導権は親共産主義的指導者たちの手にあった。それゆえ、中国共産党に期待し、その統治に協力したのである。しかし、三区側の主要な指導者たちは1949年人民政治協商会議参加のため北京へ向かう途上飛行機事故で死亡し、残された親共産主義的指導者のサイプディンは、いまだ十分な影響力を持つ指導者ではなかった⁴⁵。サイプディン自身は、中国共産党の意向にほぼ忠実に行動したが、三区側内部には民族主義的意見も根強く存在しており、民族自決に関して中国共産党への期待があった。

三区において、当初中国共産党の民族政策はどのようなものとして伝わっていたのだろうか。中国共産党側の連絡員として1949年8月にイリに入った鄧力群は、イリの出版物『民主報』（漢文版）の内容を紹介している⁴⁶。1949年6月13日の『民主報』の「専論」は、中国共産党第2回大会宣言、国民党第1回大会宣言、中国共産党6期6中全会及び7全大会の民族政策に関する部分を引用した上で、中国共産党の民族政策の基本内容を、(1)各少数民族の自決権の承認、中華連邦への加入と離脱の自由、(2)各少数民族と漢族との政治、経済、文化、社会的地位の完全な平等、(3)各少数民族自身による自治の実行、各民族の政権と軍隊の樹立、(4)各民族の文化、宗教、習慣、風俗の尊重、強制的な同一言語制度の取り消し、各少数民族が自己の言語、文字によって教育を受け、意見を発表する権利の承認、各少数民族文化発展・政治レベル向上への援助とまとめ、中国共産党のこれらの政策が、華北、陝甘寧、東北ではすでに実現していると報じている。情報のルートが極め

チン『アファーマティブ・アクションの帝国 ソ連の民族とナショナリズム、1923年～1939年』（半谷史郎監修・荒井幸康、渋谷謙次郎、池田徹朗、吉村貴之訳）、明石書店、2011年。

44 ジェイコブズは、建国初期の新疆統治を論じる章のタイトルを「中国のアファーマティブ・アクションの産みの苦しみ」とつけ、ウルムチの工場に関する史料をもとに、党はアファーマティブ・アクションを実現しようとしたが、現場で形骸化されたと論じる。しかし、政権の実態が示すように、アファーマティブ・アクションは政権レベルでも象徴的なものにとどまっており、工場における形骸化だけを問題にする史料の論調をそのまま受けとるのは疑問である。Jacobs, op.cit., pp.169-194.

45 前掲『新疆和平解放』、324、325頁。

46 同上、171、172頁。

て限られていた中で、このような内容が、三区における中国共産党の民族政策についての一般的な認識であったと見てよいであろう。

しかし現実の中国共産党の民族政策は、三区側の理解と大きく異なっていた。その違いが認識される度に不満の声が上がった。例えば、鄧力群は1949年10月23日の中央への電報で、「最近、一部の青年が、政治協商会議共同綱領はなぜマルクス・レーニン主義的民族問題解放の民族自決原則を採用せず、ただ区域自治の実行を規定しているのか」と問われたことに触れ、いかに説明すべきかと指示を仰いでいる⁴⁷。中華人民共和国建国当初から、三区側の中には、明らかになってくる中国の民族政策に対する疑念や不満が存在していた。

第2章で触れたように、1950年9月の鄧力群の講話は、民族政策への批判内容を4種類にまとめて反論しており、ここから批判の内容をうかがい知ることができる⁴⁸。第1は新疆が自治をおこなわなければならないというもの、第2は加盟共和国を樹立するというもの、第3はソ連に加入しなければならないというもの、第4は独立しなければならないというものである。ここでいわれる「自治」は、漢族が管理に関わらない、民族自治のことである。いずれも民族自決を求める内容で、中国の提起する民族区域自治が民族自決を実現しないことに対する批判である。

さらに1951年3月4日グルジャで開催された、新疆の民族区域自治実施に関する問題を討論した座談会で、「ウイグルスタン自治共和国」樹立、民族軍設立、漢族幹部・人民解放軍の撤収などを求める意見が出され、それらが座談会の摘録に記載された⁴⁹。このように、批判の内容は一貫しており、三区側の中に少なくとも無視できない程度の広がりを持って、民族自決を求める勢力が存在していたことは明らかである。新疆において樹立された政治権力の実態、また提起されてくる民族区域自治の内容に対して不満を感じ、民族自決を求める声の一部が高まっていた。

47 同上、306頁。なお「民族問題解放」は「民族問題解決」の誤記と思われる。

48 前掲『延安整風以後』、478～480頁。

49 三区側のモンゴル族グルジャは回顧録において、この時の主張を、(1)ウイグルスタン共和国を新疆に樹立する、(2)中華人民共和国国章の下にウイグルスタン共和国の国章を加える、(3)人民解放軍は関内に戻るか解散し、新疆の治安は現地の民族子弟を主とする民族軍が担う、(4)国連の中華人民共和国全権代表の下に、ウイグルスタン共和国観察員を置くこととまとめている。王永慶整理『歴史的回声：格爾夏回憶録』、五家渠、新疆生産建設兵団出版社、2008年、107、108頁。また朱培民らも、典拠を示さぬまま8項目を挙げているが、グルジャの記述と比べると、国章と国連に関する記述がなく、その他に、新疆内では現地民族の各言語のみを用いること、中央アジアの各共和国と直接交流することなどが盛り込まれている。前掲『中国共産党與新疆民族問題』、102、103頁。「新疆省第1回各界人民代表會議総括報告」『新疆政報』第2巻第6期、1951年6月には、批判内容とともに批判者として新疆人民民主同盟総会秘書主任やイリ座談会に出席した小学校校長の名が挙げられている。

このような民族自決を求める声は、実際の自治区設立過程でも顧みられることがなかった。1953年12月22日に発表された「新疆民族区域自治実施計画草案」によると、自治区は基層の小規模のものから段階的に設立され、最後に省全体を範囲とするウイグル主体の自治区が設立される計画であった⁵⁰。地域の区分の仕方によっては、省レベルより下位にウイグルの人口比率がより高い自治区を設立することも可能であったが、他の12民族を含む新疆省全体が唯一ウイグルの自治区とされた⁵¹。

さらに「計画」検討中に、毛沢東から「ウイグル」の名称をつけず、「新疆自治区」とするように指示が出された⁵²。この問題は、分局が1955年2月に改めて大多数が「新疆ウイグル自治区」が適切であると考えているという意見を中央に伝え、4月に中央が同意したことによってようやく決着した⁵³。自治区設立の議論の過程で中央は、新疆においてはウイグルが大民族であり、中国の漢族と同じ立場にあること、ウイグルの大民族主義を戒め、少数民族に配慮すべきことを強調した⁵⁴。本来、ウイグルの自治の論点としては、中国全体とウイグルの自治との関係こそが議論されるべきであるにもかかわらず、自治区設立過程では、新疆内部の問題に論点がすり替えられてしまったのである。これらのことは、中国共産党がウイグルの民族自決を求める主張に応える意図がなかったこと、むしろそれを意図的に抑制しようとしていたことを示している。こうして55年9月30日に新疆ウイグル自治区が設立された。

民族政策の穏健期から急進期への転換点は、「反右派闘争」開始を背景に1957年9月23日に鄧小平が中国共産党8期3中全会でおこなった「整風運動についての報告」である。ここで地方民族主義、すなわち非漢族の民族主義に対する批判が呼びかけられた。新疆ではこれを受けて、57年末に自治区党委員会拡大会議が5カ月余にわたって開催され、その後も59年3月まで激しい地方民族主義批判が繰り広げられ、1612人が地方民族主義分子とされた⁵⁵。

50 前掲『新疆政報』1953年第12期、1953年12月。

51 朱培民らは、イリでの座談会直後の1951年3月9日、王震、鄧力群が毛沢東らに新疆での民族区域自治実施について、新疆南部をウイグル族主体のウイグル自治区、新疆東部を漢族主体の連合自治区、北部三区をカザフ族主体のカザフ族自治区とし、3自治区の上に、大行政区に相当するウイグル族の自治機関を樹立し、ウイグル人民政府と命名するという提案をおこなったが、3月31日に中央が拒絶したことを記している。ただし典拠は示されていない。前掲『中国共産党與新疆民族問題』、105頁。

52 前掲『新疆工作文獻選編』、100頁。

53 同上、130～132頁。毛沢東は1955年初めまで、「新疆自治区」とすることにこだわったという。前掲『中国共産党與新疆民族問題』、116頁。

54 前掲『新疆工作文獻選編』、99、130頁。

55 前掲『王恩茂伝』、369頁。

この会議で基調報告となったのは、初日のサイプディンの報告であった⁵⁶。彼は地方民族主義の主張として、(1)独立を求めるもの、(2)中華人民共和国内の自治共和国樹立を求めるもの、(3)行政地域の名称を「ウイグルスタン共和国」あるいは「東トルキスタン・ウイグル自治区」とすることを求めるもの、(4)自治権の拡大を求めるもの、(5)漢族、生産建設兵団⁵⁷の退出を求めるもの、(6)漢語学習に反対し、すべて民族語の使用を求めるもの、(7)社会主義改造と建設によって、新疆を漢族の原料基地としようとしている、同化しようとしている、生活を困窮させているという批判、(8)党委員会の民族化の主張などを挙げて批判した。いずれもその当時の主張の内容をそのまま明らかにする一次資料がないため、具体的内容を確定することはできないが、これまで1950年代前半に繰り返されてきた主張の延長線上にあるといえる。

中央からではなく、新疆の視点から見ると、社会主義の急進化に反発して、突然1957年に非漢族の民族主義的主張が起こり、それに対する反動として階級論の立場から民族政策が急進化したのではない。建国以降、常に非漢族の民族自決を求める民族主義的主張と、省政権による階級論からの民族主義批判とが対立しながら、緊張感を高めていた。そして中央政府の政治的急進化によって非漢族の民族主義への攻撃が容認されたために、省政権側が容赦ない批判へと踏み出したというのが実際の状況に即した描写である。

そして、漢族に対する非漢族の厳しい批判に対し、漢族が指導する必要性、必然性を強調する中で生まれてきたのが、「漢族を中心とする各民族の団結」という表現であり、「漢族に学び、先進を追いかけろ」というスローガンであった⁵⁸。これは新疆のみならず、中国全体で呼びかけられたもので、これまで中華人民共和国では、漢族にとってはあくまでも暗黙の前提であった、漢族が先進的であり、中心であるという認識が、明示的に掲げられたのである。また、同化について、強制的な同化は誤りであるが、自然な同化は望ましいものであり、歴史発展の必然の趨勢であり、進歩であるという主張も繰り返された⁵⁹。

56 『新疆日報』、1957年12月17日。

57 新疆生産建設兵団は、毛沢東の意向のもと、王震の主導で始まった、新疆進駐軍の一部と旧省政府軍による開墾・建設事業従事を起源とし、1954年10月に新疆生産部隊の指導機構として設立された。この後、漢族移民の受け皿の役割を果たし、中央の新疆経済支配の基盤の1つとなった。小島麗逸「中国—漢族による新疆の経済支配」広瀬崇子編『21世紀の民族と国家第3巻 イスラーム諸国の民主化と民族問題』、未来社、1998年、241～300頁、新免康「中華人民共和国期における新疆への漢族の移住とウイグル人の文化」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態 中国周縁地域の歴史と現在』、風響社、2003年、479～533頁参照。

58 『新疆日報』、1958年5月22日。

59 例えば、汪鋒の1958年2月9日の全人代民族委員会第5回拡大会議での演説『新疆日報』、1958年3月1日、新疆での呂剣人の報告『新疆日報』、1958年5月3日を参照。これらの発言は、57年8月4日に周恩来がおこなった民族政策についての演説で、「自然に融合し繁栄に向かう」同化は「進歩である」と述べたことを踏まえたものであろう。周恩来「関于我国民族政策的幾個問題」前掲『民族綱領政策文献選編』、572～594頁。

漢族を先進的な中心とし、それへの自然な同化を望ましいものとする思考には、「中華帝国の遺産」としての同化主義的価値観との共通性を見ることができる。中華人民共和国が当初民族自治を掲げながらも、民族自決にいささかの価値も見出すことがなかった点には、「中華帝国の遺産」の影響を指摘しうる。

4. 社会改革をめぐる中央・地方対立

(1) 新疆分局による「土地調済（土地調整）」の独断専行

中国共産党は社会主義、共産主義社会の実現を目指す革命政党であり、社会改革を進める志向を有する政党である。風俗習慣や宗教信仰は当然、当該社会のあり方と深く結びついている。社会改革を進めるためには、そこに手を加えざるをえない。当然、社会改革と民族文化との関係は重要な論点となる。

建国以後、通常社会改革としてまず目指されるのは土地改革である。党中央は、社会改革に慎重であるべきことを繰り返し強調した。1949年11月19日の劉少奇起草の「中共中央の新疆少数民族のなかに党組織を樹立する若干の問題についての指示」では、「当面党内外で特に民族問題の処理に気をつけるべきであり、新疆の社会改革については全く急ぐ必要はない」と述べている⁶⁰。周恩来も50年6月26日「西北地域の民族工作について」で、「例えば、土地改革は、3、5年遅らせてから考えてもよいし、もし条件が成熟していないなら、10年、8年後におこなってもいい」と述べている⁶¹。党中央が非漢族の反発を憂慮し、社会改革に慎重であったことは明白である。

党新疆分局はまず「減租反覇」⁶²を農村でおこなうことを決定し、省政府は1950年4月に命令を發布した。1951年春までに農業地域全体で実行する計画であった⁶³。新疆分局としては、一般の地域と同じように、「減租反覇」によって民衆を立ち上がらせ、その後「土地改革」を実施する考えを持っていた。しかし、党中央が制止した。7月3日の指示は「今年ごく少数の地域で試験的な減租をおこなう以外は、一般的に減租をおこなってはならない。…来年の秋以降に減租を実施、あるいは一部地域で実施する」という内容であった⁶⁴。新疆分局は中央の指示に従い、50年から51年前半まで一部地域でのみ「減租反

60 前掲『新疆工作文献選編』、30頁。

61 同上、54頁。

62 「減租反覇」とは、小作料の引き下げ、土地の支配的な地主に対する闘争を推進する運動である。

63 前掲『新疆政報』第2巻第6期、1951年6月。

64 前掲『新疆工作文献選編』、58頁。

覇」を試験的に実施することになった。

しかし新疆分局指導者の認識は、第2章で触れたように、民族問題を農民問題と同定し、現在の新疆の課題は、封建的抑圧からの農民の解放であるというものであった。また農民の解放は生産力の増大をもたらすと考えられていた⁶⁵。それゆえ彼らは「減租反覇」と切り離して、「土地調整」を推進した。これは土地を持たない、あるいは土地が少ない人々に、宗教関連の土地を渡したり、あるいは大地主の土地の一部を貸し与えさせる政策である。王恩茂⁶⁶は、これは「減租反覇」運動の中でおこなえるものであるが、1年余りもこれを遅らせると、貧しい農民や小作人の生活改善に繋がらないと説明している⁶⁷。

新疆、特に新疆南部（南疆）にはイスラム社会に特有のワクフ、すなわち不動産を中心とした宗教的な寄進制度が存在し、寄進物の大半が土地であった⁶⁸。寄進された土地は法的に所有権が停止され「ワクフ」に登録された上で、地主を含む様々な人々が土地を利用し、その利益の全部または一部を宗教や公共目的のために使用した。「土地調整」において大量に配分された土地は、このワクフ土地であった。「土地調整」は明らかに、宗教、民族文化に対する干渉であり、中央の指示に背くものであったが、新疆分局の独断で進められた。

1950年前半の活動報告によれば、カシュガル（喀什）、ホータン（和田）、ヤルカンド（莎車）それぞれの区で積極的に「土地調整」が進められ、ホータンでは地主や宗教指導者の強い抵抗があり、本来認められていなかった脅迫や命令による「調整」がおこなわれた。ヤルカンドでも本来「調整」の対象とならない人々の土地までも広く「調整」がおこなわれた⁶⁹。さらに1950年の南疆の農業生産では勝手に集団化が進められた。多くの地方で生産隊が組織され、集団で開墾して地権を公共所有としたり、私有地を所有権を考慮せずに全員で耕したりする事態が発生した⁷⁰。言葉が通じず、通訳が少ない中での活動は、新疆当局が想定した以上に過激化した。

党中央は、新疆分局の独断専行をある程度感じとり、1951年9月4日に劉少奇が起草

65 例えば、新疆省人民政府委員会が、設立直後の1950年1月6日に発表した当面の施政方針に、すでにそのような認識が表明されている。同上、47頁。

66 王恩茂は第1野戦軍第2軍政治委員として新疆に進駐し、カシュガル区党員会（後に南疆区党委員会）書記となった。1952年の新疆分局改組以後、文革期まで自治区党委員会書記を務めた。前掲『王恩茂伝』。

67 《王震伝》編写組『王震伝』、北京、人民出版社、2008年、389頁、前掲『王恩茂伝』、279頁、前掲『延安整風以後』、727頁。

68 前掲『中央ユーラシアを知る事典』、544頁、前掲『延安整風以後』、691～732頁。

69 『新疆政報』第1巻第4期、1950年8月。

70 『新疆政報』第2巻第5期、1951年5月。

し、毛沢東の修正を経た指示を新疆分局に送った。その内容は、今年秋以降におこなわれる「減租」と来年の「土地改革」の計画を中央と西北局に詳細に報告し、批准を受けてから実施することを求めた上で、「新疆分局は新疆の多くの活動について、中央および西北局へ指示を仰ぎ、報告することが非常に少ない。中央に指示を仰ぎ報告する制度を正しくおこなわないことを、中央は正しくないと認識している」と厳しく指摘するものであった⁷¹。社会改革の最初から、中央と新疆当局の間には改革の速度について齟齬が存在した。

(2) 新疆分局による独断専行の激化と中央の介入

中央の指示によって延期された「減租反覇」は中央の指示通り、まず一部農業地域で試験的におこなわれ、1951年の秋から広く農業地域全域で本格的に実施された。それと同時に新疆分局は、鄧力群の指導のもと南疆の農村調査を実行した⁷²。その調査報告における、鄧力群の南疆農業地域に対する認識は以下のようなものであった⁷³。南疆農村の「搾取圧迫制度の残酷野蛮さは、ほとんど秦漢以前の内地と全く同じ」であり、無償労働形態が多く見られる南疆農村社会は「封建社会農奴搾取制度から封建社会地租搾取制度へと進みつつある過渡的社会形態」である。「実際の状況を見ると、漢族人民の影響が多いところほど、変革も大きく、進歩も速い。漢族人民の影響が少ないところほど、変革も小さく、進歩も遅い。」あわせて、土地改革においてワクフ土地の全面的改革をおこなう必要性にも言及している。彼は唯物史観的發展段階論に南疆農村社会を位置づけ、南疆農村社会は漢族社会よりはるかに遅れており、漢族の影響を受けることによって発展すると考え、封建的搾取の酷さと社会改革の重要性を強調した。

調査を通じてさらに深まった社会改革への切迫感、新疆当局の独断専行に拍車をかけた。調査からウルムチに戻った鄧力群に対し、分局第1書記の王震は、改革を農業地域と遊牧地域で同時におこなうことを提案した。その理由は、小規模な反乱が絶えず遊牧地域でおこっているからという治安維持上のものであった。鄧は、調査の結果から、農村地主の多くが遊牧地域の家畜をも所有しており、農村だけで改革をしても階級問題が解決できないと考えて、王の意見に賛同した。そして1952年5月26日新疆分局は「北疆牧区反革命鎮圧の指示」を出し、遊牧地域の改革に手をつけることになった。

71 前掲『新疆工作文献選編』、68頁。

72 調査は新疆分局宣伝部、研究室が10数名からなる一つの調査チームを組織し、10カ月余にわたって南疆区党委員会管轄の12県で「減租反覇」に参加しつつ実施された。前掲『延安整風以後』、523頁。

73 同上、726、596、597、721頁。

しかし中共中央西北局は 1952 年 5 月 7 日に、土地改革を農業地域でのみ行い、半農半牧地域でも改革をおこなわないよう指示を出していた⁷⁴。さらに中共中央は 5 月 17 日に西北局の意見を支持し、かつ宗教関連の土地について「モスク、ゴンバイ、チベット仏教寺院の土地はすべて手をつけない」よう指示した⁷⁵。新疆分局はそれらの指示に従わなかったのである。

1952 年 5 月 27 日劉少奇「土地改革において寺院の土地などを保留する問題について、王震、習仲勳に宛てた電報」を見ると、王震は 5 月 16 日、22 日に中央に電報を送っている。その電報は入手できていないが、劉少奇の電報の内容から、鄧力群の 5 月 23 日の「南疆農村調査の総合報告」の内容の少なくとも一部は王震からの電報に盛り込まれていたと推測できる⁷⁶。鄧は報告において「過去に宗教指導者と地主が支配していた土地の 95% はすでに農民の手に渡った。…それゆえこうした土地は今や動かすか動かさないかが問題ではない。実際にはもう動いてしまったのであり、それもほとんどの部分が動いたのである。今やもう批准するかしないかの問題ではない。批准すれば多数の農民の支持を得ることができるが、批准しなければ多数の農民が賛成しないだろう」と述べている⁷⁷。現地調査をもとに、新疆分局は中央の指示に公然と反論した。

劉少奇はそれに対し、まず中央が 1952 年 7 月初めに王震を北京に呼んで新疆に関する会議を開くことを伝えた。そして、すでに農民の手に渡っているものを寺院に戻す必要はないとした上で、「しかしあなたがたの土地改革法令において、モスク、ゴンバイ、チベット寺院の土地を保留することを明確に規定すべきであると、私はやはり主張する」と述べた。また遊牧地域と半農半牧地域では農業地域と同時に改革をしてはならないと改めて命じた。結局、6 月 18 日に中央は新疆分局の「北疆牧区反革命鎮圧に関する指示」は誤りであるとして撤回を命じ、6 月 28 日には北京で劉少奇主宰の新疆分局常務委員会拡大会議を開催し、王震に対する批判をおこなって、新疆分局を制止した⁷⁸。新疆分局は改組され、王震に替わって王恩茂が第 1 書記に就任し、またサイプディンが第 4 書記として非漢族で初めて新疆省党指導部に加わった。鄧力群は分局常務委員から分局委員へ降格され、自ら希望して新疆を離れた⁷⁹。

74 前掲『王震伝』、395 頁。

75 前掲『新疆工作文献選編』、81、82 頁。

76 同上、84～86 頁。

77 前掲『延安整風以後』、732 頁。

78 前掲『王震伝』、395 頁。

79 前掲『鄧力群自述（1915-1974）』、229、230 頁。

中央の介入によって、土地改革は農業地域のみで実施されることになった。しかし宗教関連の土地の問題は、劉少奇の電報にもあったように現状を追認するほかなかった。新たに作成された土地改革実行方針には、宗教関連の土地、家屋、所有財産の保護が明記されるとともに、「これらの土地の中で、解放後すでに農民の耕作のために調整されたものは、その他の没収、徴収した土地とともに、一緒に農民に分配してよい」とされ⁸⁰、鄧力群の報告通りであればすでに95%の土地は調整されており、土地改革において正式に分配が確定されたのである。土地改革は1952年9月に開始され、53年末に完了された。

各民族の文化尊重が謳われ、各民族自身が言語、風俗習慣、宗教信仰の保持、改革の権利を持つといわれる一方で、人民解放軍を基礎とした党組織の指導のもと、宗教と社会の関係は大きく変更された。ワクフ土地のみならず、ウシュル、ザカートといったイスラム法に基づく宗教税も1951年末には徴収停止となった⁸¹。民族文化尊重とは、あくまでも党の社会改革の妨げにならない範囲に限定されたものであり、中央が想定した以上に、地方当局は社会改革を優先した。

(3) 「民族」の利用

中央は、民族文化への配慮を理由として、社会改革実施に慎重な姿勢を見せたが、社会改革の実施そのものに反対したわけではない。地方は社会改革が必要であり、かつ実行可能であると考えた。それを押しとどめようとした中央の判断は何に基づくものだったのか。それを考える上で、批判され第1書記を解任された王震に、毛沢東が後に語った言葉は重要である。

毛沢東は、1953年11月に王震にこう語ったという⁸²。王がしようとしたことは「階級闘争の観点から見れば、誤りではない。新疆の範囲内で考えれば、同時に改革することはおそらく可能だったし、どちらでもうまくいった可能性は存在する。…しかし王震、君は新疆だけを見ていて、全局を見ていない。全局とは何か？…もし新疆が中央の計画を破って、土地改革と同時に遊牧地域改革をおこなったら、必ず周囲の省に影響が出るだろう。…その当時、ダライの問題はまだ解決していなかった。新疆がやれば、ただちにチベットに影響が出るだろう。…ダライを味方につけるわれわれの活動を妨げ、甘粛にも影響がで

80 『新疆政報』第3巻第7、8期合併号、1952年11月。

81 前掲『延安整風以後』、682頁。

82 前掲『王震伝』、404頁。

る。甘肅にも遊牧地域があり、チベット族がいる。寧夏にも、…同様に内モンゴルにも影響がある。」毛沢東の思考は徹頭徹尾戦略的なものであり、各地の状況を有利にするために新疆当局を制止したのである。

毛沢東は1953年7月民族政策について議論した際にこう語っている⁸³。「政策とはすなわち策略である。策略とは、それぞれ時期の違いに応じて、大衆のそれぞれの時期の覚悟の程度に基づいて、異なる策略を規定し、徐々に戦略目的を達成するものだ。」少数民族地域での社会改革は平和的手段で徐々におこなうが、「しかしこれはやはり階級闘争であり、階級闘争でなくてはならない。ただ比較的巧妙で、温和な、別の形式の階級闘争である。これは恩恵ではない。」これらの発言は戦略家としての毛沢東の性格をよく示している。

毛沢東が、新疆における政権樹立の際に、実権を共産党が掌握することを意図していたことも考えあわせると、少なくとも彼は民族自治や民族文化尊重自体に価値を見出していたのではなく、あくまでも領土の統一と安定、社会主義実現という目的達成のための戦略的手段として「民族」を利用していた。中央のすべての指導者がそのような観点から民族政策を考えていたということはできないが、最高指導者の姿勢がそのようなものであったことは重要である。利用価値がある間は重視されても、利用価値がなくなるか、デメリットがメリットを上回ったなら、その手段は簡単に放棄されてしまう。中央の民族政策における穏健から急進への政策転換とはまさしくそういうものであったと考えられる。

5. 結語—帝国継承国家における「帝国の遺産」

中華人民共和国が多民族統合に関して建国時に掲げたのは、民族自決的統合を連想させる民族自治であった。連邦制は否定したものの、民族自決の要求を最大限満たすものとして「民族区域自治」が提起された。まさしくこれは周縁のナショナリズムの受け皿としての「帝国の遺産」であった。

同様の観点からの自治の提起は、国民党統治時期にも存在した⁸⁴。周縁の民族を中国に惹きつける手段としての「戦略的自治」の発想は、蔣介石にも見られ、さらに新疆省連合政府の主席となった張治中は、より具体的に新疆の現地民族による高度な自治の実現を目指した。

83 前掲『毛沢東民族工作文選』、183、184頁。

84 以下、国民党統治時期の記述については、前掲「1940年代国民党による新疆統治の論理—呉忠信と張治中を中心に」を参照。

しかしこの「民族自決的統合構想」は国民党の主流にはならなかった。党の主流は、新疆の非漢族が「無知で遅れている」がゆえに、「国家への忠誠心を持たず、外国に利用される」ことを懸念したからである。党の主流が目指した統合のあり方は、漢族の文化的優越と同化力への自信をもとに「自然な同化」を期待する、エスニックな要素に比重のある国民的統合であった。ここには「中華帝国の遺産」としての同化主義的価値観が反映されている。同時に、彼らは「自治」を「放任」と理解し、中国はこれまで辺境民族に自由と自治を与えてきており、現在は「過去の放任の態度」を変えるべきであると考えた。このような「自治」認識もまた「中華帝国の遺産」だといえるだろう。過去の「因俗而治」が「自治」と同一視され、それへの否定的な認識が、「自治」への否定的評価に繋がっている。

中国共産党はどうだったか。建国当初こそ、民族自治を掲げたものの、最高指導者の毛沢東に見られたように、実際には自治の実権を各民族に与えるつもりはなく、「民族区域自治」は漢族主導下の各民族協力を象徴する以上の意味を持たなかった。新疆においては、統治の実権は省外からやってきた漢族指導者に握られ、民族よりも階級連帯の論理による統合が追求された。非漢族の社会のあり方や宗教の尊重よりも、可能な限り社会改革の実行が優先された。エスニックな要素に比重のあった国民党と比べると、イデオロギーという領域的要素に比重のある国民的統合が追求されたといえる。しかし、漢族が指導する点を批判されると、それに反論する中で、漢族が先進的で、中心となるという隠されたエスニックな要素が表面化していった。

国民党と共産党は多民族統合の論理において、非常に似通っていた。彼らは一元的な同化主義的価値観を共有し、主観的には非漢族に対する善意に基づき政策を実施し、それゆえに、強制せずともそれが受け容れられると考えた。非漢族が独自の価値を追求し、それを実現しうる能力があるとは考えなかった。そのような統治様式は漢族による「代行主義」⁸⁵と呼びうるものであった。

国民党が派遣した最初の新疆省主席呉忠信は、優れた漢族の文化をとり入れることによって、その他の「宗族」は発展してきたと述べ、彼らを訓練し、発展、進歩に導くべきだと考えた。このような考えは国民党内部に広く見られた。共産党新疆分局の指導者は、漢族の中国共産党と人民解放軍が新疆の農民を指導し、援助しなければ、新疆人民の解放

85 山田辰雄は「代行主義」を「エリート集団が人民に代わって改革の目標を設定し、人民に政治意識を扶殖し、目標実現のために人民を動員するが、人民が自発的に政治に参加する制度的保障を欠く指導体制と指導様式」と定義している。民族関係においても、「エリート集団」を「漢族」に、「人民」を「非漢族」に置き換えれば、そのまま当てはめることができる。山田辰雄『国際社会研究Ⅱ 中国近代政治史』、放送大学教育振興会、2002年、41頁。

ができないと主張した。また鄧力群は農村社会の発展段階に関して、漢族の影響が大きいほど進歩していると述べた。これらの主張は、漢族の優越性とそれに導かれて恩恵を受ける非漢族という共通の論理構造を有している。

共産党が国民党と異なる点は、「自治」を政権が公式に掲げ、各民族を公式に認定していった点である。このような政策はソ連の民族政策の影響を受けたものだと考えられるが⁸⁶、ソ連ほど民族自決に配慮した国家体制を採らなかった。その結果、民族境界は固定化され、各民族の民族意識は高められるにもかかわらず、その自決はほとんど顧みられないという矛盾を内包することになった。それに漢族の代行主義が組み合わさると、植民地主義的統合の様相が強まることになる。

1950年代後半に地方民族主義批判に伴って、「自然な同化・融合」が強調され、民族そのものが否定されていったのは、この矛盾の一つの解消策であり、植民地主義的統合と国民的統合との間を揺れ動く中国の民族政策が、国民的統合を目指す方向へ舵を切ったことを意味した。その国民的統合の推進力となったのが社会主義イデオロギーであったが、やがてそのイデオロギーの破綻とともに、イデオロギーに基づく国民的統合も挫折した。残されたのは漢族に対する非漢族の被害者としての反感の高まりであった。70年代末から中国は改めて帝国継承国家として統合の再編に取り組みざるをえなくなったのである。

帝国継承国家として中国は「中華帝国の遺産」を引き継いだ。一つは同化主義的価値観で、もう一つは「因俗而治」の経験であった。同化主義的価値観は、近代国家における国民形成と非常に親和的であり、漢族による「代行主義」を正当化した。他方で、「因俗而治」の経験は「自治」に対する否定的評価へと繋がり、やはり漢族による「代行主義」の正当化に寄与したのである。

しかし、自らがより進んでおり、価値があり、正しい方向を決定できるという漢族の自己認識は、非漢族の承認を得て初めて統合の前提となりうる。今後の中国が、漢族の「代行主義」を前提とした統治の正当性を調達するにしろ、あるいは別の新たな合意形成を通じた正当性調達を目指すにしろ、そのような正当性の獲得なしには、現状のような力による抑圧と抵抗の繰り返しという袋小路から抜け出すことはかなわないだろう。

86 1920年代にソ連では民族境界確定が進められた。また、新疆でも、1930年代の盛世才統治時期にソ連の民族政策の影響を受けて、民族カテゴリーの公的な承認と、各民族単位の文化促進会の設立がおこなわれた。塩川伸明『民族と言語 多民族国家ソ連の興亡 I』、岩波書店、2004年、48～58頁。拙論「新疆における盛世才政権の民族政策の形成と破綻」『アジア研究』第58巻第1・2号、2012年4月、19～21頁。

論 文

茨城県におけるイノシシの狩猟の現状と継続に向けての考察

鈴木睦子¹ 中原史生²

Current status and continuity of wild boars hunting in Ibaraki Prefecture

Abstract

The agricultural damage caused by the wild boars becomes the problem in Ibaraki Prefecture. There has been a decline in the number of hunters in Ibaraki Prefecture since the mid-1970s. The questionnaire survey was conducted for hunters belonging to the Ibaraki Hunting Association to clarify attributes and attitudes of hunters, present hunting activities, issues on continuity of hunting activities, and in order to consider measures to secure future bearers. There were 141 respondents, and the response rate was 70.5%. For the continuation of hunting activities and the increase in new entrants, strictness of the hunting gun possession regulation and the high expense have become the problems. The administration and the hunting association need organized action to solve these problems. Furthermore, it is desirable to provide opportunities to deepen their understanding of the current status of the damage by animals and pleasure of hunting in order to secure bearers.

1. はじめに

近年、野生動物による農林業被害や人身被害が大きな問題となっている。茨城県ではイノシシ (*Sus scrofa*) による農作物被害が著しく、2015年度には被害額が8千800万円を超え、獣類による被害の約86%を占めている(茨城県農林水産部 2017)。獣類による被害の対策は、一般的に個体数管理、生息地管理、被害管理を組み合わせることによって行われている。個体数管理は主に狩猟と許可捕獲(有害捕獲、個体数調整捕獲など)を組み合わせで行われており、個体数を減らして被害を抑制している。これらには狩猟免許

1 常磐大学コミュニティ振興学部地域政策学科

2 常磐大学総合政策学部 教授

取得者が従事しており、イノシシの個体数調整においては狩猟者が大きな役割を担っているといえる。

しかし、狩猟者数は全国的に減少傾向にあり、同時に高齢化も進行している。茨城県では、県猟友会の会員数は1975年ごろの約1万8千人をピークに右肩下がりが続き、特に散弾銃やライフル銃を扱う第1種免許を持つ会員数は2003年度に4716人いたが、現在は2070人となっている（島田2017a）。現在、第1種免許を持つ会員の平均年齢は65歳であり、免許の新規取得者は60歳代である（島田2017a）。今後さらなる高齢化に伴い、急激に狩猟者が減少してくことが予想される（原科ほか2016）。また、2007年に長崎県佐世保市で発生した散弾銃乱射事件等を受け、2009年に実施された銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）改正（警察庁生活安全局2009）による規制強化も、狩猟者減少に拍車をかける要因として懸念されている。

さらに、福島第一原子力発電所事故の影響により、茨城県においてはイノシシ肉の出荷制限が出されており、狩猟意欲の減退を引き起こす可能性が考えられる。福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質の影響で、福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の全域でイノシシの肉が原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品に定められている（厚生労働省2017）。県の管理下のもとで出荷するものについては一部制限が解除されているところがあり、茨城県では石岡市内のイノシシ肉加工施設が出荷するイノシシ肉について出荷制限が解除されているが（茨城県2017）、他の市町村では出荷制限が続いている状態である。

こうした状況を踏まえ、国は鳥獣の管理を強化する目的で、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下、鳥獣保護法）や「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、鳥獣被害防止特措法）の改正を行ってきた。2015年の鳥獣保護法改正によって、同法は題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、鳥獣保護管理法）に改め、法目的に鳥獣の管理を加えた（環境省自然環境局2015）。新たに導入された認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする制度である（環境省2017a）。茨城県では、一般社団法人茨城県猟友会が認定を受けている（環境省2017a）。

2016年の鳥獣被害防止特措法改正では、市町村は被害防止計画に基づく捕獲、防護柵

の設置といった実践的活動を担う、「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができるようになった（農林水産省 2016）。優遇措置としては、猟銃所持許可更新等の申請時の技能講習免除、狩猟税の軽減、ライフル銃の所持許可の特例等がある。また、重点支援としては、補助率の嵩上げ、交付金の優先配分等がされており、茨城県内では、日立市、下妻市、大子町、笠間市、石岡市、筑西市、坂東市の 7 市町に設置されている（農林水産省 2017）。

狩猟者の減少が不可避である以上、地方自治体が取べき施策は 3 つあると考えられている（上田 2014）。1 つ目は狩猟者 1 人あたりの捕獲数を増やすこと、2 つ目は狩猟の担い手を確保し育成すること、3 つ目は管理が必要な鳥獣の捕獲活動に対するインセンティブを付与することである。茨城県では、鳥獣保護管理法に基づいて「茨城県イノシシ保護管理計画」を策定し、電気柵等侵入防止柵の設置や許可捕獲などの対策を実施し、農林作物被害の軽減と人と野生鳥獣の共存に努めてきた（茨城県生活環境部 2017）。同計画の中では捕獲の担い手確保を管理目標達成の課題としてあげており、若者や農業後継者などへの狩猟免許取得の推進、認定鳥獣捕獲等事業者制度による法人の捕獲への参入促進などを掲げている。

狩猟活動の継続のためには新規参入者の増加と同時に、現役の狩猟者が狩猟を長期間継続できる環境をつくる必要がある（原科ほか 2016）。そのためには、狩猟者の意識や狩猟の実態を明らかにすることが必要であると考えられており（上田ほか 2004）、これまでに埼玉、栃木（田巻ほか 1998）、山梨（原田ほか 2001）、島根（上田ほか 2004）、岩手（原科ほか 2016）の各県で調査が行われてきた。これらの調査より、狩猟者の減少要因は県によって異なることが報告されていることから（上田ほか 2004）、地方自治体が施策を考える上では、各都道府県において調査を行う必要があるものと考えられる。

そこで、本研究では茨城県在住の狩猟者を対象としたアンケートによって、狩猟者の属性および狩猟に関する意識、有害駆除への参加状況を明らかにし、狩猟活動の継続性についての課題の抽出、今後の担い手を確保するための方策について検討することを目的とした。

2. 方法

茨城県内におけるイノシシ管理の現状を把握するため、2016 年 9 月に「茨城県イノシシ管理計画（第五期）（第二種特定鳥獣管理計画）」で第二種特定鳥獣の管理が行われる

べき区域として定められている 20 市町の猟友会支部を対象にアンケート調査を実施した。アンケート配布数は 200 部とし、配布、回収ともに郵送とした。調査用紙の送付先は、22 支部の各支部長宛てとし、猟友会に所属する狩猟者に回答してもらった。

アンケートの質問項目は、狩猟者を対象とした先行研究（原田ほか 2001、上田ほか 2004、原科ほか 2016）を参考とし、1) 回答者の属性に関する設問（2 問）、2) 狩猟一般に関する設問（8 問）、3) 原発事故の影響に関する設問（4 問）、4) 有害駆除活動に関する設問（8 問）、5) 担い手確保に関する設問（2 問）の全 24 問を用意した。狩猟一般に関する設問では、狩猟継続に影響を及ぼす可能性が考えられる意図や態度に関する内容を検討し、質問項目に設定した。原発事故の影響に関する設問については、放射性物質汚染によって狩猟意欲や回数に変化があったかを把握する目的で設定した。有害駆除活動に関する設問は、有害駆除活動への参加意識を把握し、課題を抽出することを目的としている。

回答形式は質問項目により異なるが、選択肢形式と自由記述を用いた。自由記述形式では、得られた回答をキーワードごとにカテゴリー分けし、集計を行った。検定は無回答のものを除外し、 χ^2 -test を用いた。

3. 結果

アンケートの配布数 200 に対して、回収数は 141 となり、回収率は 70.5% であった。

3-1. 回答者の属性について

回答者 141 人中、男性は 99.3%（140 人）、女性は 0.7%（1 人）であった。回答者の平均年齢は 67.3 ± 9.14 （SD）で、年代別にみると 60 代が 48.2%（68 人）で最も多く、次いで 70 代が 33.3%（47 人）、50 代が 9.9%（14 人）、80 代が 5.0%（7 人）、20 代が 1.4%（2 人）、30 代と 40 代がそれぞれ 0.7%（1 人）であった。

3-2. 狩猟一般について

狩猟歴は、「1～5 年」が 1.4%（2 人）、「6～10 年」が 3.5%（5 人）、「11～20 年」が 7.8%（11 人）であり、「それ以上」が 87.2%（123 人）で最も多かった。狩猟を始めたきっかけについては、「周りに狩猟を行っている人がいたから」が 64.5%（91 人）で最も多く、次いで「銃器に興味があったから」が 36.2%（51 人）、「鳥獣被害を減らすため」、

表 1. 狩猟を始めたきっかけ（複数回答可）

回答	人数
周りに狩猟を行っている人がいたから	91 (64.5%)
銃器に興味があったから	51 (36.2%)
鳥獣被害を減らすため	33 (23.4%)
自然に触れる機会を得るため	33 (23.4%)
その他	9 (6.4%)

表 2. 狩猟歴と狩猟を始めたきっかけ

きっかけ	狩猟歴		χ^2 -test
	20 年以下	21 年以上	
周りに狩猟者いたから	10 (55.6%)	81 (65.9%)	ns
鳥獣被害減らすため	9 (50.0%)	24 (19.5%)	$p<0.01$
自然に触れる機会	3 (16.7%)	30 (24.4%)	$p<0.01$
銃器に興味あり	1 (5.6%)	50 (40.7%)	$p<0.01$
その他	2 (11.1%)	8 (6.5%)	-

表 3. 年齢と狩猟を始めたきっかけ

きっかけ	年齢		χ^2 -test
	50 代以下	60 代以上	
周りに狩猟者いたから	12 (66.7%)	79 (64.8%)	ns
鳥獣被害減らすため	7 (38.9%)	25 (20.5%)	ns
自然に触れる機会	1 (5.6%)	32 (26.2%)	ns
銃器に興味あり	8 (44.4%)	43 (35.2%)	ns
その他	2 (11.1%)	8 (6.6%)	-

「自然に触れる機会を得るため」がそれぞれ 23.4% (33 人)、その他が 6.4% (9 人) であった (表 1)。その他では、「周囲の人の影響」という回答が多かった。「周りに狩猟を行っている人がいたから」という理由は、狩猟歴「1～20 年」(人数が少なかったことから統合：以下、20 年以下) が 55.6% (10 人)、「それ以上」(以下、21 年以上) が 65.9% (81 名) と有意な差はみられなかったが、「鳥獣被害を減らすため」は 20 年以下が 21 年以上に比べて有意に多く ($p<0.01$, χ^2 -test)、「自然に触れる機会を得るため」、「銃器に興味があったから」は有意に少なかった (各 $p<0.01$, χ^2 -test) (表 2)。一方、年齢が「50 代以下」と「60 代以上」の間では、狩猟を始めたきっかけに有意な差はみられなかった (表 3)。

今後も狩猟を「続けようと思う」と回答した人は 89.4% (126 人) と最も多く、「分からない」は 5.7% (8 人)、「続けようとは思わない」と回答した人は 4.3% (6 人) であった。

表4. 狩猟を「続けようと思う」理由（複数回答可）

回答	人数
鳥獣被害を減らすため	80 (63.5%)
趣味として面白いから	62 (49.2%)
交友関係を維持したり深めたりするため	62 (49.2%)
自然に触れる機会を得るため	42 (33.3%)
その他	7 (5.6%)

[回答該当者数：126人]

表5. 狩猟歴と続けようと思う理由

続ける理由	狩猟歴		χ^2 -test
	20年以下	21年以上	
鳥獣被害減らすため	15 (83.3%)	65 (60.2%)	ns
趣味として面白いから	3 (16.7%)	39 (36.1%)	ns
交友関係の維持・深化	9 (50.0%)	53 (49.1%)	ns
自然に触れる機会	7 (38.9%)	55 (50.9%)	ns
その他	1 (5.6%)	6 (5.6%)	-

表6. 年齢と続けようと思う理由

続ける理由	年齢		χ^2 -test
	50代以下	60代以上	
鳥獣被害減らすため	11 (61.1%)	68 (63.6%)	ns
趣味として面白いから	2 (11.1%)	40 (37.4%)	$p < 0.05$
交友関係の維持・深化	12 (66.7%)	50 (46.7%)	ns
自然に触れる機会	11 (61.1%)	51 (47.7%)	ns
その他	2 (11.1%)	5 (4.7%)	-

今後も狩猟を「続けようと思う」と回答した126人に継続する理由を尋ねたところ、最も多かったのが「鳥獣被害を減らすため」で63.5%（80人）であり、次いで「趣味として面白いから」と「交友関係を維持したり深めたりするため」がそれぞれ49.2%（62人）、「自然に触れる機会を得るため」が33.3%（42人）、その他が5.6%（7人）であった（表4）。その他の回答には、「健康維持のため」や「山林を歩いていると思わぬ発見がある」等があった。狩猟歴「20年以下」と「21年以上」では、狩猟を続けたいと思う理由に有意な差はみられなかったが（表5）、年齢「60代以上」では「50代以下」に比べて「趣味として面白いから」という理由が有意に多くなっていた（ $p < 0.05$, χ^2 -test）（表6）。「鳥獣被害を減らすため」に狩猟を続けようと思うと回答した80人のうち、24人

表7. 狩猟を「続けようと思わない」または「分からない」理由（複数回答可）

回答	人数
猟銃所持の規制が厳しい	9 (64.3%)
経費が高い	8 (57.1%)
捕獲後の処理の負担が大きい	3 (21.4%)
なかなか獲物が獲れない	1 (7.1%)
その他	5 (35.7%)

[回答該当者数：14人]

表8. 狩猟活動上で感じる問題点（複数回答可）

回答	人数
猟銃所持の規制が厳しい	104 (73.8%)
経費が高い	80 (56.7%)
初心者が参加しにくい	36 (25.5%)
狩猟に対する反対意見がある	32 (22.7%)
捕獲後の処理が面倒	19 (13.5%)
狩猟場所を自由に選べない	17 (12.1%)
対象動物の個体数が少ない	11 (7.8%)
その他	6 (5.0%)
特になし	5 (3.5%)

が狩猟を始めたきっかけとしても「鳥獣害を減らすため」と回答していたのに対し、56人は「鳥獣害を減らすため」に狩猟を始めたわけではなかった。

また、今後狩猟を「続けようと思わない」または「分からない」と回答した14人にその理由を尋ねたところ、最も多かったのが、「猟銃所持の規制が厳しい」で64.3%（9人）であり、次いで「経費が高い」が57.1%（8人）、「捕獲後の処理の負担が大きい」が21.4%（3人）、「なかなか獲物が獲れない」が7.1%（1人）、その他が35.7%（5人）であった（表7）。その他では、「年齢」と回答する人が多く（3人）、「経費と時間が掛かり過ぎる」といった回答もあった。

狩猟活動上で感じる問題点については、「猟銃所持の規制が厳しい」が最も多く73.8%（104人）、次いで「経費が高い」が56.7%（80人）、「初心者が参加しにくい」が25.5%（36人）、「狩猟に対する反対意見がある」が22.7%（32人）、「捕獲後の処理が面倒」が13.5%（19人）、「狩猟場所を自由に選べない」が12.1%（17人）、「対象動物の個体数が少ない」が7.8%（11人）、その他が5.0%（7人）、「特になし」が3.5%（5人）であった（表8）。その他には、「一般に嫌われる」や「年齢層が高い」といった回答があった。

3-3. 原発事故による影響について

放射性物質汚染による狩猟意欲の変化については、「変わらない」とした回答が最も多く52.5%（74人）であった。次いで「下がった」が43.3%（61人）、「上がった」と回答した人が4.3%（6人）であった。

放射性物質汚染による狩猟回数の変化について、最も多かったのは「変わらない」の60.3%（85人）であり、次いで「減った」が36.2%（51人）、「増えた」と回答した人が2.8%（4人）であった。

捕獲したイノシシを食肉利用（自家消費、譲渡消費を含む）する割合について、最も多かった回答は「0%～10%未満」の29.8%（42人）で、次いで「60%以上」が24.8%（35人）、「10%～30%未満」が22.7%（32人）、「30%～60%未満」が15.6%（22人）であった。

3-4. 有害駆除活動について

有害駆除活動に参加したことがある人は96.5%（136人）にのぼった。有害駆除の対象動物は、「イノシシ」が91.9%（125人）、「カラス」が72.8%（99人）、「ハクビシン」が30.9%（42人）、「アライグマ」が6.6%（9人）、その他が28.7%（39人）であった。その他の動物には「カワウ」（13人）、「カルガモ」（10人）などがあげられていた。

有害駆除活動への参加意思について尋ねたところ、「参加したいと思う」が最も多く81.6%（115人）であり、「参加しようと思わない」が5.7%（8人）、「分からない」が4.3%（6人）であった。「参加したいと思う」理由としては、「被害を減らすため」（41.7%、48人）が最も多く、次いで「地域住民のため」（7.0%、8人）、「現在駆除隊員である」（6.1%、7人）、「ハンターの義務」（3.5%、4人）といった回答が得られた。また、「参加しようと思わない」理由としては、「趣味として狩猟をしているから」や「駆除活動には危険が伴うため」（各12.5%、1人）という回答が得られ、「分からない」または「無回答」とした理由には、「現在駆除隊員である」（22.2%、4人）や「経費、身体への負担のため」（5.6%、1人）といった回答が得られた。

有害駆除活動上での問題点について、回答が多かったのが「経費負担が大きい」37.6%（53人）と「捕獲後の処理が負担」36.9%（52人）であり、「発砲できない夜間の出没が多い」が30.5%（43人）、「許可期間が短い」が19.1%（27人）、その他が20.6%（29人）であった（表9）。その他では、「警察に通報される」（13.8%、4人）や「一般

表9. 有害駆除活動上での問題点（複数回答可）

回答	人数
経費負担が大きい	53 (37.6%)
捕獲後の処理が負担	52 (36.9%)
発砲できない夜間の出没が多い	43 (30.5%)
許可期間が短い	27 (19.1%)
その他	29 (20.6%)

住民の理解が得られない」（10.3%、3人）という回答が上位を占め、また問題点は「ない」という回答も得られた。

有害駆除活動を行う上で、わな等の現物支給が必要かどうか尋ねたところ、「必要だと思う」が63.1%（89人）、「必要だと思わない」が22.7%（32人）、「分からない」が8.5%（12人）であった。「必要だと思う」とした理由には、「わな製作の経費負担が大きい」（29.2%、26人）や「わなは消耗品のため」（21.3%、19人）とした回答が多く、「個人によって使用するわなが異なるため、部品の支給や金銭的支援が良い」という回答もあった。「必要だと思わない」とした理由には、「個人によって使用するわなが異なる」（43.8%、14人）という回答が多く、次いで「趣味として行っているから」、「金銭的支援が望ましい」（各6.3%、2人）という回答があった。また、「分からない」とした理由には、「わなは個人により異なるため支給が難しい」（25.0%、3人）や「現物支給よりもわなに合った支給が必要」（8.3%、1人）といったことが挙げられた。

また、妥当だと思うイノシシ1頭当たりの捕獲報奨金額を尋ねたところ、120人（85.1%）から回答が得られた。最も多かった回答は「10,000～20,000円」の58.2%（82人）であり、次いで「21,000～30,000円」が12.8%（18人）、「1,000～9,000円」が7.1%（10人）、「41,000～50,000円」が2.8%（4人）、「0円」と「100,000円」がそれぞれ2.5%（3人）であった。

鳥獣被害対策実施隊についてどう思うか尋ねたところ、「必要だと思う」が94.3%（133人）で最も多く、「わからない」が3.5%（5人）、「必要だと思わない」は0%（0人）だった。

認定鳥獣捕獲等事業者制度について必要かどうか尋ねたところ、「必要だと思う」が44.7%（63人）で最も多く、次いで「わからない」が38.3%（54人）、「必要だと思わない」が14.2%（20人）だった。

表 10. 新規参入者のために行っていること（自由記述）

回答	人数
勧誘	16 (11.3%)
射撃等の指導	5 (3.5%)
行政からの補助金の支給	4 (2.8%)
射撃大会の開催	3 (2.1%)
狩猟等の見学	3 (2.1%)
その他	17 (12.1%)
なし	8 (5.7%)

表 11. 担い手確保のために必要だと思うこと（自由記述）

回答	人数
猟銃所持等の規制緩和	26 (18.4%)
経費削減	12 (8.5%)
被害の現状の周知	7 (5.0%)
若い人に関心を持ってもらう	5 (3.5%)
狩猟の楽しさを知ってもらう	3 (2.1%)
自分の畑は自分で守るという考えを持ってもらう	3 (2.1%)
行政等の協力	3 (2.1%)
その他	8 (5.7%)

3-5. 担い手の確保について

新規参入者のために行っていることについて尋ねたところ、55人(39.0%)から回答が得られた。「勧誘」が11.3%(16人)、その他が12.1%(17人)、「なし」が5.7%(8人)、「射撃等の指導」が3.5%(5人)、「行政からの補助金の支給」が2.8%(4人)、「狩猟等の見学」、「射撃大会の開催」がそれぞれ2.1%(3人)であった(表10)。

担い手の確保に向けて必要だと思うことについて尋ねたところ66人(46.8%)から回答が得られた。「猟銃所持等の規制緩和」とした回答が最も多く18.4%(26人)、次いで「経費削減」が8.5%(12人)、その他が5.7%(8人)、「被害現状の周知」5.0%(7人)、「若い人に関心を持ってもらう」が3.5%(5人)、「狩猟の楽しさを知ってもらう」と「自分の畑は自分で守るという考えを持ってもらう」、「行政の協力」がそれぞれ2.1%(3人)であった(表11)。

4. 考察

回答者の年齢の約87%が60代以上であったことから、猟友会で中心的に活動してい

る狩猟者の年齢層が高いことが推測できる。狩猟歴が21年以上の狩猟者より、20年以下の狩猟者の方が「鳥獣被害を減らすため」に狩猟を始めた人が多く、狩猟を始める人のうち鳥獣被害対策を目的に始める人の割合が増えてきていることが示唆された。また、狩猟を始めたきっかけが「鳥獣被害を減らすため」ではなかった狩猟者のうち半数以上(56%)が狩猟を続けようと思う理由として「鳥獣被害を減らすため」と答えており、狩猟をおこなう中で鳥獣害対策を強く意識するようになっている現状がうかがえる。さらに、今後有害駆除活動に「参加したいと思う」理由として、「鳥獣被害を減らすため」が最も多かったことから、茨城県内の狩猟者の多くが野生動物管理としての有害捕獲の重要性を理解し、積極的に活動を行っているものと考えられた。

4-1. 狩猟活動継続のための課題

狩猟活動を続けたいとする理由や狩猟活動および有害駆除活動上での問題点には、「猟銃所持の規制が厳しい」や「経費が高い」という回答が多く、狩猟者は狩猟を継続させるためには規制強化への対応と狩猟に掛かる経費の軽減が必要であると認識している傾向がうかがえた。

日本の狩猟者が狩猟を辞める原因について11道県(茨城県は含まれず)で調査を行った上田ほか(2012)は、狩猟者の減少を食い止める方策のひとつとして、猟銃の規制強化に対する猟友会組織としての対応力の向上をあげている。特に、猟銃所持許可証の更新時における射撃教習の義務化に対応できるよう、猟友会員への射撃の奨励を更に進めるなど支援をしていく必要性を説いている。

経費負担の軽減に関しては、免許維持経費の補助の促進や狩猟税の減税が必要であると同時に、利益が得られる環境づくりが必要であると思われる。茨城県と同じように出荷制限が出されている福島県伊達市では、地元のイノシシの皮を使用した革製品を「inoDATE」とブランド化をし、販売している(伊達市農林業振興公社2017)。茨城県内でも、城里町で活動している「狩りガール」が2016年11月から革製品の製作に着手しており(上村2017)、今後、同様の環境づくりが期待される。

また、有害駆除活動を行う上での現物支給を必要とする理由には、「わなは消耗品であるため」という回答が多いとともに、「個人によって使用するわなが異なるため部品の支給が良い」という回答もあり、必要ないとした理由にも、「個人によりわなが異なるから」という回答や「金銭的な支給が望ましい」とした回答が多かった。そのため、わなの現物

支給に加えて、わな製作のための部品の支給など、わな猟に見合った支給や補助が必要であると考えられる。妥当だと思ふ捕獲したイノシシー頭当たりの報奨金額は、1,000円～30,000円と回答した人が全体の78%であったことから、上限を約30,000円とする報奨金の増額が有害駆除活動をしやすくするものと思われる。

さらに、鳥獣被害対策実施隊の設置を必要だと思ふとした回答が90%を超えたことから、猟銃所持許可更新等の申請に際する技能講習の免除や狩猟税の減税といった鳥獣被害対策実施隊への優遇措置が狩猟者の狩猟継続を促進することも考えられる。現在設置されている7市町以外の市町でも、実施隊を設置することが望まれるものと思われる。

狩猟を始めたきっかけでは「周りに狩猟を行っている人がいたから」が64.5%、狩猟を続けようと思ふ理由では「交友関係を維持したり深めたりするため」が49.2%を占めた。原科ほか(2016)が岩手県で行った調査でも、狩猟を楽しむことが狩猟者の狩猟継続意志の向上につながることを示唆されており、狩猟者同士の交流や技術向上などを通して狩猟を楽しめるような環境づくりが狩猟活動の継続性を高めるために有効であると考えられる。

福島第一原子力発電所事故による影響については、狩猟意欲、狩猟回数の変化はどちらも、「変わらない」という回答の割合が多く、狩猟活動への影響は現時点で少ないと考えられた。しかし、捕獲したイノシシを食肉利用する割合は、30%未満とした回答が52.4%となっており、狩猟を続けない理由や狩猟活動上の問題点として「捕獲後の処理の負担」があげられたことから、今後の動向に注視していく必要がある。

認定鳥獣捕獲等事業者制度については、「必要だと思ふ」が44.7%で最も多く、「必要だと思わない」は14.2%であったが、「わからない」と答えた人が38.3%にのぼった。茨城県は現在のところ猟友会が唯一の認定事業者であり、近隣の千葉県や福島県などのように企業やNPO法人が事業者として参入している県とは異なる。「茨城県イノシシ保護管理計画」では法人の捕獲への参入促進を掲げていることもあり、今後は自治体が事業者間の調整を行う必要が生じることも考えられる。地域の狩猟者は農林業と密接な関係を有しており、経済的に割に合わない活動にも集落自衛的に参画したり、地域で狩猟を続けていく存在であるために、狩猟資源の涵養を考えたりするインセンティブを有しているものと思われるが、報酬で雇われて外部から参入する認定事業者にそのようなインセンティブはなく、契約次第で濫獲も過少捕獲も起きる可能性が考えられる(高橋2015)。今後、地域の狩猟者だけでは有害捕獲を担いきれなくなっていく可能性があることから、外部の

専門事業者の参入をどう促進していくかも課題となるものと思われる。

4-2. 担い手確保のための方策

担い手確保のために必要だということについても、狩猟活動継続のための課題と同様に、猟銃所持の規制緩和や経費負担の軽減という回答が上位を占めたことから、新たに猟銃免許を取得しようとする者への支援や狩猟免許取得の経費補助、狩猟税の減税が必要であると認識されていることがわかる。茨城県では、狩猟免許のうち、わな猟は自治体が免許取得費を補助したり、県が試験回数を増やしたりして取得を支援したため、猟友会会員数が2007年度の101人から2017年は294人と3倍に増えている(島田 2017a)。今後、これらの支援や補助をさらに促進していく必要があるものと思われる。

新規参入者のために行っていることについては、「射撃等の指導」や「狩猟の見学」、「射撃大会の開催」などがあげられており、狩猟者が新規参入者の指導をし、自分の技術を伝えようとする意志があることがうかがえた。例えば、アメリカ合衆国では一定の年齢以下の狩猟者は連邦法により狩猟者教育プログラムを受講することが義務づけられており、その中で安全な銃器の使用、狩猟者責務等を重点に約3日間かけて指導が行われる(上田 2010, 上田ほか 2012)。また、ベテランの狩猟者と初心者が交流し、技術指導を行うプログラムも行われており、狩猟初心者の狩猟離れを防ぐ対策が取られている(上田 2010, 上田ほか 2012)。日本でも狩猟の魅力や役割を知ってもらおうと、地方自治体が地元猟友会と協力し、未経験者や初心者を対象とした講習会を開く動きが広がっており(茨城新聞 2017)、茨城県では猟銃を所持しようとしている人を対象とした予備講習会、初心者、経験者を対象とした講習会が行われている(茨城県猟友会 2017)。また、2016年度より、県の委託事業として猟友会が若手ハンター育成を狙いとした銃猟免許取得研修会を行っている(島田 2017b)。角田・上田(2016)は、今後、新規狩猟者によるこれらの事業への参加状況や参加者の理解度などを把握して事業評価を行い、より効果のある研修内容へと改善していくことが必要であるとしている。

また、担い手確保には、鳥獣による「被害の現状の周知」や「狩猟の楽しさを知ってもらう」ことが必要である。環境省は、「自然」や「生き物の命」に正面から向き合う狩猟の魅力と、狩猟が持つ社会的な役割を知ってもらい、人と野生鳥獣の適切な関係の構築及び豊かな自然の生態系の維持へ向けて、将来の鳥獣保護管理の担い手となるきっかけを提供することを目的とした「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を2012年度より開催して

おり、2014年度には茨城県でも開催された（環境省 2017b）。こうした狩猟について理解を深める機会の提供を増やしていくことが、今後重要になってくるものと思われる。

近年、さまざまな大学でハンター養成の授業や狩猟サークルが運営されている（内藤・高橋 2017）。徳島大学総合科学部では学生による模擬狩猟ツアーが企画されており（内藤・高橋 2017）、酪農学園大学では「狩猟管理技術管理論」や「野生動物保全技術実習」といった授業が開講されている（伊吾田 2017）。奈良女子大学や吉備国際大学では狩猟サークルが立ち上げられ、狩猟技術の習得に励むとともにジビエ料理の研究にも取り組んでいる（産経新聞 2017）。大学の役割として社会貢献が求められるようになってきた今日、地域のニーズに応えうる教育・人材育成を行っていくうえで、地域の野生動物管理にどう関与し、貢献していけるのか、真剣に考えていく必要があるものと思われる。

謝辞

本研究を行うにあたり、茨城県猟友会事務局長兼茨城県狩猟者研修センター長伊藤幸氏にはアンケート調査の便宜をはかっていただいた。また、茨城県猟友会会員の各位にはアンケートに御回答いただいた。ご協力いただきました皆様に心より御礼申し上げる。

引用文献

- 伊吾田宏正. 2017. 大学における狩猟教育の取り組み. 国立公園 750:17-19.
- 茨城県. 2015. イノシシ管理計画（第五期）（第二種特定鳥獣管理計画）. 茨城県, 27pp.
- 茨城県. 2017. 茨城県における出荷制限指示等の状況（平成 29 年 9 月 6 日現在）. 茨城県, 1pp.
- 茨城県生活環境部環境政策課. 2017. 茨城県イノシシ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）. 茨城県, 29pp.
- 茨城県農林水産部農地局農村環境課. 2017. 平成 27 年度野生鳥獣による農作物被害調査の結果について. 茨城県, 1pp.
- 茨城県猟友会. 2017. 猟銃等講習会（経験者・初心者）. 最終閲覧日 2017 年 11 月 29 日.
<http://ibaryo.com/publics/index/31/0/>
- 茨城新聞. 2017. ようこそ狩りの世界へ 担い手増へ初心者講習. 2017 年 8 月 12 日, 第 3 社会面, 21.
- 上田剛平. 2010. 平成 21 年度若手職員海外派遣研修報告書 野生動物被害対策の先進

- 地事例に関する研修—アメリカ合衆国の野生動物管理政策—。兵庫県，50pp.
- 上田剛平．2014．地方自治体は狩猟者減少時代をどう乗り越えればよいのか？ 野生生物と社会 1(2)：71-78.
- 上田剛平・神崎伸夫・小寺祐二．2004．島根県における狩猟の実態と狩猟者の意識．野生生物保護 9(1)：9-22.
- 上田剛平・小寺祐二・車田利夫・竹内正彦・桜井良・佐々木智恵．2012．日本の狩猟者はなぜ狩猟を辞めるのか？—狩猟者の維持政策への提言—．野生生物保護 13(2)：47-57.
- 上村茉由．2017．野生のイノシシを資源に 城里町で「狩りガール」奮闘中 革製品活用模索．産経新聞．2017年11月5日．
<http://www.sankei.com/region/news/171105/rgn1711050020-n1.html>
- 環境省．2017a．認定鳥獣捕獲等事業者制度．最終更新日2017年11月27日．
<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>
- 環境省．2017b．狩猟の魅力まるわかりフォーラム．最終更新日2017年10月18日．
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort8/index.html>
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室．2015．鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行について．最終更新日2015年5月29日．
<http://www.env.go.jp/nature/choju/law/law1-2/index.html>
- 警察庁生活安全局保安課．2009．銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行について（通達）．警察庁，17pp.
- 厚生労働省．2017．原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成29年10月26日現在．厚生労働省，3pp.
- 産経新聞．2017．美しき「狩りガール」続々と…ハンター高齢化の農村救え 大学に狩猟サークル．産経新聞．2017年1月23日．
<http://www.sankei.com/west/news/170123/wst1701230036-n1.html>
- 島田真太郎．2017a．高齢化、細るハンター 県猟友会員10年で半減 イノシシ被害拡大懸念．茨城新聞．2017年3月21日，第1社会面，23.
- 島田真太郎．2017b．育て若手ハンター 県猟友会 研修会で魅力伝える 笠間．茨城新聞．2017年3月8日，地域（県央）面，20.
- 高橋満彦．2015．狩猟の諸要素を踏まえた2014年鳥獣法改正の法的分析．野生生物と

社会 3(1) : 13-21.

伊達市農林業振興公社イノシシ革有効利用プロジェクト. 2017. ino DATE. 最終閲覧日
2017年11月28日. <http://www.ino-date.com/>

田巻芳則・神崎伸夫・丸山直樹. 1998. 埼玉・栃木両県における狩猟の現状と狩猟者の意識.
野生生物保護 3(2) : 73-84.

角田裕志・上田剛平. 2016. 岐阜県における新規狩猟者の実態と意識. 野生生物と社会 4(1):
23-29.

内藤直樹・高橋優子. 2017. 地域の野生動物管理をめぐる大学の地域貢献 徳島大学総
合科学部の学生による模擬狩猟ツアー企画. Wildlife Forum 22(1) : 22-25.

農林水産省. 2016. 鳥獣被害対策実施隊の設置について. 農林水産省, 13pp.

農林水産省. 2017. 鳥獣被害対策実施隊の設置状況(平成29年10月末時点). 農林水産省,
1pp.

原科幸爾・池田光・鹿島佳子. 2016. 岩手県における狩猟活動の現状と今後の継続に向
けての考察. 水土の知: 農業農村工学会誌 84(2) : 119-123.

原田正子・神崎伸夫・丸山直樹・今井洋大. 2001. 山梨県における狩猟の現状とその問題点.
野生生物保護 6(1) : 25-32.

論 文

エスコラピオス修道会創設の史的 position づけと意義

— 聖ヨセフ・カラサンスの教育実践と霊性 —

菅 田 浩一郎*

The Historical Position and Significance of Establishment of the Piarist Order

— Educational Practice and Spirituality of St. Joseph Calasanz —

Abstract

400 years has passed since the foundation of the Piarist Order. In this paper the historical process of the establishment of the Piarist Order is reviewed and re-positioned in the context of the history of the European educational thought in the 16th to 17th century. On the other hand, not only the motivation and actual outcome of his activities but also his educational thought of the founder, St. Joseph Calasanz is reflected considering such environment and the effect of the Discalced Carmelites. Such review and reflection will show us the co-existence of spirituality and practicality inside St. Joseph Calasanz and gives us needed guidance and implications for the today's educational systems and their issues.

はじめに

1597年、聖ヨセフ・カラサンス (St. Joseph Calasanz: 1557年～1648年) は、欧州初となる青少年の無償教育を目的とする修道会を立ち上げた。後にこれは「エスコラピオス修道会」¹と命名される。21世紀の今日、エスコラピオス修道会は、ヨーロッパ、アジア、南北アメリカ、アフリカに及ぶ世界38か国、128教区に拡がり、運営する学校は192校 (含: 大学が3校)、生徒 (学生) 数12.9万人、修道者数は1400人規模に上る²。

* 常磐大学総合政策学部 准教授

1 エスコラピオス修道会の正式名称は右記の通り。【日本語】「神の母の貧しき律修聖職者教職修道会」、【英語】” *Order of Poor Clerics Regular of the Mother of God of the Pious Schools*”, 【ラテン語】” *Ordo Clericorum Regularium pauperum Matris Dei Scholarum Piarum, Sch. P. or S. P.*”

2 Order of the Pious Schools (Web Oficial de la Orden de las Escuelas Pías), URL: <http://scolopi.org/en/we-are/> (2017年11月24日最終確認)。

我が国には 1950 年 10 月に同修道会司祭 2 名が横浜教区に來日、三重県四日市市と神奈川県横浜市に小教区を有し、司牧活動を行うとともに、二つの幼稚園と四日市市の海星中学校・海星高等学校を通じて教育活動を行っている。こうしたエスコラピオス修道会のグローバルな拡がり、日本における活動実績にも関わらず、我が国においては同修道会及び創設者である聖ヨセフ・カラサンスについて論じた邦語書籍は僅かしか出版されておらず、学術研究論文に至っては皆無に等しいというのが現状である³。

しかし、我が国カトリック学校を含む学校教育一般の在り方が問い直される昨今、改めて 400 年以上の伝統を持ち、今なお世界的な拡がりを持つエスコラピオス修道会の創設と創設者である聖ヨセフ・カラサンスについて見つめなおし、これについて考察することは一定の意義を持つものと思われる。

聖ヨセフ・カラサンスがエスコラピオス修道会を創設した 16 世紀後半から 17 世紀初頭のヨーロッパは時代区分としてはルネサンス後期から近世初頭にあたる。そもそも彼はいかなる時代環境の中で貧しい子供達に無償で教育を施すことを目的とした修道院の創設を企図したのか。また、この時代は人文主義的な教育思想が開花し、発展し始めた時代でもあるが、その文脈において彼はいかなる潮流の中に立っていたのか。その中であって活躍した彼の考え方はいかなるものだったのか。このような教育思想史的な時代状況の素描を交えた史的アプローチをとることによって、本稿では聖ヨセフ・カラサンスの知的・精神的内面も照射しつつ、彼の目線に近づくことを目指したい。そして、その目線を通して、改めて「現代の教育」というものを見つめなおすとき、我々は問題意識を新たにすることができるであろうし、とるべき行動を探る手がかりを得ることができるかもしれない。

こうした問題意識に基づき、本稿においてはエスコラピオス修道会創設時に焦点を絞り、その歴史的な位置づけと創設者である聖ヨセフ・カラサンスの考え方について論じたい。そのために、まず聖ヨセフ・カラサンスの生涯とエスコラピオス修道会の創設過程を簡単に振り返った上で、16 世紀末～17 世紀初頭の史的状況を概観する。その際、政治・経済・社会といった言わば時代の「ハード面」のみならず、むしろ「ソフト面」とでも言うべき「教育思想史」の文脈に若干の重きを置き、聖ヨセフ・カラサンスを教育思想史的に位置付ける。こうした作業を通じて、同修道会のコンセプトがいかに画期的なものであったか、また、聖ヨセフ・カラサンスが直面したであろう困難がいかなるものだったか、

3 邦語で著わされた文献としては、右記が挙げられる。フェリチアノ・ペレス・アルトナ『青少年教育の創始者 聖ヨセフ・カラサント』中央出版社、1966 年；エンリケ・リベロ『聖ヨセフ・カラサンスの生涯 教育の先駆者』エスコラピオス修道女会、1989 年。

浮彫にできるだろう。その上でエスコラピオス修道会を支え続けてきた聖ヨセフ・カラサンスの考え方について、さらに踏み込んだ考察を行い、その今日的意義についても考察を加えることとする。

1. エスコラピオス修道会創設の史的位置づけ

1) エスコラピオス修道会の創設過程

最初に聖ヨセフ・カラサンスの生涯を中心としてエスコラピオス修道会が創設されるまでの経緯を簡単に振り返っておきたい。

聖ヨセフ・カラサンスがスペインのアラゴン貴族の家庭に生まれたのはトリエント公会議が開催されている最中、1557年のことである⁴。彼は14歳のとき、すなわち1571年にレリダ (Lerida) 大学に入り、哲学、民法、神学を学ぶ (当時15歳での大学入学は普通のことであった)⁵。1577年、21歳になった聖ヨセフ・カラサンスはヴァレンシア (Valencia) 大学に入学し、神学を修める。1579年にはアルカ・デ・エナレス (Alcala de Henares) の大学に移り、引き続き神学を学んだ後、1583年12月に司祭に叙階される⁶。その後、バルセロナに滞在し、1592年に神学博士号を取得、同年2月からローマに移動し、司教座聖堂参事会員⁷の職位を得るために活動するが、これを得ることはできなかった⁸。

ローマで司教座聖堂参事会員の職位は得られなかったものの、聖ヨセフ・カラサンスは落胆することなく、世俗的な希望をすべて捨てて、自己の全てを神にささげることを決意したとされている⁹。この当時、ローマには物心両面で悲惨な貧困状態にある庶民を支援することを目的とした多様なキリスト教団体が立ち上がっていた。1595年頃、彼は貧民や病人に施しをすることを目的とした「十二の聖なる使徒の信心会」に入会し、精力的に活動する。これを始めとして、1599年7月には「聖フランシスコの聖痕の大信心会」、続く1600年7月には「巡礼者の三位の大信心会」、さらには「キリスト教理の大信心

4 Severino Giner-Guerri, Sch. P. (Salvador Cudinach, Sch. P.), *Saint Joseph Calasanz*, California, Piarist Order, 1993, p. 1, p. 9.

5 *Ibid.*, pp.13-15.

6 *Ibid.*, pp. 20-24.

7 「参事会」とは、「神に対する礼拝式をいっそう荘厳なものにするために設立された聖職者の団体」であり、「また司教座聖堂においては教会法に従って司教を補佐する」存在であり「祭式者会」ともいう (ジョン・A・ハードマン編、A・ジンマーマン監修、浜寛五郎訳『現代カトリック事典』エンデルレ書店、1982年より)。なお、第二バチカン公会議にて発布された教令の一つである「教会における司教の司牧任務に関する教令」においては、当該司教座の祭式者会とは司教の顧問団または評議会を構成する司祭たちのことを指すとある (カトリック中央協議会『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』2013年、297頁)。

8 Severino Giner-Guerri, *op.cit.*, pp. 49-57.

9 *Ibid.*, p.57.

会」、「聖テレジアのオラトリオ会」「御聖体の大信心会」と多数の組織に次々と入会し、慈善事業への奉仕活動に精力的に取り組んだのである¹⁰。

これらの会に所属することで、聖ヨセフ・カラサンスは、日々ローマ市内を巡回するようになった。そして彼はローマ市内における貧困と欠乏からくる惨状を日々目にするようになる。彼は特に貧困家庭の子供の多くが、学校に行かせてもらえず、窮乏の中で暮らし、放置されているのを見て心を強く動かされるようになった。こうした子供たちは知的教育のみならず、教理教育も受けることがままならず、生きていく上で必要最低限の知恵を得る機会が与えられていなかったのである。しかし、その一方で、聖ヨセフ・カラサンスはこうした子供たちの中には隠れた才能を有する子も多数おり、そうした才能を引出し、育てることは大変に有意義であると考えようになった。そして、これらの子供たちに無償で教育を施してくれるよう、ローマ市内の各種の修道院や学校に掛け合ったが、どこからも承諾を得ることができなかつたのである¹¹。

実はもともと聖ヨセフ・カラサンスは教育に携わるつもりは毛頭なかつたという。むしろ、貧困家庭の子供に教育を施すなどという考え方に対しては、反感を抱いていたそうである¹²。しかし、上記のような活動を経て、彼の考え方は180度転換する。そして、ついに1597年、ローマの聖ドロテア (St. Dorothy) 教会の香部屋に学校を設立する¹³。1601年頃、これは「Pious (敬虔) 学校」という名称で正式に開始する¹⁴。1605年頃、学校はローマ市内の聖パンタレオ (San Pantaleo) に移転する。当初、生徒数40人で始まった学校は成功をおさめ、規模を拡大していった(14年後、1619年には生徒数は1500人に上った¹⁵)。経費を賄うのために教師達は戸口を回って募金活動をする必要があったほどである。規模の拡大を経て、一時「神の御母の修道会」と合併するが、これは3年間で頓挫する。ここにきて聖ヨセフ・カラサンスは自らの手で修道会創設を決意するに至る。

1617年、聖ヨセフ・カラサンスの学校は、教皇パウルス5世 (Paul V) により、「敬虔な学校の神の母の貧しいパウロ修道会 (Congregatio Paulina Pauperum Matri Dei Scholarum

10 エンリケ・リベロ、前掲書、30～32頁。

11 Severino Giner-Guerri, *op.cit.*, pp.64-35.

12 エンリケ・リベロ、前掲書、49頁。

13 同上、巻頭言、Severino Giner-Guerri, *op.cit.*, p.59., Antonio Lezáun, *The History of The Order of The Pious Schools (A Handbook)*, Madrid, Publicaciones ICCE (Instituto Calasanz de Ciencias de la Educación), 2011, p.15. なお、「香部屋」(こうべや)とは、カトリック教会聖堂内において祭器具、祭服、典礼書などを保管し、祭服を着用したり、典礼の準備をする小部屋のことである(女子パウロ会「Laudate、キリスト教豆知識」[http://www.pauline.or.jp/chripedia/mame_koubeya.php, 2018年1月9日最終確認])。

14 Severino Giner-Guerri, *op.cit.*, p.71..

15 *Ibid.*, p.78.

Piarum)」の名称で通常誓願修道会として認可される。1621年2月、彼は会憲(Constitution)を作成し、これは1622年に正式承認される。それと前後して1621年11月、教皇グレゴリオス15世(Gregory XV)により、エスコラピオス修道会は、「公式誓願修道会」として認可される¹⁶。

エスコラピオス修道会は1631年に修道者300人と21の学校を擁する規模まで拡大した。そして、1646年には修道者数500人、31の学校を擁するまで拡大し、イタリアのみならず、中欧にも広がった。しかし、1646年、修道会内外の問題により、教皇インノケンティウス10世(Innocent X)によりエスコラピオス修道会は誓願なしの在俗集団に格下げされる。1648年、聖ヨセフ・カラサンスはこうした状況の中で、ローマで亡くなった¹⁷。しかし、その後、20年に渡る様々な努力と内部改革を経て、ついに1669年、教皇クレメンス9世(Clement IX)により、エスコラピオス修道会は再び公式誓願修道会に昇格されるに至る¹⁸。

1748年8月18日、聖ヨセフ・カラサンスはローマ教皇庁により列福され、さらに1767年7月16日、教皇クレメンス13世(Clemente XIII)により列聖される。なお、1948年8月25日、聖ヨセフ・カラサンスはピウス12世(Pius XII)によって、「義務教育を行うすべてのカトリック学校の保護者」として宣言されたのである¹⁹。

2) 16世紀末～17世紀初頭の史的状況

それではエスコラピオス修道会が創設された時代とはいかなるものだったのか。同修道会が発展した時代、すなわち16世紀末～17世紀は、ルネンサンス後期、近世初頭といわれる時代である。この時代は戦争が相次ぎ、これによる国土の荒廃、疫病の流行が甚だしく、さらには天候不順による農業生産の不安定化なども相まって、経済が疲弊し、社会が不安定で混乱した時代であった。その一方で、近代的な主権国家の勃興、農村における新しい経済の興り、経験主義、合理主義精神に基づく学術文化の発展の端緒も見られたのである。聖ヨセフ・カラサンスが生きた1557年から1648年までの91年間に起きた西欧における主たる大戦争だけでも、ユグノー戦争(1562年～1598年)、オランダ独立戦争(1568年～1648年)、三十年戦争(1618年～1648年)、清教徒革命(1642年～

16 *Ibid.*, pp. 93 - 102.

17 Antonio Lezáun, *op.cit.*, p. 16

18 *Ibid.*, pp.45 - 47.

19 Giner-Guerri, *op.cit.*, pp.215 - 216.

1649年)、フロンドの乱(1648年～1653年)と5つも挙げられる²⁰。

一般通史ではこうした戦争によって、教皇を頂点とする教権的権威と、世俗君主の政治的権威の二つの中心を有する楕円状の中世的ヨーロッパ普遍世界が解体し、それに代わって様々な主権国家が勃興することとなり、近代的な国際体系システムが生じることとなる、などと論じられることが多い²¹。しかし、これはあくまでも宮廷外交を始めとした華々しい政治の世界での変動を評したものであり、一般民衆、すなわち都市下層民や農民が受けた社会的影響はまさに生死をさまようような大きなものだったことは見逃してはいけない。

近世ヨーロッパの人口動態に関するある研究論文²²によると、この時代、戦乱による破壊と荒廃はしばしば飢饉の元凶となったし、不衛生な軍隊は、戦地を動きまわるとに疫病をまきちらした²³。また、近世はいわゆる『小氷河期』と時期的に重なっており、1550年から1850年には寒い冬と雨の多い夏が続いた²⁴。つまり戦乱に伴う疫病の流行(ペスト、チフス)と農業生産の低迷による人口の大幅減少が著しかったのである。ペストの流行については、聖ヨセフ・カラサンスがいたイタリアでも1620年代と30年代における疫病の流行によって人口が減少するという事態が生じた²⁵。こうした疫病は社会の上層階級ではなく「なによりもまず都市の下層階級を襲った²⁶」と推察される。ローマでは1620年代、30年代には各種の聖画像やペスト奉獻画が盛んに描かれ、一般民衆は教区の教会が催す反ペスト典礼・行列に参加し、聖母マリアの執り成しを嘆願するためのロザリオ祈祷行列などに参加した²⁷。それほどまでにペストは社会的に深刻な影響をもたらしていたのである。聖ヨセフ・カラサンスがエスコラピオス修道会を創設した17世紀初頭のローマにおいては人口が11.7万人あり「ローマ市には多くの巡礼者がおとずれ、さらに浮浪者

20 なお、当時のイタリアはミラーノ公国、ナポリ王国、シチリア王国、サルデーニャ王国等がスペイン(=神聖ローマ帝国：ハプスブルグ家)の支配下にある一方、ローマは教皇国家の一部としてローマ教皇の支配下にあった。

21 例えば福田勲『近代の政治思想』岩波書店、1970年、63頁及び68頁；有賀弘「宗教改革と国家教会制の一般化」有賀弘、内山秀夫、鷲見誠一、田中治男、藤原保信(編)『政治思想史の基礎知識』有斐閣、1977年、105頁；宮崎良夫「絶対主義と家産官僚制の形成」有賀他同書、124頁；澤田昭夫『ヨーロッパ論Ⅱ』放送大学、1993年、74～77頁；ウィリアム・J・パウズマ(澤井繁男訳)『ルネサンスの秋 1550-1640』みすず書房、2012年、117頁(William J. Bouwsma, *The Waning of the Renaissance 1550-1640*, London, Yale University Press, 2000.)

22 高木正道「近世ヨーロッパの人口動態(1500～1800年)」『静岡大学経済研究』4(2)、1999年。

23 同上、153頁。

24 同上、156頁。

25 同上、161頁。

26 同上、160頁。

27 新保敦乃「<奇跡の聖母>とペスト行列ー近世イタリア都市国家における集団的嘆願行為と聖母マリア信仰」『権力と視覚表象 千葉大学社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書』第41巻、1頁～6頁。

や物乞いが市中に集まり」「農村部では重税や飢饉による疲弊が進行し、野盗の横行が社会不安をもたらし、「地主たちが羊の飼育のために耕地を牧草地に変える動きをとったことで、しだいにマラリアの発生する荒地がふえ、環境悪化が進んだ」²⁸。

以上のように 16 世紀末から 17 世紀にかけての時代は、頻発する戦乱、飢饉、疫病、人口減少、経済の疲弊といった負の側面が欧州、そしてイタリアやローマに社会不安をもたらしていた。しかし、その一方で、新しい時代の開拓に向けた動きも始まっていた。

まず、経済面でいえば、確かに上述の通り経済の疲弊は甚だしく民衆の生活を圧迫したものの、一方で、都市と農村の経済構造の変革も徐々に起き始めていた。すなわち、イタリアの都市部では毛織物工業の衰退が甚だしかったが、一部の都市では絹織物工業が発展するところが出てきた（例えばフィレンツェの絹織物は中東欧市場への輸出が増大した）。また農村ではギルド規制から逃れ、農村に低賃金で労働者を雇用する繊維工業が興り、自立的な発展が始まった。これは後々起きる産業革命の遠因を準備するものともなったのである²⁹。

また、社会における貧民の救済や教育の普及に向けたカトリック教会からの動きも始まっていたことは前節でも垣間見たとおりである。そして、前世紀のプロテスタント宗教改革に対抗するためのカトリック改革がトリエント公会議で本格化した。教会史研究家のフーベルト・イエディン（Hubert Jedin）によれば、トリエント公会議は「プロテスタント宗教改革に対するカトリック教会の最高の教導職が与えた回答であり、また、長い間積もっていた内的革新への要求を、完全ではないにしても可能なかぎり実現したものだ」のであり、それは「単に中世への復帰を目指すものではなく、教会制度と司牧との近代化をはかるものであった」³⁰。トリエント公会議閉会后、教皇は「公会議決議の実現と補充に努め、決議文に生命を与える」³¹ 努力を重ねた。すなわち、トリエント公会議閉会時のピウス 4 世の後継者であるピウス 5 世は、公会議決議の公式テキストをすべての司教たちに送り、フォローアップを徹底したのである。そして教育の普及に向けた動きの端緒としては、1571 年 10 月に発布されたピウス 5 世の大勅書が挙げられよう。この大勅書には「各教区にキリスト教理の信心会を設立することが望ましい。なぜなら、青少年が早くか

28 北原敦『イタリア史』山川出版、2008 年、288 頁。

29 同上、300～302 頁。17 世紀におけるイタリア経済は一方的に衰退したのではなく、都市経済と農村経済の構造的な変化が起きたとする内容が詳述されている。

30 フーベルト・イエディン（梅津尚志・出崎澄男）『公会議史～ニカイアから第二バチカンまで～』南窓社、1986 年、126 頁。

31 同上

ら神の掟について教えられるならば、個人や社会の多くの救いの実がなることが期待できるが、その反対の場合には子供の墮落や永遠の生命を失う恐れがあるからである」との勧告があったのである³²。

むろん、イタリア及びローマにおいては、いわゆるカトリック的社会理論はいまだ存在せず、既述の通り、貧民があふれ、教育が普及していなかった。その一方で、教皇の認可を受けた慈善事業が行われるようになったことも事実である。例えば 1583 年には貧しい子供たちの世話をすることを目的として、ジョヴァンニ・レオナルディ (= Giovanni Leonaridi) が司祭修道会をルッカ (= Lucca : 現イタリア北部トスカーナ州の県) に創設した³³。そして聖ヨセフ・カラサンスも 16 世紀末に、これら各種の信心会に籍を置き、活躍したことは先に述べた通りである。

3) 16 世紀末～17 世紀初頭の教育思想と聖ヨセフ・カラサンス

上記の通り、トリエント公会議閉会から世紀末へと時代は移り変わり、小規模ながらも社会的弱者救済や、貧しい青少年への教理教育開始といった動きが社会に芽吹きつつある中、聖ヨセフ・カラサンスは自らの会を創設した。さて、そもそもこの時代、教育というものはどのようにとらえられていたのか。この時代の教育思想はいかなるものだったのか。本節では教育思想史の文脈におけるエスコラピオス修道会の史的位置づけを行い、聖ヨセフ・カラサンスの思想的側面を浮彫にしたい。

もともと中世以来、大学を別として、子供や青少年を対象とした教育機関は存在していた。修道院学校、教区の学校をはじめ、各種の教会学校（歌唱学校、祈唱堂学校等）及び世俗と教会が共同で運営するギルド学校や私立協同学校等である。ただし、これらの学校では、社会の上層階級の人々や聖職者候補に対する教育を行うことが主流であり、一般民衆、農民の子弟の参加は非常に稀であった³⁴。

その一方で、中世末期からルネサンス初期にかけて、人間教育の在り方を問いなおす動きも出てきた。ルネサンス初頭に活躍した人物の一人として、ニコラウス・クザーヌス (Nicolaus Cusanus : 1401 年～1464 年) が挙げられる。一般にクザーヌスは中世末期の神秘主義神学者として論じられることが多いが、その活躍は多方面にわたっており、教育

32 エンリケ・リベロ、前掲書、43 頁。

33 上智大学中世思想研究所『キリスト教史 6 バロック時代のキリスト教』講談社、1981 年、229～230 頁。

34 安達寿孝「中世ローマ・カトリック教会における農民とその子どもに対する Religious Education」『金城学院大学論集・人間科学編』8 号、1983 年、19-32 頁。

論的な論述もある。彼は理性と信仰の調和、統合を説き、教育が目的とする人間像について論じた。彼が育成するべきとした人間は、知的ではあるが、冷たく傲慢な主知主義に陥ることなく、また真理認識を放棄したり、相対化したりする悲観主義や不可知論に陥るわけでもない。彼が理想としたのは人間の知識における発展と創造的力に対する深い信頼である。それは創造者たる神の善に対する信頼を基本とする態度でもあったのである³⁵。クザーヌス自身は教育論に特化した体系的著作を残した訳ではないが、まさに人文主義的な観点から教育の在り方の根本を問い直し、硬直した知の探求の在り方を変革していこうとした点で、大いに教育思想史的に意義があったのである。

14世紀以降、社会奉仕を目的とする「共同生活兄弟団」にニコラウス・クザーヌスは所属していた。この団体からは著名なヒューマニストが多数輩出されている。ルネサンス期最高の知識人ともいわれるデジデリウス・エラスムス（Desiderius Erasmus：1469年～1536年）もその一人である。その著書『痴愚神礼讃』（*Moriae encomium*）で知られるエラスムスは、近代的な意味での教育論を最初に策定した人物として位置付けることもできる。その著書『キリスト教兵士提要』（1516年）は人間の主体性と尊厳を主張し、人間教育の可能性を説く。エラスムスは、親の子に対する教育上の責任を訴え、また教育の前提として1) 自然、2) 方法（助言と教授）、3) 練習の3つを挙げる。そして、先人の経験と知恵を学問（方法）によって学び、それを可能な限り幼いうちから始めるべきであるとも主張した。そして教育というものは、正しく、自分の力で自由に考え、行動できるように、いわば自由人になるためになされるべきであると説いたのである。こうしたエラスムスの主張は、現代人にとっては至極当然のこととしてとらえられる。しかし、16世紀前半の当時は、これが当然ではないほどに、学校の教育環境は、劣悪だったのである。例えば教師は子供に鞭を振るい、恐怖心に訴えるような方法で授業を行い、子供に怒声を浴びせ、子供が泣き叫ぶ光景が普通だった。そうした環境や考え方を正すために、初めてヒューマニズムに則った教育論をエラスムスは提唱したのである。エラスムスは鞭を振るうことは効果的ではなく、教師は愛情、親切、説得をもって子供を教え、導くこと、道徳的な高潔さを維持しつつも、子供の目線にレベルを合わせてその能力を引き出すべきであることを初めて具体的に説いたのである³⁶。

35 坂本堯「ニコラウス・クザーヌスの思想に見られる中世カトリック教会の教育的人間像」『日本の神学』8号、1969年、148頁。

36 小澤周三「ルネサンスと教育思想」小澤周三、影山昇、小澤滋子、今井重孝『教育思想史』有斐閣、1993年、29～45頁。

ルネサンス後期に入ると、教育思想史はいくつかの特色を示す。第一に様々な形での教育論や、実践的教育論が盛んに展開されたこと、第二にいろいろな段階の教育施設が誕生し、その整備が進んだこと（コレギウム、コレッジ、ギムナジウム等の大学予備門的な教育機関の創設）、第三に、宗教改革を経て、カトリックと教育、プロテスタントと教育の結びつきが強まったこと、第四に教育と国家的権力との結びつき（国民国家の形成に向けた機運の胎動と母国語尊重）が強まったこと等である³⁷。

上記の様々な特色のうち、本稿では第一番目に挙げた点に関連して「各種の教育論、実践的教育論の隆盛」を取り上げる。「各種の教育論、実践的教育論の隆盛」を取り上げるのは、16世紀末～17世紀初頭の知的・精神的風土や環境としての教育思想が、エスコラピオス修道会の創設と発展に影響を与える一方、同修道会の存在自体がこの時代の教育思想に影響を与えたと認識するからである。また、本稿では第三番目に挙げた点に関連して「カトリック教会及び修道院の役割」に焦点を当てて議論を展開したい。「カトリック教会及び修道院の役割」を取り上げる理由は、エスコラピオス修道会にとって、カトリック教会が精神的支柱であり、各種修道院から大きな影響を受け、また影響を与えたからである。なお、本稿では近代教育学の祖と言われ、17世紀初頭から中盤にかけて活躍したコメニウスについても言及する。以下、上記の第三番目に挙げた「カトリック教会及び修道院の役割」、第一番目に挙げた「各種の教育論、実践的教育論」という順序で論じた上で、簡単に「コメニウス」についても触れることとしたい。

① カトリック教会と修道院の役割～跣足カルメル会と聖ヨセフ・カラサンス～

カトリック教会内には、宗教改革が表面化する以前より信仰の刷新と生活のキリスト教的改革を志す運動が種々みられたが、これらはやがて宗教改革を経た上で、より組織的な改革運動へと発展していった。例えば15世紀末のオラトリオ会（司牧）、ウルスラ会（女子学校教育）、カプチン会（司牧）等である。トリエント公会議（1545年～1563年）ではカトリック教会の自己改革、プロテスタントに対する防御と攻撃が展開され、この指針と指導のもとでのカトリック改革運動は、教会内の下からの改革運動によって支えられた。その顕著な事例はカルメル会の改革（跣足カルメル会）とイエズス会の活動である³⁸。

37 平野智美・高祖敏明「ルネサンス後期の教育思想」上智大学中世思想研究所編『教育思想史VIルネサンスの教育思想（下）』東洋館出版社、1986年、16～19頁。

38 同上、25頁。

例えば、カトリック教徒でもある教会史家、クリストファー・ドーソン（Christopher Dawson：1889年～1970年）はこの時代にイエズス会が果たした教育及び文化へ貢献を非常に高く評価し、「旧いスコラの伝統に対して人文主義者が加えた攻撃によって多大の損害を受けたカトリック教育の権威を復活せしめるのに比類なき貢献をしたのはイエズス会であった」と絶賛している³⁹。

しかし、ドーソンは同じ論文の中でそうしたイエズス会の功績を包含し、それよりも遙かに大きな発展として、カルメル会（跣足カルメル会）の改革運動を挙げる。アビラの聖テレジア（Teresa de Ahumada, Santa Teresa de Jesus：1515年～1582年）により発足した跣足カルメル会は、「彼らによる観想生活の復活、キリスト教的神秘主義の新しい開花」であり、カトリック教会とその文化に甚大な影響を与え、その発展に寄与したのだとドーソンは指摘している⁴⁰。

アビラの聖テレジアは念祷（祈り）と瞑想による観想的な生活を追求した人であり、その霊性は神との合一、神をみること、神との霊的な交わりに入ること、そのものである。それはペルソナ的なものであり、人となった神キリストの希求である。神秘的体験（そこには様々な神秘的現象や脱魂状態も含む）を軸とするテレジアの霊性は、何よりもまず念祷、祈りを生活の中で実現することを目指すものである⁴¹。

アビラの聖テレジアが没したのは1582年。聖ヨセフ・カラサンスが学校を創設したのはそのわずか15年後である。先述の通り、学校設立直後の1600年頃、聖ヨセフ・カラサンスは「聖テレジアのオラトリオ会」（Oratory of Saint Teresa）に所属していた。聖ヨセフ・カラサンスは、ここで数名のスペイン人カルメル会士と出会い、多大な影響を受けた。聖ヨセフ・カラサンスはアビラの聖テレジアとその著書を深く尊敬し、その影響は後々にいたるまで彼自身とエスコラピオス修道会の霊性全体に深く影響を与えるものだったのである⁴²。

例えば念祷について、聖ヨセフ・カラサンスは聖テレジアの著作である『完徳の道』（The Way of Perfection）を念頭に、「あらゆる余計なもの、あるいは、余計なものへの切望というものは、知性に影を落とし、念祷の能力を損なうものである。念祷の仕方を知

39 クリストファー・ドーソン（近山金次訳）「キリスト教と近代の起源」J・ロゲンドルフ編『現代思潮とカトリシズム』創文社、1959年、19-22頁。

40 同上

41 ルイ・コニエ（磯見辰典他）『キリスト教神秘思想史』平凡社、1998年、101～122頁

42 Severino Giner-Guerri, Sch. P., *op.cit.*, p.59.

らない修道士は魂不在の肉塊同様である」と警句を発する⁴³。この「余計なもの」、すなわち執着からの離脱について、アビラの聖テレジアは『完徳の道』において次のように述べている。

「さて、こんどは私どもが実行しているはずの離脱についてお話ししましょう。完全に実行されれば、その中にいっさいがあるのです。(中略) 姉妹たちよ、自分のためには何も残さず、私ども自身を“いっさい”でおいでになるおん者に全部まったくさしあげるといふこの恵みをかち得るのは、小さな益だと思いにになりますか。私が申しますように、すべての善はかれのうちにある以上、姉妹たちよ、この家に私どもを集めてくださった主を、あつきたたえましょう⁴⁴。」(第8章1節)

また、聖ヨセフ・カラサンスは幼児と同等なほどに単純、純粋な思いで主を見つめるとき、祈りというものが成り立つとする。彼は説く。「常に神が見ておられるにも関わらず朝から晩まで過ちを犯す自らの姿を振り返るとき、人は自分の力だけでは躓くことなく数歩たりとも前進できないほど非力であること、そしてすぐに神を見つめることを止めてしまい、自分の考えや想像に執着して、被造物に目をやってしまう自分の弱さというものを思い知らされるのである。一方、二才児のような純粋な心を維持することができる者は、恩寵の欠如が躓きを招くことを知っており、自らの能力を過信することなく、神の助けを求めて叫ぶ。まさにこれがたびたび誤解され、ほぼ実行されていない主の御言葉の意味することである。すなわち『はっきり言っておく。心を入れ替えて子供のようにならなければ、決して天の国に入ることはできない。』(マタイ 18章3節)。「聖なる単純性は主に愛される。主は本当に単純な者と常に交わることを愛する。他人の欠陥に目をつむり、自分一人が神の前に佇んでいると想うべきである。自らの良心の咎めや同志の不在に心を揺るがせられることなく、むしろ、彼らのために主に熱心に祈るべきである」⁴⁵。こうした神に対する単純さ、謙遜は『完徳の道』の次の箇所と照応する。

「私は今あなたがたに、主を考えることも、たくさん概念を作り出すことも、知性で立

43 Luis Padilla, *Like Calasanz We Are Men of Prayer*, Publicaciones ICCE, Madrid, 2011, p.113.

44 イエズスの聖テレジア(東京女子カルメル会)『完徳の道』ドン・ボスコ社、1968年、97頁。

45 Luis Padilla, op. cit., pp.116-117.

派な微妙な考察をすることも、お願いしているではありません。ただ主をながめることだけお願いしているのです。あなたがたが心の目を——もしそれ以上できなければ——ただ一瞬間だけ、このみあるじに投げるのを、だれがじゃまできるでしょうか。ところが娘たちよ、あなたがたの花むこは、決しておん目をあなたがたからお離しになりません。主はあなたがたが主にそむいて行った数えきれない醜いことやいまわしい罪をがまんしてくださり、しかもそういう醜ささえ、あなたがたを見るのを主におやめさせするに至らなかったのです。それなのに、外部のことから目をそらせて、ときどき主をながめるのが、あなたがたにそんなに大きなことなのでしょうか！主は私どもがふりかえって主を見ることを、この上もなくあつく望んでおられ、そのためにはどんな手段もとらずにはいらっしやいません⁴⁶。」(第26章3節)

アビラの聖テレジアは、教育思想や教育学的な著書を書いたわけではない。しかし、聖ヨセフ・カラサンスは、カルメル会士との交流や彼女の著わした『完徳の道』等の著書を通じて、その霊性に学び、その精神は後にエスコラピオス修道会の会憲(Constitution)、や会則(Rules)に反映されることとなる。また、ここでは紙面の都合上深くは触れないが、聖ヨセフ・カラサンスは、アビラの聖テレジアのみならず、その弟子であった十字架上の聖ヨハネ(Juan de Cruz: 1542年～1591年)からも大きな影響を受けている⁴⁷。

なお、アビラの聖テレジア、十字架上の聖ヨハネともに、観想の人であると同時に実行の人でもあり、理想主義者であるとともに、堅実な実践家、実務家でもあったといわれている⁴⁸。両聖人とも一般的には、いわば「祈りと観想のみに生きた人」というような印象を与えるだけに、興味深い。また、聖ヨセフ・カラサンスも、精力的な事業家的精神を持ちあわせつつ、一方では徹底した霊性の人でもあったのである。その意味で、生きた世代こそ微妙に異なるものの、聖ヨセフ・カラサンスとアビラの聖テレジア、十字架の聖ヨハネには、何か相通ずるものが感じられる。

② ルネサンス後期の教育論～銜学への批判～

15世紀～16世紀にかけては、古代ギリシャ・ローマ文化を見直し、歴史的に再認識

46 イエズスの聖テレジア、前掲書、243頁。

47 *Ibid.*, p.113.

48 ルイ・コニエ、前掲書、101頁、132頁。

すること、そのためにラテン語を学ぶことが盛んになった。しかし、16世紀後半、こうした人文主義的教育として行われてきた古典古代の哲学書や文学を学ぶあり方においては、些末な文法知識の習得が主流となり、徐々に形式的になってきたことへの批判が生まれる。

フランスではミシェル・ド・モンテーニュ (Michel Eyquem de Montaigne : 1533年～1592年) がその一人である。彼は文法学、修辞学が形式主義的な教育に墮したことを批判し、ラテン語の文法や単語、文章を強制的に丸暗記させることや、若者を書物に埋もれさせるような類の銜学を厳しく批判した。彼は本来のヒューマンイズムの諸原理に立ち返ることを掲げる。すなわち、大切なのは、事物や人間であって、書物や言葉ではない、明晰な思想を持つ者は明晰に表現するのであり、大切なのは青少年をこうした人間に育成することであり、銜学的な学校教師にすることではない⁴⁹、と述べている。モンテーニュは、教育に当たっては、知識量よりも、知識を使った判断力を高め、徳性を滋養するようになるべきであると論じる。その方法論としては体罰を否定し、自主性を重んじるべきであるとした。

こうした銜学への批判はやがて17世紀には従来のルネサンス的な人文主義教育をより具体化、実際化することへの要求へと変貌していく。経験主義哲学の祖、イギリスのフランシス・ベーコン (1561年～1626年) は教育というものを後天的なものであると考え、若いうちから一定の習慣を身に着けることによって完全になると考えた。また、その著書『新アトランティス』は科学的な小説であると同時に、ある種の教育論であり、世界中の知識を集め、それを推進させると同時に、学問の後継者の養成を一つの大きな仕事として考えていた⁵⁰。

イタリアに目を転じると、ドミニコ会修道士トマス・カンパネッラ (Tommaso Campanella : 1568年～1639年) を挙げることができる。その著書『太陽の都』は対話形式で書かれたユートピア文学で、あらゆる学問を修め、それに通じる人間像を理想として描いている。そこで語られる「あらゆる学問」には形而上学を頂点として、天文学、科学、経済、政治、文学のあらゆる領域が含まれるが、カンパネッラは銜学を排し、総じて知識と具体的な生活の密接な関係を重視したといえる。彼は『太陽の都』において、「不毛な文法学習に反対して、学問的知識をさづけ国家の為政者を教育することのでき

49 エウジェニオ・ガレン (近藤恒一訳) 『ルネサンスの教育』知泉書館、2002年、214頁。

50 成田成寿「フランシス・ベーコン」(上智大学中世思想研究所編、前掲書、1986年、366～375頁)。

る学校を提唱し、技術的学芸と手工労働をたたえている」⁵¹。カンパネッラの思想全般は当時ラディカルに過ぎるとみなされ、反乱を企てた罪で 27 年間に及ぶ獄中生活を送ったが、彼は一般民衆への教育が社会改革にとって重要な役割を演ずるとみなしていた。そうした意味で、彼は同時代に西欧で初めて貧しい子供に対して、実践的な形での教育を開始していた聖ヨセフ・カラサンスへの共感もあったとみられ、創設されて間もないエスコラピオス修道会を擁護している⁵²。

17 世紀初頭、上流社会の保守層の間では、エスコラピオス修道会の活動、すなわち庶民の子弟に対して読み書きや算術、ラテン語まで教授するなどということは、社会秩序に対する重大な挑戦とみなされたのである。すなわち、こうした教育は世の中から肉体力労働や生産に従事する者をなくしてしまうと解されたのである。現代においてこそ、教育の普及と人材の育成が社会、経済の発展、安定の鍵であることは、常識的に理解されるが、17 世紀初頭の段階では聖ヨセフ・カラサンスを含むごく一部の人たちだけがそのような見通しを立てることができたのである。

保守層の攻撃に対してカンパネッラは 1631 年及び 1632 年に非公式に、当時のエスコラピオス修道会に対する批判に対する反論をしたためている⁵³。エスコラピオス修道会のための弁明書は前文と二つの章立てからなり、第一章は信徒向け、第二章は修道会のために書かれ、エスコラピオス修道会に対する告発への強烈な論駁が展開されている⁵⁴。また、カンパネッラは個人的な交流もあった近代自然科学の祖、ガリレオ・ガリレイ (Galileo Galilei: 1564 年～ 1642 年) も支持している。すなわち、1616 年、その地動説の撤回、破棄を命ぜられたガリレオを擁護するべく、カンパネッラは 1622 年に『ガリレオの弁明』⁵⁵ を著わし、ガリレオの観察、実験知に基づいた知見と、教会の教義及び聖書の教えは別次元のものであり、両立しうる、と論じたのである。

ガリレオは数学的観点から自然探求を行った。ガリレオが規定した数学に関する教育項目は機械学、砲術、羅針盤などの道具の理解、測量法、遠近法にまで至る技術的で実際的なものを包含していた⁵⁶。こうした数学的観点を用いた学知は、従来のアリストテレス

51 エウジェニオ・ガレン、前掲書、223 頁。

52 Josep Doménech i Mira, “Joseph Calasanz (1557 – 1648)”, *PROPSECTS*, Paris, UNESCO (International Bureau of Education), 1998, p.8.

53 Paul F. Grendler, *Renaissance Education Between Religion and Politics*, Ashgate Publishing, Hampshire, 2006, pp.268 – 269.

54 Josep Doménech i Mira, *op.cit.*, p.8.

55 トンマーゾ・カンパネッラ (澤井繁男訳) 『ガリレオの弁明』 ちくま学芸文庫、2002 年。

56 羽片俊夫「ガリレオにみられる 17 世紀前半のイタリアにおける科学者の地位」『イタリア学会誌』 39 号、1989 年、

的自然学及びスコラ哲学とは異なったアプローチで自然に接近するものだったため、ガリレオは教皇庁に断罪されるに及んだ。17世紀前半の時代はまだ現代的な意味での「科学者」というものは職業的地位として明確に確立されておらず、「大学は何より訓練された法律家と医師を養成する機関であり、(ガリレオが専門とした)数学の講座はその一助にすぎなかった」のである⁵⁷。当時、ガリレオは聖ヨセフ・カラサンスと朋友関係にあった。両者ともほぼ同い年であり、ともに厳しい外的環境に置かれていた。また両者ともに数学と自然科学の教育を唱導している点でも共通していた。17世紀初頭、こうした考え方は非常に革新的なものだったため、批判にさらされることも多かったが、聖ヨセフ・カラサンスは将来的な必要のためにエスコラピオスの学校で数学と自然科学を教育し続けるよう指導し、ガリレオに対しても有形無形の様々な支援をおこなった⁵⁸。

これまでみてきたとおり、16世紀後半から17世紀初頭にかけて、従来の教育への反省として、銜学が批判され、実践的で事物に即した人間教育と自然科学教育が注目されるようになった。とはいえ、こうした考え方はまだ当時は先進的だったため、これを取り入れた聖ヨセフ・カラサンスは様々な保守勢力の妨害を真正面に据えつつ、エスコラピオス修道会を運営しなければならなかったのである。

③ コメニウスと聖ヨセフ・カラサンス

ここで聖ヨセフ・カラサンスの没後、特に脚光を浴びはじめ、近代教育学の体系化をなしたコメニウス(Jan Amos Comenius: 1592年～1670年)について言及しておく。

コメニウスの教育思想は、「すべての人にすべてのことを、すべての面にわたって教授する」ことを基本命題としている。その著書『大教授学』(1657年)、『世界図絵』(1658年)によって、彼は一部のエリートのみならず、庶民も含めたあらゆる階層の人々に教育を施す教育制度、学校形態、授業のあるべき姿を体系化した。コメニウスは森羅万象のあらゆる知識を体系的に網羅し、これを教育に生かす「汎知体系」を形而上学的に与えられるものとした⁵⁹。

141-142頁。

57 同上、157頁。

58 Josep Doménech i Mira, *op.cit.*, pp.7-8.

59 コメニウスについての著書、論文は多数あるが、本稿では概略を掌握するべく、右記の著書を参照した。井ノ口淳三「コメニウスの教育思想—すべての人に、すべてのことを—」(山崎英則、徳本達夫編『西洋教育史』ミネルヴァ書房、1994年、24-35頁)；岩本俊郎、奥平康昭、福田誠治、古沢常雄編『近代西洋教育史』国土社、1984年、36-43頁。

コメニウス、聖ヨセフ・カラサンスともにほぼ同世代人であり、両者とも普遍的な教育の施行、母国語教育の重視、教育方法論の革新という点で共通している。しかし、教育思想史の世界では近代教育学の祖と言われるコメニウスについては各種の著書や研究が盛んに行われるのに対して、ほぼ同世代人である聖ヨセフ・カラサンスは教育思想史の文脈で脚光を浴びることは非常に少ない。その理由の一つとしては、「聖ヨセフ・カラサンスが体系的な教育理論書を著わすことがなかったため、後世の人々が彼の教育思想への貢献とその重要性について理解することが困難だったからである」⁶⁰と言われる。

確かにカラサンスは自らの教育思想ないし教育学を著作化して体系化することはしなかったかもしれない。しかし、そのことは聖ヨセフ・カラサンスの価値をいささかも減じるものではない。

第一に聖ヨセフ・カラサンスは学問的な名誉や俗世間的な栄達を追求したのではない。彼は上述のような逼迫した社会経済状況の中で、巷にあふれる貧しい子供たち、青少年たちを目前にして、彼らに読み書き、そろばん及びカトリック教理の教育を施し、もって社会の改革に寄与しようとした。徹底的に具体的現実と対峙し、青少年教育を実現することに力を注ぐことに重きを置いたのである。言うなれば、教育に関する理論構築に割く時間があるのなら、むしろ教室で授業を行い、生徒の面倒を見て、修道会や学校で日々生起する課題に取り組むほうをよしとしたのではなかろうか。第二に、聖ヨセフ・カラサンスの教育活動は、世俗的学術的な「教育理念」に基づいて遂行されたのではない。後述する通り、彼が創設したエスコラピオス修道会はいくまでも、カトリック霊性に基盤を置いていたことが重要である。それは独自の神学理論に基づくものではなかったが、近年の研究で明確になってきた通り、エスコラピオス修道会独自の霊性に支えられた教育実践であった⁶¹。そうした聖ヨセフ・カラサンスの考え方、教育方法と霊性がいかなるものであったのか、次章にて論じる。

2. 聖ヨセフ・カラサンスの考え方

1) 実践と霊性：

教育史、ないし教育思想史の文脈における聖ヨセフ・カラサンス及びエスコラピオス修

60 Josep Doménech i Mira, *op.cit.*, p.1.

61 Alejandro Solorzano Uribe, Sch.P, *Centered on Jesus Christ. An evangelical route of piarist discipleship*, Publicaciones ICCE, Madrid, 2014, pp.243 - 245.

道会の際立った特色は、教育の実践と霊性の双方を同時に追求したことにあった。すなわち、その特色は霊性に支えられた当時としては革新的な教育の実践である。

聖ヨセフ・カラサンスは前章でふれたとおり、アビラの聖テレジアを始めとする跣足カルメル会から多大な影響を受け、これから説明するように、同修道会内部では、カラサンス自身が大変に霊性の高い人であったとされている⁶²。

その一方で、彼はわずか十数年の間にローマのみならず、イタリア全土を超えて、中欧にまで広がる修道会を立ち上げるようなダイナミックな実務家、実践家の側面も持ち合わせていたといえよう。しかも、その修道会は、貧困層の子供に無償でラテン語をも含む教育を施すという、当時としては革命的とも言えるような使命を帯びていた。確かに聖ヨセフ・カラサンスは自らの理念や方法論を大著にまとめるようなことはしていないが、彼はエスコラピオス修道会の会憲・会則の他、10,000通にも上る書簡を書いており、これは記録として保存され、今日でも参照されている。そして何よりも彼はその書き物のみならず、具体的な行動と成果によって、教育の在り方、ひいてはそれを支える教育思想に大きな貢献をしたのであった⁶³。

聖ヨセフ・カラサンスが理想とした修道会の在り方というものは、実生活により強く密着した教育組織としての修道会であると同時にフランシスコ会や跣足カルメル会のように熱烈に霊性を追い求めていく修道会でもあった⁶⁴。それは世間一般のみならず、カトリック教会内部の一部からも誤解を招き、エスコラピオス修道会の歩む道のりを困難なものとする原因にもなったと思われる。しかし、これこそがエスコラピオス修道会を根源的に特徴づける二大要素だったのである。以下、その二大要素、すなわち聖ヨセフ・カラサンスの教育実践と、それを支えた霊性については、論じていく。

2) 聖ヨセフ・カラサンスの教育実践：

16世紀末のローマ市内には無償で教育を施すような学校は皆無だった。当時、ローマ市内には30人程度の生徒を教師が一人で面倒をみるような小規模な学校が13校ほど存在していたに過ぎない。また修道院学校としてはイエズス会の学校があったが、ラテン語の基礎を習得済みであることが入学の条件として課せられていた⁶⁵。

62 Alejandro Solorzano Uribe, Sch.P, *Ibid*, pp. 237 - 238.

63 *Ibid*. 及びエンリケ・リベロ、前掲書、43頁。

64 Antonio Lezáun, *op.cit.*, p.14.

65 Josep Doménech i Mira, *op.cit.*, p.4.

先述の通り、こうした時代に聖ヨセフ・カラサンスは清貧、従順、貞潔に加えて青少年教育を柱とするエスコラピオス修道会を創設し、貧困家庭の子供向けに、無償で教育を施すことを始めたが、これは当時、革命的な出来事であった。エスコラピオス修道会の会憲の前文には「本会の使命は青少年に読み書き、算術、ラテン語を教育し、特に信仰と教理教育を施すことにある。全てこれらのことは最も効果的で分かりやすい方法に基づいて達成されねばならない⁶⁶。」と明記されている。こうした方針に基づき、聖ヨセフ・カラサンスは以下に述べるような要素を教育実践上の重点に据えた。

① 予防的方法：

エスコラピオス修道会は貧しい子供たちを悪劣な環境から保護し、正しく導くことを目指していたため、修道士や教師も高潔であることが非常に厳しく求められていた。また、学校においては言葉づかいや立ち居振る舞いに至るまで躰がなされ、教師は子供が徳を愛するよう仕向けることが求められた。「教師は子供が授業を怠けたり、トランプに夢中になったり、窃盗をしたりすることがないように注意しなければならない。教師は慈悲の心をもって生徒を正しい方向に誘導するべきである。教師は聖霊によって高められた理想的な人間像を子供たちに示し、教え導くこと、これが神への偉大なる奉仕である。」と聖ヨセフ・カラサンスは具体例を挙げながら述べている⁶⁷。

生徒が問題を起こす、あるいは怠惰な生活に染まるというようなことが起きてから、罰を与えるというような形ではなく、慈悲の心をもって、はなから正しい道に導くことに主眼をおいたのである。そのために、エスコラピオス修道会では、学校内では教師が徹底的に生徒のそばにいるよう指導されていただけでなく、下校時は教師が近隣地域まで生徒を送り届けていたのである⁶⁸。

② 最適な教授方法の共有：

聖ヨセフ・カラサンスは生徒が読み、書き、計算ができるようにするためには、教師自身が高い知識を有するだけでなく、その知識を効果的に教える方法、すなわち教授法のあり方を非常に重視した。エスコラピオス修道会の生徒たちは貧しい家庭の者が多く、家事

66 General Curia of the Order of Pious Schools, *Constitutions of The Order Of The Pious Schools*, Rome, The Piarist Order, 2006, p.22.

67 Fr. Miguel Angel Asiain, Sch.P., *Calasanz, Educator*, The Piarist Fathers, Manila, 2011, pp. 163-165.

68 Josep Doménech i Mira, *op.cit.*, p.5

の手伝い等のため、長時間学校に拘束することはできない。そこで聖ヨセフ・カラサンスは「生徒にとっては、教師が単純で、効果的で、短時間で修得可能な教授方法で教えてくれることが理にかなっている。したがって、専門家が最適と認める教授方法を選択することに重点を置く必要がある」と述べる。また彼は特に文法の教授法については特別な注意を払い、最適な教授法の模索のみならず、教師の間で教授法を共有することを重視していた。彼は「文法を学ぶ準備ができている生徒は従来の文法学習規定を順守すること。ただし、他の地域にて、他の方法によって、より適切な方法で教授され、なおかつ上長がそれを承認する場合は、そのかぎりではない。」と言う。つまり、こうした規定を設けることにより、文法学習の教授法は当該地域の学校で安定的に実行される一方で、他の地域でより適切な教授法が発見された場合、これを地域横断、組織横断的に共有・適用して教授方法を発展・進化させる仕組みを作ったのである⁶⁹。

これは現代で言うところの、「ナレッジ・マネジメント」に通ずるものがあり、興味深い。

③ 学級編成及び学校施設：

また、効果的な教授方法を確実にするためのメカニズムとして、聖ヨセフ・カラサンスは生徒の学習段階と知識量に応じて、最適な内容を最適な段階で教授する必要があると考え、学級編成を組織した。次頁の表は 1604 年から 1605 年にかけて彼が策定した学級編成である。

学級は合計 9 つに編成され、第一学校 (Primary School) と第二学校 (Secondary School) に分けられていた。第一学校は現代で言えば、小学校にあたり、第二学校は中学校といったところであろう。第一学校の初学年を 9 年生として、第二学校の最高学年を 1 年生という形で、学年が進むにつれ学年数は低くなる。まず 9 年生は、6 歳の子供を対象とし、綴り方、もしくは十字架の切り方の習得から始まる。8 年生は、弦楽器の音を聞きながら、理解を伴わない状態で読み方のみを学ぶ。7 年生は現地語 (ラテン語ではなく、母国語) で書かれた書籍を読み、理解するまで学ぶ。6 年生になると、最初の 3-4 か月間はアルファベットの綴り方を学び、その上で、様々な綴り方を習っていく。5 年生は一般的に綴り方とそろばん学習にあてられたが、早めに卒業して働き始める生徒と、引き続き進級する生徒で学級が分けられ、A クラスは計算と書き方 (綴り方) を、B クラスはラ

69 Fr. Miguel Angel Asiain, Sch.P., *op.cit.*, pp.171 - 180.

テン語文法の名詞と書き方（綴り方）を学ぶ。第二学校は4年生から1年生までである。4年生から2年生までは主としてラテン語文法を学ぶとともに、キケロ等のいくつかの選定された作品を読む。1年生は科学、修辞学、詩学などの人文主義的な作品を学ぶ。ただし、ラテン語学習は、当初はイエズス会との競争を回避するべく、エスコラピオス修道会の本部があるローマのサン・パンタレオでは導入が差し控えられた⁷⁰。

【表. 1605年当時のエスコラピオス学校 学級編成】

第一学校		第二学校	
9年生	綴り方、十字の切り方	4年生	ラテン語文法
8年生	弦楽器演奏に伴う朗読(内容理解伴わず)	3年生	ラテン語文法
7年生	母国語書籍の速読	2年生	ラテン語文法、キケロ
6年生	書き方	1年生	人文主義作品(科学、修辞学、詩学)
5年生A	計算と習字		
5年生B	ラテン語文法名詞と習字		

(出典) Antonio Lezaun, *The History of the Order of the Pious Schools*, Madrid, 2011, p.60

なお、学校職員は、学校長、教師、贖罪司祭、学部長、総務部長等々より構成され、一般信徒の教師や職員も存在した⁷¹。

学校経営という点で非常に注目されるべき点の一つとして、学校施設の整備とメンテナンスを挙げることができる。聖ヨセフ・カラサンスは衛生環境に非常に配慮していた。彼は学校施設における衛生環境を維持するよう度々指示し、各学校長に対して生徒の健康状態を監視するよう要請している。彼は学校で使われる水が清潔であるよう注意をもって取り計らい、教室が毎年きれいに塗り替えられるようにした。彼は学校の全ての補助的な建物、特に便所が最高度に清潔な状態であるべきとした。さらには食堂や更衣室、寮なども整備した上で、紙やインクに至るまで無料で生徒に配布されるようにした⁷²。

このように聖ヨセフ・カラサンスはソフト面では、体系的な学級編成とスタッフの充実を実現し、ハード面では各種のインフラ整備も徹底していた。これは当時としては極めて珍しかっただけでなく、時代を先取りする極めて画期的なものであったともいえる。

70 Antonio Lezaun, *op.cit.*, pp.60 – 62.

71 *ibid.*

72 Josep Doménech i Mira, *op.cit.*, p.5.

④ 3つの主要な要素と教理教育の重視：

上記にあるような聖ヨセフ・カラサンスによる予防的方法や最適な教授方法の実現を促進するにあたっては、コツとでもいうべき次の3つの側面があった。それは生徒の徳性を高め、学習レベルを引き上げるのに重要な側面でもあった。

第一に靈的指導が挙げられる。彼は生徒の靈的指導のみならず、修道士や修道院外の人々への靈的指導に時間を割くことも惜しまなかったが、特に生徒に対する靈的指導は生徒の成長にとって重要であると考えていた。また第二に生徒間、クラス間での競争の導入である。すなわち、彼は生徒が競い合うことによって、より楽しく学習できるようにした。ただし、競争し合うことによって、生じる否定的な事態は避けるように工夫した。そして第三に罰の付与が挙げられる。ただし、これは生徒があくまでも生徒の行動の矯正に必要な最小限度のものに限られた⁷³。

しかし、こうした具体的な方法論はもとより、第一にカラサンスが重視したのは教理教育による高德の滋養であった。彼は聖なる、高德の、修道的生活の実現を求めている。換言すれば、それは靈性の追求ということであり、次節で詳述することになる。

3) 聖ヨセフ・カラサンスの靈性

言うまでもなく、聖ヨセフ・カラサンスは、貧しい青少年に向けた教育を、世俗的な教育事業家的なアイデアに基づいて実践したのではない。彼の画期的な教育実践は、より深淵なもの、根源的なもの、すなわちキリスト教的靈性と祈りに基づいていた。それゆえにこそ、彼の創設したエスコラピオス修道会は時代の荒波を超え、発展し、しなやかさを兼ね備えた組織的力を維持しながら今日まで受け継がれてきたのではないだろうか。

エスコラピオス修道会のアルジャンドロ・ソロザノ・ウリベ神父は、2014年に同修道会より発行された著書の中で、次のように指摘する。すなわち、「聖ヨセフ・カラサンスの靈性については、多角的な観点から、教会史的文脈においてその特徴を述べる研究が、特にここ数十年の間に大きく進展した。その一方で、彼の靈性の独自性についての無理解はまだ解消されているとは言い難いのが現状である。しかし、実際のところ、聖ヨセフ・カラサンスは靈性一般を重視しただけではなく、彼独自の靈性というものを持っていると考えるのが正しい。その独自性は、すなわち、キリスト教的靈性に基づいた現実に実在す

73 Fr. Miguel Angel Asiain, *op.cit.*, pp.181 - 194.

るエスコラピオス修道会学校の存在それ自体に現れているのである」⁷⁴。そして「霊性と教育とは混同されず、混じりあうものではないが、相互に排除しあうものでもなく、ダイナミックに統合されるものであり、霊性は現実に対する新たなる理解を開くものである」⁷⁵と論じている。

では、こうした見解にみられるような聖ヨセフ・カラサンスの霊性とはどのようなものだったのだろうか。その全てをここに論じることはとてもできないが、いくつかの側面を垣間見ることにしよう。

聖ヨセフ・カラサンスの霊性においては全面的なキリストへの従順 (Sequela Christi) が重視され、その会憲においては「キリストに従うことは、我々の生の根源的な術であり規範である」と記されている⁷⁶。そして、それを可能なものとするためには、本当の自分の生のあるべき姿を知ることが求められる。すなわち、「(十二使徒同様に) 我々も、洗礼によって強められ、キリストへの愛のために全てを放棄して完全な神の愛の頂きへと昇ってくるよう招かれている」⁷⁷とされているのである。しかし、こうしたキリストへの従順は、一朝一夕に実現するものではない。

聖ヨセフ・カラサンスの人間洞察は以下のように大変深いと言える。彼は修練者に対して、長期間にわたる修練期間を設け、三度にわたる厳密な審査を行った。彼は修練者がしっかりとした自己認識を持つことを重視した。そのため修練期にある者は、霊的鍛錬を徹底すること、良心の糾明と告白を行うこと、霊的生活におけるあらゆる修道的慣習を勤勉に学ぶことが課せられた⁷⁸。

この修練者の選別と霊的鍛錬においては、聖霊の導きに基づく修練長の霊的指導の役割が重視され会憲の中で次のような記載がある。すなわち「修練長は特に次の一点に注意を向けるべきである。すなわち、修練長は全ての修練者における内的な心の傾き、及び全ての修練者が聖霊の導きに従って行くその先を注意深く見つめるべきである。修練長が各人を共に完徳の頂へと向かわせるよう努めるべく、聖霊は言葉にならない呻きをもって謙遜に祈ることを教える」⁷⁹。この会憲23条の記載は霊的識別について述べられており、

74 Alejandro Solorzano Uribe, Sch.P, *op.cit.*, pp.243-245.

75 *Ibid.*, p.249.

76 *The Constitution and Regulations of the Pious Schools*, 2004, Madrid, Article 17.

77 *The Constitution and Regulations of the Pious Schools*, 2004, Madrid, Article 16 and Miguel A. Asiain, *Fidelity in Priestly Vocation, A life in progress*, Publicaciones ICCE, Madrid, 2010, p.52.

78 Miguel A. Asiain, *ibid.*, pp.54-56.

79 Luis Padilla, *Like Calasanz we are men of prayer*, Publicaciones ICCE, Madrid, 2011, p.78.

特に聖ヨセフ・カラサンスの靈性にとっては、鍵となるものである。

ところで、「キリストへの従順」によって何をなそうとするのか。会憲には様々なことが記載されているが、要約すればそれは、エスコラピオス修道会における生活全般を通して、「主イエス・キリストに従うこと、主イエス・キリストの一部になろうと努めること、そして主イエス・キリストの態度と姿勢を自らにおいて具現化しようとする事」であり、そのために「我々は聖パウロの範に倣い、キリストのご受難と聖性を理解することに身を投じ、日中度々にわたって、それを黙想しなければならない」⁸⁰と要請されている。

聖ヨセフ・カラサンスの靈性、黙想と祈りについての知見を深めるにあたっては、2011年にエスコラピオス修道会より発刊された『カラサンスに倣う祈り』(Luis Padilla, *Like Calasanz we are men of prayer*, Publicaciones ICCE, 2011, Madrid) という書物が参考になる。本書は第46回エスコラピオス修道会総会における総会長の要請に応える形で書かれたものであり、聖霊と聖ヨセフ・カラサンスの祈りの在り方について詳細に論じている。以下、本書の内容に沿いながら、彼の靈性について論じる。

聖ヨセフ・カラサンスは言う。「常日頃から聖霊の助けを得ること、これは人生における第一の、そして主要な側面ある。一日の間、幾度かに渡り聖霊と内的に語り合うことで、神の愛を通じた隣人愛に向けて、神があなたに与えたもう才覚を通して、逆境を忍耐強く忍ぶことを通じて、あなたは自らの舟を、いかにして永遠の幸福に至るまで導くかを知るのである」⁸¹。このように聖ヨセフ・カラサンスの靈性の一つの鍵は聖霊との語り合い、聖霊の導き、聖霊のうめきということになる。聖霊は祈る者に何を教えてくれるのか。同書によれば以下の通りである。

第一に聖霊は我々が現実を見るその見方を正してくれる。聖ヨセフ・カラサンスの場合、圧倒的な多数派が貧しいものへの教育に反対するような社会情勢の中、彼は数百年の後には当然のこととなる貧者、弱者への教育と慈善を聖霊の導きによって認識し、断固推進したのである⁸²。

第二に聖霊はエスコラピオス修道会のアイデンティティ、貧しいものへの共感に基づく教育と福音宣教の使命について教える。これは換言すれば神からの召命に応え、人生を奉じることを意味する。聖ヨセフ・カラサンスは、「我々は全てを神への愛のために打ち

80 *The Constitution and Regulations of the Pious Schools*, 2004, Madrid, Article 44.

81 Luis Padilla, *op.cit.*, p.13.

82 *Ibid.*, p.15.

捨てる。神は全ての人を愛し、我々は全てを放棄することで、心身ともに、より早く主に従うことができるのである。」とする⁸³。

第三に聖霊は我々と三位一体の神との関係、受難の主イエス・キリストとの関係、聖体としてのキリストとの関係、また、最も貧しいものとしての主イエス・キリストとの関係について教える⁸⁴。

第四に聖霊は我々に神の光を理解し、人間を理解することを教えるのである⁸⁵。

聖ヨセフ・カラサンスにとって、霊性と祈りとは感覚に即したものであった。なぜならば、それは聖霊との対話であり、言葉にならないうめきによって表される。そして聖霊の勧め、慰め、衝動は心に触れ、霊性を示し、自らの心を回心させるものなのである。それは熱意と献身、内的光と特別な恩寵もしくは感覚を通して実現される。謙遜し、聖霊の息遣いに耳を傾け、自らを究明することが聖霊の導きに従って神へと近づけることを意味する⁸⁶。

結びにかえて

「人は、たとえ民族、身分、年齢の違いはあっても、皆、人格の尊厳をもつ者として、教育に関して他に譲渡することのできない権利を有する。」⁸⁷ これは『第二バチカン公会議公文書』に収められた「キリスト教的教育に関する宣言」の第一条である。

カトリック学校は教育の向上に大きく貢献してきた。そして古くから、カトリック学校は教育を受ける機会を奪われ、経済的に苦しむ子供たちや若者に教育を施してきた。今日においても、かつて聖ヨセフ・カラサンスがローマ市内でみた貧しい少年達をみつけることができる。すなわち、人生を生きる意味を見失い、理想を失い、本当に価値ある物事が提供されず、信仰の美しさも教えてもらえず、崩壊し愛の欠如した家庭にあって、物心ともに欠乏した状態にあえぐ青少年たちである。こうした青少年に対して教育を施すようカトリック教会は、自らに対して新たに取り組むことをつねに求められている⁸⁸。

83 *Ibid.*, p.24. (Also refer to; *Constitution of the Congregation of the Poor of the Mother of God of the Pious Schools*, Article 95 and 99)

84 *Ibid.*, p.15.

85 *Ibid.*

86 *Ibid.*, p.76.

87 「キリスト教的教育に関する宣言 (Gravissimum educationis)」『第二バチカン公会議公文書 改定公式訳』カトリック中央協議会、2013年、365頁。

88 Congregation of Catholic Education, *The Catholic School on the Threshold of the Third Millennium*, Vatican, 1998, pp.9-10.

実際、世界には未だに初等教育を受けることが容易でない国や地域が多数ある。UNESCO のデータによると、世界には約 1.4 億人の 6 歳から 11 歳までの不就学の子供たちがおり、約 2.8 億人の若者や子供達が文字を読めないか、ほとんど就学した経験がないという⁸⁹。一方、先進国においても、例えば我が国にみられるように経済的な格差の問題や、不登校、引きこもり、いじめ等々様々な精神的な問題が山積している。こうした観点からすると、聖ヨセフ・カラサンスによるエスコラピオス修道会の創設の意義は時代を超え、国境を越え、重要な意味をもち続けている。聖ヨセフ・カラサンスが「聖霊の導きに従ってキリストへの従順を徹底する」という靈性に基盤をおいて始めた貧しい青少年への無償教育は、今後も多くの人々の理解と協力で支えられつつ、一定の意義を持ち続けることであろう。

本稿においては、聖ヨセフ・カラサンスの教育実践と靈性について論じたが、カトリック教会における他の修道会における靈性との比較や他宗教にみられる靈性との比較まで踏み込んで論ずることができておらず、その点で不十分であり、論考としての限界があることを認めなければならない。また、本来は世俗的教育が進行する近代社会において、教育現場に宗教的靈性を再興するべきかという根源的な視座を出すことも必要と思われるが、これを論ずるにあたっては、より根源的な考察が必要となるのであり、これは本稿の射程を超えた大きな課題である。このように他修道院、他宗教との比較や、宗教と教育の関係についての根源的な問題については、今後の課題としたい。

(参考文献)

- ・ 安達寿孝「中世ローマ・カトリック教会における農民とその子どもに対する Religious Education」『金城学院大学論集・人間科学編』8号、1983年、15-33頁。
- ・ Alejandro Solorzano Uribe, Sch.P, *Centered on Jesus Christ. An evangelical route of piarist discipleship*, Publicaciones ICCE, Madrid, 2014.
- ・ Antonio Lezáun, *The History of The Order of The Pious Schools (A Handbook)*, Madrid, Publicaciones ICCE (Instituto Calasanz de Ciencias de la Educación), 2011.
- ・ 有賀弘「宗教改革と国家教会制の一般化」有賀弘、内山秀夫、鷺見誠一、田中治男、藤原保信（編）『政治思想史の基礎知識』有斐閣、1977年、104～105頁。

89 Zeon Grocholewski, Guisepp Pittau, "Presentation of the Vatican Document: Consecrated Persons and Their Mission in Schools", *Jornal of Catholic Education*, 7 (1), 2003, p.77.

- ・ カトリック中央協議会『第二バチカン公会議公文書 改定公式訳』2013年。
- ・ クリストファー・ドーソン（近山金次訳）「キリスト教と近代の起源」J・ロゲンドルフ編『現代思潮とカトリシズム』創文社、1959年、19-22頁。
- ・ Congregation of Catholic Education, *The Catholic School on the Threshold of the Third Millennium*, Vatican, 1998, pp.4-13.
- ・ エウジェニオ・ガレン（近藤恒一）『ルネサンスの教育』知泉書館、2002年。
- ・ エンリケ・リベロ『聖ヨゼフ・カラサンスの生涯 教育の先駆者』エスコラピオス修道女会、1989年。
- ・ フェリチアノ・ペレス・アルトナ『青少年教育の創始者 聖ヨゼフ・カラサンチオ』中央出版社、1966年。
- ・ Fr. Miguel Angel Asiain, Sch.P., *Calasanz, Educator*, The Piarist Fathers, Manila, 2011.
- ・ フーベルト・イエディン（梅津尚志・出崎澄男）『公会議史～ニカイアから第二バチカンまで～』南窓社、1986年、126頁
- ・ 福田勸一『近代の政治思想』岩波書店、1970年。
- ・ General Curia of the Order of Pious Schools, *Constitutions of The Order Of The Pious Schools*, Rome, The Piarist Order, 2006.
- ・ 羽片俊夫「ガリレオにみられる 17世紀前半のイタリアにおける科学者の地位」『イタリア学会誌』39号、1989年、141-254頁。
- ・ 井ノ口淳三「コメニウスの教育思想—すべての人に、すべてのことを—」山崎英則、徳本達夫編『西洋教育史』ミネルヴァ書房、1994年、24-35頁。
- ・ 岩本俊郎、奥平康昭、福田誠治、古沢常雄編『近代西洋教育史』国土社、1984年。
- ・ イエズスの聖テレジア（東京女子カルメル会）『完徳の道』ドン・ボスコ社、1968年。
- ・ 新保敦乃「〈奇跡の聖母〉とペスト行列—近世イタリア都市国家における集団的嘆願行為と聖母マリア信仰」『権力と視覚表象 千葉大学社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書』第41巻1～14頁。
- ・ 上智大学中世思想研究所『キリスト教史6バロック時代のキリスト教』講談社、1981年、229～230頁
- ・ 上智大学中世思想研究所編『教育思想史VIルネサンスの教育思想（下）』東洋館出版社、1986年。
- ・ Josep Doménech i Mira, “Joseph Calasanz (1557 – 1648)”, *PROPSECTS*, Paris, UNES-

- CO (International Bureau of Education), 1998, pp.1-11.
- 北原敦『イタリア史』山川出版、2008年、288頁。
 - ルイ・コニエ（磯見辰典他）『キリスト教神秘思想史』平凡社、1998年。
 - Luis Padilla, *Like Calasanz We Are Men of Prayer*, Publicaciones ICCE, Madrid, 2011.
 - Miguel A. Asiain, *Fidelity in Piarist Vocation, A life in progress*, Publicaciones ICCE, Madrid, 2010.
 - 宮崎良夫「絶対主義と家産官僚制の形成」有賀弘、内山秀夫、鷺見誠一、田中治男、藤原保信（編）『政治思想史の基礎知識』有斐閣、1977年、124～125頁。
 - Paul F. Grendler, *Renaissance Education Between Religion and Politics*, Burlington, VT USA, Ashgate Publishing, Hampshire, 2006.
 - 小澤周三、影山昇、小澤滋子、今井重孝『教育思想史』有斐閣、1993年。
 - 坂本堯「ニコラウス・クザーヌスの思想に見られる中世カトリック教会の教育的人間像」『日本の神学』8号、1969年、141-155頁。
 - 澤田昭夫『ヨーロッパ論Ⅱ』放送大学、1993年、74～77頁。
 - Severino Giner-Guerri, Sch. P. (Salvador Cudinach, Sch. P.), *Saint Joseph Calasanz*, California, Piarist Order, 1993.
 - 高木正道「近世ヨーロッパの人口動態（1500～1800年）」『静岡大学経済研究』4(2)、1999年。
 - *The Constitution and Regulations of the Pious Schools*, 2004, Madrid.
 - トンマーゾ・カンパネッラ（澤井繁男）『ガリレオの弁明』ちくま学芸文庫、2002年。
 - ウィリアム・J・バウズマ（澤井繁男訳）『ルネサンスの秋 1550-1640』みすず書房、2012年（William J. Bouwsma, *The Waning of the Renaissance 1550-1640*, London, Yale University Press, 2000.）
 - Zeon Grochowski, Guiseppa Pittau, “Presentation of the Vatican Document: Consecrated Persons and Their Mission in Schools”, *Jornal of Catholic Education*, 7 (1), 2003, pp.75-87.

論 文

自治体の意思決定における「再議」制度運用の実態とその課題 に関する考察

吉 田 勉*

Consideration about elucidation of the actual situation of the reconsideration in the decision making of the local autonomy and the problem

Abstract

I clarified this article about the actual situation of the use of the reconsideration in the local government.

The system of the reconsideration did not attract at all attention as a study theme that much while having big influence. As a result, in the real use, wrong use is accomplished, and there are many problems.

Therefore I clarify the operative actual situation of the reconsideration and want to decide to add examination about a problem based on result to be provided from there.

1 はじめに～問題の所在

長と議会の二代表制による自治体の意思決定に関して、双方の対立時における調整制度としては、議会の不信任議決と長のそれに対する処置（地方自治法 178 条）、長の専決処分（同法 179 条・180 条）、議会の議決に対する長の再議（同法 176 条・177 条）とがある。

そのなかで、長が、議会の議決に対して改めて議決し直しを求める措置として長に認められているのが再議制度である。これには、その議決の結果に関して長に異議があるときに長の任意の判断で行使される一般的再議（任意的再議）と、議会の越権・違法な議決等に対して長が行使を義務づけられる特別的再議（義務的再議）とがある。

再議制度の成り立ちとしては、「旧憲法下で、本来政治の主体の官吏が、客体に過ぎな

* 常磐大学総合政策学部 准教授

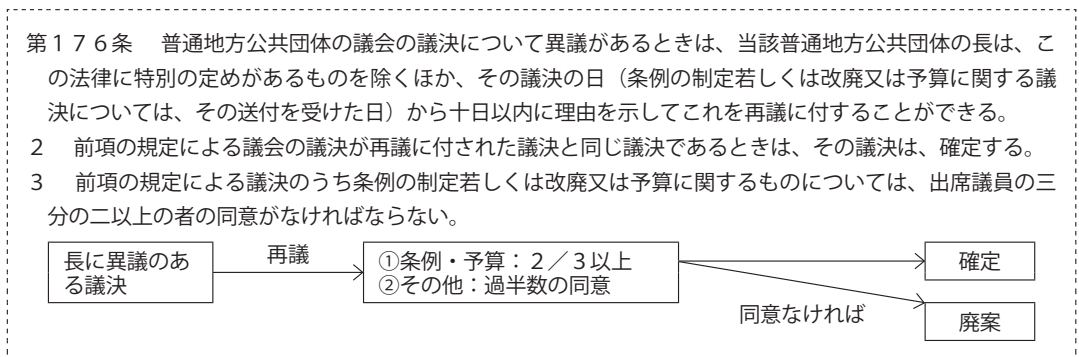
い住民の代表たる議会を信用せず、その行動の監督をし、予期しない方向へ進まないよう是正措置を確保したもの」⁽¹⁾と評されるほど、いわば、長の議会に対する不信感に端を発した制度として構築されたものといえる。

再議は、地方自治法制定当時（昭和 22 年）は、特別的再議だけであったが、翌年の法改正により一般的再議が導入された。この際の提案理由としては、「長は住民に対して直接責任を負い、その意思を行政に実現しなければならないが、議会との意思疎隔の場合、議会には条例・予算の議決で長の執行を制限できるが、長には違法議決、収支執行不能等の場合の再議しか認められておらず、消極的な抵抗しかできない」ことがあげられていた。そして、アメリカの大統領制を参酌し、長に重要事項への拒否権を付与して、議会との正常な均衡関係を図るとする理由が重視され、反対意見もあるなか、それを押し切って導入された経緯がある⁽²⁾。

本稿では、二つの再議制度のうち、長と議会の政策的判断が衝突して、その解決を図るための制度ともいえる一般的再議を考察の対象とするものである。以下、双方を区別する必要がない場合には、一般的再議を単に再議と呼ぶこととする。

一般的再議制度の条文構成は、【図表 1】のとおりである。すなわち、議会の議決に対して、長において異議がある場合には、長は議会にその理由を示して、改めて審議を求めるというもので、議長も採決に加わったうえで条例又は予算の議決の場合は出席議員の 2 / 3 以上にて再可決されると議決が確定し、逆にそれに満たない場合は一度可決された議案が不成立、すなわち廃案になるというものである。条例・予算以外の場合は再可決要件は過半数であるが、特に重要な議決事件である条例・予算に関しては、議会の過半数の多数派の意向が実現しないことにもなる、長に優位な拒否権といえる異例の制度である。

【図表 1】 一般的再議の条文構成



実は、再議に関しては、どのように運用されているのか、すなわち、どのようなものがその対象として行使され、結果として政策運営にどのような影響を及ぼしているかなど、運用の実態を考察した研究はほとんどないといっていると思われる⁽³⁾。ここに本稿での考察の意義があるのであるが、研究成果が乏しいこともあって、例えば、自治体議会の実務でも次の例にみるような明らかに誤った運用事例もみられるのである。

平成 26 年度の実例であるが、N 市においては、子ども・子育て支援法の施行に基づく保育料の額を定めるため保育料徴収条例の一部改正を市長が定例会に提案し、可決された（賛否・19 対 4。以下、必要に応じ議決の賛否を単に○対○で表記する）が、可決後、その額の算定の基礎となる条例別表の市町村民税所得割の額の一部に誤りがあることが判明した。

市長は、一度可決された改正条例に対して、同定例会中に、地方自治法 176 条 1 項の規定による再議として改正条例を提案して再可決を求め、それに対して、議会は、出席議員の 2 / 3 以上の同意を得て再可決するという処理（20 対 4）を行っている。議事の概要は【図表 2】のとおりである。

【図表 2】誤った再議権行使の例（N 市議会議事録の抜粋。下線は筆者）

【市長の再議の提案説明】

議案○号・議決議案の再議についてでございますが、保育料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、先日、ご議決をいただいたところでございます。しかしながら、同条例の別表第 2 につきまして、階層区分の決定に係る市町村民税の所得割の額の一部に誤りがあることが判明し、当該議決が効力を生じることにつきまして支障がございますことから、地方自治法第 176 条第 1 項の規定により、再議に付したくご提案をさせていただきます。

このたびは、提出議案の内容に誤りがございまして、市民の皆様、そして市議会議員の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫びを申し上げます。どうぞよろしくご審議のほどをお願いをする次第であります。

【議長の裁決手続】

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。〔「異議なし」と言う人あり〕

次に、質疑ありませんか。〔「なし」と言う人あり〕討論ありませんか。〔「なし」と言う人あり〕

採決の前にあらかじめ申し上げます。本件は、地方自治法第 176 条第 3 項の規定により、出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を必要といたします。ただいまの出席議員は 24 名であり、その 3 分の 2 は 16 名であります。

本件を起立により採決いたします。議案第○号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。〔起立多数〕

ただいまの起立は所定数以上であります。よって、議案第○号は原案のとおり可決することに決しました。

本件の場合にも、議会の議決に対して長が異議があることには違いない。ただ、再議は、議会が長に不服のある議決を行ったことで長に異議があることから運用されるものであるが、この場合は、誤りのある議案を提案したがそれを議会が議決してしまったことに対して異議を申し立てる形になっている。再議は本来、長において異議がある議決を議会に再考させ、廃案に持ち込むことを意図するのであるのにもかかわらず、再提出したものを可決・確定させるものとして使われることになった。そして誤った議決により成立した条例を修正する議会審議を、長も議会も、再議の手続として認識して、2/3以上の同意により可決し、確定させたわけである。仮に、2/3以上の同意がない場合には、どう処理するつもりであったのであろうか。

この場合、もちろん、誤った条例案が可決されたのでそれを修正する形で訂正条例を単に提出し、過半数可決で条例が修正されるべきである。あえて一事不再議⁽⁴⁾を避けるという意味で再議に位置付けたものかもしれないが、それにしても制度の理解を誤った明らかな瑕疵のある議決といわざるを得ない。

再議の実態を把握するためのよりどころとしては、総務省が地方自治制度の運用実態に関して編集発刊する調査資料『地方自治月報』（以下「自治月報」と略す）が唯一の統計書である。各自治体のデータを各都道府県を經由して、総務省が取りまとめているが、前述の誤った事例も再議として掲載されるなど、精査せずに掲載されていることが多く、その一方で、通常に再議が行われ、それが注目され新聞記事等に掲載されていても自治月報への報告漏れが散見される状況もある⁽⁵⁾。したがって、再議運用の実態を正確に把握することは極めて困難な作業といえる。

本稿の問題意識は、自治体の最高意思決定制度である議会の議決の結果を変容することが認められている再議制度の運用実態を把握してその課題や改善を考えようとするものである。それには集積した再議事例からの考察が不可欠である。そのため自治月報を基本としつつも、議会議事録調査や事例を取り扱った自治体議会へのヒアリング調査等を行い、可能な限りその実態に接近することとした。

そして、これらのデータ考察を踏まえて、議会からみれば、議会の過半数の勢力が同意している案件について、長が拒否しようとする事態はどう起きているか、そして、その対立は再議によりどのように決着がなされているのかといった、再議権行使の実態を中心に自治体の意思決定全体の中での再議の影響力、意義等についても描写することとしたい。そのうえで垣間見える再議制度の課題についての考察にも言及することとしたい。

2 再議権行使の状況

2-1 データ内容と再議の定義

まず、再議がどの程度行使されているのか、その全体的な推移、傾向を把握することとする。

調査方法は、前述したように、自治月報に依拠しつつ、適宜他の資料でカバーする。自治月報は、2～3年程度を調査期間に設定して集計しており、再議の件数等が連続的に入手できるものは昭和49年度分調査からである。ただ、再議日が明記されるようになったのは、昭和59年度分以降であり、それ以前は、再議日が調査期間内に生じたことのみが掲載されている。

このようなことから各年度推移が把握できるのは昭和59年度以降であるが、それ以前の分についても年度平均という形で必要に応じて考察することとする。

また、本稿の考察は一般的再議を対象とするが、年度推移は、全体の推移や比較をするため特別的再議をも集計して掲載する。

なお、一般的再議は、従来の条例・予算関係のみから、平成24年法改正によりすべての議決事件に拡大された（再可決要件は、条例・予算以外は過半数）。長や議会の考え方の相違を解消していく手法である再議がそれほど活用されていない実態を踏まえて措置されたものとされる^⑥。

特別的再議の対象は、【図表3】で整理したように、その要件により3種類あり、いずれも長はその要件を認識した場合には、再議が義務づけられている。再議の結果、同様の議決になった場合（通常の過半数議決で足りる）の効果、採りうる措置もそれぞれ異なる。

①は、議決等の違法性が問われているので、再議により同様の議決になっても確定はしない。この場合は、市町村長（知事）は議決の日から21日以内に知事（総務大臣）に審査を申し立てることができ（地方自治法176⑤）、知事（総務大臣）は、審査の結果、当該申立てに理由がなければその棄却をし、理由があれば当該議決等の取消しの裁定をする（同⑥）。その裁定に不服な場合、長にあっては議会を、議会にあっては都道府県（国）を被告として裁定の日から60日以内に裁判所に出訴することができる（同⑦）。知事（総務大臣）の裁定や裁判所の判決は議会の議決の時点に遡って効力を有することになる。また、これらの手続に移行しなかった場合にはその期限の経過時点で議決が確定することになる。

【図表3】 特別的再議の種別等

特別的再議の種別		再議で同様の議決の場合の措置
① 議決又は選挙が議会の権限を超え、又は法令・会議規則に違反すると認めるとき（176 ④）。		・ 知事等に審査申立可→裁定に不服の場合、裁判所に出訴可
義務的経費等の減額・削除の議決（177 ①）	② 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の自治体の義務に属する経費	・ 長の提案した原案を執行することが可（予算議決主義の例外措置）
	③ 非常の災害による応急復旧の施設又は感染症予防のための必要な経費	・ 不信任議決とみなすことが可 ・ 議会解散又は議決に従う執行かは長の選択

②、③は、義務的経費等が減額・削除された場合の再議である。②は、再度、削除又は減額が議決された場合は、長はそれに従うことなく、長が原案として提出した経費・収入を予算に計上して執行することができる（177 ②）。予算議決主義の例外となる特異な制度であり、国の法令に基づく経費の執行を議決なしに機関たる長に委ねる強固なもので、機関委任事務時代の名残の制度という見方もされている。③は、これらの経費を否定することは長への不信任の議決に同視しうるとする制度である。

なお、再議の対象として、特別的再議は、その要件から理解できるように議案の否決の議決も含まれるが、これに対して、一般的再議については、「長が執行者の立場においてそのような効果（執行上一定の効果を生ずる効果）を生じることには執行上承服しがたい故をもってこれを拒否する性質のものであるから、否決された議決については、執行上なんらの効果も生ぜず、かかる議決について再議に付すことはあり得ない⁽⁷⁾」として、否決された議決は対象外と解されている。

以下では、①を違法再議、②・③を義務費等再議と呼び、集計するものとする。

2-2 再議運用の全体的な傾向

(1) 事例集計・考察上の整理～地方自治月報の問題点と調査方法

以上のような整理を前提として、経年的な再議件数を集計すると【図表4】のようになる。集計した区分の表記は次のような考えによっている。

一般的再議による結果は、長の再議の結果、法定数を満たす裁決には至らず「廃案」になるケースと、再可決され議決が「確定」するケースとに分かれる。

自治月報では、「再議の結果」の区分が、「再議を認容」「前の議決どおり再議決」「当該事件不成立」「修正議決」の4つになっている（相当前にはそれ以外の区分もあった）。

「前の議決どおり再議決」は文字どおり、長が再議をしても再可決要件をクリアして再

自治体の意思決定における「再議」制度運用の実態とその課題に関する考察

【図表4】再議件数の推移

	一般的再議								特別的再議										再議 合計
	種 別		一般 計	再議結果				違法再議				義務費等再議				特別 計			
	条例	予算		廃案	確定	修正	他	再可(審査)	修正	他	計	再可	修正	他	計				
S49-50	12	2	14	7	1	2	4	8	1	1	3	12	1	2	1	4	16	30	
S51-52	9	1	10	1	6	2	1	2	0	2	0	4	1	1	0	2	6	16	
S53-54	4	1	5	1	2	1	1	5	1	3	1	9	2	0	0	2	11	16	
S55-58	3	2	5	3	1	0	1	1	0	4	1	6	8	3	0	11	17	22	
S49-計	28	6	34	12	10	5	7	16	2	10	5	31	12	6	1	19	50	84	
平均	2.8	0.6	3.4	1.2	1.0	0.5	0.7	1.6	0.2	1.0	0.5	3.1	1.2	0.6	0.1	1.9	5.0	8.4	
S59	0	1	1	0	0	1	0	2	1	1	0	3	1	0	0	1	4	5	
S60	6	2	8	2	4	2	0	1	0	3	0	4	0	0	0	0	4	12	
S61	8	1	9	7	0	0	2	3	3	2	0	5	0	0	0	0	5	14	
S62	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2	3	
S63	1	0	1	1	0	0	0	1	0	3	0	4	0	0	0	0	4	5	
H1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5	6	
H2	6	0	6	1	0	0	5	0	0	1	2	3	1	0	0	1	4	10	
H3	2	2	4	2	0	2	0	3	1	10	0	13	0	1	0	1	14	18	
H4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	2	3	
H5	1	2	3	0	1	2	0	0	0	3	0	3	1	0	0	1	4	7	
H6	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
H7	0	1	1	0	1	0	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	2	3	
H8	2	1	3	2	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	5	
H9	5	0	5	2	2	0	1	2	1	9	1	12	1	2	0	3	15	20	
H10	6	1	7	7	0	0	0	1	0	4	0	5	0	1	0	1	6	13	
H11	3	0	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	2	3	6	
H12	3	3	6	3	1	0	2	2	2	1	0	3	0	1	0	1	4	10	
H13	6	2	8	4	2	1	1	0	0	3	0	3	1	1	0	2	5	13	
H14	7	6	13	9	2	1	1	4	1	1	0	5	4	0	0	4	9	22	
H15	8	5	13	11	0	2	0	6	3	2	0	8	2	0	0	2	10	23	
H16	7	5	12	5	3	0	4	1	0	2	0	3	2	0	0	2	5	17	
H17	3	0	3	3	0	0	0	7	7	1	0	8	0	0	0	0	8	11	
H18	3	6	9	7	2	0	0	3	0	2	0	5	2	1	0	3	8	17	
H19	6	4	10	4	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
H20	3	2	5	3	0	0	2	1	1	4	0	5	2	0	1	3	8	13	
H21	8	8	16	9	3	2	2	0	0	2	0	2	3	2	0	5	7	23	
H22	5	5	10	5	3	0	2	2	2	0	0	2	1	1	0	2	4	14	
H23	9	3	12	8	3	0	1	1	0	1	0	2	2	0	1	3	5	17	
H24	2	4	7	5	2	0	0	4	1	2	0	6	2	0	0	2	8	15	
H25	4	7	11	8	3	0	0	5	2	2	0	7	0	0	0	0	7	18	
H26	14	6	20	15	5	0	0	6	3	1	0	7	0	0	0	0	7	27	
H27	8	4	12	9	3	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	3	15	
S59-計	138	83	222	136	42	18	26	58	29	73	3	134	27	11	2	40	174	396	
平均	4.3	2.6	6.9	4.3	1.3	0.6	0.8	1.8	0.9	2.3	0.1	4.2	0.8	0.3	0.1	1.3	5.4	12.4	
総計	166	89	256	148	52	23	33	74	31	83	8	165	39	17	3	59	224	480	
平均	4.0	2.1	6.1	3.5	1.2	0.5	0.8	1.8	0.7	2.0	0.2	3.9	0.9	0.4	0.1	1.4	5.3	11.4	
割合	65%	35%	-	58%	20%	9%	13%	45%	-	50%	5%	-	66%	29%	5%	-	-	-	

※ H24は、条例・予算以外に葉山町の基本計画の議決が再議となっており、計では当該事例を含ませている。

議対象の議決が「確定」したものである。「再議を認容」は、長が再議権を行使した結果、法定数を満たさず、再議対象の議案が「廃案」になったもの、すなわち、長が異議を唱えたことで長の意向が「認容」されたという趣旨に推測される。しかしながら、「認容」というのは、再議権の行使を認容したとも理解できるので正確性を欠く表現である。本考察では、「認容」は整理上「廃案」に、「再議決」は「確定」として集計する。

「当該事件不成立」という区分は、再議の結果、議決が廃案になったものだろうと想定されるが、議会が再議に応じず審議未了となる（この場合は当該議案自体が廃案になる）など再議自体の行使が何らかの都合で成立しなかったとも想定されるし、前の議決が確定し長の再議のねらいが阻止されたとも解釈できる。また、「認容」との区別も不明である。

「修正議決」という区分は、おそらく、再議による廃案後に、再議対象の議決が廃案になったのちに、当該議決部分を除く議案全体の議決の際に、議員から修正提案がなされてそれが可決され、決着をみたものと想定される。しかしながら、修正は廃案後の対応であり、再議自体の効果は「廃案」として整理しないと意義のある考察にはならない（なお、後述するように詳細な実態調査は平成24年度分以降のものに対して行ったが、これらについては「修正」は「廃案」として整理した）。

【巻末資料】で平成24年度以降の再議事例を詳細に掲載しているが、例えば、山陽小野田市事例(6)（【巻末資料】のNo欄の事例を引用。以下同様）では、議員が発案した一部改正条例が可決したが、再議により廃案になった事例であるが、これが「当該事件不成立」とされている。これは「認容」、すなわち、「廃案」として区分すべきである。さらには、甲良町事例(42)や河南町事例(45)は、自治月報ではそれぞれ「前の議決どおり再議決」とされているが、実際に議事録等で確認してみると、再議により廃案とされており、そもそも結果が明らかに誤って報告されている事例も少なくない。

「修正議決」や「当該事件不成立」の解釈自体、調査担当の総務省行政課に問い合わせても十分な整理がなされていないようであり、自治体が独自に解釈して提出した資料を精査せずに掲載しているものと思われた。

次に、特別的再議のうち、違法再議については、再び可決されたものを「再可」と表記する。再可決されても確定せずに、長は知事（総務大臣）に審査を請求することができるが、「再可」のうち審査請求されたものをその内数として「(審査)」として整理する。再可決されても「(審査)」に移行せず、長においてそのまま執行する例もある。

また、再議の結果、議会が長の意向を取り入れて、違法議決を修正して対応する例も

多く、これを「修正」とした。

執行不能再議は、再可決されたものを「再可」とし、修正されたものを「修正」と表示した。再可決されたものは、長提案の原案が執行されたことが多いようであった。

以上、全体的な傾向を把握するためには自治月報によらざるを得ないが、明らかに論理矛盾がある事例等については適宜、修正して集計した。

(2) 全体的な傾向

期間全体の42年間で再議件数は、480件となり、年度平均で、11.4件という状況であった。そのうち、一般的再議が256件(53.3%)、特別的再議が224件(46.6%)と、ほぼ同程度であり、特別的再議のうちでは違法再議が165件(73.7%)と、7割を超える状況であった。

まず、一般的再議であるが、条例が全体の65%を占めている。平成24年法改正により条例、予算以外の議決も一般的再議の対象となったが、平成24年に葉山町が総合計画基本計画の議決について再議を行っている1件のみという状況である(表では、種別欄では除外し「一般計」で計上している)。

再議結果は、廃案が全体の58%程度と、相当の部分占める。次に、再可決のうえで確定したものが20%、さらに、修正されたものが9%ということになる。この修正という区分は、先に見たように、多義的に使用されていることになる。例えば、予算の修正議決がなされ、それに対して再議がなされたが、再議により法定数に届かず、先の議決が廃案になる一方で、修正部分以外の部分の採決にあたり、修正議決の趣旨を踏まえて長と議会の歩み寄りがなされて議会又は長から修正提案がなされてそれが可決されたものなどと思われる。「その他」は、先に述べたようなもので考察をするには不正確と思われる事例を計上している。

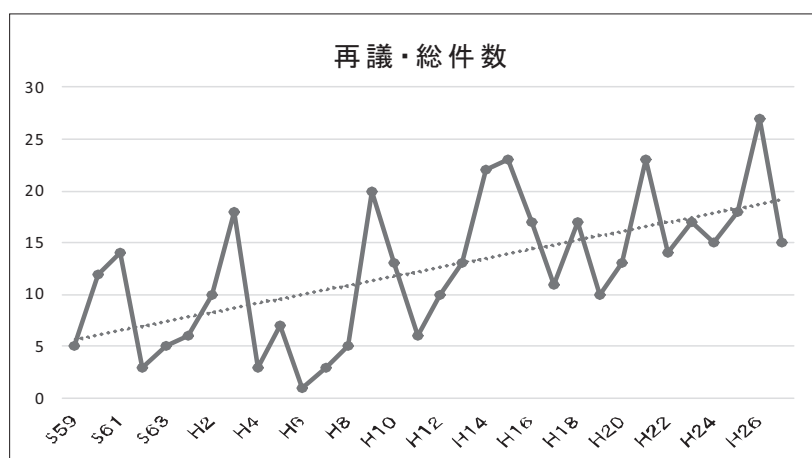
次に、特別的再議である。まず、長が違法又は議会の権限を逸脱した議決である場合に再議が義務付けられている違法再議は、議会側の判断としては改めて再可決するか、長の再議の趣旨を踏まえて、修正して議決するかに分かれる。結果として、ほぼ半数が修正のうえで議決している。これで非常に多いケースとしては、議長は採決に加われない(自治法116②)のに加わってしまった事例(妙高市事例H15.9.12、鳴門市事例H16.6.9)、監査委員の選任で関係議員は除斥により採決に加われない(自治法117)のに加わってしまった事例(嘉麻市事例H15.6.12)などがあり、これは、当該議員を除斥して再議決し、

本来の議決を行っているという事例である。

近年では、これらはケースとしては少なくなり、議会がその権限を越えて議決したとされる事例に対する違法再議が比較的多くなってきている（名古屋市事例 H22.9.9 等）。この場合に、再可決した場合は、一般的再議とは異なり、確定はしないが、それに対して長が不服である場合は、長は、知事（総務大臣）に対して審査を申し出ることができる（自治法 176 ⑤）。再可決されたもの 74 件のうち、31 件（42%）において審査の申出がなされている状況にある。逆に言うと、違法であると認識して再議に付したが、再可決されたことにより約 6 割において長はそれ以上の措置を断念しているということでもある。

(3) 経年的な推移

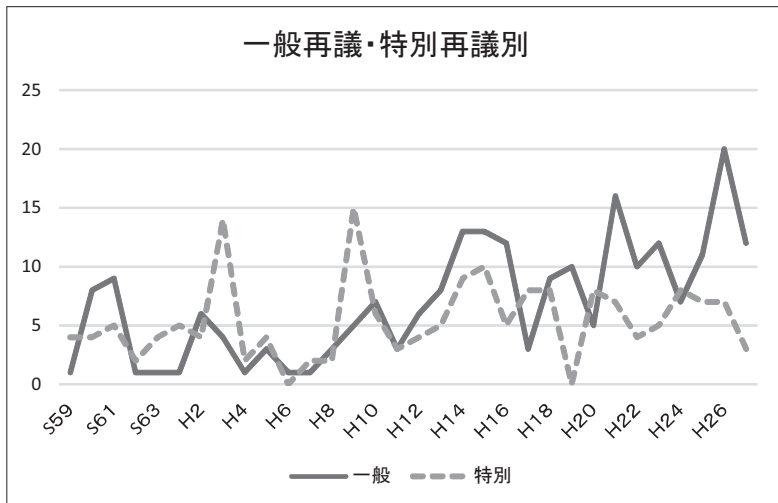
再議全体として、42 年間の年度平均は、11.5 件となっている。昭和 58 年度以前の 10 年間の年度平均が、8.4 件であり、それ以降の期間が、12.4 件であること、そして【図表 5】に示すように、昭和 59 年度以降の経年的なデータからも増加傾向が顕著であることが確認できる。平成 24 年法改正時における活用されていないという認識にもかかわらず、実際のデータからは、経年的に着実に増加傾向にあるものといえる。



【図表 5】再議全体の経年的な傾向

また、【図表 6】に示すように、再議の種別としては、特別的再議は全期間を通じて横ばいであるが、一般的再議は、平成 12 年度を境に増加傾向が顕著であることがわかる。これは地方分権一括法施行が当該年度であることを踏まえると、地方分権の進展と一般的再議の増加傾向が一致することも興味深いことである。

再議全体として、「平成の合併」により市町村数が激減したのにもかかわらず、増加傾向を示したことも同様に興味深い。

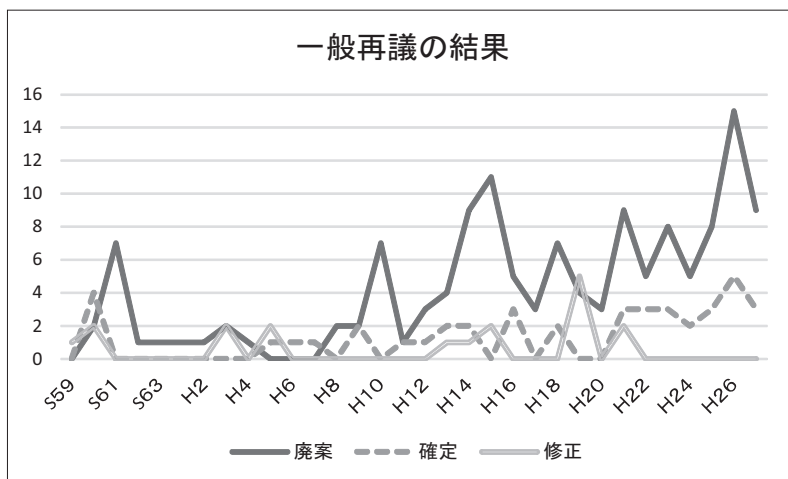


【図表6】再議の種別による推移

(4) 一般的再議の結果の動向

一般的再議の再議結果については、平成10年代以降は、長の再議により廃案になるケースが多くなってきている。

全体からすると、再議は全体的に増加傾向であり、その内訳として、一般的再議がウェイトが大きくなり、そのなかでも、長の意図した方向で、再議の結果は、議会の議決が廃



【図表7】一般的再議結果の動向

案になっているケースがこれらを押し上げていると思われる。

3 再議運用の実態把握

3-1 調査対象

前節でみたように、一般的再議は、増加傾向での推移が顕著であるが、再議の背景、当初議決と再議との賛否動向、再議後の状況等についての詳細な考察に当たっては、自治月報のみでは限界があるので、自治月報で報告された再議事例を基本に、全国ニュース、議会情報誌、議事録等で補完し、それでも明らかにならない状況については各自治体議会にヒアリングを行うことにより、把握することとした。この調査方法に耐えうる期間にも限度があり、平成 24 年度から直近の調査年度の平成 27 年度までの 4 年度間とした。前述のように自治月報に掲載されていても、明らかに再議とは認められないものなども少なからずあり（N 市の事例等）、これは除外し、また、掲載漏れとされている事案は追加して整理した。

その結果、対象とする再議事例としては、【図表 8】に示すように、条例が 28 件、予算が 21 件、それ以外（平成 24 年度からの対象拡大）が葉山町の基本計画の修正議決の 1 件のみ、計 50 件であった。以下、これらの再議事例を対象に詳細な考察を加えていく。

【図表 8】再議件数（総括表）

年度	都道府県	市町村	計	条例	予算	他
24	1	6	7	2	4	1
25	0	11	11	4	7	—
26	5	15	20	14	6	—
27	2	10	12	8	4	—
計	8	42	50	28	21	1

（注）「他」は葉山町の基本計画の修正議決に対する再議

3-2 調査結果の概要

(1) 再議事例の全体概要

考察対象となる 50 件の再議事例についての総括的な整理は【巻末資料】のとおりである。この表には、以下での考察結果の全体像も整理されており、必要に応じて、参照しながら説明するものとする（個別事例を参照する際には、表記載のNo.を引用して、「愛知県事例 (1)」のように記載する）。

再議の対象となる議決については、議員が新規条例の制定や一部改正条例を提案し、

それに対する議決と、長が条例や予算を提案し、それに対する議会の修正議決とに、大別され、また、再議結果も合わせて整理すると【図表9】のとおりである。

再議により議会議決が廃案になったのが37件(74%)、再議により議決が確定したのが13件(26%)と、3/4が廃案になっている。これは条例、予算でさほど際だった差異はない。当然ながら、再議による再可決要件(2/3以上)が大きく影響を与えているものである。

提案別では、議員が提案したものが確定する割合が13%と低く、長提出議案を議員が修正したものの方が39%と高い確定の割合となっている。

【図表9】提出主体別の議案の再議結果状況(50件ベース)

年度	条例		予算		議員提出議案			長提出議案			計	
	確定	廃案	確定	廃案	計	確定	廃案	計	確定	廃案	確定	廃案
24	1	1	0	4	2	1	1	5	1	4	2	5
25	0	4	3	4	3	0	3	8	3	5	3	8
26	3	11	2	4	12	1	11	8	4	4	5	15
27	2	6	1	3	7	1	6	5	2	3	3	9
計	6	22	6	15	24	3	21	26	10	16	13	37
	21.4	78.6	28.6	71.4	—	12.5	87.5	—	38.5	61.5	26.0	74.0

(注) 条例と予算の計は、葉山町の総合計画議決を除くため49件となる。

(2) 議決の方向性と再議～執行部の議決への認識

再議の対象となった議会の議決は、自治体に対する新たな事務の創設をしたり、予算を増額して事業量を増加させるいわばプラス(積極)方向のものと、逆に、事業予算を削除するなど長の提案に対してマイナス(消極)方向のもの、2つの方向性に分類することができよう。議案を否決する議決もあるが、これは前述したように再議の対象とされていない。以下、再議事例をこのような要領で分類し考察を進めていく。

条例の修正は、基本的に新たな事務の創設が多く、条例を廃止するにしても、新しい事務を執行部に強いることが多い。そのため条例の議決は、基本的にプラス方向のものと分類することとする。ただし、いわき市事例(14)は、議決が文言の修正によるため積極・消極どちらにも解釈できるようになっているので、これは議決の方向性の考察からは除外するものとする。また、葉山市事例(4)の基本計画の事例も同様に除くものとする。

予算に関しては、事業量の増加または新規事業に関する増額修正を行うプラス方向のものと、長が提案した事業の減額・削除をするマイナス方向のものがある。ただ、1つの

議案に対して、増額するものと減額するものが混在することがある。例えば、防府市事例(3)で増額1件減額1件、大阪府事例(23)で増額2件、減額1件が混在している。再議はこれらに対して一括して審議されるが、プラスマイナス方向に関する再議件数はこれらを複数回としてカウントして整理することとする。

その結果、再議の方向性とその再議結果については、【図表10】のとおりとなった。再議の対象となった議決は、プラス方向(条例、予算増額修正)が32件(63%)、マイナス方向(予算減額修正)が19件(37%)であった。

再議結果は、予算の増額修正はすべてが廃案であり、条例関係と合わせてプラス方向の議決は再議による確定が20%以下、80%超が廃案となっている。予算の減額修正であるマイナス方向のものの確定が32%となり、プラス方向よりも確定の割合が大きくなっている。

総じて、議会がプラス方向に議決をしたものに再議は多くなされ、また、その結果も廃案に持ち込まれることが多いこと、そして、マイナス方向に議決したものの再議は比較的少ないが、プラス方向のものに比べると確定する割合が多いということになる。この結果だけからすると、長と議会との間でも、政策提案などのプラス方向は執行部の専権事項的に考え、議会がそれに手をつけることに対する抵抗感があり、また、マイナス方向の議決については、議会の本来の役割に近いものとして認識されているといえるのかもしれない。

【図表10】議決の方向性に関する再議結果(50+3-2=51件ベース)

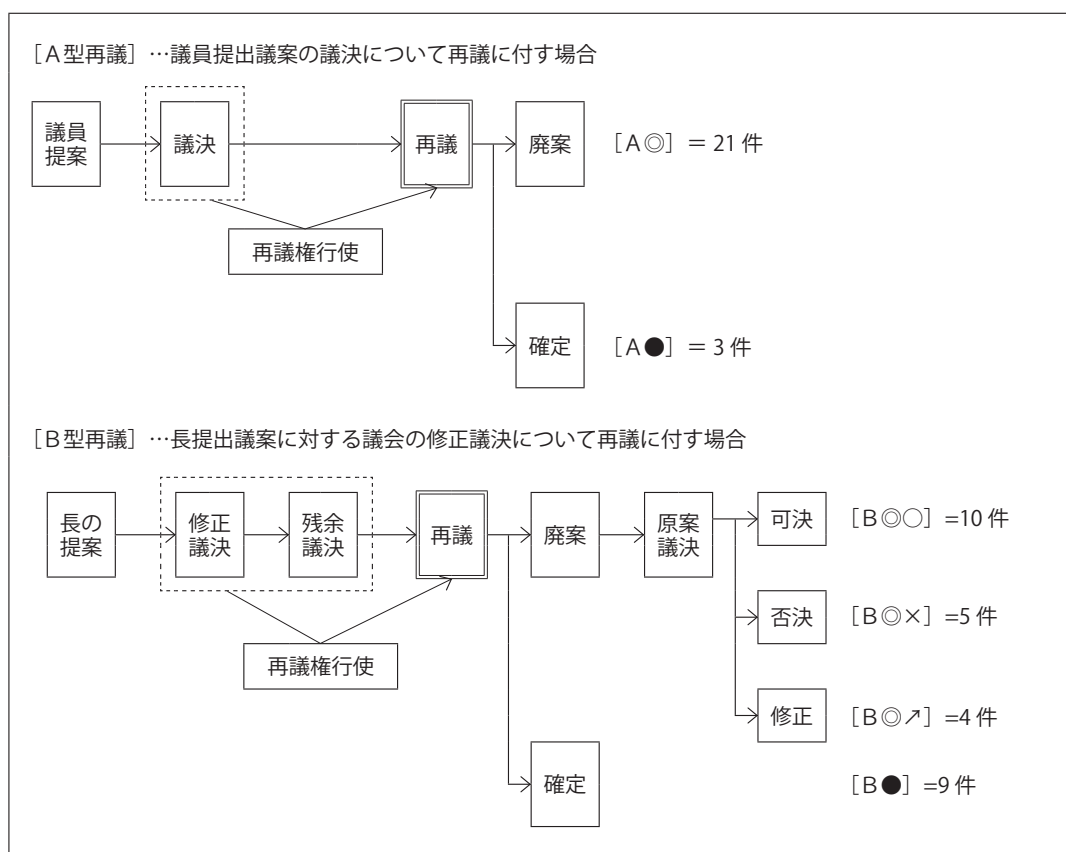
年度	条例		予算						マイナス方向					
			増額修正			減額修正			プラス方向					
	確定	廃案	計	確定	廃案	計	確定	廃案	計	確定	廃案			
24	1	1	1	0	1	4	0	4	2	1	1			
25	0	3	1	0	1	6	3	3	4	0	4			
26	3	11	2	0	2	6	2	4	16	3	13			
27	2	6	1	0	1	3	1	2	9	2	7			
計	6	21	5	0	5	19	6	13	32	6	26			
	22.2	77.8		0	100		31.6	68.4	↑	18.8	81.3			
									マイナス方向：19件(37%)			プラス方向：32件(63%)		

(※)「プラス方向」は条例と予算の増額修正を合算したもの。議決に予算の増減がある場合は複数件で集計。
いわき市(14)、葉山市(4)は考察から除く

3-3 再議のタイプ分類と採決方法の議論

(1) 再議のタイプ分類

さて、改めて再議について審議内容を定義すると、「再議に付されるのは、長において異議のある議決であり、この場合、再議に付するため長が議会に付議する議案は、当該議案の全部であるが、議会がこれを受けて再審議の対象とするのは、当該再議において長が異議ありとした事項に限られる」^⑧とされる。すなわち、修正が加えられても再議に付議されるのは原案と修正議決を合わせた全体ということになる。



【図表11】再議のタイプ

これらを踏まえて、4年度間の再議事例を詳細に分析してみると、再議を中核にした議会と長の意思決定については、様々な態様が見受けられるが、再議の対象の議決に即して考えると2つのタイプに分類できる。

一つは、当初の段階で議員が議案を提案し、その議決に関連したものである。これにつ

いては、例えば、議員による条例の新規制定、一部改正条例の提案等がある。他方は、主として予算において多いケースであるが、長が提案したものに対して議会が修正議決を行うものである。条例においても長が提案した条例に対して議会が修正議決する形でこのタイプとなる。

前者のタイプを、A型（再議）、後者のタイプを、B型（再議）と呼ぶこととすると、これらは【図表11】のように表現できる。

手続きで決定的に異なるのは、B型の場合は、長提案の議案について、その一部を議会が修正したことが再議の対象となるが、その修正案の議決（修正議決）と、修正部分を除く原案（残余議決）との二度の議決がなされ、再議がなされて前の議決が廃案になった場合も修正前の原案（原案議決）が改めて議決の対象となることである（再可決が確定した場合には行われない）。残余議決と原案議決の内容は同じになることが多いが、残余議決が可決されていても、廃案後の原案議決は同様に可決されるとは限らないことが特徴である。

2つのタイプの再議結果については、A型再議で廃案になったもの（A◎）、確定したもの（A●）、B型再議で、確定したもの（B●）、廃案後、再議対象部分以外の残余の部分が可決されたもの（B◎○）、残余部分が否決され全体が否決されることになったもの（B◎×）、残余議決に修正案が提案されそれが可決されたもの（B◎△）とが存在し、それぞれこれらの記号を用いて表記した。【巻末資料】でも同様に整理している。

(2) 再議の採決方法に関する議論の整理

実は、以上の分類は、再議の採決方法に関するこれまでの議論との関係で、再整理できることになる。すなわち、再議の採決方法については、昭和33年に全国都道府県議会議長会（以下「議長会」という）が「都道府県議会議事次第書及び書式例」を作成するときに議長会と自治庁（当時）の間で相当の対立があったことが報告されている⁹⁾。

これによると、再議の採決方法について、当時の自治庁は次の見解を示している。

まず、長提出議案の採決方法としては、次の要領を主張していた。

- ①再議に付したとき、議案は（議員）修正案と原案が同時にある状態にあり、再議で議決の対象となるのは再議の件である。
- ②採決では「先の議決のとおり決する」かどうかを先決する。
- ③賛成者が出席議員の2/3以上のときに、前の議決が確定する

- ④ 2/3に満たないとき、前の議決は成立しないが、長提出の原案は消滅しないので、議長は(7)原案に賛成かどうかを諮る、(4)原案に対し新たな修正をしたいのであれば修正の動議を提出し諮るのいずれかによる(4)の場合、長は修正に不満があれば再び再議に付すことができる。

次に、議員提出議案でも同様に、「先の議決のとおり決する」かどうかを先決し、2/3以上で確定し、それに満たない場合は廃案となるとする。この場合は、議長提出議案の原案は廃案となり消滅することになる。

まさにこれらは、後者の議員提出議案の採決方法が先にみたA型再議であり、前者の長提出議案のそれがB型再議ということになり、総務省の見解が各自治体議会の実務として定着していることがわかる。これは、各地方議会の運営実務の参考とすべき標準議事次第書に掲載される方法が自治庁の見解によったということである。

しかしながら、当時、議長会サイドとしてはこれに対して強い疑義を持ち、長提出議案も議員提出議案でも同様に、次の要領を主張していた。

- ①再議の件を審議し、再議の部分を修正したいときは修正の動議を提出させ、修正の動議から先決させる。
②修正の動議が可決(過半数議決)されれば、修正以外の部分を諮る必要はなく、再議の件についての議決が確定する(議会の新たな修正に長が不満があれば再び再議可)。
③再議の件に修正動議の提出がないとき、議長は先の議決のとおり決することを諮る(再可決要件充足で確定)。

双方の相違は、自治庁見解は、「先の議決のとおり決する」ことを先決するのに対し、議長会は再議の理由から前の議決を修正する必要があるかどうかを判断し、修正の議決を先決するという点である。

議長会が自治庁見解に反対する趣旨を明確に説明した資料を見いだすことはできなかったが、自治庁見解のように、先の議決を決することを先決とすると、再可決か廃案かということにならざるを得ないと指摘される問題点⁽⁴⁰⁾を重く見て、まずは、長の再議理由をもとに議会内で再考し、改めて修正案を検討し、廃案を避けて、なるべく議会の意図した内容に決着を近づけようと考えたものと思われる。再議がその再可決要件から長優位の結論にならざるを得ないことを危惧したものともいえよう。

次に、再議後の議案の扱いでも、議長会は、異なる見解を示している。再議結果が再可決要件を満たさない場合には、自治庁は、長提出議案は長提出の原案が審議対象となるのに対し、議員提出議案では原案が消滅(廃案)になるとしていることについて、議長会見解では、長提出議案も議員提出議案でも同様に扱うべきという見解を主張していた。

これに対して、自治庁は、議員提出議案の議決が再議に付され、再可決要件を満たさない場合は当該案件は廃案になるとし、その理由として「議会の議決は、合議体たる議会の意思決定であって、この構成員たる議員から提出された案件が議決された場合（一部修正があっても）、それ自身が議会の意思である。この議決に異議ありとして再議に付された場合、前の議決と同じ議決をすることが成立しないということは、議会は前の意思のとおり決定しないという意思の決定であるから、当該案件は廃案となることは当然である」としている¹⁰¹。

これは、【図表 1 1】の B 型再議で、議長会は、これが長の提案でなく議員の提案であっても同様に運用すべきとするのに対し、自治庁は、議員の提案である場合は、（議員の修正議決があっても）、再議により廃案になった場合には、議員提案の原案が浮上することなく、A 型再議と同様に廃案で終了するということである。

議長会は、この 2 点の問題について、明確に納得したわけではなく、「自治庁が自説を曲げなかったので標準議事次第書では自治庁説を取り入れることになった」としていた¹⁰²。

思うに、自治庁見解は、議員提出議案について、他の議員からの修正があった場合も含み、長が再議を付す対象は「先の議決」ということであり、長の異議が議決全体の一部にとどまったとしても、再可決されない場合、再議前の一連の過程で長の意思が一切加わっておらず、議会内部の意思決定により形成されたものであることを踏まえると、長提出議案と同様に原案が浮上して改めて議題になるとするのは相容れないものと考えたのではないだろうか。それに対して、長提出議案は、それに議会から修正がなされ、その修正に長は異議を申し立てることになるので、再可決されない場合には、当初の長提出議案原案が浮上することは合理的と考えたものと思われる。すなわち、修正された部分以外の残余議決と同様の修正前の原案が改めて議決されることとなるが、修正部分が成立しているかどうかの前提が異なるものであること、さらに、一事不再議原則の例外として認められる再議の一連の議決となる（長が再び当初の議案を提出することが同一会議中できないことを避ける）ことの 2 点で理解が可能となるものと思われる。

議員提出議案の原案に長が異議がなく、それに対する他の議員の修正案に長が異議があるということが明確であり、それが再議理由を構成する場合は、少し事情が異なると思われるが、本稿で詳細に調査分析した 4 年度間の運用実態を見ると議会が提出した議案（すべてが条例）の議会審議で議員が修正を加えて、その部分に長が異議を申し立てるといふ事例は見受けられなかった、言い換えれば、議会が提案した一部修正条例又は新規

条例に対して議員修正はなく、再議の対象は提案原案に対してものがすべてであった。

そうすると、A型再議で再可決要件を満たさなかった場合は、議員提出議案全体が廃案になることの実質的な問題点はないことになる。また、長において、議員提出議案原案に異議があるとし再議に付して、再可決要件に満たない場合は、廃案になるのは当然であり、原案を残しておくことの意義はないことになる。

議長会見では、議案は提出者によって取扱いを異にするべきでないとの批判がなされているが、この取扱いの相違は、合理的な実務として許容されるのではないと思われる。

つまり、長提出議案の場合、長が異議があるのは、原案に対する修正議決であるが、再議は、議案一体の見地から、修正議決のみを再議に対象とするわけでないので、再可決されない場合は、全部が廃案になる。しかしながら、再議をした長としては、当初の原案が議決されないと、もう一度、提出することになる。この手間を省くためには、修正前の原案を再議後に改めて審議する必然性が認められる。

一方、議員提出議案が再議となる場合は、提出議案原案が可決されたケースが圧倒的であり、長が異議がある部分とそうでない部分に分けることはできないし、その必要性もないから、再可決要件に満たない場合は、原案自体を廃案にすることの合理性も認められる。仮に、議員提出議案に議員の修正議決がなされた場合に、長が修正議決部分に異議があるとしても、その部分を取り出して再議に付すことはできないので、全体が再議対象となる。再議で再可決要件に満たない場合は、修正議決のみでなく、提出原案も廃案にしないと、「議会」対「長」という構図での措置である再議の運用上問題が残る。すなわち、これまでの審議過程で、原案自体の形で議会意思として確定させたことがないこと（修正した後の残余議決の形では議決しているが）から、長が決定して提出している原案のように自動的に復活させることは異なる扱いがあるとしてもおかしいものではないと考えるのである。

以上、整理すると、実務としては自治庁の見解どおりの方法が定着しているが、1つめの「先の議決のとおり」の先決に関しては、再議に付された際にまず再考し、修正するという議長会の見解も評価できるが、議員修正案の議決を含む先の議決が廃案となっても、自治庁見解のように修正前の原案が消滅せず、改めて審議されるわけであるから、議会の修正の意図はこの段階でも反映することができる、つまり、廃案になった後の原案の修正という行為で代替できることであるから実質的な相違はないと思われる。

また、議員提出議案について、再議後、原案が消滅することについても、実務上はそれほど問題になることは少ないのではないかと、むしろ、「議会」対「長」の調整制度の趣旨、

そして、議会内での意思決定という側面を重きを置けば、論理的に議案の一体性を確保することを優先すべきではないかということで、自治庁の見解で問題はないものとするものである。

(3) タイプ分類による再議結果

これらのタイプ分類による再議事案とその結果については、【図表 1 2】のとおりである。集計数は、50 件に、再議対象議案に修正議決が複数あるものの 3 件を加え、葉山町事例を除いた 52 件となる。

【図表 1 2】再議パターンによる分類 (50+3-1=52)

		条例	予算			計	
			増額	減額	計		
A型	廃案	2 1 (75.0)	—	—	—	2 1 (40.4)	
	確定	3 (10.7)	—	—	—	3 (5.8)	
		2 4 (85.7)	—	—	—	2 4 (46.2)	
B型	廃案	可決	—	3	7	1 0 (41.7)	1 0 (19.2)
		否決	—	2	3	5 (20.8)	5 (9.6)
		修正	1 (3.6)	—	3	3 (12.5)	4 (7.7)
		1 (3.6)	5	1 3	1 8 (75.0)	1 9 (36.5)	
	確定	3 (10.7)	—	6	6 (25.0)	9 (17.3)	
	4 (14.3)	5	1 9	2 4 (100)	2 8 (53.8)		
		2 8	5	1 9	2 4	5 2	

条例はほとんどが A 型再議であるが、B 型再議になるものとして、長が提案した条例の一部を修正する形のもの 4 件ほどあった。例えば、いわき市事例 (14) の長提案の出産祝金条例に対して可決された議員の文言修正案が再議により廃案になった後、折衷的な議員修正案が可決されて決着を見た例、八千代市事例 (29) の長提案の公の施設の設置管理条例に対して可決された議員の施設の開館時間に関する修正案が再議により確定した例などである。

B 型再議では、28 件のうち、9 件が確定し、19 件が廃案になっている。廃案後、修正前原案の議決になるが、これを可決して当初の長提案のものを完全な形で受け入れたのは 10 件であるが、原案議決を否決して、長の提案全部を廃案に持ち込んだものが 5 件、原案議決の際に、改めて折衷案的な修正を議員提案することにより修正議決して議会の意向を反映させたものが 4 件であった。

3-4 再議の運用の特徴的な場面についての考察

以下では、再議の運用の特徴的な場面について詳細に考察を加える。【巻末資料】を適宜参照して説明する。

(1) 再議が廃案になった場合の「戦略」～残余議決への対応

先の再議のタイプ分類の考察で、重要なことは、B型再議では、修正議決を行った先の議決が再議の結果、廃案になったとしても、議会はそのまま受け入れるのではなくて、原案議決を否決するか、あるいは、原案に改めて修正を加えて可決するかの二つの戦略が講じられることである。

つまり、前者は、原案を否決することで、長優位の予算運営を阻止しようとする「戦略」、後者は、当初の修正を緩和した形で、再度、議会が修正案を提出して、議会の意図を反映させようとする「戦略」である。後者の修正の場合は、既に、最初の修正議決の趣旨に近いものがなされる可能性が多いので、過半数を得ることが多いであろう。事実、本稿の考察対象でも4件すべて修正案が可決されている。

したがって、廃案になったからといってそれで事案が終了するわけではなく、当初議決の際の残余議決に引き続く、廃案後の原案議決の扱いが重要な意義を持つわけである。残余議決は、修正議決が可決された後になるので、可決されることになるが、再議により先の議決が廃案になった後の原案議決に対しては残余議決と全く同じものであってもその前提が異なるので、違った対応になることも論理的にはあり得るし、現実にもそのようなケースがある。

前者の戦略で、原案議決の否決により議案全体を否決する対応は、5件みられた（【図表12】）。否決後の対応としては、それに伴い当初予算では骨格予算の専決処分を余儀なくされるケース（平群町事例（48））、削除した事業以外の予算を臨時会で成立させるケース（甲良町事例（42））、長が補正予算の再提出で議会寄りの修正案の再提出がなされるケース（防府市事例（2）（3））である。

防府市事例については、全体予算を否決することで、長からの議会の意向へ配慮した修正予算の提出を導き出させるという効果がみられた。

一方、平群町事例では、学童保育無料化の議員修正案が廃案になり、それ以外の平成28年度当初予算案も否決しているが、骨格予算を専決処分し、本予算は年度開始後の臨時会（4月20日）でほぼ当初の長提案の形で予算が成立している。

防府市事例と平群町事例では、再議により議会の修正案が廃止されたが、防府市事例では議会寄りの予算案、平群町事例では長の意向が反映した形で決着している。甲良町事例では、与野党拮抗のなか、町長派議長が反町長派議長に交代となり、採決に当たっては与党が多数となったために事業が推進されることとなった。

次に、後者の戦略で、再議による修正前の原案に対する修正案の提出であるが、減額修正が廃案になった場合は、原案について、減額幅の軽減して修正するような扱いがなされている。これは、当初の修正よりも幅を低めて議会の意向を修正案に入れ込むことに成功している例として、氷見市事例（18）（当初 9000 万円の減額を 3500 万円の減額に修正）などがある。

生駒市では、事例（9）で平成 25 年度補正予算に対する修正（削除）議決に関する再議、事例(10)で当該再議による廃案後の原案に対する修正議決に関する再・再議がなされ、どちらも再可決要件の 16 人に一人足りない 15 対 8 で廃案になっている。事例（9）で再議により廃案になった後に、議員側が当初の議決よりも緩和した削除案を提案していったんは可決しているが、これに対して、生駒市長は、事例（10）により再・再議を行い、再び廃案にしている。これに対しては、議会としては、予算全体の否決をすることは市民生活への影響があるものとして、渋々、市長の対応を受け入れ、再再議後の残余議決は可決している。この際の議会側の見解としては、「市長に議会の声に耳を傾ける姿勢がない以上、このまま議会が議会としての責務を果たそうとすれば、再議権を引き続き行使し続けられることになり、市民生活に直結する予算が道連れとなり、執行できない事態に陥ることが容易に想像できます。いつまでも自らの主張を通そうとして、子どもじみたとも映る対応をとり続けることは市民不在の政治とのそしりを受け兼ねません。市民生活への影響を及ぼさないよう、今回は議会が大人の対応をとらざるを得ないと考えます」⁽¹³⁾として、修正部分が再議により廃案になった場合にそれ以外の部分も否決すべきとの考えもあり得るが、「大人の対応」として、「やむなく」本予算には賛成して、予算全体での成立は許容するという考えを提示し、問題改善を求める付帯決議を提案可決することで、収束させたものである。

なお、予算の減額修正議決が再議で廃案になった場合は、修正前原案議決は可決・否決・修正の三つの対応があるが、予算の増額修正議決の廃案後の原案については、可決か否決しかなく、修正という判断はとられていなかった。これは、増額修正が廃案になっているわけで、原案議決の修正によって増額幅を修正するという問題にはならなかったと

いうことである。

B型再議を総括すると、再議による確定分9件と、原案の否決5件・修正の4件、合わせて18件と、B型再議28件の60%を超える議決に対して議会の意向が反映する結果となっていることがわかる（【図表12】参照）。

ここまでみたことで、改めて、議事運営上の課題としてあげられるのは、修正議決の際に修正以外の残余議決を可決しているのであるから、再議において先の議決が廃案になったとしても、残余議決と全く同じ内容となることの多い修正前原案議決に対して再度賛否をとる必要があるかという問題であろう。堂々巡りの様相を呈することになる危惧によるものであるが、筆者としては、長優位の再議制度を維持運営していくうえで、議会側の戦略を不合理であると断言することは困難であると考ええる。

(2) 再議による「再考」の状況（※防府市・大阪府の増減は1件とカウント）

再議の文字通りのねらいは、長が議会審議に再考を求めることであるが、当初の議決と再議の際の議決の賛否の変化はどのようなものであろうか。

双方の議決の賛否数が判明しているものが45件あり、それらについて、賛否の変化を整理したものが【図表13】である。

【図表13】当初議決と再議での賛成議員の状況（前後の賛否数が判明した45件）

議決状況の変化		左のうち、再議で過半数割れ	
変化無し	33 (1)※	3	肝付町(38)、益城町(47)、平群町(48)
賛成少数(弱化)	7	4	三芳町(7)、五泉市(17)、多良木村(36)、河南町(45)
賛成多数(強固)	5		印西市(15)、八千代市(30)、与那国町(30)、芽室町(44)、奈良市(49)

※葉山町の基本計画で内数

当初と変わらなかったのが33件(73%)と圧倒的であった(議長が採決に加わることがこれは賛否の変動があったものとは考えないこととする)。また、当初議決よりも再議において、賛成数が減少(当初議決を弱化する方向)したものが7件、賛成数が増加(当初議決を強固にする方向)したものが5件となり、再議により先の議決への賛成よりも否決への動きが相対的に強いこと、すなわち、再議により議会の議決見直しをしようとする動きが若干多いということがわかった。

これらのうち、再議において、過半数割れをする状況にまでなるものは、賛成少数と

なった4事例と変化がなかった自治体のうち議長が反対に回り過半数割れとなる3事例、さらには、当初議決が不明だった永見市(18)を加えると計8事例であった。

次に、賛否の変化のみでなく、再議による再可決要件の成否そのものに変化が生じているかどうかについて、【図表14】により整理する。

まず、当初議決において再可決要件(2/3以上)を充足していた状況にありながら、再議で未充足となり廃案になったものは逗子市事例(13)のみであるが、これは、当初議決の賛成者に誤認(起立ミス)があったようであり、正確には該当はないことになる⁰⁾。

当初議決に比較して再議の際に最も賛成者が減少している割合が大きいのは三芳町事例(7)である。多数の議員が当初の執行部の説明に納得いかず、IC関係の予算の削除議決を9対5で可決したが、その後、再議においては、事業の必要性・スケジュールを再考し執行部提案を認容することに転じた議員が6人、議長と合わせて7人が再可決の否決に加わり3対12の圧倒的多数で削除議決が廃案となっている。同様のことは、五泉市(17)などにもいえるし、先の【図表14】でみたように、再議において8事例で過半数割れで廃案になっている。すなわち、これらの事例は、再議を通じての議論による理解が当初の議決の際にあれば、そもそも否決されて再議には至らなかった事案ともいえる。それだけ、再議権を行使したことで、議会の再考によりその効果が首長寄りに現れたものといえる。

【図表14】再議前後による再考の状況(前後の賛否数が判明した45件)

当初議決の際の再可決要件の充足		再議結果		備 考
充足	9 (1)	確定	8 (1)	() は葉山町(4)の基本計画で内数 ^{*1}
		廃案	1	逗子市(13)
未充足	3 6	確定	4	与那国町(30)、芽室町(44)、名古屋市(46) ^{*2} 、奈良市(49)
		廃案	3 2	三芳町(7)、五泉市(17)等の7事例は過半数未滿に減少 ^{*3}

※1 基本計画の修正議決の再議は過半数の再可決で確定する。

※2 名古屋市は、再議により議長が賛成に加わったことで確定となったもの

※3 三芳町、五泉市ともに賛成者から反対に回った者が多く、再議で過半数割れとなっている。

当初議決の賛否不明の永見市(18)を加えると8事例が過半数未滿に減少

一方、以上とは逆に、当初議決において再可決要件は未充足であったが、再議で充足する方向に転換し議会の議決を確定させた事例としては、与那国町事例(30)、芽室町事例(44)、名古屋市事例(46)、奈良市事例(49)の4事例がある。

名古屋市事例は、議長が再議議決に加わり、議長の判断のみが議決を確定させる方向に働いた唯一の事例であった。芽室町事例と奈良市事例では、議長の外、1名が賛成に転じ

て議決の確定に働いたものである。

特徴的なものとしては、与那国町事例(30)で、自衛隊基地の誘致を巡ってその賛否を問う住民投票条例が可決されたことに対する再議である。議員6人のうち議長を除いて3対2で可決されたが、再議においては再可決要件が4人になるところ、反対した議員2人が勘違いして退席し⁽⁵⁾、議長を含めた議員4人で再議に臨み、3対1で条例の可決を確定させたものである。

さらに、当初議決で再議要件を充足し、再議に当たってさらに賛成者を獲得しているのに、八千代市事例(29)がある。

総括すると、再議がなされても議会において再考されることはさほどなく、特に、当初の議決で再議での可決要件が備わっていればそのまま確定することが見受けられる。また、当初議決で再可決要件が未充足でも、先の議会議決を反対した議員が賛成に転じることや採決に議長が加わることなどで、再可決で確定する事案も少なからずみられた。

以上から、再議権行使がなされても当初の議決の状況と大きな変化はないこと、そして、どちらかという、再考して、首長寄りに考え方を変える動向よりも、当初の議決を確定する方向、すなわち、議会議決を強固にする方向がやや強いということが垣間みられた。

(2) 小規模自治体にみられる与野党伯仲の場合の再議

小規模自治体の議会では、長に対していわゆる与党派と野党派が、同数となることが少なくなく、それが再議にも大きな影響を与えることが見受けられた。なお、国政と比べ、自治体議会の場合の「与野党」はそれほど明確なものではないか、議決の賛否面からはある程度一貫した傾向が確認できる事例が見受けられるので、その限りで与野党という表現を用いることとする。

与野党同数の状況が影響を与えた事例として、例えば、与那国町事例(30)(31)、肝付町事例(38)、平群町事例(48)などである。特に、どちらの派の議員が議長になるかで、議決の結果が大きく異なることになる。

平群町事例(48)では、町長派・反町長派が、6対6の構図で、町長派議員が議長になり、平成28年度当初予算を巡って議論がなされた。反町長派としては、町長提案の予算が福祉施策の切り捨てと批判し、無駄を省くことが不十分、総合戦略を具体化した施策・事業の具体化が見られないことなどから反対し、5対6で町として初めて当初予算案が否決されている(H28.3.18)。

その後、町長が臨時会を招集し、否決された予算案よりも医療費助成拡充 500 万円（高校 3 年まで。6 月議会の予定を前倒し）を増額し、総額 73 億 5500 万円の当初予算案を再提出した。これに対して、反町長派議員が、人口減少などに対応するため、学童保育の無料化と高校入学支度金制度の創設などの議員修正案（総計で 666 万円、収入は諸収入の増などを充当）が提出され、これが 6 対 5 で可決され、また、修正案以外の部分も可決された（H28.3.28）。この修正議決が再議に付され、町長派である議長が修正案に反対をして、6 対 6 となり、修正議決が廃案となっている。さらに、修正部分を除く原案については、修正案に賛成した議員が否決に回り、6 対 5 で原案自体も否決され、年度内での当初予算の成立は、骨格予算の専決処分によることになった。

新年度に入り、臨時会（H28.4.12）で専決処分が全議員により承認され、次の臨時会で補正予算が全員賛成により可決（H28.4.20）され、町長が最初に提案した当初予算とほぼ同じ予算が成立している。

当初予算を巡るこのような審議が繰り返された後、反町長派議員に議長が交代（H28.5）し、それ以降は、町長提案議案が、否決されず運営されている。

小規模自治体でみられる少数の議員定数のケースでは、定数が偶数の場合、議長の就任により直接的に議決結果を左右することがある。可否同数の場合に、議長が裁決権を行使できるわけであるから、議員定数について少数の場合は奇数とすることを今後検討してはどうかと思われる。

(4) 再議後の歩み寄り（落としどころ）

再議は議決の扱いをどうするかという局面の問題であるが、廃案になった議決、あるいは確定した議決に係る施策がその後どのようなようになったのかを後追いで調査してみると【図表 1 5】のように整理できたが、興味深い結果が得られた。

特徴的なのは、再議で議会の議決が廃案になっても、その議決の趣旨を踏まえた対応が長からなされることが相当数みられたことである。

例えば、五泉市事例（17）では、議員提案により下水道受益者負担金条例の一定額以上の負担金徴収の猶予と負担金額の単価引下げの一部改正条例が可決（10 対 9）され、それが再議により廃案（8 対 12）となったが、その後、市長がその趣旨の条例案を半年後の議会で提案し可決（15 対 4）されている。

木島平村事例（27）では、村の加工販売施設の大規模化に関する補正予算の整備費を

削除する議決をし（7対4）、その後再議で廃案（7対5）となり、長提案の規模で整備されることになったが、事業方法については、議会の意向に沿った形（三セク事業から民間貸し付けへ）での変更が講じられている。

多良木町事例（37）では、給食費の半額を助成する条例が議員提案で可決され（8対5）、再議により廃案になった（8対6）が、その後、2年後に議会の意向に沿う補助金事業が制度化されている。ただし、これは町長の交代に伴うものようである。

大阪府事例（19）（20）の特別顧問等の活動公開の徹底を求めた改正情報公開条例も廃案になっているが、これについても一定の歩み寄りで3年後に条例が可決されている。

これらは、再議により廃案になった議決でもその後、その趣旨が長に受け入れられて制度化されたケースである。

また、逆に、議会の修正案等が再議で確定しても、その後の議会で、長の提案が復活する形で議会側から歩み寄りがなされるケースもある。例えば、印西市事例（15）では、議会は小中学校のエアコン整備の段階整備に異議を唱え、一括整備を主張して段階整備の予算を削除議決した（16対4）ことが再議で確定（18対4）し、予算が削除されたが、その後、段階整備の長の提案が認められて元に戻るようになった。養老町事例（16）では、三セク出資金の削除議決（賛否不明）が再議で確定（9対4）したが、その後、1年後の定例会で出資金が可決されるようになった。

【図表15】再議後の歩み寄りの状況

再議結果		その後の状況		備考
廃案	3 6	廃案のまま	2 5	
		一定の歩み寄り	1 1	逗子市（13）、いわき市（14）、五泉市（17）、木島平村（27）、大阪府（19,20）、多良木町（37）等
確定	1 4	確定のまま	1 2	
		一定の歩み寄り	2	印西市（15）、養老町（16）

以上のような事例をまとめてみると、廃案になったもの、確定したものでも、その後の長と議会の歩み寄りがみられ、特に、廃案になっても、長サイドが歩み寄り、当初議決に近い形で議決を尊重するような状況もみられる。

4 運用実態から見る課題とその考察

以上、これまでほとんど明らかにされていなかった再議の運用実態を提示して考察を進

めてきたが、これらを踏まえつつ、これまで再議制度で議論がなされてきた事項と合わせると、次のような検討すべき課題が提示できる。

まず、第一には、一般的再議制度創設以来の長年の検討課題ともいえる「特別多数議決は必要であるか、妥当であろうか」ということである。地方制度調査会でも検討課題に上ったことはあったが、十分に煮詰まった議論はなされていない。

第二に、再議の対象となる議会議決には、プラス方向とマイナス方向のものがあり、長の執行に対する効果や拘束力も異なるが、これを一律に考えていいものであろうかという問題である。これは否決を再議対象とすることができないという課題とも関連してくる問題としてとらえることもできる。

第三には、長において議決に異議があるとして再議を行使する場合には、全体に異議があるわけではなくそのうちの一部に異議があることが一般的であろうが、再議自体は、先の議決全体が対象となり、再可決要件に満たない場合は、議員提出議案の場合は全体が廃案になるとされるが、これは適当かという問題である。前述した長提出議案と議員提出議案の廃案後の取扱いの相違は審議方法におけるものであったが、この問題は、これとは異なり、再議の対象に関する側面での課題である。

最後に、再議制度が異例なため誤りのある事例も少なからず見られたが、一定の工夫をすべき問題であろう。

以上の4点の課題について以下で若干の考察を加え、本稿を結びたいと思う。

4-1 特別多数議決の妥当性

本稿の考察では、当初の議決と再度の議決の賛否の動向ではそれほど変化がないことが読み取れた。再議権が行使されたことにより、再考するケースは限定的であるといえるが、その一方で過半数割れする事例もあり、再議に付すことによる再考の局面もある程度は確認できた。

さて、長が圧倒的に優位となる特別多数議決は必要であろうか。平成24年法改正時において再議の対象を条例・予算以外に拡充された際の特別多数議決についての考え方としては、「対象範囲が拡大された議決事件については、拒否権を拡大するというよりは、議会に再考を促し、熟議が深まることを期待する」といった趣旨であるが、条例と予算については、各地方公共団体の団体意思の決定としての重要性等に鑑み、また、長の拒否権としての位置付けの趣旨を踏まえて、従来通り3分の2の同意がなければならぬものと

された⁽⁶⁾とされている。しかしながら、この特別多数議決自体のあり方に関しその影響力や意義について改めて検討されたというわけでないようである。

平成24年法改正の一連の審議、検討において、唯一、特別多数議決のあり方が議論に上ったと筆者が確認できた場面は、地方行財政検討会議第一分科会の次のやりとり⁽⁷⁾のみであった。すなわち、同分科会の主査の西尾勝委員の「一般的拒否権は長の政策的判断に反しているということに過ぎず、改めてもう一度議会で賛成してくれないかということを開問していると考え。そこには3分の2の再議決がいるのか、過半数でもいいのでないか。違法議決に対する特別拒否権こそ3分の2がいるように思う」との問題提起に対して、齋藤誠委員が「もう一度考えてくれというだけの話なのであれば、2分の1でしかるべきと思うが、現行制度は米大統領の拒否権にならって制度設計したものであり、政治学的、憲法政策的にどう考えていくかということもあるであろうから、法的にどうかというのは、決め打ちできないと思われる」と回答している部分である。いずれにしても、これ以上の議論の深まりはなかった。

今回は、再議前後の賛否数まで詳細に考察したわけであるが、そのデータに基づき、調査対象事例について、再議の再可決要件の設定を変えることにより結果がどう変動するかについて【図表16】のような結果が得られた。①現行の場合、③「過半数」にした場合、それとその中間である②「3/5以上」にした場合である。

③の過半数にした場合にも再議で再可決されないのは、8事例あり、再議までの間で再考して当初議決に反対に回った事例（うち議長の反対の採決権行使により可否同数となった4事例を含む）である。つまり、過半数にした場合でも議員の再考により再可決されず廃案になることはあり得るということである。そのように考えれば、現行の2/3は非常に高いハードルであり、その間の3/5以上程度が妥当ではないかという素朴なアイデアも浮かんでくる。次の課題と合わせて検討を進める。

【図表16】再可決要件変更による再議結果のシミュレーション

再議による再可決要件	左要件の確定件数
①現行（2/3以上）	14（28%）
②3/5以上にした場合	22（44%）
③過半数にした場合	42（84%）

4-2 再議の対象としての否決と減額修正の問題

本稿では、再議対象の議案を一律にみるのではなく、議会の修正議決についてもプラス方

向のものと、マイナス方向のものがあることを新たな視点として提示した。マイナス方向は、予算の削除議決が典型例である。

予算の削除議決は、それによって長に新たな執行上の効果を与えない、あるいは、少ないという点で、否決の議決と類似するので、これまでの課題であった否決が再議対象になるかという問題と合わせて考察を加えたい。

まず、否決は再議の対象とならないと解されることが有力である。これには、「否決された条例、予算というものについては、そこに何等の新しい意思決定が行われるものではないので、法律上執行機関を拘束するものは何もないわけであるから、このようなことについては拒否権はあり得ない」⁸⁸、「一般的拒否権制度の趣旨は、長の意思や政策に反する議決の執行を強制されることを少なからしめるところにあり、否決の場合は現状維持で新たな執行を義務づけられるものではないことや、否決の場合も含まれるとすると、長の力が強大になり、議会との力関係において均衡が失われるおそれがあることから、行政実例の考え方が妥当であると考えられる」⁸⁹などがある。

一方、否決も再議の対象に加えるべきであるとする見解としては、地方自治法 177 条の条文中の議決には否決を含むという解釈から同法 176 条の議決にも否決が含むことを導くもので、その理由付けの具体例として、「例えば当初予算を審議する会議において長が提出した各種手数料条例を全部否決し、予算を大幅に削減した議決をした場合、長が再議に付すのは単に予算案だけでは何もならず、否決された手数料条例の案も一緒に再議に付すことになる」とし、「条例案が再議に付すことができないとすれば、一事不再理の原則によって、これらの条例案は次の議会に回さなければならなくなり、したがって予算だけ再議に付しても歳入の形状に困ることになる。このような場合に修正議決された予算案とともに否決された手数料条例の案を再議に付すことは当然」⁹⁰などがあげられている。

しかしながら、否決を再議の対象とした場合、再可決要件に満たず、廃案になった場合には、長提案の議案が可決されたものとみなすことになるのか、すなわち、義務費再議の法令負担経費のように原案執行権が付与されると考えるのか、十分に詰めるべき論点がある。例えば、「否決議決の再議の結果、再可決要件を満たさず不成立となった場合は、長は提案した原案執行をすることができる」という特別の立法的手当が必要に思われる。

このようなことから、現行制度上、否決を対象とすることには無理があると思われるし、それだけでなくも一般的再議が長優位の制度であるのに、それに加えて、一般的再議に、

特別的再議のような原案執行権的な強力な権限を与える必要性は認めにくいのではなからうか。

次に、マイナス方向の議決である、予算の削除議決についてである。この本質は否決と相通じるものがあると思われる。すなわち、長の提案したものを否定するものである点で、長の執行権の困難にするものではない。それにもかかわらず、削除議決が再議の対象となっているのは、削除部分以外の部分の予算が残り、これで実行可能かどうかも問われることによるものと考えられる。

結論的にいうと、削除議決については、否決に近いものとして、本来再議対象に加えることは長と議会の均衡からして問題がないとはいえない。したがって、削除議決とそれ以外とを分けて議論してもいいのでないか、その場合は、例えば、削除議決については、再議は認めるとしても、特別多数議決によらず過半数議決で確定するような再議の方法も考えられる。

ただ、一つの予算についても増額させる修正と、減額させる修正が混在することがある場合には、予算一体化、議案一体化の観点からテクニク的な非常に難しいことが問題点となる。また、議員による予算修正のあり方をめぐっては、例えば、議会が問題だと思ふ施策に手厚くしたいとする場合には、首長が出した予算案から優先順位の低い事業の予算を削り（減額修正）、問題解消のための有効な予算を新たに付ける修正議決（増額修正）すればいいといった注目すべき提案もある⁽²⁾。

このようなことを考えると、削除議決と減額議決について分けて再議の再可決要件を設定するという事は慎重に考えなければならないことになる。

しかしながら、冒頭で述べたように、そもそも特別多数議決は米大統領の拒否権をそのまま、我が国に移入したような経緯がある。少なくとも、導入に十分な検討がなされたとか、その後の運用状況を踏まえた検証が十分に行われているとは言い難いと思われる。

そのことも踏まえて考えると、大統領が法案や予算案を提出することができないという前提で、拒否権が構成されているものと、我が国の地方自治制度のように長において提案権が法的にも事実上も集中しているものとは同じようにその拒否権（再議権による効果も含めて）を考えることは適当でないと思われる。

むしろ、長に再議事由を提示することを義務づけているのと同様に、議会としての再可決の事由の提示義務を課すなどして、再可決を議会の合意形成と責任の担保と考えることによって、再可決のハードルを下げるのが、長と議会とのバランス上も、自治体の意思

決定上も望ましいと思われる。長よりも住民代表の性格のより強い議会が、合意した意思として、長の執行に責任を持つというスタンスを確立するならば、特別多数議決は必ずしも必要とはいえないものと思われる。少なくとも削除議決についてはこのように考えるべきであろう。

具体的には、①増額修正は、長にプラスの方向性を義務づけ、執行上の効果を消磁するものであるので、現行どおり、再可決要件を2/3以上としつつ、②減額修正は、過半数にとどめるという考え方も一定の理解が得られるのではないだろうか。すなわち、否決は執行上に何の効果をもたらすものではないから再議の対象外としているのであるから、同じように考えて、減額修正は、当該事業の全部又は一部をさせないという議会の判断であり、執行上の問題点を生じさせる度合いが少ないと思われる。したがって、再議は認めるとしても、過半数が改めて削除したいというのならば削除を確定させてもよいのではないかと考えるのである。

このようなアイデアを考え得るのであるが、前述したように、議案一体化の原則ということからの制約をどう考えるかという課題もあり、現時点でこの問題について、詳しく検討する余力がないので、今後の検討課題として引き続き考察を加えていきたいと思う。

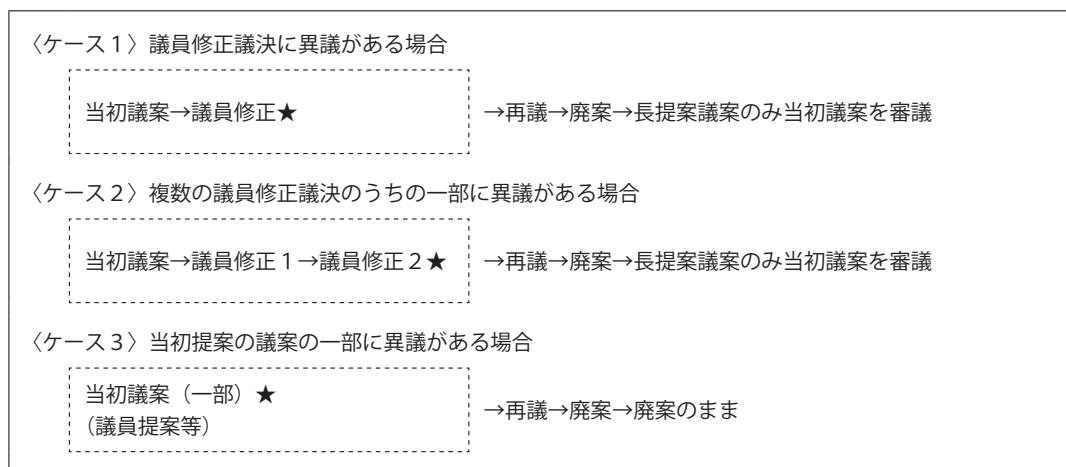
4-3 再議の対象部分と対象議案全体が廃案になることの問題点

長は再議権を行使する場合に、異議のある事柄は、前の議決中、全部というよりもそのうちの一部であることが多い。しかしながら、再議の対象は、前の議決全体に及ぶことになり、再可決要件に満たない場合に、議案全体が廃案となる。そして、長提案の場合のみ当初議案（修正前議案）が浮上し、審議に対象となるとされるのが、自治庁見解に基づき、現在、定着した審議方法であることは、前述した。

当初議案が長提案と議員提案で、再議後の原案の扱いが異なる点についての問題とその考え方は前述しているが、そもそも、長が異議があるのは、当初議案全体でなく、修正議決等の一部であることであるが、再議で全体が廃案になることについてもその考え方を整理しておく必要がある。

これにも、【図表17】に示すように、いくつかの類型がある。長が異議のある部分を★として表示した。

【図表 17】再議で異議のある部分に対する整理



まず、<ケース1>は、B型再議の典型ケースである。

次に、<ケース2>は、議員修正が複数なされたケースで、例えば、一つの予算に対して、議員による増額修正、減額修正などの議決が複数なされることが典型的である。そのうち長は増額修正（図中で議員修正1）には異議はないが減額修正（図中で議員修正2）には異議があるという場合でも、再議は、議案一体を対象とするので、再可決要件を満たさない場合は、異議のない議員修正1までもが廃案になってしまうという問題点がある。

さらに、<ケース3>は、議員提案の条例、あるいは、直接請求により条例が提案されてそれが付議されるケースなどが考えられる。その議案の一部に長が異議があったとしても、議案の一部を再議の対象とすることはできないので、再議の結果、全体が廃案となることになる。例えば、住民が直接請求により特定の施策について住民が賛否を表明する住民投票条例の制定を請求した場合に、長は、住民投票の実施自体はやむを得ないとしつつも、条例案に投票の成立要件としての投票率の規定がないことから再議を求めるとした場合に再可決要件を満たさない場合は条例全体が廃案になり、それ以降に、議会や長で何らかの行動がなされなかった場合には、議会の過半数が認めた住民投票の実施がなされないことになる。この場合には、長の異議のある部分とそれ以外を何らかの形で分けて審議、議決できないかという問題である。

そもそも再議制度自体が、いったん議会で議決された議案を長が差し戻す異例の措置であることから、その効力が及ぶ範囲は必要最小限度にすべきと考えることも合理的といえる。すなわち、長において異議のない部分まで再審議の対象とすることはこれまでの議会

審議の意義を没却してしまうことから、再可決要件に満たない場合は、再議対象部分のみが無効となるような解釈ないし制度的な整理をしたうえで、長において代案を示させて、その部分が差し替わるような手当を講じるなど制度的に解決すべきとの考えもあり得る。

特に、〈ケース2〉は、異議ある修正議決が別個で認識されるので、〈ケース3〉よりも分離してその異議と再議の対象を一致させることがより可能ではある。しかし現行の再議の運用上は、別個に分けての再議はできないことになっている。これを分けて個別の議員修正の議決ごとに再議を考えるとということではできないであろうか。さらには、〈ケース3〉のような一つの議案であっても、その一部に異議があるとして、その部分を切り離して再議の対象とするようにし、その部分が廃案となっても、それ以外の部分は残って審議対象にできないかという改善提案が考え得る。

しかしながら、〈ケース2〉では、さらにもう一度、議員修正1を議員が提出することで対応（この場合は一事不再議は問題にならないと考えられる）し、〈ケース3〉でも、再議理由を議会側が十分に踏まえて、再提出することで対応は可能となることになる。

結局のところ、再議については、異議だけを明示することで十分であり、代案を提示することまでは制度が予定していないといえる。つまり、再議の局面だけですべてを完結させることと考えるのではなくて、再議後の廃案の扱いを議会と長が議論することである程度対応は可能と考えられるので、ここで述べたような制度見直しを無理に介入させることの必要性は低いと思われる。

4-4 誤った運用がなされる再議の問題点

本稿の問題意識を説明するうえで冒頭に、明らかに再議でないことを再議として議事運営したN市の例を指摘したが、次のような例もある。

与那国町事例では、野党提出の住民投票条例関連議決が2回、再議にかけているが、一度目は新規条例可決に対する再議（30）、二度目は制定された条例の規定不備が明らかになったことに伴う一部改正条例可決に対する再議（31）である。

与那国町では、町長が人口減少の打開策として自衛隊誘致を掲げたが、その誘致の是非は住民投票によって判断すべきと野党派議員が主張し、これに与党派議員は反対していた。議会は与野党3人ずつであり、与党派議員が議長になった関係で、野党派議員が提案した住民投票条例は、賛成3、反対2で条例が成立し、これに対して、1回目の再議が行われた。先ほど説明した経緯で、与党派議員が退席をしたため、条例が可決（3対1）

し確定した。

その後、条例の不備が発覚した。これは、投票の選択肢（賛否どちらかに○を記載）について無効となる投票について「○以外の事項を記載したもの」とすべきところを「○以外の事項を記載しないもの」と規定してしまい、すべての投票が無効となる事態になってしまったことであるが、これに対し、野党派議員が一部改正条例を提出して是正しようとし、いったんは、賛成3、反対2で可決した。

これに対して2回目の再議がなされ、この再議理由が一度目と全く同じで、一部改正部分でなく、①中学生以上の投票権、②永住外国人の投票権、③造成工事の大半が完成している状況に及んで住民説明会をすることは住民を困惑すること、④投票率の規定がないことを再議理由としたものであった。もちろん、再議で審議の対象となるのは条例改正部分であるが、既に可決した条例本体も問題点が再議理由となってしまっていることに明らかな間違いがある。議会審議では、野党派議員がその点を指摘したにもかかわらず、再議結果は、2／3以上に達せず、一部改正条例は廃案になってしまっているのである。再議対象の議案と再議理由に齟齬が生じたにもかかわらず、再議により廃案になってしまった極めて異例な事例といえる（その後、改めて一部改正条例が提出され、再議なしに成立し、住民投票が実施されている）。再議についての理解が不足していることによるものといえる。

再議の持つ、極めて大きな権限を十分に理解して、運用する必要性が求められるであろう。特に本稿では、地方自治制度の運用状況を調査する自治月報の問題を再三取り上げたが、自治月報の編集過程やその発行に際して、適切な制度運用のあり方の周知徹底を図っていく必要性を提案したい。

5 結びにかえて

再議には、議会の行った判断の「再考を促す」という意義と、議会が及ぼす執行権への支障に対する「抵抗・拒否する戦略」という二面性があることが指摘される。本稿の考察では、結果として、再考することはほとんどみられず、抵抗の手段としての役割がより強いということがみてとれた。一方で、再議による質疑・討論を通じて、議会議決がどのような意味合いを持ち、なぜ修正なのか、なぜ反対なのかが、住民に明らかになるという効果はあり、再議を契機として議会と長の一定の歩み寄りもみられるということも現象として認識できた。

議会の本来のあり方は、議員同士の議論、長との政策調整などの「熟議」を通じて、住民の意向を自治体運営に反映させていくことにあり、そのための有力な制度が再議であると考えることができる。

本稿では、これまでそれほど焦点をあてて考察されることのなかった再議制度の実態を明らかにした。そして、いくつかの課題の考察としては、一律に特別多数議決を適用されるのではなく、予算の削除議決のようなものにはこれを緩和した制度も検討すべきではないかと指摘した。その際には、議決ごとに再議ができるような制度運用が必要になってくるが、この妥当性については議案の認識の仕方という大きな課題の中で引き続き検討を加えていきたいと思う。

地方自治制度の根幹たる二元代表制が有効に機能することと、再議制度が多くの住民が納得できる政策決定に寄与する形で機能することは非常に密接な関係にあると思われる。

多くの実務家、研究者が再議の持つ大きな影響力と意義とを再認識していただき、そのあるべき姿について議論を深めていただくための一助として本稿が役に立てれば幸いである。

注釈

- (1) 第2次地方(町村)議会活性化研究会『分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策～あるべき議会像を求めて～最終報告』(平成18年4月)51頁
- (2) 前掲(1)52～53頁
- (3) 再議のみを単体で検討考察したものとしては、大西永俊「地方議会における再議制度」(地方自治380号(1979年))、最近では今井良幸「地方自治における「再議」制度についての一考察—否決された議案は再議の対象にはならないのか—」(岐阜経済大学論集46巻3号(2013))等を数える程度である。
- (4) 会議において一度議決した案件と同一の案件については再び同一会期中に議題として取り上げて審議や議決を行うことはできないという原則である。地方自治法には明文の規定はないが、条理上承認された考え方である。再議はその例外として法律上認められたものといえる。
- (5) 必ずしもすべてのデータが提出されておらず、漏れも見られる。これはこの種の調査ではあり得ることであるが、例えば、平成27年に、自衛隊基地誘致に関する住民投票条例に関して再議が繰り返された沖縄県与那国町事例(【巻末資料】事例30,31)や、

議決に反対を示した議員が再議では賛成に回り、その結果再議が確定した特徴的な奈良市事例（事例 49）など、マスコミにも注目され、また、考察を加えるのに極めて重要な事例が漏れていることもある。

- (6) 第 180 回国会・衆議院総務委員（平成 24 年 8 月 7 日）における久元政府参考人の答弁では「地方行財政検討会議や地方制度調査会などでいろいろな議論をさせていただきましたけれども、そのときに明らかになりましたのは、再議制度はほとんど使われていない、それに対しまして、専決処分は非常に幅広く使われているということでありませう。今回の（再議の）制度改正は、再議制度が、長と議会との見解が異なるときに、長が議決に対して反論を行うことを通じて議会の議論が活性化する、そして熟議が深まるということを期待しているものであります」と、専決処分に比べての再議制度の運用状況を問題にして、制度改正に至ったことを説明している。
- (7) 松本英昭『新版逐条解説・地方自治法（第 8 次改訂版）』（平成 27 年、学陽書房）592 頁
- (8) 前掲(7) 592 頁
- (9) この経過は、地方議会研究会編著「議員・職員のための議会運営の実際（第 11 巻）」（自治日報社（1996））232 頁以下に詳しく整理されている。
- (10) 千葉恒三郎「地方議会」（昭和 44 年）では、「再議に付する趣旨は、議会に自省の機会を与え、適正妥当な議決を得せしめようとするものである限り、『前の議決』か、しからざれば『廃案』という結果にならざるを得ない審議方式は一考の余地があると思ふ」として、具体的な改善例としては、「①減額修正（100 万円削除）に異議ありとして再議に付した場合、審議の対象は修正議決の範囲内の限られ、議案は、100 万円減額修正部分と、その部分を除いた原案とが同時にある状態となる。②まず、修正部分をどうするかについて審議に入り、長の再議理由がもっともであるとするならば、原案復活の修正案を出す。また、原案までは戻せないとするならば、50 万円復活の修正案を出す。この場合は、再議部分と関係ない修正案は提出できない。③次に、再議部分に対する修正案について諮り、原案復活が可決されれば、長の再議目的は達成されるし、50 万円復活が可決されれば、新たな議決として再び再議対象となる場合もある。④修正案全部が否決され、又は、全く修正案がない場合に、はじめて『前の議決のとおり決するかどうか』を諮り、2／3以上の同意が得られなければ、再議決は成立しないこととする」という提案をしている。

- (11) 前掲(9) 238 頁
- (12) 前掲(9) 234 頁
- (13) H25.10.9 生駒市議会本会議・樋口清土議員討論から
- (14) 議員提案により小児の医療費の助成に関する条例の一部改正（助成対象を7歳から12歳まで拡充）が15対3で可決されたが、そのうち、2会派の5人が反対すべきところを賛成に起立してしまったとのことで、再議により10対9（議長が反対）となり、廃案になったものである。廃案後、長は9歳まで拡充の改正条例案を提出し、全会一致で可決されている。以上、逗子市議会ヒアリングによる。
- (15) 町長与党派議員3人のうち、議長を除く2人の議員が再議に臨み、否決に加われれば、住民投票条例は廃案となったわけであるが、当該2人の議員は、「住民投票には反対であるが、いつまで審議していても意味がない」との考えから退席したとした。また、その後、2度目の再議に加わっていることから、勘違いしたとの印象をもった。以上、筆者のヒアリングにより当該議員が回答したもの
- (16) 前掲(7) 587 頁
- (17) 地方行財政検討会議第一分科会第6回会合（H22.9.30）議事録 19 頁～22 頁
- (18) 千葉恒三郎『地方議会』（学陽書房（1964年）433頁）
- (19) 大西永俊「地方議会における再議制度」（地方自治380号（1979年）43頁）
- (20) 林忠雄「地方自治法逐条問答（61）」地方自治74号（1954年）50-52頁）
- (21) 片山善博「地方議会にもっと関心を」（中国新聞2014年8月10日付け）

自治体の意思決定における「再議」制度運用の実態とその課題に関する考察

【巻末資料】再議制度の運用実態の詳細一覧（平成24年度～27年度）

年度	自治体	定数	再議日	種別	議案	性別	再議対象議決と可決状況	修正前 議決内容	修正前 原案採決	再議状況	修正前 原案採決	再議 タイプ	想定 再議	特記事項	後の 推移		
																再議回数	再議回数
24	愛知県	102	H24.7.14	β	△	-	H24.4.4補正予算 修正(削除)	賛否 52-50	○	全員	○	68	152-50	○	1	①災害廃棄物受入経費の削減。 ②再議で廃案後、受入れが事業化	再議後の推移 ○
2	防府市 (山口県)	25	H24.7.2	β	△	+	H24.4.4補正予算 修正(削除)	賛否 13-11	○	22-4	○	X否決	○	1	①不当要求防止専門委員設置の削減・中学校用品の増額を再議で 廃案後、補正予算案が否決 ②同日に市長補正再提出も議員再修正で可決。再議なく完結	再議後の推移 ●	
3	防府市 (山口県)	25	H24.10.3	β	△	-	H24.4.4補正予算 修正(削除2案)	賛否 12-11	○	不明	○	X否決	○	1	①不当要求専門委員設置の削減、ふるさと館経費削減を再議で廃 案後、補正予算案全体否決 ②同日に市長補正再提出も議員再修正で可決。再議なく完結	再議後の推移 ●	
4	藤山町 (神奈川県)	14	H24.10.11	γ	△	+	後期基本計画 修正	賛否 9-4	●	10-3	○	7	9-4	●	1	①前定例会で否決された計画を再提出。計画期間を町長任期に合 致(4年→3年)、廃棄物処理将菜運の明記等の修正が確定	再議後の推移 ●
5	藤森市 (福岡県)	22	H24.12.20	α	■	+	市役所位置条例 改正	賛否 16-6	●	出席22	○	14	14-7	●	1	①市長は現行条例の増設を主張も、議会の移転新築の条例確定 ②その後議案意向に沿った形で市役所の場所変更が具体化	再議後の推移 ●
6	山陽小野田 市(山口県)	23	H25.2.28	α	■	+	住民投票条例 改正	賛否 11-8	○	11-8	○	14	12-8	○	1	①市長選挙に合わせた九帯型住民投票の署名活動の中での投票実 施を他の選挙と別日にする改正が再議で廃案 ②住民投票が実施されるが、低投票率で再開票	再議後の推移 ○
7	三芳町	15	H25.3.29	β	△	-	H25.4.5当初予算 修正(削除)	賛否 9-5	○	全員	○	10	3-12	○	1	①IC計画委託料等の削減修正案が再議で廃案。再議により買成 者が減減	再議後の推移 ○
24年度計：7件		33	H25.7.8	β	△	+	H25.5.5補正予算 修正(増額)	賛否 16-15	○	全員	○	22	17-15	○	1	①成人風俗予防接種の無料化(経費の増額)が再議で廃案。 ②成額見直し付帯決議可決	再議後の推移 △
9	生駒市 (奈良県)	23	H25.10.7	β	△	-	H25.5.5補正予算 修正(削除)	賛否 不明	○	全員	○	16	15-8	○	1	①低賃住宅給補助、野泊キャンプ設置等の削減が再議で廃案後、 議員再修正案(削除議を低減)が提出・可決	再議後の推移 ○
10	生駒市 (奈良県)	23	H25.10.9	β	△	-	上記再議後の議 会再修正(削除)	賛否 不明	○	全員	○	16	15-8	○	1	①上記再修正案も再議で廃案。議員反対多数のなか推進する市 長の姿勢を批判しつつも市民生活への影響を踏まえ原案可決。 ②公正な制度運用を求める付帯決議可決	再議後の推移 ○
11	八千代市 (千葉県)	31	H25.10.9	β	△	-	H25.5.5補正予算 修正(削除)	賛否 23-6	●	27-2	○	20	24-6	●	1	①歩行者用道路設計費削減が確定。	再議後の推移 ?
12	牛久市 (茨城県)	22	H26.2.24	α	■	+	土地開発基金条 例廃止条例	賛否 11-10	○	11-10	○	14	11-9	○	1	①廃案のまま ②土地開発基金は存続	再議後の推移 ○
13	宍子市 (神奈川県)	22	H26.3.4	α	■	+	小児医療助成条 例改正(充実)	賛否 15-3	●	※起立 三回	○	13	10-9	○	1	①小児医療無料化(7歳→12歳)案が再議で廃案。 ②1年後に地方創生交付金により議員意向の廃止。	再議後の推移 ●
14	いわき市 (福島県)	37	H26.3.20	α	△	+	出産祝金条例 修正	賛否 18-18	○	全員	○	24	18-17	○	1	①「祝金を削減」の修正案が再議で廃案後、 「支援金」「祝金」規定の議員再修正案が全会一致で可決	再議後の推移 △
15	印西市 (千葉県)	22	H26.3.20	β	△	-	H26.6.6当初予算 修正(削除)	賛否 16-4	●	全員	○	15	18-4	●	1	①エアコン一括整備を主張し市長の段階整備案の経費削減確定 ②現在は、段階整備の方針で事業推進	再議後の推移 ○
16	藤巻町 (岐阜県)	13	H26.3.25	β	△	-	H26.6.6当初予算 修正(削除)	賛否 不明	○	全員	○	9	9-4	●	1	①三ヶ川湖の削減案が再議で確定。 ②その後、H27.2で出資金は可決	再議後の推移 ○
17	五原市 (新潟県)	20	H26.3.28	α	■	+	下水道負担条例 改正(充実)	賛否 10-9	○	10-9	○	14	8-12	○	1	①受益者負担金30万円超過の猶予案が再議で廃案 ②H26.10で市長が議案意向に沿った形で条例提案・制度化	再議後の推移 ●
18	氷見市 (富山県)	18	H26.3.28	β	△	-	H26.6.6当初予算 修正(削除)	賛否 不明	○	不明	○	12	9-9	○	1	①当初修正(8事業9000万円減額)、再議で廃案後、議員の再修 正案(7事業3447万円減額)で可決	再議後の推移 △
25年度計：11件																	

年度	No.	自治体	定数	再議日	種別	提案性格	再議対象議決と可決状況	修正前 原案採決	再議状況		修正前 原案採決	修正前 原案採決	再議 タイプ	想定 再議	特記事項	後の 推移
									要件	賛否						
26	19	大阪府	109	H26.6.6	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 54-50	修正前 原案採決	70	54-51	○	変 化	○	①再議時点の情報、②再議後の状況	△	
			109	H26.10.28	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 57-48	修正前 原案採決	70	57-49	○	変 化	○	①特別顧問等の活動公開の徹底案 ②H29.3知事与党案を折衷案で成立	△	
21		大阪府	109	H26.7.25	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 54-49	修正前 原案採決	70	54-50	○	変 化	○	①委員の推薦を党派比率によるものとす る条例案が廃案	○	
22		大阪府	109	H26.8.15	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 54-49	修正前 原案採決	70	54-51	○	変 化	○	①委員の推薦を党派比率によるものとす る条例案が廃案 ②廃案のまま都構想住民投票へ	○	
23		大阪府	109	H27.3.18	β	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 54-46 54-46 53-47	修正前 原案採決	68	54-47	○	変 化	○	②廃案のまま ※再議タイプは増減修正が含まれている 場合は別権としてカ ウントする(防府市(2)も)	○	
24		大阪市 (大阪府)	86	H26.5.30	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 54-31	修正前 原案採決	58	55-31	○	変 化	○	①校長の「原則公募」→「公募可能」への 改正が廃案	○	
25		大阪市 (大阪府)	86	H26.8.11	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 54-31	修正前 原案採決	58	55-31	○	変 化	○	①委員の推薦を党派比率によるものとす る条例案が廃案	○	
26		大阪市 (大阪府)	86	H26.8.11	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 54-31	修正前 原案採決	58	55-31	○	変 化	○	①前回以降に公募校長の不祥事発生により 再提出されるも廃案	○	
27		木島平村 (豊野県)	12	H26.6.12	β	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 7-4	修正前 原案採決	8	7-5	○	変 化	○	①加工販売施設整備の大規模化の削除議決 が廃案 ②長提案の施設整備しつつも、議会意向に 沿う事業方法(三セク でなく民間貸付)で運営	●	
28		鎌倉市 (神奈川県)	26	H26.9.30	α	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 19-6	修正前 原案採決	18	20-6	●	変 化	○	①給与制度改定の激変緩和措置を除外する 運用が確定	●	
29		八千代市 (千葉県)	32	H26.10.9	α	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 22-8	修正前 原案採決	21	25-6	●	変 化	○	①施設開館時間の延長する修正議決が確定	●	
30		与那国町 (沖縄県)	6	H26.11.28	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 3-2	修正前 原案採決	4	3-0	●	変 化	○	①町長再議するも、町長派議員棄権により 条例可決	●	
31		与那国町 (沖縄県)	6	H26.12.19	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 3-2	修正前 原案採決	4	3-2	○	変 化	○	①条例の誤字の改正提案を再議により廃案 ②その後、改正案を容認し住民投票が実施 (誘致賛成多数)	●	
32		廣市 (岐阜県)	25	H26.12.25	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 不明	修正前 原案採決	16	15-8	○	変 化	○	①議会の旧町村区域に限定した地域振興案 が廃案	○	
33		菊陽町 (熊本県)	18	H26.12.29	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 11-6	修正前 原案採決	12	10-8	○	変 化	○	①各種計画・指針等を議決事件にした条例案 を廃案 ②市長の真議ある箇所を修正し、基本条例 がH27.3成立	○	
34		印西市 (千葉県)	22	H27.3.12	β	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 18-3	修正前 原案採決	15	19-3	●	変 化	○	①オリンピック招致事業が廃止	●	
35		印西市 (千葉県)	22	H27.3.12	β	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 18-3	修正前 原案採決	15	19-3	●	変 化	○	同上	●	
36		多良木町 (熊本県)	14	H27.3.20	β	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 7-6	修正前 原案採決	10	6-8	○	変 化	○	①指定保存事業経費(委託料)削減が廃案とな り実施 ②翌年度当初予算で事業(工事請負費)を執行 部が削減。補正で再計上して可決	○	
37		多良木町 (熊本県)	14	H27.3.20	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 8-5	修正前 原案採決	10	8-6	○	変 化	○	①議員提案の給食費半額助成の条例が廃案 ②H29.3議会で新町長が給食費助成事業を計 上し、議会の意向に沿う事業が推進	●	
38		旺付町 (鹿児島県)	14	H27.3.30	β	△	再議対象議決と可決状況 賛否：● 7-6	修正前 原案採決	10	7-7	○	変 化	○	①指定管理料の削減案可決後、補正予算全 体が否決。再議により削減案が廃案。その 後、与党派議員提出の折衷案が可決 ②従来からの指定管理者で事業運営	○	
26年度計：20件																
27		大阪府	88	H27.9.2	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 45-42	修正前 原案採決	59	45-43	○	変 化	○	①廃案のまま	○	
40		大阪府	88	H28.3.24	α	+	再議対象議決と可決状況 賛否：● 44-42	修正前 原案採決	59	44-43	○	変 化	○	①特別顧問等の活動公開の徹底案 ②H29.3知事与党案を折衷案で成立	△	

自治体の意思決定における「再議」制度運用の実態とその課題に関する考察

年度	No.	自治体	定数	再議日	種別	種別	性格	再議対象議決と可決状況	修正前 原案採決	再議状況		修正前 原案採決	再議 タイプ	想定 再議	特記事項	後の 推移
										賛否	賛否					
27	41	康串良町 (鹿児島県)	10	H27.7.3	α	■	+	議決内容 町長給与減額案 5-4		要件 7	6-4	○	△	●	①再議時点の情報、②再議後の状況	△
42	甲良町 (滋賀県)	※	12	H27.9.18	β	△	-	H 2 7 補正予算 修正 (削除)	10-1	8	7-5	○	○	●	①交付金事業遅延で町長給与3割カット案が再議により廃案 ②その後、町長が1割カットを提案し可決	○
43	堺市 (大阪府)	48	H27.9.29	α	■	+	+	政治行為制限案 26-21 例		32	26-22	○	○	●	①防犯センター削除が廃案、補正予算全体が否決。 ②臨時センター削除以外の予算が成立、その後、反町長派が 議長になり町長派が多数となり、H29.2で整備が可決	○
44	茅渚町 (北海道)	16	H27.10.21	α	△	+	+	芽室消防団条例 10-5 修正議決	可決	11	12-4	●	●	●	①長提案条例は住民への説明不足で設置規定のみの条例が確定 ②その後、議会主導で完全な条例を制定	●
45	河南町 (大阪府)	12	H27.12.18	β	△	-	-	H 2 7 補正予算 修正 (削除)	11-0	7	4-5	○	○	○	① 60周年事業の削除案が再議で廃案、事業の実施へ	○
46	名古屋市 (愛知県)	75	H28.3.18	α	■	+	+	議員報酬条例改 49-24 正 (引き上げ)		50	50-24	●	●	●	①再議時に議長が賛成を表示し給与引き上げが確定	●
47	益城町 (熊本県)	18	H28.3.24	α	■	+	+	財産交換条例 9-8 改正		12	9-9	○	○	○	①交換物件の上限以上の契約を議決対象化する条例案が廃案	○
48	平群町 (奈良県)	※	12	H28.3.28	β	△	+	H 2 8 当初予算 修正 (増額)	6-5	8	6-6	○	○	○	①学童保育無料化等の増額案が再議で廃案。本予算も否決 ②骨格予算を専決処分し、その後、当初の長提案の予算と同様の 本予算が補正で可決。	○
49	奈良市 (奈良県)	39	H28.3.30	β	△	-	-	H 2 8 当初予算 修正 (削除)	37-0	26	26-12	●	●	●	①斎場建設の予算削除が再議で1人賛成に回り確定。 ②現任も斎場建設は進展なし	●
50	小金井市 (東京都)	24	H28.3.31	α	■	+	+	会館検討委員会 設置条例		16	14-10	○	○	○	①市長の委嘱権を妨げる形での委員会設置案が再議で廃案 ② H29.4 市長が要綱設置の委員会を立ち上げ検討が開始	○
27年度計：12件																

論 文

トップ・マネジメントと組織成果：
ミドル・マネジメント・パースペクティブによる考察

鈴木 将 人*

Top management and organizational performance: A middle management perspective

Abstract

CEO effect studies offer important insights on the impact of CEOs on organizational performance; however, how do CEOs affect strategy and firm performance? This question remains unanswered. To address this question, this study applies the middle management perspective to investigate organizational processes that influence the CEO performance effect. This study sheds light on the role of middle managers in examining the effect of CEOs on firm performance and discusses the implications for CEO effect studies.

はじめに

リーダーシップは組織研究において最も多く研究され、最も議論の多い研究分野の1つであるといわれる (Podolny et al., 2005)。James G. March は、リーダーシップ研究のもたらした主張の多くは素人仕事の域を出ず、リーダーシップという概念は学問的研究に適していないのではないかとさえ論じる (March & Coutu, 2006: 85)。たとえば、リーダーシップ研究はトップ・マネジメントをはじめとしたマネジャーの組織的活動における重要性やリーダーシップのあり方が組織パフォーマンスに与える影響などを議論の土台に据える一方、「リーダーシップは重要なのか (Does leadership matter?)」という問いは、学術的な研究において議論的であり続けている。リーダーシップの重要性を支持する研究者は、リーダーシップは組織パフォーマンスを決定付ける上で重要な要因であると主張し (e.g., Finkelstein et al., 2008)、このような見解に懐疑的な論者は、リーダーの影響力は環境によって制限されるか (Hannan & Freeman, 1989)、社会的な構築物に過ぎないと指摘

1 常磐大学総合政策学部 助教

する (Meindl et al., 1985)。このような相反する見解に対する理論的関心から過去 40 年余りにわたり、トップ・マネジメントと組織成果 (organizational performance) の関係に関する研究が蓄積されてきた (e.g., Crossland & Hambrick, 2007; Hambrick & Quigley, 2014; Lieberman & O'Connor, 1972; Mackey, 2008; Thomas, 1988; Wasserman et al., 2001; Weiner & Mahoney, 1981)。しかしながら、これらの研究もまた分析結果は一様ではなく、研究者コミュニティだけでなく、社会通念上において広く受け入れられているトップ・マネジメントの組織成果への影響が必ずしも支持されてきたわけではない。

このようなトップ・マネジメントと組織成果の関係について多様な見解を生んでいる背景には、これまでの研究が想定する以上にトップ・マネジメントと組織成果のあいだにさまざまな要因が複雑に関係していることが考えられる (i.e., complex fit: Blettner et al., 2012)。なかでも、これまでに当該研究分野において理論的・経験的研究が蓄積されてきたものの、リーダーがどのように組織的な成果に影響を与えるのかというプロセスに関する議論が行われることが少ないことが指摘されている (e.g., Hunter et al., 2007; O'Reilly et al., 2010)。本稿は、そのプロセスについて理論的な検討を加えることを目的とし、トップ・マネジメントと組織成果の関係に関する議論にミドル・マネジメント研究を概念的レンズとして援用し、トップ・マネジメントと組織成果の関係について考察する¹。ミドル・マネジメントは、連結ピン (linking pins) などの組織内のインテグレーターとしての役割をはじめ、社内ベンチャー (internal corporate venturing: e.g., Burgelman, 1983) では、イノベティブな役割が戦略形成に与える影響などが指摘されてきたが、トップ・マネジメントと組織成果に関する研究においてその役割が議論されることは少ない。しかし、このようなミドルに関する研究は、戦略策定・戦略実行といった戦略形成について多くの研究を蓄積しており、トップ・マネジメントと組織成果の関係を考察する上で、有用な知見を提供する。そこで本稿はトップ・マネジメントと組織成果という文脈において、ミドルをはじめとした組織メンバーが与える組織的影響について考察し、当該研究分野におけるリサーチ・アジェンダについて検討する。

本稿の中心的な議論は、(1)トップ・マネジメントと組織成果に関する研究群についての検討、(2)組織プロセスや戦略形成におけるミドル・マネジメントのかかわりに関する議論の整理、(3)トップ・マネジメントと組織成果の関係を検討する上でミドル・マネジメント研究が示唆する事柄について考察することである。本稿の基本的な主張は、ミドルをはじめとした組織メンバーの戦略形成への関与はトップ・マネジメントと組織成果の関係とい

うプロセスを考察し、プロセスの複雑性を把握する上で有用な知見を提供しているという点にある。

本稿の構成は次の通りである。はじめに、トップ・マネジメントと組織成果に関する先行研究について検討する。次に、組織プロセスや戦略形成におけるミドル・マネジメントの役割について論じる。次いで、これらの検討を踏まえ、トップ・マネジメントと組織成果の関係を考える上でのミドル・マネジメント研究が持つ含意を考察していく。

トップ・マネジメントと組織成果

リーダーシップについては、既にさまざまな議論が展開されている。たとえば、リーダーシップという概念の不明確性やリーダーシップが組織に与える影響などについて多様な議論が存在する。概念の不明確性の点からみると、リーダーシップという概念には多くの場合曖昧さが伴い、リーダーシップを論じる者の数だけその定義があるという指摘や、その曖昧さから科学的な構成概念としてリーダーシップを扱うことへの疑問を投げかける者も少なくない (Yukl, 2013: 18-19)。リーダーシップの組織への影響という観点からは、組織による意思決定の自由度は制度的環境によって制限されるという議論 (e.g., DiMaggio & Powell, 1983) や組織エコロジー (organizational ecology) の知見では組織内外の諸力が組織の環境適応のための組織変革を困難にし、トップ・マネジメントをはじめとした組織メンバーは組織を特徴づける上でさほど大きな影響力を持っていないとみなされる (Hannan & Freeman, 1989: 43)。

多様な議論が行われているリーダーシップと関連する議論の中でも興味深いものの1つにトップ・マネジメントと組織成果の関係に関する研究がある (表1)。この研究群は主にアーカイバル・データ (archival data) を用いて定量的にトップ・マネジメントと組織成果の関係について分析している。これらの研究は、Liebersohn and O'Connor (1972) がCEOの組織成果に対する影響が一般的な認識よりも小さいことを指摘したことを皮切りに、さまざまな視点から研究が蓄積されている。たとえば比較的最近の研究では、マネジメントの裁量 (managerial discretion: Hambrick & Finkelstein, 1987) の観点から、リーダーが組織成果に影響力を持つか否かとともに、どのような状況下で影響力が高まるのか、あるいは低くなるのかという研究 (e.g., Wasserman et al., 2001) や、同じくマネジメントの裁量に基づいた国際比較 (e.g., Crossland & Hambrick, 2007)、またリサーチ・デザインや統計的な分析方法の観点からの検討 (e.g., Hambrick & Quigley, 2014; Meckey,

2008) などさまざまな研究が行われている。しかしながら、分析結果についても多様な結果を示していることから、さらなる研究が期待される分野といえる。

このようなトップ・マネジメントと組織成果に関する研究が蓄積されてきたのは、トップの影響が明示的に現れる状況の1つは、戦略転換・組織変革が行われたときであり、その現象は特に経営者交代 (CEO succession) において期待されるということが基本的な考え方になっている (e.g., Finkelstein & Hambrick, 1990; Miller, 1993)。しかしながら、これまでの研究にみられるように、トップ・マネジメントと組織成果の関係は、さまざまな研究結果を生んでおり、トップ・マネジメントはどの程度、またどのように組織成果に影響するのかという点について検討の余地が残されている (Blettner et al., 2012; Hambrick et al., 2005)。

これを考えるにあたり、上述の研究群は少なくとも2つの仮定を置いていると考えるのが肝要だろう²。1つは、CEOの戦略的意思決定が組織を変える(変えた)という仮定であり、2つめは、組織メンバーがCEOが提示する戦略ないし組織変革といった戦略的意思決定を受け入れて効果的に実行するという仮定である。つまりCEOが何らかの組織的变化を引き起こし、それが組織成果に反映されると想定され、CEOの行う組織的变化を促す、ある大きな意思決定の組織成果への影響に注目していると考えられる。したがって、これらの研究群は、トップ・マネジメントと組織成果の関係に関して比較的にリニアな関係を想定しているといえるだろう。しかし、このような仮定は、リーダーシップのプロセスや戦略形成プロセスと関連する事柄であり、これまでにさまざまな議論が行われてきた³。たとえば、戦略形成プロセスに関する研究では、上述のような直接的な関係性が必ずしも指摘されてきたわけではない。戦略形成プロセスにまつわる研究では、特にミドル・マネジメントとの関連から分析が行われ、戦略形成にトップ・マネジメントだけでなくミドルとはじめとした組織メンバーが関わること (e.g., Burgelman, 1983; Jarzabkowski & Spee, 2009)、ミドルがトップの意思決定に与える影響 (e.g., Dutton & Ashford, 1993; Ren & Guo, 2011)、ミドルが戦略を受け入れない場合、彼らが戦略実行を阻むこと (e.g., Guth & Macmillan, 1986)、戦略策定段階でのミドルの関与が組織成果に与える影響 (e.g., Wooldridge & Floyd, 1990) などが報告されている。つまり、戦略形成はトップ・マネジメントと組織成果に関する研究が想定するリニアな関係というよりはむしろ、多様な組織メンバーが関与する複雑なプロセスであることが議論されてきた。

(表 1) トップ・マネジメントと組織成果に関する研究

	企業数	期間	従属変数	CEO 効果 (%)
Liebersson & O'Connor (1972)	167	1946-1965	ROS	14.5
Weiner (1978)	193	1956-1974	ROS	8.7
Weiner & Mahoney (1981)	193	1956-1974	ROA	43.9
Thomas (1988)	12	1965-1984	ROS	5.7
Wasserman et al., (2001)	531	1979-1997	ROA	14.7
Crossland & Hambrick (2007)	米・独・日から 各 100	1988-2002	ROA	米:13.4、独:9.4、 日:4.6
Mackey (2008)	520	1992-2002	ROA	29.2
Hambrick & Quigley (2014)	315	1992-2011	ROA	38.5

(出所) 筆者作成

戦略形成の戦略的選択パースペクティブと学習パースペクティブ

上述のようなトップ・マネジメントと組織成果の直接的な関係の想定は、戦略形成の戦略的選択パースペクティブ (strategic choice perspective: e.g., Child, 1972) と学習パースペクティブ (learning perspective: e.g., Mintzberg, 1978) という 2 つの考え方と関わりがある (Wooldridge et al., 2008 : 表 2)。

戦略的選択パースペクティブに基づく戦略形成は、戦略策定と戦略実行を分けることを仮定し (Mintzberg, 1978)、戦略策定は、CEO や少数の経営陣が行うことを想定する (e.g., Finkelstein et al., 2008)。近年の本パースペクティブに基づく研究では、経営上層部パースペクティブ (upper echelons perspective: Finkelstein et al., 2008) が多くの研究を蓄積している。この研究は、トップ・マネジメント・チーム (top management team: TMT) の戦略的意思決定を主な分析単位とし、彼らの認知枠組みが意思決定に影響を与えるとする。

これに対して、学習パースペクティブに基づく論者は、戦略は多様な組織メンバーによって形成されるとしている。たとえば、Mintzberg (1978) の議論は戦略の策定と実行の分離に関する問題点を指摘し、戦略形成への多様なメンバーの関与を考慮することで、戦略形成はトップ・マネジメントの問題となるだけでなく、組織プロセスの問題としてとらえられることを指摘している。こうした組織プロセスにおいてミドル・マネジメントは重要な役割を果たし、彼らは戦略上の問題が適切なコンテキストで検討されているかどうかを判断するのに適した立場にいる (Bower, 1970 : 297-298) として、戦略形成におけるミドルの役割が指摘されている。したがって、戦略形成においてミドルや現場レベルのマネジャーのイニシアチブが一定の役割を果たすことが論じられてきた (e.g., Burgelman,

1983)。これらと関連する戦略形成プロセスに関する視点として、戦略を組織が有するというよりも戦略を社会的な実践としてとらえることで、多様な組織メンバーのさまざまな活動・相互作用の分析から組織の戦略化 (strategizing) を理解しようとする研究も近年注目を集め多くの研究を生んでいる (i.e., strategy as practice: e.g., Jarzabkowski & Spee, 2009)。

上述の2つのパースペクティブについて検討すると、トップ・マネジメントと組織成果の関係に関する研究は戦略的選択パースペクティブに基づき、戦略形成に関わる多様な組織メンバーの関与を考慮することが少ないといえるだろう。学習パースペクティブの考え方を勘案した場合、トップ・マネジメントが組織に影響を与えるだけでなく、その影響は組織の社会的なプロセスによっても影響を受けることが推察される。したがって、上述のトップ・マネジメントと組織成果についての一連の研究は、そうしたプロセスに関して検討する必要性を学習パースペクティブが示唆していると考えられるだろう。

(表 2) 戦略形成に関するパースペクティブ

	選択パースペクティブ (choice perspective)	社会的学習パースペクティブ (social learning perspective)
知的ルーツ (intellectual roots)	Chandler (1962), Child (1972), Ansoff (1965), Andrews (1971), M. Porter (1980), Hambrick & Mason (1984)	Mintzberg (1978), Bower (1970), Schilit (1987), Burgelman (1983a, 1983b)
プロセスモデル (process model)	意思決定	社会的学習プロセス
鍵となるアクター (key actors)	トップ・マネジメント・チーム	階層やユニット間の重要な仲介者としてのミドルマネジャーを含めた多様なアクター
プロセスメカニズム (process mechanisms)	分析、意思決定、そして実行	アイデアの創出、イニシアチブをとる、戦略的再統合
コンテキスト (context)	複雑さは中心となる単一のアクターかチームによってマネジメントできる	断片的なパワーや知識ベースを統合する複雑さは単一のアクターの能力を超える

(出所) Wooldridge et al., (2008)

組織とミドル・マネジメント

学習パースペクティブに関する議論で多く指摘されているように、戦略形成の複雑性に関しては、さまざまな研究が蓄積され、特に組織におけるミドルの果たす役割に注目してきた。ミドル・マネジメントはトップ・マネジメントと現場レベルの組織メンバーのあいだに位置し (Dutton & Ashford, 1993)、トップ・マネジメントとの関わりとともに現場レベルの知識を持っていることが特徴とされる。そのような特徴を持つミドルに関してさ

さまざまな視点から分析が行われ、具体的には、組織におけるミドルの役割として次のような点から研究が蓄積されてきたと考えられる。

1つが組織内のインターフェイスとしての役割がある。たとえば、連結ピンとしてのトップと現場（e.g., Floyd & Wooldridge, 1999）やミドルによる水平的な組織メンバー間の調整（e.g., Bartlett & Ghoshal, 1993）といった組織におけるインテグレーターとしての役割があり、その機能が組織の変化を阻むだけでなく（Guth & Macmillan, 1986）、促進することなどが報告されている（Huy, 2002; 2011）。

次に、戦略形成とミドルの関わりが議論されている。戦略形成との関連からはミドルの戦略形成への関与という点から特に2つの役割に注目している。1つが、戦略的意思決定の実行者としての役割がある。ミドルは、トップの意思決定を実行するために、トップと現場のマネジャー間の媒介者となり意思決定の実行を促進する役割を担う（Huy, 2002; 2011）。2つめがミドルの上方影響力（upward influence）であり、ミドルは主体的な行動によって戦略形成に寄与することが指摘されている。たとえば、現場のマネジャーのイニシアチブを評価・サポートしトップ・マネジメントに売り込む（issue selling）役割などによって戦略形成に関わり（Dutton & Ashford, 1987; Ren & Guo, 2011）、戦略の推進プロセスにおいての役割を担っていると考えられている。

このようにミドル・マネジメントについて、組織内のインターフェイスとしての役割や戦略形成への関与といったさまざまな役割が指摘されてきたことがわかる。そしてこの視点は、どのようにトップ・マネジメントは組織的な成果に影響を与えるのかというプロセスを検討する上で有用な知見を提供すると考えられる。トップ・マネジメントの戦略的意思決定は、トップ・マネジメントの直接的な影響だけでなく、ミドルをはじめとした他の組織メンバーに影響を受けることを示唆し、戦略的意思決定の実行にも組織メンバーが関与することで、トップ・マネジメント以外の組織メンバーが戦略形成への関与を通じて組織成果に影響を与えると考えられるからだ。

戦略策定とミドル・マネジメント

トップ・マネジメントに関する研究は、CEOやTMTの戦略的意思決定を分析単位とする一方、上述のミドルに関する議論が示唆するように最終的な意思決定がCEOやTMTであった場合でも、多様な組織メンバーの関わりが意思決定に影響を与えることが指摘されている（e.g., Arendt et al., 2005; Roberto, 2003）。たとえばRoberto（2003）は、戦略

的意思決定に関わるコア・メンバーが比較的固定的であっても意思決定の内容や実行プロセスに応じてさまざまな組織階層のメンバーが意思決定に関わることを示している。したがって戦略的意思決定は、CEOやTMTといったトップ・マネジメントに閉じない組織プロセスの結果であるとも認識されている。

この意味でトップ・マネジメント以外の組織メンバーが戦略形成に積極的な影響を与える可能性がミドル・マネジメントとの関連から指摘されている。King and Zeithaml (2001)は、TMTやミドルがどのように自社のコア・コンピタンスを理解しているかを分析し、その戦略上のインプリケーションについて論じる。彼らの研究によれば、高業績企業のTMTは自社のコア・コンピタンスは因果関係が曖昧であると理解している程度が高い一方、ミドル・マネジメントはコア・コンピタンスの構成要素に関するコンセンサスが高く、ミドルのコア・コンピタンスと組織成果の関係に関するコンセンサスの程度も高かった。King and Zeithaml (2001)の議論にしたがえば、コア・コンピタンスを通じた戦略形成にはミドル・マネジメントが一定の役割を担う可能性があるといえ、トップとミドル間といった組織階層間のインタラクションを通じた知識の共有の重要性を示唆している。なぜならコア・コンピタンスを通じた戦略形成はトップ・マネジメントによるコア・コンピタンスの理解が必要になると考えられるためである (Hamel & Prahalad, 1994 : 203-204)。このような議論と関連して、Wooldridge and Floyd (1990)は、ミドルの戦略策定への関与と組織成果には正の関係があることを示し、戦略策定と組織成果の関係におけるミドルの重要性を示している。逆に戦略策定プロセスへ関与しない組織メンバーは戦略実行に対するモチベーションが欠ける場合があることが報告されている (Westley, 1990)。つまり、戦略策定や戦略実行におけるミドルの役割と彼らの組織成果への影響が指摘されてきた。

上述のように、組織階層間で持つ知識・認識が異なる理由や階層間のインタラクションの重要性の1つは、ミドルやローレベルの組織メンバーが日々の業務や戦略実行を通じた知識の獲得があるためと考えられ、そうした知識の異なる者同士のコミュニケーションが意思決定の質に影響を与えることがあるからである (e.g., Olson et al., 2007)。つまり、戦略は組織メンバー間の議論によって修正・変更され、戦略形成は組織のコミュニケーション・プロセスの結果であるとも考えられる (Jarzabkowski & Spee, 2011)。しかし、組織メンバーの知見をトップ・マネジメントが効果的に活用するとは限らない。たとえば、活用するための組織プロセスをどのように構築するか、組織メンバーの知見を

どのように活用するかは、トップ・マネジメントによって異なることが指摘されている。Sirmon et al., (2010) は、組織がどのような資源を持っているかということと、それをどのように活用するかという点は異なり、資源を持つことと同時に活用することの重要性を指摘する。そして、それらの能力はトップ・マネジメント間で異なるために、資源を効果的にマネジメントする能力は組織成果に影響を与えられられている (Holcomb et al., 2009)。

以上の議論を勘案すると次の点が指摘できるだろう。(1)トップ・マネジメントとミドルなどの組織メンバーとの社会的な関係性や組織メンバーの知識ベースがトップ・マネジメントの戦略策定・戦略的意思決定に一定の影響を与える、(2)そのような組織メンバーとの関係性や知識ベースの活用の程度はトップ・マネジメントにより異なる。したがって、これらの研究が示唆するように、トップ・マネジメントと組織成果の関係は、トップによる戦略的意思決定を仮定したトップと組織成果の直接的な関係性だけでなく、上述のような多様な組織プロセスに影響を受けると考えられるだろう。

戦略実行とミドル・マネジメント

上述の学習パースペクティブに関する研究で指摘されるように、当初意図した戦略は実現されないことが少なくない (e.g., Mintzberg & Waters, 1985)。たとえば Nutt (1999) は、意思決定の約 50% が実行段階で失敗しており、意思決定が実行されない主要な要因は、意思決定それ自体よりも実行プロセスに課題があることを示している。したがって、実行プロセスのマネジメントが意思決定事項の遂行に重要な役割を果たしているといえ (Hickson et al., 2003)、トップ・マネジメントが組織的影響を生じさせる上では、そうした実行プロセスのマネジメントが必要になると考えられる。

前節でみたようなミドルをはじめとした組織メンバーの戦略策定への関与はこうした戦略実行においても多くの議論がなされている。たとえば、トップ・マネジメントと組織成果に関する研究および戦略的選択パースペクティブの多くが想定するようなトップ・ダウンの戦略策定・戦略実行においても、それらに対してどのように関わるか、どのようにコミットメントするかについて組織メンバーにはある程度の自由度が残されている (Guth & MacMillan, 1986)。これには戦略転換・組織変革とともに生じる組織メンバーの利害と関係があることが少なくなく、利害が一致すれば、コミットメントは高まり、一致しない場合は、コミットメントの程度が低くなることで、組織的な成果に何らかの影響を与える

ことが指摘されている。利害の対立が生じないのは、多くの場合、管理者層と他の組織メンバーの目的が一致しているときや組織メンバー間で考える目的に関する原因と結果の関係が整合しているときであると考えられ、これを勘案すると戦略転換・組織変革の不確実性は組織メンバー間での多様な解釈を生じさせることから (Balogun & Johnson, 2005)、利害の対立は生じやすいといえる。Guth and Macmillan (1986) は、このような点に着目したミドル・マネジメントの分析を行い、トップにより提示された戦略をミドルが支持しない場合、効果的でない実行プログラムの実施やサボタージュなどの妨害行為を行うことを指摘している。

このような視点は実際の事例でも確認されており、GE (General Electric) 社の組織変革でも組織メンバーの利害や感情が変革の足枷になったとされる (Huy, 2011:1404-1405)。GE (General Electric) 社の CEO であるジャック・ウェルチ (Jack Welch) が古くから存在する冷蔵庫部門をやめることを宣言した際、10万人の人員削減よりも、その決断に反対する強烈な感情が社内に轟くのを感じたという。経営陣からは、この決断は戦略的に理にかなったものであり、組織メンバーが反対する理由が理解できなかったが、結果として決定事項の実行は遅らされ、解決にはさまざまなコストを要することになった。つまり、ミドルや組織メンバーが戦略をどのように解釈し実行するかが戦略実行の質や成果に影響することを示唆している⁴。

このような組織メンバーの反応は、変化が引き起こす不確実性や失敗に関する恐れなどに起因し (Fedor et al., 2006: 2)、組織メンバーのこうした反応を減ずる上では組織メンバーに変化に関する正確な情報の提供が重要であるとされる (Sharma & Good, 2013)。しかしながら変化に関する正確な情報が常にトップ・マネジメントと組織メンバーのあいだで必ずしも共有されるとは限らない。トップ・マネジメントは自身が牽引する戦略転換・組織変革の先行きのすべてを事前に見通すことが事実上困難であることから、自身の意思決定が組織的に実行された後に結果として意思決定が誤りであったとされないために、変革に関する情報・考えについて他の組織メンバーとコミュニケーションをしないことがある (Schweiger & Denisi, 1991: 111)。結果として、トップ・マネジメントが主導する変革は組織メンバーに強制的であると受け止められたり (Ford et al., 2008)、公正性を欠いたものだと認識されることにつながることで (Kellermanns et al., 2005)、上述のような実行プロセスにおける組織メンバーの反応が引き起こされることになる。Heyden et al., (2017) は、このような点に着目した分析を行い、トップ・マネジメントが発案し主

導する変革およびその実行は、従業員の変革へのサポートを得にくい傾向があることを指摘する。一方でミドル・マネジメントが変革の発案と実行を担う場合や変革の発案がミドルであってもトップ・マネジメントがその実行プロセスに関与する場合は、そうした組織メンバーの変革へのサポートが得やすい可能性について論じている。

これに対してミドル・マネジメントは意図した戦略の実行を阻む錯乱要因ではなく、ミドルが戦略転換・組織変革を促進する役割も担う。たとえば、戦略転換・組織変革において組織メンバーの感情的な側面（たとえばネガティブな）が表出し、それをマネジメントする上でミドルが重要な役割を果たす場合がある。Huy（2002）によれば、組織変革の成否に影響を与える要因として(1)ミドルの変革プログラムへの心理的なコミットメント、(2)変革が引き起こす他の組織メンバーの感情へのミドルの配慮が重要であるという。このようにトップ・ダウンの戦略転換・組織変革によって組織メンバーのアイデンティティーが脅かされ、組織メンバーの感情面での抵抗感が現れることが実行プロセスに負の影響を及ぼすことなどからも（Huy, 2011）、ミドルをはじめとした組織メンバーの戦略実行における役割が認識されてきたといえる。したがって、戦略実行においてミドルなどの組織メンバーが組織的な成果に影響を与えられきた⁵。

戦略形成においては戦略策定が注目される傾向にあるものの、上述のように、実行プロセスの重要性についても議論が行われ（e.g., Hickson et al., 2003; Nutt, 1999）、戦略実行を通じてミドルやローレベルの組織メンバーが組織的な成果に一定の役割を果たしていることが指摘されている。これは、経営陣は戦略策定が自身の主たる役割であり、ミドルなどの組織メンバーは、戦略の実行役としての役割が期待されていると彼ら自身が認識し、その役割認識に基づいて行動している場合が少なくないからだとも考えられる（Fondas & Stewart, 1994; Mantere & Vaara, 2008）。したがって、トップ・マネジメントと組織成果を考える上で、ミドルをはじめとした組織メンバーの戦略実行の質・あり方について考慮することをミドル・マネジメント研究が示唆しているといえるだろう。

トップ・マネジメント、組織プロセス、そして組織成果

ここまでの議論をまとめると、トップ・マネジメントと組織成果の関係を考える上で、ミドル・マネジメントなどの組織メンバーの戦略形成への関与といった組織プロセスが有用な知見を提供すると考えられる。たとえば戦略策定について勘案すると、トップ・マネジメントの優れた戦略的意思決定は多様な組織メンバーが関わる組織プロセスによるもの

かもしれないし、彼らの優れた意思決定は、ミドル・マネジメントをはじめとした組織メンバーの実行プロセスによって歪められるかもしれない。またトップの非有効的な意思決定がミドルをはじめとした組織メンバーの実行プロセスによって助けられていることも考えられる⁶。さまざまな研究結果を生んでいるトップ・マネジメントと組織成果に関する先行研究は、これまで行ってきた統計分析の洗練度を高めるとともに、このような組織的なプロセスを考慮することの有用性をミドル・マネジメント研究が示唆していると考えられることができるだろう。トップ・マネジメントに関する研究は、トップ・マネジメントと組織成果の直接的な関係を仮定するものの、そのプロセスにはさまざまな要因が介在していると考えられる。ミドル・マネジメント研究はこうした意味で、多様な分析結果を生んでいるトップ・マネジメントと組織成果に関する研究に対して、研究上のインプリケーションを提供するものと思われる。それは、これまで示してきた多くの研究が指摘するように、戦略的意思決定とその実行にはミドル・マネジメントをはじめとした多様な組織メンバーの関与が一定の役割を担っていると考えられるからだ。したがって、本稿の議論にみられるように、トップ・マネジメントがどのように組織成果に影響を与えるのかという点について、ミドル・マネジメントに関する研究は新たな知見を提供すると考えられるだろう。

おわりに

トップ・マネジメントの組織における重要性から、トップ・マネジメントと組織成果の関係に関する研究が蓄積されてきた。しかし、トップ・マネジメントはどのようなプロセスを経て組織成果に影響を与えるのかについて分析した研究は少なく（O'Reilly et al., 2010）、プロセスに関する議論の必要性が指摘されている。これを受けて本稿は、ミドル・マネジメント研究を援用し、トップ・マネジメントと組織成果の関係における組織的なプロセスと、そのプロセスにおけるミドル・マネジメントをはじめとした組織メンバーの関わりについて考察を行った。また本稿の議論は、トップ・マネジメントと組織成果という文脈の中で戦略形成におけるミドルの役割について理論的な位置づけを行ったが、ミドルの戦略形成への関与という点は、トップ・マネジメントと組織成果という関係性に限らず、広く戦略転換・組織変革に関する議論とも関連があると考えられる。

本稿の限界としては、理論的研究という特性が挙げられるだろう。理論論文（theory paper）は、先行研究の検討に基づいた理論の整理や展望、あるいは問題定義を示すこと

とともに、理論構築を意図した仮説構築・モデル作りなどが目的の1つとされている (Baumeister & Leary, 1997)。その意味では、本稿の議論の確からしさを示すためには、何らかの方法での実証的な分析が必要になるだろう。

今後の展開としては、CEO・経営陣・ミドル・現場のマネジャー間の関係性といった定量的な分析や定性的研究の実施が考えられる。定量的な分析としては、トップ・マネジメントが在任期間中に打ち出す戦略に対する組織メンバーの関わりや策定された戦略に対する反応とその組織的成果を分析することなどが考えられる。その意味では、これまでのトップ・マネジメントと組織成果に関する研究が主として行ってきたアーカイバル・データを用いた研究だけでなく、質問票調査を用いた新たなリサーチ・デザインなども考えられるだろう。定性的研究は、間主観的な経験 (intersubjective experience) から意味を構築するプロセスを理解する上で有効であるといわれ (Suddaby, 2006)、その特性上、どの程度というよりも、どのようにというプロセスに関する問いに適合的であるとされる (Pratt, 2009: 856)。このようなことから、さまざまな研究成果が蓄積されているトップ・マネジメントと組織成果の関係における定性的研究の実施は、トップ・マネジメントと組織成果の関係に関するプロセスを探求する上で有効な方法の1つといえるだろう。たとえば定性的研究による新しい構成概念・プロセスの発見は、定量的研究を補完するとも考えられる。

人々は事象の原因をリーダーシップに帰属させ状況を解釈する傾向があるとの指摘もあるように (i.e., the romance of leadership: Meindl et al., 1985)、多くの人々にとってリーダーシップは組織的活動にとって重要なものであると理解されている。とりわけトップ・マネジメントに関する研究は、その重要性から近年の戦略研究・組織研究において特に多くの研究が蓄積されてきた領域であるといえ (Finkelstein et al., 2008)、トップ・マネジメントと組織成果の関係に関する研究は学術的にも実務においても興味深い研究領域といえる。しかしながら、トップ・マネジメントと組織成果の関係については、さまざま議論が展開されている。なかでも本稿での議論のようにトップ・マネジメントがどのように組織成果に影響を与えるのかについてさらなる研究が必要であるといえるだろう。

(Endnotes)

- 1 Wooldridge et al., (2008) は、戦略形成や組織成果などへのミドル・マネジャーのかかわりに関する研究群をミドル・マネジメント・パースペクティブ (middle manage

- ment perspective) としている。
- 2 このような点について O'Reilly et al., (2010) も議論を行っている。
 - 3 リーダーシップ・プロセスに関する議論は、Hunter et al., (2007) を参照のこと。
 - 4 この他にも、変革案に対するミドルの解釈によって意図しなかった変革が生じるという指摘もある。たとえば Balogun and Johnson (2005) は組織変革がトップ・ダウンによって行われた場合にも、ミドルによって変革に関する解釈が生じ、当初意図しなかった変革が生じる可能性を示している。これは変革が2つの組織メンバー間のインタラクションから生じることを示し、経営陣とミドルとのあいだの垂直的なインタラクション (vertical interactions) だけでなく、ミドル・マネジメント間の水平的インタラクション (lateral interactions) によって変革案に対する解釈が生まれ、それが実行に繋がっていく可能性が指摘されている。つまりミドルはトップの計画を受け取るだけでなく解釈し実行する役割を担っているといえ、組織的な成果に影響を与える可能性を示唆している。
 - 5 Christensen et al., (2006) は、戦略的に優れた意思決定に思われても組織メンバーの協力が得られず失敗した CEO や、組織メンバー間の戦略の共有化によって新戦略が奏功した例などを示し、戦略の共有の重要性について論じる。このような見解と関連して経営戦略分野では、戦略に関する組織メンバーのコンセンサスと組織成果の関係に関する研究が行われてきた。この研究群は戦略に関するコンセンサスが組織における調整や協働に影響し組織成果に影響を与えるという仮定のもとに行われている (Kellarmanns et al., 2005: 721 - 722)。
 - 6 Siggelkow and Rivkin (2009) は、このような点について連結されたサーチプロセス (coupled search process) という観点から考察している。

参考文献

- Arendt, L. A., Priem, R. L., & Ndofor, H. A. 2005. A CEO-adviser model of strategic decision making. *Journal of Management*, 31: 680 - 699.
- Balogun, J., & Johnson, G. 2005. From intended strategy to unintended outcomes: The impact of change recipient sensemaking. *Organization Studies*, 26: 1573 - 1602.
- Bartlett, C., & Ghoshal, G. 1993. Beyond the M-form: Toward a managerial theory of the firm. *Strategic Management Journal*, 14: 23 - 46.

- Baumeister, R. F., & Leary, M. R. 1997. Writing narrative literature reviews. *Review of General Psychology*, 3: 311 – 320.
- Blettner, D. P., Chaddad, F. R., & Bettis, R. A. 2012. The CEO performance effect: Statistical issues and a complex fit perspective. *Strategic Management Journal*, 33: 986 – 999.
- Bower, J. L. 1970. *Managing the resource allocation process*. Boston, MA: Harvard Business School Press.
- Burgelman, R. A. 1983. A model of the interaction of strategic behavior, corporate context, and the concept of strategy. *Academy of Management Review*, 8: 61 – 70.
- Child, J. 1971. Organizational structure, environment and performance: The role of strategic choice. *Sociology*, 6: 1 – 22.
- Christensen, C.M., Marx, M., & Stevenson, H. H. 2006. The tools of cooperation and change. *Harvard Business Review*, 84 (10) : 73 – 80.
- Crossland, C., & Hambrick, D. C. 2007. How national systems differ in their constraints on corporate executives: A study of CEO effects in three countries. *Strategic Management Journal*, 28: 767 – 769.
- DiMaggio, P. J., & Powell, W. W. 1983. The iron cage revisited: Institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields. *American Sociological Review*, 45: 147 – 160.
- Dutton, J., & Ashford, A. 1993. Selling issues to top management. *Academy of Management Review*, 18: 397 – 428.
- Fedor, D. B., Caldwell, S., & Herold, D. M. 2006. The effect of organizational changes on employee commitment: A multilevel investigation. *Personnel Psychology*, 52: 1 – 29.
- Finkelstein, S., & Hambrick, D. C. 1990. Top Management team tenure and organizational outcomes: The moderating role of managerial discretion. *Administrative Science Quarterly*, 35: 484 – 503.
- Finkelstein, S., Hambrick, D. C., & Cannella, A. A. 2008. *Strategic leadership: Theory and research on executives, top management teams, and boards*. USA: Oxford University Press.
- Floyd, S. W., & Wooldridge, B. 1999. Knowledge creation and social networks in corporate entrepreneurship: The renewal of organizational capability. *Entrepreneurship Theory and Practice*, 23:123 – 143.

- Fondas, N., & Stewart, R. 1994. Enactment in managerial jobs: A role analysis. *Journal of Management Studies*, 31: 83 – 103.
- Ford, J. D., Ford, L. W., & D'Amelio, A. 2008. Resistance to change: The rest of the story. *Academy of Management Review*, 33: 362 – 377.
- Guth, W. D., & Macmillan, I. C. 1986. Strategy implementation versus middle management self-interest. *Strategic Management Journal*, 7: 313 – 327.
- Hambrick, D. C., & Finkelstein, S. 1987. Managerial discretion: A bridge between polar views of organizational outcomes. In L. L. Cummings & B. M. Staw (Eds.), *Research in Organizational Behavior*, vol. 9: 369 – 406. Greenwich, CT: JAI Press.
- Hambrick, D.C., Finkelstein, S., & Mooney, A. C. 2005. Executive job demands: New insights for explaining strategic decisions and leader behaviors. *Academy of Management Review*, 30: 472 – 491.
- Hambrick, D.C., & Quigley, T. 2014. Toward more accurate contextualization of the CEO effect on firm performance. *Strategic Management Journal*, 35: 473 – 491.
- Hamel, G., & Prahalad, C. K. 1994. *Competing for the future*. Boston, MA: Harvard Business School Press.
- Hannan, M., & Freeman, J. 1989. *Organizational ecology*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Heyden, M. L. M., Fourné, S. P. L., Koene, B. A. S., Werkman, R., & Ansari, S(S). 2017. Re thinking 'top-down' and 'bottom-up' roles of top and middle managers in organizational change: Implications for employee support. *Journal of Management Studies*, 54: 961 – 985.
- Hickson, D. J., Miller, S. J., & Wilson, D. C. 2003. Planned or prioritized?: Two options in managing the implementation of strategic decisions. *Journal of Management Studies*, 40: 1803 – 1836.
- Holcomb, T. R., Holmes Jr, R. M., & Connelly, B. L. 2009. Making the most of what you have: Managerial ability as a resource value creation. *Strategic Management Journal*, 30: 457 – 485.
- Hunter, S. T., Bedell-Avers, K. E., & Mumford, M. D. 2007. The typical leadership study: Assumptions, implications, and potential remedies. *The Leadership Quarterly*, 18: 435 –

446.

- Huy, Q. N. 2002. Emotional balancing of organizational continuity and radical change: The contribution of middle managers. *Administrative Science Quarterly*, 47: 31 – 69.
- Huy, Q.N. 2011. How middle managers' group-focus emotions and social identities influence strategy implementation. *Strategic Management Journal*, 32: 1387 – 1410.
- Jarzabkowski, P., & Spee, A. P. 2009. Strategy-as-practice: A review and future directions for the field. *International Journal of Management Reviews*, 11: 69 – 95.
- Kellermanns, F. W., Walter, J., Lechner, C., & Floyd, S. W. 2005. The lack of consensus about strategic consensus: Advancing theory and research. *Journal of Management*, 31: 719 – 737.
- King, A. W., & Zeithaml, C. P. 2001. Competencies and firm performance: Examining the causal ambiguity paradox. *Strategic Management Journal*, 22: 75 – 99.
- Lieberson, S., & O'Connor, J. F. 1972. Leadership and organizational performance: A study of large corporations. *American Sociological Review*, 37: 117 – 130.
- Mackey, A. 2008. The effect of CEOs on firm performance. *Strategic Management Journal*, 29: 1357 – 1367.
- Mantere, S., & Vaara, E. 2008. On the problems of participation in strategy: A critical discursive perspective. *Organization Science*, 19: 341 – 356.
- March, J. G., & Coutu, D. L. 2006. Ideas as art: A conversation with James G. March. *Harvard Business Review*, 84 (10) : 83 – 89.
- Meindl, J.R., Ehrlich, S. B., & Dukerich, J. M. 1987. The romance of leadership. *Administrative Science Quarterly*, 30: 78 – 102.
- Miller, D. 1993. Some organizational consequences of CEO succession. *Academy of Management Journal*, 36: 644-659.
- Mintzberg, H. 1978. Patterns in strategy formation. *Management Science*, 24: 934 – 948.
- Mintzberg, H., & Waters, J. A. 1985. Of strategies, deliberate and emergent. *Strategic Management Journal*, 6: 257 – 272.
- Nutt, P. C. 1999. Surprising but true: Half the decisions in organizations fail. *Academy of Management Executive*, 13: 75 – 90.
- Olson, B.J., Parayitam, S., & Bao, Y. 2007. Strategic decision making: The effects of cognitive

- diversity, conflict, and trust on decision outcomes. *Journal of Management*, 33: 196 – 222.
- O'Reilly, C. A., Caldwell, D. F., Chatman, J. A., Lapiz, M., & Self, W. 2010. How leadership matters: The effects of leaders' alignment on strategy implementation. *The Leadership Quarterly*, 21: 104 – 113.
- Podolny, J. M., Khurana, R., & Hill-Popper, M. 2005. Revisiting the meaning of leadership. In L. L. Cummings & R. M. Kramer (Eds.), *Research in Organizational Behavior*, vol. 26:1 – 37. Greenwich, CT: JAI Press.
- Pratt, G. G. 2009. For the lack of boilerplate: Tips on writing up (reviewing) qualitative research. *Academy of Management Journal*, 52: 856 – 862.
- Ren, C., & Guo, C. 2011. Middle managers' strategic role in the corporate entrepreneurial process: Attention-based effects. *Journal of Management*, 37: 1586 – 1610.
- Roberto, M. A. 2003. The stable core and dynamic periphery in top management teams. *Management Decision*, 41: 120 – 131.
- Schweiger, D. M., & Denisi, A. S. 1991. Communication with employees following a merger: A longitudinal field experiment. *Academy of Management Journal*, 34: 110 – 135.
- Sharma, G., & Good, D. 2013. The work of middle managers sensemaking and sensegiving for creating positive social change. *Journal of Applied Behavioral Science*, 49: 95 – 122.
- Siggelkow, N., & Rivkin, J. W. 2009. Hiding the evidence of valid theories: How coupled search processes obscure performance differences among organizations. *Administrative Science Quarterly*, 54: 602 – 634.
- Sirmon, D. G., Hitt, M. A., Ireland, R. D., & Gilbert, B. A. 2011. Recourse orchestration to create competitive advantage: Breath, depth and life cycle effects. *Journal of Management*, 37: 1390 – 1412.
- Suddaby, R. 2006. What grounded theory is not. *Academy of Management Journal*, 49: 633 – 642.
- Thomas, A. B. 1998. Does leadership make a difference to organizational performance? *Administrative Science Quarterly*, 33: 388 – 400.
- Wasserman, N., Nohria, N., & Anand, B. N. 2001. When does leadership matter?: A contingent opportunities view of CEO leadership. Strategy Unit Working Paper No. 02 – 04; Harvard

Business School Working Paper No. 01 - 063.

- Weiner, N. 1978. Situational and leadership influence on organization performance. *Proceedings of the Academy of Management*, 230 - 234.
- Weiner, N., & Mahoney, T. A. 1981. A model of corporate performance as a function of environmental, organizational, and leadership influences. *Academy of Management Journal*, 24: 453 - 470.
- Westley, F. 1990. The eye of the needle: Cultural and personal transformation in a traditional organization. *Human Relations*, 43: 273 - 293.
- Wooldridge, B., & Floyd, S. W. 1990. The strategy process, middle management involvement, and organizational performance. *Strategic Management Journal*, 11: 231 - 241.
- Wooldridge, B., Schmid, T., & Floyd, S. W. 2008. The middle management perspective on strategy process: Contributions, synthesis, and future research. *Journal of Management*, 34: 1190 - 221.
- Yukl, G. A. 2013. *Leadership in organization (8th ed.) global edition*. Harlow, United Kingdom: Pearson Education Limited.

研究ノート

水戸市見和・見川商店会の活性化を目指して

－地域の地理と歴史、古老話の採録

村山元理*

Aiming to Revitalize Miwa Migawa Store Association in Mito City

－ Local Geography and History, Collecting Stories of Old Residents

はじめに

常磐大学の村山ゼミナールは2017年度の茨城県中小企業課からの依頼による商学連携アイデア提案事業¹に参加した。茨城県内の4大学は商店会の選択を任された。村山ゼミでは対象商店会として、大学の地元の見和・見川商店会を選択した。そして商店会活性化の提案に向けて地域の歴史、地理、観光資源に関する基礎的な情報の収集にも努めた。本稿では、地元の商店会への提案に向けて、地元の古老話も含めて、地元が存在する人々の記憶、歴史的資源を記録としてとどめることを目指す。これは従来こうした体系的な取り組みがこの地域で十分になされたとは言い難く、将来に向けて貴重な歴史的証言を残すことや今後の活性化に向けた基礎資料を残すことに意義があると思われるからである。

常磐大学の地元にある見和・見川商店会（会長：倉持幸男）とは水戸市の見和1丁目から3丁目、姫子1丁目から2丁目、見川1丁目から5丁目、河和田1丁目、河和田町という広域地区の67か所の商店からなる任意の商店会である。

以下、本稿では、この地域の地誌、人口、簡単な歴史、商店街の概況などを前提として述べたうえで、私たちが調査した歴史・観光資源、地元古老の語りを歴史的証言として記録にとどめる。

なお商店会活性化という経営課題については、一個店の経営戦略もさることながら地域全体への集客が課題となり、地域活性化という視点がより重要となってくる。地域の歴史・観光資源（地域資源）に光をあて、この地域の魅力を発掘することで、集客につながることを期待するという従来からの手法を用いる²。

* 常磐大学総合政策学部 教授

まず以下の第1節から第7節では、地元の地理、人口、商店会の概況、日吉神社、一周館ビル、有力店などについて説明する。第8節で地元の歴史資産、第9節で、古老の談話、第10節で橋の名称の一覧表を掲げる。おわりに本稿の意義と限界についてふれる。

1. 水戸市見和・見川地区の地理的な位置づけ、発展の契機

常磐大学は見和1丁目に所在し、周辺は自然や住宅街に取り囲まれている。常磐線の赤塚駅から水戸駅に向かって線路が東に伸びているが、この常磐線の南側の丘陵地帯が見和・姫子・見川地区である。東には沢渡川があり、南には桜川がある。これらの川に挟まれて、見和・見川の台地³が広がっている。名所として名高い偕楽園の高台から見ると、沢渡川を隔てて、西方面の丘陵地が見和・見川地区なのである。水戸の中心市街地からすれば、近い割には郊外の田舎という位置づけである⁴。見和・見川地区は行政単位として現在は水戸市に属しているが、かつては緑岡村の一部であり、1952年に水戸市に編入された⁵。桜山と呼ばれる茨城県護国神社や、桜山から紅葉谷を隔てた彰考館・徳川ミュージアムは偕楽園から至近であるが、どちらも実は見川地区に所在する。

水戸市の中心市街地からは見和・見川地区に入るには、沢渡川や常磐線を超えた桜山橋を渡ってこなければならない。桜山橋の陸橋は1959年9月に竣工された。1959年9月には県営見和アパート⁶も建設された年であり、モータリゼーションが広がる中で、交通の便利なこの地区の開発、新興住宅地の建設が幕を切って落とされたのであった⁷。それ以前は江戸期から代々住んでいて農業を生業とした地主たちの農地・畑地や雑木林が広がっていたと思われる。

また自由が丘から常磐大学をつなぐ新沢渡橋は1973年3月に建設された。常磐ハイウェイと建設時に呼ばれた。それまでは赤塚笠間線の細い街道しかなかったのであった(図1の旧道)。

沢登川、桜川を越えて見和・見川地区の台地に入るには、橋を渡ってこなければならない。これらの橋がいつ架橋されたのだろうか。その調査結果は本稿の第10節に別表として掲載した。

河和田村も1955年までに消滅して水戸市に編入された。

2. 水戸市見和・見川・河和田地区の人口

現在この地区は、3つの小学校区からなっている。梅が丘小学校⁸は見和、姫子地区よ

り、見川小学校は見川地区より、河和田小学校は河和田地区⁹よりそれぞれ生徒が通っている。中学校は見川中学校と赤塚中学校の二校がある。

平成 29 年 11 月 1 日現在で、これらの小学校区ごとの人口は下記の通りである。

小学校区名	世帯数	男	女	合計
梅が丘	7,066	7,350	8,094	15,444
見川	4,712	4,871	5,363	10,234
河和田	3,098	3,857	4,125	7,982

出典：『水戸市学区（小学校）別人口・世帯数（平成 28 年国勢調査基準）』より

茨城県の県庁所在地である水戸市（27 万人）は重要な産業が特にあるわけではないが、大手企業の支店が所在し、交流人口が多いことが特色である。北関東の他県の県庁所在地に比べると、その規模は半分である。少子高齢化の中でも水戸市の人口は漸増している。梅が丘小学校区、見川小学校区、河和田小学校区の人口は平成 22 年と比べても漸増している。梅が丘小学校は水戸市内の緑岡小学校、千波小学校とともにトップ 3 の生徒数を抱え、その規模が年々大きくなっている。

この地区の分譲地の開発も今なお盛んである¹⁰。また赤塚駅から近い姫子 2 丁目にマンション建設が控えている¹¹。昭和 50 年に創立された梅が丘小学校の生徒数はいずれ市内で最高になるかもしれないとも言われている。水戸市の中心市街地からも近く、赤塚駅からも至近なこの地区の人口は全体として増えているのである。

3. 見和・見川商店会の概況と課題—ミミカード、サマーフェスタ

見和・見川商店会はすでに述べているように水戸市見和地区、見川地区、河和田地区という広域圏に所在する任意の商店会である。偕楽園の西側、常磐線の南側、東西 2 キロ、南北 1 キロにわたる地域のなかで、67 店が加盟している。平成 26（2014）年の経済センサスによれば、この地域の事業所数の全体数から見れば、加盟店率は非常に低いと言わざるを得ない¹²。見和・見川商店会会長は「くらもち輪業」（水戸市見和 2 丁目）の倉持幸男氏である。

倉持氏によれば、商店会の主力メンバーは、くらもち輪業や水戸市見和図書館¹³、見和郵便局が所在するセットバックされ 4 車線となった都市計画道路と、その都市計画道路と岩間街道（県道水戸岩間線）が交差する表町（バス停名としてもある）周辺に商店をもっ

ている。この地区で重要な施設である見和市民センター、日吉神社はくらもち輪業から至近である。すなわち見和1,2丁目、見川1,2,5丁目あたりにその中心メンバーがいるということである。

商店会の設立年は1981年で、設立の翌年からポイントカード事業「ミミカード」を運営して、地域密着型の顧客サービスを行っている¹⁴。ゾウさんマークがたまった「満点カード」はミミカード加盟店で500円の金券として利用できるだけではない。

例えば、2017年7月16日のイベント日には、1500円のお買い物券1枚と交換できた。また2017年8月26日には最大10,000円の買い物券に交換できる大抽選会があった。大抽選会は2018年2月18日にも開催された。満点カード15枚で1泊2日の金沢観光旅行の招待もあった。

こうした年間イベントコースの他に、常時受付コースとして、満点カード8枚でJTB ナイストリップ旅行券5000円分との交換のサービスなどもある。

秋にはプレミアム商品券が発行される。これは通常10000円の支払いで11000円分利用可能なところ、抽選で最高20000円分の商品券があたる。今年度は2017年10月22日に開催された。

その他に商店会の事業として「夏祭りM&Mサマーフェスタ2017」が8月26日(土曜日)に開催された。これは毎年延べ2000人以上が来場する夏祭りであり、日吉神社の境内地で実施される¹⁵。延べ20回以上実施されており、恒例行事と化している¹⁶。

以上のごとく、人口も増加中であり、かなりまとまった商店会事業が幾つも走っており、本商店会には差し迫って活性化を希求する危惧が特にないというのが現況であった。

もちろんイベント事業のマンネリ化、商店会の加盟店やミミカード会加盟店の数の少なさという構造的問題、一部の商店の廃業、商店の盛衰があることは確かである。とはいえ、商店会の中には全国規模での通販で成功している花工房や常陸ビーフ専門店の肉のイイジマ、安倍首相も訪れたレストランイイジマなど、強力な店舗があることは大きな強みとなっている。

4. 日吉神社—地域共同体のセンター

倉持氏も会員である日吉会についてふれたい。梅が丘地区の鎮守の森の社として、日吉神社が見和2丁目にある。日吉神社神輿同好会が日吉会である。7月に実施される祇園祭における神輿渡御と8月はじめの黄門祭りへの参加が神輿関連の大きな行事としてある。

日吉神社は 1644 年に見和新田が開発された際に勧請された神社であり、この地域の歴史とともに維持され敬神の念を集めてきた。現在の日吉会は、1979（昭和 54）年に設立された。日吉会の会長、副会長、顧問、幹事などの多くはこの地に何代も住んでいる人たちの子孫である。彼らの先祖が寄進してこの神社の境内地を共有している。日吉会顧問で、現在の氏子総代会の会長は小林淳氏である。会員の井上信男氏の場合は、八代目である。

1999（平成 11）年 11 月に社殿が不慮の火災で焼失してしまった。その後、氏子一同の総力により、2001（平成 13）年 3 月には新社殿の報告祭を実施できた。

再建に合わせて『日吉神社再建御造営記念誌』が 2002（平成 14）年 11 月に刊行された。同記念誌には「見和および日吉神社年表」が史料に基づき、歴史考証学的な正確さで記述されている。特に、この地域に固有な歴史については『渡辺篤家文書』（水戸市立博物館）が参照されていることが注目に値する。

渡辺篤氏とは一周館ビルのオーナーである渡辺茂氏の父であり、2011 年の震災の前に逝去されている。

2009（平成 21）年に日吉会は創立 30 周年を記念し、『日吉会創設 30 周年記念誌』を作成した¹⁷。

日吉会初代会長の大澤勇氏が「神輿は心のよりどころ（媒体）として地域の心を結集しコミュニティを深めたい」と語り、二代会長の緑川賢次氏が前会長の言葉を「然り」と述べ、「心豊かな美し見和が生まれ来ております」と『10 周年誌』で語っている。緑川氏がさらに以下のように発言しているように、「町内商店街は勿論、地域ひとり、一人の「祭り」となること」が日吉神社の「祭り」即「神輿」に込められているのである。

商店会会員の何名かは日吉会会員であり、商店会を利用する顧客は日吉神社の氏子たちや新規住民なのである。倉持氏自身は水戸市末広町出身であり、元々の氏子ではない。酒のコマキの小牧氏は水戸市石川町出身であり、私がインタビューしたなかでは新規住民となった方のほうが多いというのが印象である。すなわち江戸期以来代々住んでいる旧住民とすれば、昭和期以降に引っ越してきた新興住民という二つのタイプの住民がいることが分かる。

日吉会の会長や顧問などは旧住民であるが、その他幹事や会員は新住民からなっている。現在、この地区の住民の大半は新住民といって良いだろう。

5. 一周館ビルの建設—再開発のシンボルタワー

茨城新聞によれば、「民間スポーツ施設「アトラス」と 4 車線化された都市計画道路。

見和・見川地区の基盤整備の象徴と言える＝水戸市見和2丁目付近」と写真入りで紹介がある¹⁸。実は、この基盤整備の先駆けとして、「アトラス」が出来る10年前に建設されたのが、「アーバンテラス一周館」（一周館ビルと略す）である。一周館ビルは、まさに見和・見川地区の再開発の先駆となったシンボルタワーと言って良いだろう。

「アーバンテラス一周館」は貸事務所・貸店舗と賃貸マンションからなっている。貸事務所・貸店舗はA棟1・2階とB棟1, 2, 3階に合計26室。賃貸マンションはA棟3, 4, 5, 6階の43室からなる。

1989（平成元）年に基本計画が策定され、市街地再開発促進区域の都市計画決定が1991（平成3）年4月にあり、同年8月には事業認可がおりた。翌年から工事が始まり、1993（平成5）年3月に工事が完了。同年5月に「アーバンテラス一周館」が開業した。総事業39億9100万円。国からの補助8億7000万円である。全国で個人事業主としての再開発事業は珍しく、全国から視察団が訪れたそうである。

一周館ビルの建設後10年して、都市計画道路の拡幅があり、民間スポーツ施設のアトラス、巨大マンションであるシャトー・アトラス（2002年4月建築）が大栄商事（商店会会員、大澤克彦氏が社長、建築時は大澤勇氏が社長）によって建設され、周辺の景観は一変した。

一周館が開業して2018年には25年も経った。先代でオーナーの渡辺篤氏が体調悪くなり、水戸信用金庫につとめていた渡辺茂氏（商店会幹部）が不動産開発業を継承して18年目となる。

1、2階のテナントには有力な店舗である「肉のイイジマ」の本部や店舗がはいっており、ミミカード会の事業はいつもこのビルの前で行われる。

6. 有力店を抱える商店会

商店会には67店舗が会員であることはすでに述べた。時間の制約もあり、そのすべての店舗についての研究は出来ていない。しかしミミカード会加盟店を中心に10店舗ほどインタビューを行うことが出来た。その成果はfacebook、ブログに掲載した（文末参照）。その中で盛んな事業活動により高い集客力を発揮している有力な2店舗があることが分かった。

その一つとしてブランドの高級常陸牛を扱う「肉にイイジマ」とグレードの高い「レストランイイジマ」などを抱えるイイジマ・グループ（代表取締役社長・飯島充、代表取締

役社長・飯島悟）は知名度や事業規模から見ても有力な会員である¹⁹。

2017年の衆議院の総選挙で応援に来た安倍首相が「レストランイイジマ」を利用した²⁰。これは見和2丁目に元水戸市長で自民党の国会議員でもある岡田広参議院議員が住んでいることが大きく影響している²¹。

「花工房」（代表・綿引一昭）という花屋さんがあるが、水戸市内で最大とされるリアルな店舗だけではなくヴァーチャルな取引技術を駆使して、ヤフーや楽天モールなどを通じて日本一の花宅配事業を行っている。同社はWebコンサルティング事業も抱えている。インターネットの技法を活用した電子商取引により、小売業界のイノベーションがどこまで進化するのか目を見張るものがある。

両社ともWebサイトを持っており、詳しくはそちらを参照ください。

その他に、先ほど述べた一周館ビルの運営する見川都市開発株式会社（代表取締役・渡辺茂）やシャトー・アトラスを運営する大栄商事株式会社（代表取締役・大澤克彦）などの巨大なビルディングを運営する不動産業者も商店会の有力な会員であるといえるだろう。

7. 歴史・観光資源

住宅街が広がるこの地区の歴史的資産といっても奇異が感じられるが、外部のまなざしで見ると歴史的に興味深い博物館があるだけでなく、多くの史跡碑が立っていることが分かる。それぞれの地域に関わる歴史的な意義について理解が深まれば、その地域の訪問を惹起することにつながり、地域の商店への来客にもつながるであろう。

本節では、この地区の東から西にかけて、いかなる歴史的資源が立地しているのか、その概況について説明したい。

(1) 彰考館・徳川ミュージアム

住所：見川1-1215-1

概要：大日本史の編纂を行った水戸藩の彰考館に収蔵されて典籍や水戸徳川家に伝わる貴重な工芸品を収蔵した水戸徳川家の唯一の博物館。財団法人の管理下にあり、広大な「徳川の森」、レストランなどからなる。偕楽園から常磐線を隔てた至近な森の中にある。

水戸市に来る梅見の観光客が弘道館を見学する際にこちらも観光に訪問することが多く、漫遊バス（ボンネットバスの助さん号・助さん号）も立ち寄る地点である。そうした観光客がさらに奥の見川・見和地区にも立ち寄る契機にはなっていない。

(2) 茨城県護国神社

住所：見川 1-2-1

概要：昭和 16（1941）年に現在の場所に建設された。全国の各県にある戦争の物故者を祭る神社。幕末期の動乱から、西南戦争、日清、日露戦争、大東亜戦争などにおける茨城県出身の戦死者が英霊として祀られている。近年に天皇陛下が行幸されたペリリュー島の戦没者の記念碑も建てられている。通称、桜山神社。桜の季節には花見客で賑わう。年間を通じてイベントを多く開催している。

こちらも参拝客の多い神社であるが、地域の産土神ではなく、地域との関連性が低い。これら二施設は歴史的観光資源としては全国規模、全県的な訴求力がある。ただ、以下述べる史跡碑や寺院などは地元民でもほとんど知られていないものが多い。

(3) 松雲亭記念碑²²

場所：見和 2 丁目、桜ヶ丘アパート、21 号棟の北東隅に立地。

概要：明治 10 年に塙元善が設置した小さな石碑である。碑文の概略は以下の通りである。山水の景色がすぐれているので松雲亭と命名した。塙家の先祖の大山氏が佐竹氏につながっているが、墓が大切であり、常陸の国に残ったこと。元善の父の元恭が諸生派に反対して財産を傾けたが投獄され獄死した。明治期になり、親子二代の忠誠心が称えられた。妙雲寺に祖先の墓があり、縁があり、この見和の土地を買った。親孝行の念が廃れているが、最高の徳行である。

この小さな石碑は元々、土地の所有者であった塙家が子孫のために残したもので、県営住宅の敷地に残されていて、地元ではほとんど知られていない。道徳的意義が高く、何らかの保存が必要であろう。「おかごい山」の言われは、インタビュー記事参照。

(4) 見川城跡

場所：「見川城跡」石碑（水戸市教育委員会）は見川 3 丁目 1043-1 の集合住宅の南。

概要：石碑には「桜川に臨む崖地上で、千波湖を隔てて水戸城に対する位置にある。土塁・堀・郭の跡があり、外城・深柵・表坪などの関係地名を存する。

水戸城を築いた馬場資朝の第四子・四郎長幹がこの地に住んで箕川（見川）氏を称したが、のち河和田城主春秋氏の一族春秋石見守幹光が居城であったと伝える。」と記されている。桜川の台地の上の広大な森林の中に、鎌倉期以降に築造された平城の城跡が残っているの

みである。一部は荒人神社となっている。1602（慶長7）年に廃城になったとされる。千波湖公園の一角として遊歩道も整備されている。城郭マニアによれば、良く保存されている中世の城郭であり、整備が望まれる。水戸市民からはほとんど認知されていない。

(5) 見川稲荷神社

場所：水戸市見川 2-91

概要：「水戸のおいなりさん」との愛称で呼ばれる。箕川氏によって代々尊崇され、江戸期に見川村の鎮守となった。延宝7（1679）年に、「水戸郭内より妙雲寺を曳寺になるに
よりこの地に移す」ことになったという。4つの境内社をもつ。社務所もあり、宮司もいる。

バス停もあり、見川地区の重要な鎮守社である。

(6) 見川小学校の枝垂れ桜

場所：水戸市見川 2-96-3

概要：水戸光圀公が慕っていた、老女・高尾殿が亡くなられた時（1696年）、その一周忌に妙雲寺に植えた桜。見川小学校の校庭にあり、同校の自慢の桜である。

(7) 妙雲寺

場所：見川 2-103-1

概要：日蓮宗・大慧山・妙雲寺。水戸義公史跡。茨城百景指定。慶長元年に日道聖人の開基、延宝六年、水戸光圀により寺町からこの地に移転。七面大明神もある。義公とは水戸光圀のことであり、義公と関連の深い人たちのお墓も多い。

水戸市指定史跡・筑波勢総帥の武田耕雲齋の墓には「水戸藩の悲運ここに極まったのである」と記載されている。幕末の水戸藩の党派抗争から悲劇の中心人物となった武田耕雲齋と同士は敦賀で大量処刑された。敦賀の武田耕雲齋等墓は国指定史跡となっている。

彦根城主、大老、井伊掃部頭直弼台霊塚²³などもあり、幕末の激動期を物語る人物たちの苦しみや悲しさが伝わってくる。

(8) 日吉神社

場所：水戸市見和 2-207

概要：正保元（1644）年、大己貴命を祭神として見和村²⁴開発の際に村鎮守として勸

請された。以来、「日吉山王大権現」と尊称され、明治4年に日吉神社と改称。境内社の素鷲神社は須佐之命を祭神として「天王さま」と親しまれ、天保15（1844）年から神輿を新造して、祭事が確立した。平成11年に不慮の火災で日吉神社と素鷲神社は消失したが、翌年には再建計画が立てられ、平成13年にはコンクリートの社殿などが再興された。水戸八幡宮の田所清孝宮司が日吉神社の宮司を兼務している。御神輿同好会の「日吉会」が町内を渡御する祇園祭を支え、水戸黄門祭りにも参加し、地域連帯の行事となっている。

(9) 桜川遺蹟碑

場所：桜川団地橋児童公園，桜川陽だまり館（河和田町58番地）の手前

概要：大正6（1917）年に、侯爵 徳川圀順の揮毫、碑陰の撰文は菊池謙二郎による立派な石碑である。光圀が元禄9（1696）年に岩瀬の磯部神社の桜の苗木を植栽させ、桜の名所となった。桜川の名称も光圀が命名した。しかし、その後、荒廃してしまった。しかし河和田地区の青年会によって植栽しなおされ、復興した喜びを記録にとどめた。

見川小学校のしだれ桜とともに、光圀関連の桜の木とその記念碑である。

(10) 吉田神社、「吉田神社の軍配団扇」の石碑

場所：河和田町2895番

概要：元は八幡社であったが、光圀の命で吉田神社に改称。近くの桜川にかかる橋は、八幡橋（バス停名）であり、その由来は旧名の八幡社にある。水戸市教育委員会が立てた石碑には以下のように記されている。「吉田神社の宝物に軍配団扇がある。後三年の役の時に河和田を通った源義家は、神社に武運を祈った。そのとき、当地の長者が義家軍を大いに歓待した。数年後、義家は無事に任務を果たしての帰路、再び当地に立ち寄り、軍配団扇を御礼として置いていった。現在の軍配団扇はその長者が奉納したものといわれている。」

(10-1) 「膳棚帰魚」の石碑

この吉田神社の近くの桜川ぞいに「膳棚帰魚」の石碑（水戸市教育委員会設置）がある。これも源義家伝説と関係している。義家が立ち寄った際、食膳を洗ったとか、川底の岩が階段状になっているためとかいう。その岩盤のところどころに馬のひづめのような跡があるのは、義家の軍がこの川を渡った時にできた馬の足跡だといひ伝えられている。

(10-2) 茨城県の源義家伝説

その他、水戸市内の藤内神社（水戸市藤井町 87）にも義家伝説が残る。「藤内神社のフジ」の石碑（水戸市教育委員会）もある。康平 5 年（1062）源義家は征奥の途次、藤内神社戊亥の峰に十万の勢を集め、神社に武運長久を祈願し社前の藤の枝を申し受けて鞭とし勇気凄々進軍した。兵を集めたところを十万原という²⁵。

また水戸市の内原地区（旧内原町）の四十六石、鯉淵、出兵沢、白幡神社も義家伝説が残る²⁶。

源氏の先祖である八幡太郎義家がこの常陸の国（今の茨城県）を通ったことは伝説として神社や地名などに非常に多く残っている²⁷。茨城大学人文学部のプロジェクト B の実習地である常陸太田市里美地区（旧里美村）には横川温泉郷ある。その温泉宿の中野屋旅館には、1057 年に義家が湯壺を発見し、兵が傷をいやしたことが伝わっている。

これら八幡太郎義家伝説をつなげれば広域観光資源となるかもしれない。その構想を私はゼミを通じて一度、研究したこともあった²⁸。しかし不十分なままに終わっている。

(11) 河和田城、報仏寺、天徳寺など

場所：河和田小学校（水戸市河和田町 1019）

概要：河和田小学校はかつての河和田城の一部に建てられた小学校であり、小学校の中に、河和田城址の大きな石碑がたっている。また近くの報仏寺に前にも「河和田城跡」の石碑（水戸市教育委員会）が立てられている。歎異抄の著者である唯円が開基した報仏寺は河和田城の堤の中にある。佐竹氏の家紋を伝える天徳寺も河和田城の堀の中にある。

天保 13 年頃に水戸八景にあわせて河和田八景、河和田十勝の景勝地も定められた。旧河和田村として独自の地域コミュニティーを形成している。

数店の店が河和田にもあるが、詳しい歴史や観光資源は地区の人々によるサイト等に譲る²⁹。ただ余り知られていない以下の石碑だけ紹介する。

(12) 愛国 高倉長八郎熙次・高倉信太郎邦熙 事績頌徳之碑

場所：河和田三丁目

概要：昭和 46 年 5 月に設置。内閣総理大臣佐藤栄作書の「愛国」、文学博士肥後和男の撰文からなっている立派な石碑である。司命丸で資産家の高倉長八郎は勤王の志士となり勤王の志士たちを蔭から支えた。桜田門外の変、天狗党拳兵などのスポンサーとな

り、暗殺の危機を乗り越えた。明治期には勤王殉難志士の顕彰につとめた。高倉信太郎は河和田村の村長、赤塚駅の土地を寄付した。水戸商工会議の観光案内「高倉父子顕彰碑」(Web サイト)にも紹介がある。

以上、この地域に固有の歴史的な観光資源が幾つかあることが分かった。水戸徳川家に関する本格的な博物館から、余り知られてないが、水戸藩志士と縁の深い寺院がある。その他、旧跡を示す多くの石碑が建てられていることが分かった。これら史的情報はマップ化して発信することが求められる。これは今後の課題となる。

8. 地域古老からの聞き取り調査

現地の歴史的資源の調査の他に、記録に残すべき地域の古老話を以下に採録する。わずか4人からしか聞き取れなかったが、以下の通りである。似た話もあるがそのまま採録した。

8-1. 岩間志郎様 インタビュー³⁰

家族のこと

大正12年1月4日生まれ(戸籍上)、実際は大正11(1922)年11月生まれ。94歳。岩間寅次郎の四番目の子供として生まれた。岩間保さんは兄。岩間武さんは弟である。父の寅次郎は次男で、岩間家本宅から分かれて新宅を立てた。最近亡くなった岩間幸一さん(日吉会会長)は本宅の人。岩間芳郎さんは従弟にあたる。寅次郎は岩間秀雄さんの祖父でもある。

寅次郎の父は大澤家から養子に来た人で、兼吉といい、文久三年生まれ。寅次郎は明治20年代生まれ。寅次郎の兄弟は男三人、女子二人だった。寅次郎は常磐小学校へ。水戸の農学校を出て、東京の東京帝国大学農学部を出た。東京の大学に行った人は、村から2人しかいなくて、政治家になるのかと親から言われたほどである。寅次郎の兄も東京の大学に行った。寅次郎は破天荒な性格で、台湾の会社にいたこともある。秀雄さんによれば、「映画スター」のような人だった。岩間家の墓は多宝院にある。古い寺である。

周辺の景色

見和とは、緑岡村の中でも新しいところで、見川と河和田の方が古い。この二つの地名からとられてつけられた。この辺りは、「おかごい」と呼ばれて、江戸時代には侍のお妾

さんたちが住んでいたといわれる。

岩間家の山があり、岩間家は四軒だけで、畑作中心（すいか、きゅうり、とまと、なす、かぼちゃなど）。常磐幼稚園あたりも岩間家の田んぼだった。水戸から八百屋がリヤカーで野菜を引き取りに来て、水戸の市場で売られた。

岩間志郎さんの小学生時代

東茨城郡緑岡村の緑岡尋常小学校の見川の分教場に二年生まで。四十～五十人いたか。緑岡尋常小学校六年間、さらに高等小学校二年間。千波の逆井川からあがって行って、通学に一時間かった。中等学校には行かなかった。小学校には奉安殿があり教育勅語が安置され、朝・夕にその前で最敬礼した。校長は奉書を頭上高く掲げて、読み上げた（その恰好の姿勢を何度もして）。お召列車が沢渡川の前を通る時は、村の百姓たちは土下座していた。

岩間志郎さんの経歴

小学校卒、赤塚駅前に大澤材木所があり、そこで半年ほど働いた。大正十二年の関東大震災による木材需要で、大澤家は河和田村で一番の富豪となった。

東京の月島へ、ベークライト（化粧品）の蓋を作る。紀元二六〇〇年（昭和十五年）頃。徴兵検査で戻る。体格が小さく丙種合格で、横浜ゴムで労働。教育招集で北朝鮮の大同江に。機関銃中隊の訓練で八か月いた。

昭和二十年、三月に正式の招集があり、第三十七部隊に所属。栃木県喜連川の分教場に重機関銃の訓練をした。農家の手伝いで田植えをした。

戦争で水戸は焼け野原。本宅や町井家、沢渡川あたりにも焼夷弾が落ちて、焼けた。焼夷弾の六角型の筒が畑のあちこちに落ちていて、畑にも焼けた跡があった。自分の新宅は焼けなかった。

終戦を迎え、仕事もなく二、三年ぶらぶらしていた。兄の保から、県の農業試験場の職員に空きがあり、勧誘され、県職員となる。農業試験場友部分室にて。現在の県立友部病院があるところである。昭和五十九年に退職した。

昭和二十五年、二十七歳の時、愛子さんと結婚。

昭和二十六年六月に長男の岩間政志さん生まれる（琢哉さんの父、現在、六十五歳）。

昭和三十六年、現在の住宅を建てた。県営住宅（県営見和アパート）と同じブロックを

積み立てた家。

岩間家の本宅の前に、県営住宅建設の事務所があった。大久保工務店が担当であり、黒羽町に事務所があった。満州から引き揚げて、工務店として成功した。その息子は大久保病院である（この点に関しては記憶違いかもしれないとのこと）。岩間家の山を崩して、二階建ての県営住宅が建設された。これが、この地区で最初の新興住宅地である。

当時の風景：近くの水戸農学校の桑畑があり、実習地があり、牛を飼っていた。牛乳を分けてもらった。今の桜ヶ丘アパートがその場所。そこはもともと、永田さんの土地だった。

山と雑木林が広がっていて、商店は会田商店（今の会田酒店）、浅野商店しかなかった。

昭和四十一年に常磐短期大学設立。奥さん（諸澤操）は新宅。ご主人の諸澤さんは御前山の村長を務めた家から来た人。御前山橋を越えた上にお宅がある。奥さんは近所に住んでいて、良く知っていた。中原さん（今の中原教授の母）も近所である。

常磐幼稚園に孫の琢哉を入れて、送迎をした。

8-2. 小林淳様 インタビュー³¹

日吉神社・地主の氏子・日吉会の沿革

今日の日吉神社のグラウンドもその前の分譲地も森であり、日吉神社は森のなかにあった。

渡辺家が神主として代々、渡辺徳三郎まで、山王さま（日吉神社）の神官を継承してきた。その子孫の渡辺篤さんが相続対策で一周館ビルを造った。渡辺茂さんがその息子で、父の管理の仕事を継承するために水戸信用金庫を退職した。

相田さんが区長であった。岩間寅次郎さんは、区長・氏子総代で、気丈な人だった。神社で兵士を送る会を見た。

大澤勇さんの叔父にあたる新井覚之助（大澤家からの養子に出た）³²さんは、成功された方で六反歩の土地を日吉神社に寄進した。

大澤勇さん（平成28年に逝去、日吉会初代会長）は、水戸一高出身で、顔が広く、見和アパート（昭和34年）や桜川団地（昭和45年）の開発を手がけた。さらに相続対策で、アトラス（平成13年）とシャトーアトラス（平成14年）の2つのビルを建設した。長男と次男がそれぞれのビルを継承した。

日吉神社では天保十年に二代目の神輿が造られた。江戸時代は一軒ごとの神輿渡御をしたので数日かかった。その後、1日だけの神輿渡御は街道ぞいの氏子の区域を回って、さら

に雷神様まで行って、雨ごいをした。祇園祭の目的は、田んぼがなく、畑地が多く、農民が干ばつに対して雨ごいを祈願するために行った。旧暦の夏季に行っていた。戦時中は一時、中断したこともある。祇園祭は農民たちにとって大きな祝祭で楽しみな行事だった。

もみ手（担ぎ手）の若者がいなくなり、昭和 38 年頃に中止された。その後、黄門祭り、水戸市から神輿の借用を依頼され、10 年ほど貸していた。

昭和 54 年に、栃木県の専門家（小川政治様）に依頼して神輿、付属品などを新調した。300 万円は日吉神社（氏子 120 名）が拠出した。この時、氏子を中心に日吉会が結成されて、地区十四か所（現在は十三か所）を渡御する祇園祭が再開された。今は 7 月の第四日曜日に例年実施している。日吉会の会員は氏子以外にも会員を増やした。

小林淳さんの経歴

昭和 5 年 11 月 28 日生まれ。86 歳。小林家の本家で、自分で七代目。河和田の天徳寺に菩提寺。

東茨城郡緑岡村の緑岡尋常小学校の見川の分教場に三年生まで。緑岡尋常小学校六年間、さらに高等小学校二年間。桜川を渡る近道（矢の目橋）があり、通学に 40-50 分かかった。農家だったので、水戸農業学校に昭和 20 年 4 月に入学。空襲で校舎は焼けて、二年生の秋になって校舎が再建されるまで、十分に勉強できなかった。

卒業以来、農家を続けてきた。野菜、きゅうり、とまと、ほうれんそう、大根、白菜、リヤカーで八百屋が来て、大工町で夕方に販売した。

地名

直線の裏見和通りは侍が馬場として利用していて、両側に土手があった（図 2）。昭和 40 年代に道路を拡幅してその土手は壊された。

日吉神社から共同墓地までの原っぱが山王原と呼ばれていた。会神原は「かいじんばら」と呼ばれていたが、団地が造成されたときに、「あいじんばら」と呼ばれるようになった。

御殿山は穴戸公の別邸が佐竹時代にあり、樹齢 400 年くらいの立派な五葉松がその邸宅の庭にあった。御殿山にあった朝日稲荷神社は日吉神社に移転した。

高間原（たかまがはら）、宮原という地名がさらに続く。

周辺の景色、商業地へ

大東亜戦争の頃にはこの裏見和通りは通りに面して 50 軒くらいしかなかった。岩間街道沿いも 60 軒程度が街道沿いにあった。山や林と畑が広がっていた。昭和 40 年代に団地が出来て、民間の住宅が広がり始めた。

昭和 40 年頃から宅地化され、今では專業の農家はいない。現在は 6000 戸もある。

專業農家を辞めたのはバブル崩壊の前。バブルの頃は地価が高騰した。農地が宅地なみに課税されるようになった。固定資産税の評価額が高くなってしまった。税金対策のために道路沿いの土地は商業施設に敷地を貸すことになった。路面店のしまむらに土地を貸して 40 年以上になる。現在は地価が高騰時の 3 分の 1 ほどに下がったが、地価は赤塚駅から近くの商業地なので、それほど下落していない。

水戸の空襲、赤塚駅南の昭和産業と日清製粉

昭和 20 年 8 月 2 日の深夜、12:00 過ぎに B29 の爆撃があり、市街地方面が照明弾によって花火のように空が明るくなった。赤塚駅南にあった昭和産業（昭和 11 年設立）の工場は食用油を扱っていて、13 日にグラマン戦闘機の機銃掃射を受けて、1 週間くらい燃え続けた。

日清製粉の水戸工場はもともと下市（水戸市細谷、現在の城東 5 丁目）にあったが、昭和 14、15 年頃に 2 度洪水があり、水害を避けるために赤塚駅南に昭和 16、17 年頃に移転してきた。

日清製粉の水戸工場は平成 2 年に閉鎖された。その後たて壊して、赤塚駅の南は空き地になっていた。現在はヨークベニマル赤塚店、フードスクエア水戸赤塚店になっている。

8-3. 長谷川國雄様 インタビュー³³

*先祖について

長谷川金六一甚蔵一甚兵衛一藤吾一藤五衛門一藤三郎一尚寛と続く。水戸藩の家臣で同心をしていた。そのため国内の城郭図（『草木形状録』）も所持していたと思われる。その仕事から殺されてしまった先祖もいる。

曾祖父：長谷川尚寛、1843（天保 13）年 9 月 27 日～1919（大正 8）年 4 月 8 日

明治 22 年市制ができて水戸市含めて、31 市が誕生した。25,591 人、5052 世帯であった。長谷川尚寛は水戸市の初代収入役（明治 22 年）となり、5 代の市長に仕えた。

祖父 長谷川秀壽 1881（明治14）年6月12日～1979（昭和52）年4月18日
98歳

父 長谷川貞夫 1906（明治39）年2月8日～1985（昭和60）年4月5日

母 筑波の糸賀家出身、10人の9番目、102歳まで長命した。教育一家。

水戸線に関連して

水戸鉄道が明治22年に敷かれたが、その線路の施設を巡って、常磐大学の前あたりから借楽園方面に線路が曲がることになった。祖父によれば、その理由は、長谷川家の領地の中を陸蒸気おかが通過すると、火事になるので、尚寛も含めて7名の連署の血判状をつくって、水戸鉄道株式会社に対して直線的に市街地に延伸することを反対した。そのため線路は借楽園方面に曲がることとなった。借楽園の下を通過して、景観は良いのかと祖父は思った。

借楽園下の低地に盛り土するために、赤塚—常磐大学の間の谷間が開削された。線路は嵩上げされた上を通っている。

陸蒸気の燃えた石炭が捨てられ、神崎寺が消失したこともある。

祖父は水戸線を使って、小山から東京に行ったという。

水戸駅から赤塚駅の間の常磐線がもっとも急こう配であり、石炭を運ぶ貨車は60両では登れない。そこで水戸駅のヤードを拡張して、20台ごと切り離して、蒸気機関車で上れるようにした。

桜山の下の田んぼ（今の駐車場）、水戸農業高校（今の歴史館）の土地も長谷川家の土地であったが、農地解放（昭和22年）によって、利用していた県の所有地となった。

「おかごい」という地名

長谷川家の前の細道は「おかごい道南」と呼ばれ、今の岩間街道は「おかごい道北」と呼ばれていた。江戸時代に侍たちの妾が「おかごい山」に住んでいて、侍たちは、馬を長谷川家の敷地の桜の大木（樹齢400年）に止めて、通っていたという。「おかごい山」ははなわ塙家と永田家の土地で、水戸農業高校の実習地となり、県営桜ヶ丘アパートとなった。ブナや杉の林があった。祖父からは追剥が出るから行ってはいけないと言われた。

長谷川家の敷地から対岸の常磐大学が見える。前の学長（諸澤英道）からは大学が見えるからと言って、敷地を買い求め、別荘地のような邸宅を建てた。今は売却して別の人が住んでいる。

常磐短期大学の土地

水戸市長もした風戸元愛（もとちか）さんが不動産業をしていて、諸澤さんに土地の紹介を仲介した。

長谷川家旧蔵の古文書

長谷川家は光圀の頃から仕えた。藤三郎恭近が小宮山楓軒の学統をつぐという（茨城歴史館のHPより）。郡奉行をつとめた。

長谷川家の古文書 1600 冊は貞夫様から県歴史館に寄贈された（長谷川家文書として製本・修理された）。後藤金治さんが寄託を薦めた。この文書をもとに黄門料理が復元された。古文書の虫干しは大変だった。乾くとかさばり、箱に入らず、載せておくと祖父に叱れた。

江戸時代に作図された全国の城の見取り図、井戸の位置が青く書かれている。籠城した時に、どれほど持ちこたえるかが分かる。この全国の城の絵図（『草木形状録』）は水戸市立博物館に寄託してある。コピーされた城の絵図がある。

偕楽焼き（茨城陶器研究所がかつて今の県青年会館にあった。父の貞夫氏がその閉鎖を見届けた）も水戸市立博物館に寄託した。

常磐村

常磐村は昭和 8 年に水戸市と合併した。常磐村の中に、東原、東町などの地名があり、水戸市と合併後も東原の地名はそのまま使われた。常磐村の中に、常磐小学校があった。常磐小学校はもともと八幡さんの近くにあった。父はその小学校に通った。

水戸市の空襲

昭和 20 年 8 月 1 日 米軍により空襲のビラが撒かれた。憲兵が学校で取り上げた。1 日にはなく、2 日の未明、1 時半頃に空襲があり、母親に抱きかかえられて逃げた。長谷川家の蔵は焼けなかった。常磐線を狙っての空襲であった。

市街地はほとんど消失。中央郵便局の塔、市電のポールが残っているだけだった。常磐小学校も無くなり悲しかった。末広町から向こうは消失しなかった。空襲後、小学校は茨城大学の敷地を利用した。焼夷弾の黄鉛がズボンに残っていて火傷をした。

空襲は空の爆撃機から爆弾が投下されているのが見えたが、艦砲射撃は怖かった。水戸にも流れ玉が飛んできた。

旧制水戸高等学校は内田信也さんが寄贈したもので、全国で唯一プールと飛び込み台もあった。その講堂も焼け落ちた。

水戸市の小学校

水戸市には最初2つの小学校しかなかった。上市の小学校（三の丸小学校）と下市の小学校（浜田小学校）。

長谷川様の履歴

昭和8年生まれ。85歳。常磐小学校6年間 常磐国民学校に名称変更。昭和21年旧制の水戸中学に入学。水戸高校の学生が家庭教師してくれたので、一高に合格できた。昭和27年に水戸一高を卒。昭和31年に茨城大学卒。都内で6年間過ごし、水戸に戻る。水戸信用金庫に入社。

周辺の風景

旧50号沿いの歩道に小麦を植えた。消防署の脇に石田牧場があった。今の石田外科。お不動さんの前に白戸牧場があり、白戸牛乳があった。内田牧場（歴史館の前）があった。内田さんは茨城県の食肉組合の理事長もされて、常陸牛なども扱っていた。今の（有限）内田本店（創業明治32年）。

常磐小学校の頃

1クラス60人、一学年6クラスあり、360人×6学年で2000名以上いた。

住宅地は西へ西へと広がる。その理由は、通勤するときにまぶしいまぶしいと東に向かい、帰路は光のある西へ西へと向かうからだと言われた。

幼稚園には行かなかったもので、「結んで開いて」が歌えず、母は恥をかいたという。

入ってすぐに奉安殿があった。戦前は何でも天皇陛下が絶対だった。何かの行幸でお召列車が水郡線を通る際、水戸一高の下のトンネルだったが、お召列車を通すために、トンネルを開削した。

小学校では、算数・国語・体育・修身など。わら半紙をまとめた教科書は3人で1冊を利用した。修身の礼儀作法では、お味噌汁、ごはん、おかずの順番で食べるように指導された。

空襲があれば、帰された。級長と副級長は残された。小学校の遠足は、偕楽園、愛宕神社。笠原の官林に給食用の薪を取りに行かされた。小学校の前にはくぬぎの山があった。水浜電車から飛び降りて、無賃乗車したこともある。海水浴は水浜電車で大洗へ。溺れて助けられた。いとこと行った。また阿字ヶ浦、平磯の海水浴場にも行った。自宅の周囲は蛇、青大将、たくさん虫がいた。

祭礼について

常磐神社は官幣大社で氏子がおらず企業から神輿の担ぎ手を出した。5月12日のお祭り。お不動さん。妙雲寺が預かっているとのこと。東町として管理しないとイケない。長谷川家にあるお稲荷様。11月15日に七五三でお赤飯をたく。曾祖父が作った文久・文政の旗を出す。

家長制

床の間で祖父・父・長男の私が座らされて、ご馳走が供された。しかし弟と妹は台所にいて、後で食べさせてくれと。長男は特別扱いされた。隠居制度があり、祖父が隠居して、財産はすべて父が相続した。祖父は96歳まで生きた。母は102歳半生きた。

戦時中のこと

竹やりの訓練が3,4回あった。アメリカ軍に勝てるか、意味のないことだった。アメリカに占領されたら海に投げ込まれるという噂もあった。しかし進駐軍のGPは優しく、飴をくれた。世界と日本との架け橋作りのためにロータリー米山記念奨学金の支援、寄付をしている。茨城県で28名いて、20名は日本に残る。

見和の先の曲がったあたり、処刑場跡地

長谷川様が水戸信の見和支店長の時、福島タクシーの会社から頼まれて、ホームセンターの敷地をあっせんした。色々な宗教でお祓いをしたが、商売が続かず、その後、別の店舗でも2度ほど続かなかった。今でも空き地である。今のジョイフル水戸店の前の空き地。

見和の大澤家

アトラスビルの所有者。もともとそこに本宅があった。今の大澤産業、かつて大澤材木（岩間志郎様よりの話）。見和にある神崎寺の墓地は大澤家から譲ってもらった。神崎寺の檀家総代をつとめている。

8-4. 井上信男様 インタビュー³⁴

- ・本人で八代目。本行寺が菩提寺。兄妹3名の長男。
- ・昭和26年生まれ。66歳。常磐小学校に通った。水戸工業高校卒。日製佐和工場（現在の日立オートモティブシステムズ株式会社）のエンジニアとして電気自動車の開発を担当していた。最後は電波障害の研究に携わった。現在は農業。
- ・父は緑岡尋常小学校に通った。祖父は旧常磐小学校（旧常磐村、位置は今の場所と異なり、八幡宮の近くにあった）に通った。
- ・常磐大学の正門前の道路は常磐線の陸橋部分もふくめて新しくできた。かつて旧道には踏切があった（図1）。
- ・父の世代の人たちが祇園祭を復活させた。若い頃の神輿渡御の思い出があり、人口が増えて来たので、昭和54年に神輿渡御が復活した。新井覚之助さんの話をよく聞いた。
- ・明治期に地区の地図が作成されて配布された。
- ・木下家の前から、赤塚駅方面の直線（丸亀製麺の前まで）は、江戸時代に馬場があった（図2）。その幅は5メートルほどで、馬車一台が通れるほどの細さだった。平坦な道で両側には土手があった。裏見和通りと呼ばれていた。現在は10メートル道路に拡幅された。その道にあった道祖神は会神原の共同墓地に移転された。
- ・日吉神社は鬱蒼とした森であった。太い松など雑木林があった。御殿山あたりにも太い松があった。御殿山の由来は宍戸藩の別邸が由来だという。
- ・イイジマレストランあたりは低く、湿地帯だった。
- ・見和地区は大澤勇さんが開発を進めた。水戸一高を出て、自治医科大卒。医者をやめて、地元に戻り、大澤産業をおこして地域の開発を進めた。県知事も懇意であった。
- ・永田家は河和田城の家老の流れで、見川1丁目に住んでいる。カスミあたりも永田家の土地であった。
- ・竹林家も桜山近くの見川1丁目に引っ越してきて、5代目くらい。
- ・木下家はもともと梅見月の裏あたりに本宅があった。

- ・岩間家は、緑岡村字見和（現見和地区）で一番の大地主である。
- ・県営桜ヶ丘アパートの敷地は、以前は「おかごい山」があり、永田家が学校に貸与して水戸農業高校の農地となり、戦後は、グラウンドとして野球ができた。その後、水戸農業高校は那珂市に移転して、土地は県に返還され、県営桜ヶ丘アパートが造成された。
- ・昭和34年9月に、桜山橋の横断陸橋の道路が出来てから、住宅街が一層広がった。
- ・新しい桜山橋が開通するまでは、桜山から駐車場方面少し下り、右に折れた細い道を少し下り、銀杏の木が立っているあたりを左に折れて、川を越え、常磐線の踏み切りを超えて、反対側の道につながっていました。こちらの旧道は現在も残っていて、上がっていくと歴史館の横の現在の自動車道とつながっている（図3）。
- ・帝産バスが桜山の旧道の坂を上る時は、薪を使っていて、人が押し上げないと登れなかったそうです。
- ・姫子塚がラーメン華の前の道路の反対側の永井さんのお宅の敷地にある。道路を作る関係で、不動尊のところに移転してきた。元の位置は不明。姫子の地名の由来である。不明で亡くなった姫を村人が葬った。

以上4氏の貴重な地域に関わる史実をそのまま掲載した。一部聞き違いがあるかもしれないが、確認していただき増補した。音声記録はとっていない。

表1 見和・見川・河和田の主な橋（東から西へ）

橋の名称・川	竣工年	場所	周辺の概要
櫻山橋（さくらやまはし）・常磐線、沢渡川	昭和三十四年九月竣功 *歩道の橋、平成五年二月。最新の歩道は震災後。	桜山と歴史館を繋ぎ、市街地との接続がよくなる。常磐線・沢渡川を越えた陸橋。	旧道の橋はない。 桜山の二差路の坂道（梵珠庵の上）は近年、セットバックされ、歩道が確保された。
桜山新橋・沢渡川		桜山から千波公園へ斜めに降りていく坂道	
猩猩橋（しょうじょうはし）・沢渡川	平成四年三月竣工	徳川博物館通りにつながる。	偕楽園・桜山第一駐車場、第二駐車場、第三駐車場。梅桜橋。
花追橋（はなおいはし）・沢渡川		偕楽園公園・拡張部の公園の歩道	猩猩梅林と田鶴鳴梅林をつなぐ。
丸山橋・小川	平成四年五月	偕楽園公園・拡張部の公園の歩道	偕楽園公園センターにつながる。
田鶴鳴橋・桜川	平成四年十一月竣工 偕楽園下虹図（立原杏所作・賛烈公筆）のレリーフ	県道水戸神栖線、千波山と偕楽園下をつなぐバス道。	千波公園西側駐車場の上。

水戸市見和・見川商店会の活性化を目指して
 ー地域の地理と歴史、古老話の採録

橋の名称・川	竣工年	場所	周辺の概要
窈窕橋・桜川 梅郷橋・桜川 ／新坂橋・小川 梅林小橋・小川		偕楽園公園・拡張部の公園の歩道	徳川ミュージアムの森の山の下。四季の原につながる。徳川ミュージアムのゲート。
好文橋（こうぶんはし）・桜川	平成三年十二月竣工 常磐公園攪勝圖誌（明治十八年）を印刷した銅版レリーフが4点、橋についている。	見川1丁目の台地から四季の原、千波山をつなぐ大型の陸橋。両側に歩道もある。	高台には見川城の遺跡。松風軒と箕川仙奕墓と呼ぶ囲碁盤、将棋盤がある。手作り郷土賞を受賞。徳川博物館の裏手の入り口に向かう旧道の坂道がある。
春秋橋・桜川 城址橋・小川		偕楽園公園・拡張部の公園の歩道	見川城に関連した橋の名前。
矢の目橋（やのめばし）・桜川	平成十三年九月完成	見川3丁目から緑岡をつなぐ。歩道もある。	旧道あり。大木とお地蔵さん。お祀りしている。昔の橋はない。
滝下橋（たきしたはし）・桜川 江戸通橋（えどみちばし）・桜川緑地	平成元年三月竣工	見川3丁目のクリーンセンターと大山台団地方面をつなぐ直線道路。	クリーンセンター下に旧道あり。お地蔵（嘉永五年 見川村 大内田の字が読める）と石碑。然林房 50 mの表札。
桜川橋（さくらがわはし）・桜川	竣工平成五年二月	見川4丁目から見川町をつなぐ。	桜川橋のバス停近く。ケヤキの大木。見川一本松の交差点にお地蔵あり。
桜川団地橋（だんちばし）・桜川	昭和四十四年三月竣工	見川5丁目と河和田をつなぐ。	さくらがわ集会所。団地橋の桜川団地橋児童公園の中に、桜川遺跡（水戸市教育委員会）の看板。桜川遺跡碑（大正丁巳三月、水戸菊池謙三郎撰）
若林橋・桜川	平成十六年三月、木造の小さな橋	見川5丁目と河和田をつなぐ歩道の橋で、地元民しか知らない秘境の橋である。	上流に膳棚帰魚の史跡。森と沼地
八幡橋（はちまんばし）・桜川	昭和九年三月竣工	見川見和と河和田の境。岩間街道をつなぐ古い橋。	桜川市民センター（平成23年4月15日）・かつ太郎本店 村社吉田神社、河和田八景、吉田晴嵐、軍配団扇の伝説（源義家が後三年の役で立ち寄り、帰路にも立ち寄り、団扇を褒美に与え、神社の神宝に）、三当屋製の伝統。樹齢300年のモミの木。河和田祖霊社。
高天原橋（たかまがはらはし）・桜川	平成十一年三月竣工 縄文式土器の図柄つき	赤塚駅南中央通り歩道のある大型橋。県庁ゆきのバスも通る。	河和田八景・高間原秋月（八幡橋と吉田神社の森の景色）縄文遺跡が近辺にある。霞ヶ浦導水桜機場（国交省）・施設見学あり。

9. 見和・見川・河和田と主な橋（東から西へ）

昭和34年に桜山橋が出来たことで、見和・見川地区の住宅地が広がり始めたことは井上氏の証言にもある通りである。この見川の台地をつなぐ多くの橋がいつ頃建設されたかについて上記の表1の通り調べ、その周辺の概要についても記述した。

おわりに

本稿は見和・見川商店会という広域商店会の地域資源を活かして、何らかの活性化がはかれるのではないかと期待して、そのための基礎資料を残すことに心がけて作成された。

筆者自身はこの地に平成8年に地元の大学に奉職し、さらに近所に居住したことから、この地域の歴史的資源に前々から注目をしていた。

学生による地域活性化案として①アニメを活用した町おこし、②商店会魅力発信力の強化、③新規イベントの開催が提案された。2017年M&Mサマーフェスタにも学生たちは地域の歴史・地理などにもとに子供向けのクイズ大会を出し、「ときわん子」（常磐大学のマスコット）の着ぐるみも出した。そのようなイベントについて本稿で詳しく述べることはできなかった。この調査結果は完璧ではなく継続調査が必要である。とはいえ本稿がいささかなりとも地域活性化の基礎資料として役立てれば、幸いである。

参考文献・冊子など

陳愛華・岡田広司「個店主導型の商店街活性化戦略—地域資源の「知」を知的創造サイクルに—」『オイコノミカ』第43巻第1号、名古屋市立経済学会、2006年9月、pp.75-92。

茨城新聞「レポート2005 水戸市立図書館 見和地区に来春4館目」『茨城新聞』2005年12月4日

茨城新聞「水戸商工会議所110周年記念企画 元気商店街・水戸の底デカラ 見和・見川・赤塚編—「住・遊」充実の副都心—「暮らし提案」輝く商人、華やかさ増す姫子通り」『茨城新聞』2007年2月9日

木下敬久「「まち物語 「便利さ」より「豊かさ」」(『茨城新聞』「水戸商工会議所110周年記念企画」2007年2月9日所載)

岩間秀男(梅が丘地区連合会会長)「散歩道 梅が丘地区エリア散策」『みんなの水戸』第57号、2015年7月20日。

冊子・梅が丘地区コミュニティプラン策定委員会(策定委員・岩間秀雄ほか)「梅が丘地区 コミュニティプラン 若い世代とともに支え合い活動できるまちづくり」梅ヶ丘地区連合会、2016年3月、保存版

冊子・水戸市都市計画部都市計画課編集・発行「URBAN TERRACE 一周館 水戸/見川—見川2丁目地区 第一種市街地再開発事業(個人施工)」

冊子・日吉神社御神輿同好会『日吉会十周年の歩み』1989年

- 冊子・日吉神社御神輿同好会『日吉会二十周年の歩み』1999年
冊子・水戸市日吉神社御神輿同好会『日吉会三十周年の歩み』2009年
冊子・日吉神社再建実行委員会『日吉神社再建御造営記念誌』2012年
村内必典「水戸市見和町にある松雲亭記碑について」『郷土文化』第40号，茨城県郷土文化研究会，1999年
村内必典・志賀信次「水戸市見川町にある妙雲寺にある塙家の墓碑銘について」『郷土文化』第42号，茨城県郷土文化研究会，2001年
神田大吾・鈴木敦 編『2015年度 根力育成プログラム 「プロジェクト実習」 活動報告書』茨城大学人文学部根力育成プログラム小委員会，2016年3月
茨城城郭研究会『改訂版 図説 茨城の城郭』国書刊行会，2017年
久野勝弥「「水戸黄門」と松下幸之助（高橋三郎聞き書き）」（『これが水戸黄門だ！』日之出出版，2003年）

引用URL

- 水戸市立見和図書館 <https://www.library-mito.jp/contents/tosyokan/miwa.html>
(2017年11月30日アクセス)
一般財団法人茨城県住宅管理センター・県営住宅のご案内
https://www.ijkc.jp/k_j010704.html (2017年11月30日アクセス)
肉のイイジマ <https://nikunoiijima.co.jp/>
レストランイイジマ <https://nikunoiijima.co.jp/restaurant/>
花工房の本店 <http://www.flowergift.co.jp/wp/>
Flower Gift Edelweiss (花工房のインターネットサイト) <http://www.flowergift.co.jp/>
小さな資料室―資料 67 大老井伊掃部頭直弼台霊塔について
<http://www.geocities.jp/sybrma/67iinaosuke.daireitou.html>
小さな資料室―資料 264 桜川遺蹟碑
<http://www.geocities.jp/sybrma/264sakuragawa.isekihi.html>
小さな資料室―資料 258 高倉長八郎熙次・高倉信太郎邦熙事蹟頌徳之碑
<http://www.geocities.jp/sybrma/258takakurashi.syoutokuhi.html>
みんなで学ぶ河和田の歴史
<http://www1.plala.or.jp/papa/enkaku.html>

村山ゼミ作成のSNS

見和見川商店会 Facebook <https://www.facebook.com/miwamigawashotenkai/>

見和見川商店会ブログ <https://ameblo.jp/miwa-migawa>

(Endnotes)

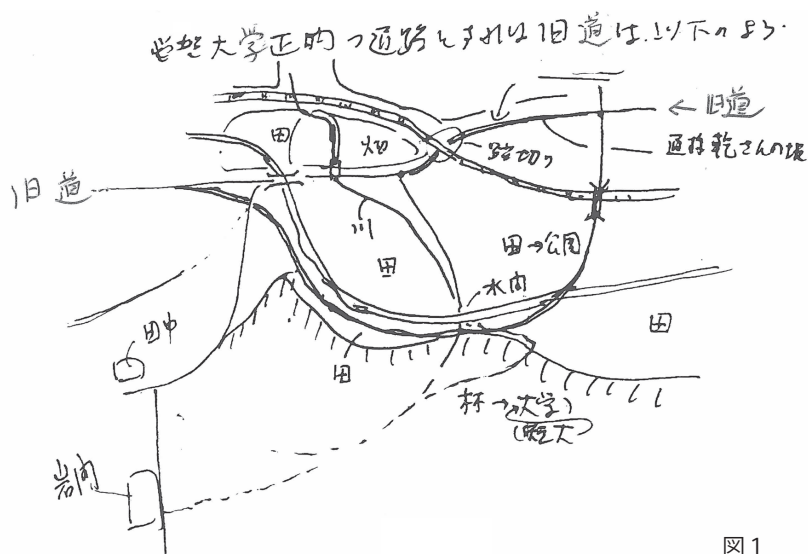
- 1 商学連携アイデア提案事業（中企第38号）は平成29年4月3日から平成30年3月31日までとされる。村山へは茨城県知事・橋本昌よりコーディネーターの委嘱状が4月3日づけで届く。この間、平成29年8月の茨城県知事選挙によって、長きにわたる橋本県政は終焉し、大井川和彦知事にバトンタッチされたことは印象的であった。「学生による商店街活性化提案発表会」は平成29年11月20日13:30-17:00に茨城県薬剤師会館で開催された。本学の他、3大学が提案した。すなわち茨城大学人文学部社会科学科地域研究・社会学コース小原ゼミは笠間稲荷門前通り商店街協同組合（笠間市）、茨城キリスト教大学経営学部経営学科大久保ゼミナールは多賀地区連合商店会（日立市）、筑波大学社会工学・商店街調査グループはザ・モール505商店会、土浦駅前商店街振興会（土浦市）について提案を行った。
- 2 地域資源の「知」として地域の歴史にとくに注目した。地域資源と商店街活性化については陳・岡田（2006）が詳しい。
- 3 見川小学校の校歌に「見川の丘」というフレーズがある。
- 4 水戸市の中心市街地に古くから住む人たちからは、見和・見川地区は遠い田舎とみなされていることが地元住民の語りの中にある。一周館ビルのオーナーである渡辺氏は、50年前には見川小学校の教育レベルが低く、三の丸小学校に越境入学した。
- 5 「梅が丘地区の歴史」については、梅が丘地区コミュニティプラン策定委員会（2016）が年表としてまとめており、便利である。この年表で1889年に緑岡村見和の戸数54戸、1950年に見和の戸数140戸と書かれている。
- 6 見和団地ともいう。現在の見和アパートは再建されており、1号棟は1993年にできた。最も新しい9号棟は2008年に建設された。県営会人原アパート（見和3丁目）は1976年、県営桜ヶ丘アパート（見和1丁目）は1983年に建設された。
- 7 木下敬久氏（梅が丘地区連合会会長）の証言でも、常磐線をまたぐ「桜山陸橋」「沢渡陸橋」の開通が県都の中心街と結ばれるという意味で、画期的なインフラ整備だったと語っている。『茨城新聞』2007年2月9日の記事より

- 8 梅が丘小学校（児童数 1099 名）は 1976 年 4 月に開校。新たな学区が定められ、梅が丘地区市民憲章実践会も同時に設立された。梅が丘という名称は梅の名所の借楽園に近いことから住民の総意で命名された。
- 9 河和田小学校（河和田町 1019）の学区は正確には河和田町、河和田 1 丁目の一部、萱場町からなる。赤塚小学校（河和田 2 丁目 2116-1）の学区は河和田 2 丁目を中心に、河和田 1 丁目の一部、3 丁目からなる。赤塚小学区には見和・見川商店会の会員はいない。別に赤塚駅前商店会が存在する。なお河和田町には見和見川商店会加盟店が 3 店だけある。
- 10 例えばダイワハウスの建築条件付宅地分譲「セキュリア見和」（見和 2 丁目、6 区画）では 2017 年 11 月には一部の住宅建設工事が開始した。見川 5 丁目でも積水ハウスの大規模な分譲地（コモンガーデン桜川、全 94 区画）の開発が始まった。
- 11 分譲マンションのサーパス赤塚姫子は 46 邸からなり、2017 年 11 月にその建設が予告された。赤塚エリアでは 10 年ぶりのサーパスマンションプロジェクトとされる。穴吹工務店では、サーパス赤塚駅前（54 戸／2005 年 9 月竣工）、サーパス赤塚（86 戸／2008 年 9 月竣工）の他、確認できただけでもサーパス見和一番館（58 戸／1999 年 9 月）、二番館（43 戸／2000 年 9 月）、サーパス見和梅が丘通り（39 戸／2006 年 2 月竣工）、サーパス見和表町（64 戸／2006 年 11 月）、サーパス見和イーストテラス（39 戸／2014 年 6 月）などがすでに建設されている。
- 12 平成 26 年の経済センサスによれば、地域別の事業所数は以下の通りである。見和 1-3 丁目：296。姫子 1-2 丁目：166。見川 1-5 丁目：323。河和田 1 丁目：115。河和田町 317。
- 13 見和図書館は 2006 年 4 月に水戸市の 4 番目の図書館として新設された。この新館は「住宅地と商業地が併存する地域特性を踏まえ、経済関係の図書資料を多く集める方針」で、実際には「商業地に立地しており、会社の創業・起業や経営全般に役立つビジネス書及び関連図書・雑誌の収集整備に努める」と図書館の HP に記載されている。茨城新聞（2005）；図書館 HP 参照。
- 14 商店会は 2017 年に 36 周年を迎えるので、その数字から逆算して設立年を計算した。ミミカード会は商店会設立の翌年であると倉持氏は記憶している。このミミカードを広めたのは、キクヤの萩庭久明氏であった。萩庭久明氏はなくなり、キクヤは閉店しているがその店舗の隣の見川カイロプラクティックを運営しているのが萩庭久明の息

子の萩庭慎一氏である。

- 15 「いきいき商店街 第2回 見和・見川商店会」『広報みと』2012年7月1日号。
- 16 20回以上しているが正確な回数は倉持会長も覚えていない。1度だけ、水戸市の補助金申請を忘れて実施しなかった年があったそうだ。
- 17 1989（平成元）年に『10周年誌』、1999（平成11）年7月に『20周年記念誌』が刊行された。
- 18 茨城新聞（2007）
- 19 飯島肉店は今の一周館ビルのある敷地に飯島哲朗氏によって昭和38年に開業。のちに有限会社、株式会社に組織変更して現在に至る。飯島哲朗氏は商店会会長も務めた地域の名士であり、引退後も毎日、店舗の様子を視察しているという。現在は飯島哲朗氏の3人の息子のうち、2兄弟が事業を継承して引き続き事業規模を拡大中である。肉屋に育った2人の上の兄弟のうち、兄の充氏が精肉・ハムソーセージや惣菜部門を、弟の充氏がレストラン部門を統括している。
- 20 「安倍首相の一日 4日」『読売新聞』2017年10月5日。水戸駅での街頭演説後、「6時41分、同市の「レストラン イイジマ」。住民らと記念撮影。田所嘉徳前衆議員、大井川和彦同県知事らと会食。」と掲載されている。同席した水戸市長の高橋靖氏のブログにも詳しく掲載されている。
- 21 岡田広参議院議員の講演より。2017年12月22日。水戸市商店会連合会青年部研修会、於、きくすい。
- 22 村内（1999）
- 23 桜田門外の変で暗殺された井伊大老の首級が実は水戸に桜田烈士の廣木松之助によって水戸に運ばれてきた。最終的に松之助の菩提寺のこの寺に埋葬されたという。「大老井伊掃部頭直弼台霊供養塔由来」の碑文は三木啓次郎氏によって昭和43年に立てられた。「小さな資料室—資料67」のWebサイト、久野（2003）など参照。
- 24 1641年の検地で、見和という新しい新田名は、見川村と河和田村から分村した際に、一字ずつとって命名された。『日吉神社再建御造営記念誌』2012年、p.26参照。
- 25 藤内神社の由緒より
- 26 内原郷土史義勇軍資料館・郷土史ゾーンの展示品より
- 27 安部元雄『旅に出た八幡太郎—茨城の義家伝説—』崙書房、1978年；佐藤智敬「神社由緒と伝説解釈：茨城県の源頼義・義家伝説の記述の変化を通して」『常民文化』

- 第 21 号, 1998 年 3 月, 成城大学大学院文学研究科など参照。
- 28 この茨城県内に散在する八幡太郎義家伝説を広域観光資源として活用すべきだという視点は、茨城大学のプロジェクト B が里美地区で開催された際にも村山が発言している。茨城大学人文学部 (2016) p.252 - 253 を参照。
- 29 Web 「みんなで学ぶ河和田の歴史」; 水戸市民憲章推進河和田地区実践会の内内孝也氏が「河和田八景」についての文書がある (桜川市民センターで入手した資料)。
- 30 岩間志郎様のご自宅 (水戸市見和 1 丁目) にて岩間琢哉様 (お孫さん) 同席して。2017 年 7 月 24 日 午前 10:00 - 11:20 頃。文書の確認作業は親族の方に。
- 31 小林淳様のご自宅 (水戸市姫子 2 丁目) で 2017 年 7 月 25 日, 13:15 - 15:10 頃、陣野冬実・参加; 2018 年 1 月 7 日, 14:00 - 16:00 に確認作業。*日吉神社に関する多くの資料は小林様から拝借できました。御礼申し上げます。詳しい日時については筆者が加筆した。
- 32 新井覚之助氏をたたえる碑文が日吉神社にあり、大澤捨太郎の次男とされる。
- 33 長谷川國雄様のご自宅 (水戸市緑町 3 丁目) にて、参加は金田裕樹・陣野冬美。2017 年 7 月 30 日, 10:00 - 12:30 頃; 2018 年 1 月 7 日, 10:00 - 12:00 に確認作業。
- 34 井上信雄様のご自宅 (水戸市見和 2 丁目) で 2017 年 8 月 21 日, 午前 10:30 - 10:00; 2018 年 1 月 8 日, 17:00 - 19:30 に確認作業。図 1 ~ 3 のポンチ絵も作図。



村山元理

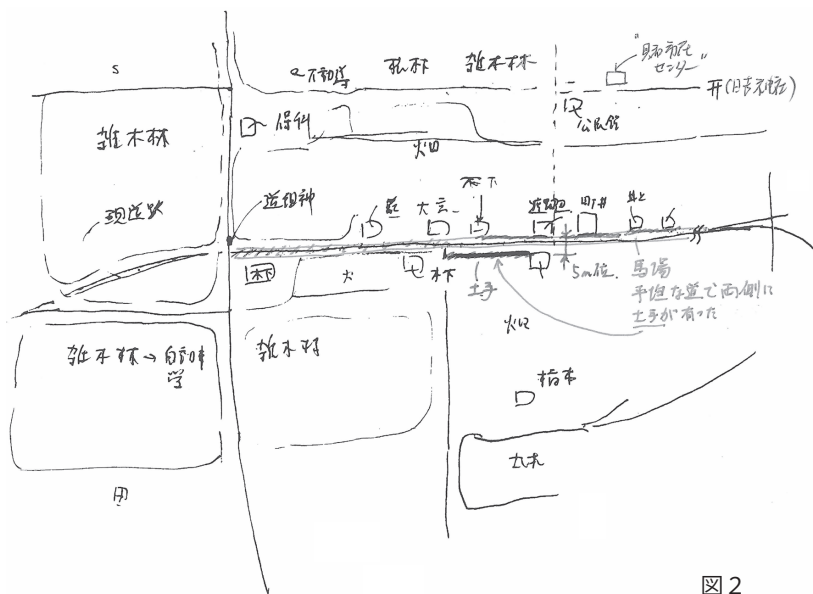


图2

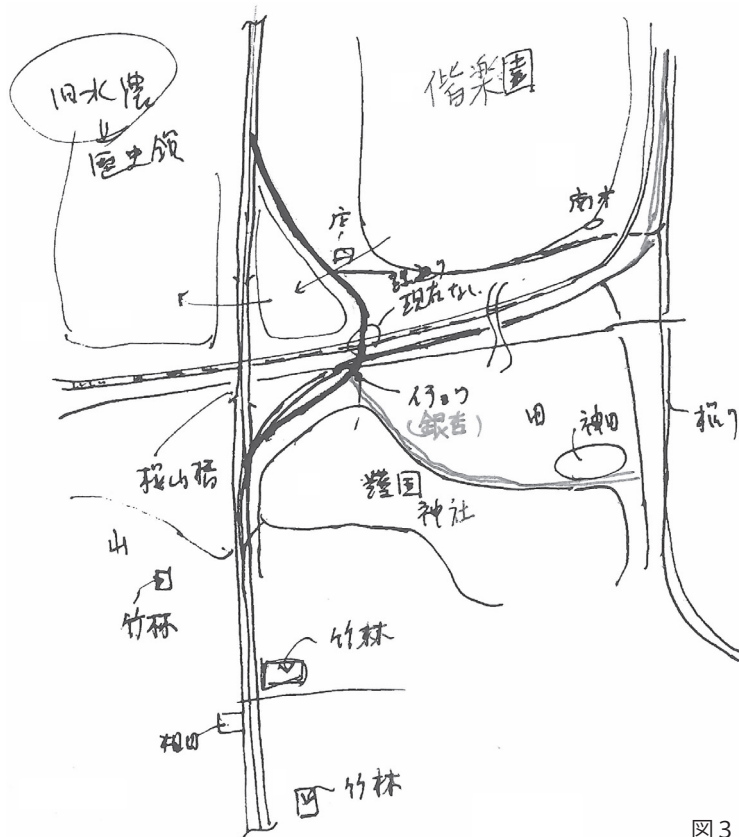


图3

研究ノート

産業クラスター形成の概念モデル分析

—地方創生のための一試論—

村 中 均*

A Conceptual Model for the Formation of Industrial Clusters:
Toward a Theory of Regional Development and Vitalization

1. はじめに

東京一極集中の緩和と、人口減少とそれに伴う地方（地域¹）の衰退に歯止めをかけるために、「地方創生」というコンセプトが生まれた。地方創生の根幹を簡潔に説明すれば、地域自らでいかに「稼ぐ」ことができるかということである²。このことは、地方創生を推進するため、各地域が策定し、実施している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「しごと」をその中心に据え、「しごと」によって「まち・ひと」の活性化を図ることを意味する。地域は、「稼ぎ」すなわち「付加価値」を創造するために、戦略として産業クラスターの形成を目指し、地域の価値創造の連鎖すなわちバリューチェーン³（Value Chain）を構築することになる。したがって、地方創生＝産業クラスター＝地域バリューチェーンという関係式が成り立つことになる。

これまで、我が国では、2001年経済産業省「産業クラスター計画」、2002年文部科学省「知的クラスター創成事業」、2005年農林水産省「食料産業クラスター推進事業」と産業クラスターの形成に向けた取り組みを推進してきているが、必ずしも、順調かつ十分な成果を達成することができているというわけではない。その大きな要因として、産業クラスターについて、多くの研究の蓄積はあるが、理論的な整理が十分になされていない

* 常磐大学総合政策学部 准教授

1 地域とは、集落レベル、市町村レベルまた都道府県レベルさらにそれらの広域圏レベル等があるが、本稿では、それぞれが主体的に「地域」の境界を設定するものと考えており、地域という場合、具体的なレベルを特定化せずに、議論を進めている。

2 飯田他（2016）は、「稼ぐ」視点から地方創生について考察する有用性を指摘している。

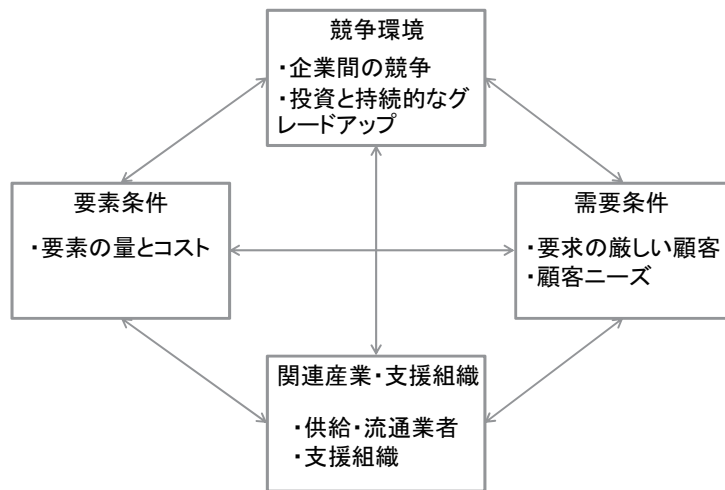
3 同様のことを、サプライチェーン（Supply Chain）と説明されることがあるが、本稿では「価値」の創造に焦点を当てているため、バリューチェーンとしている。バリューチェーンそのものの説明は、本文中で、この後に行うことにする。

ことが挙げられる⁴（藤田 2011）。理論の不在は、効果的な実践すなわち成果に結び付かず、理論を背景とした実践が、今こそ求められているのである。

本稿の目的は、地方創生という観点から、産業クラスター形成のメカニズム、特にそのダイナミズムを理論的に明らかにすることである。本稿では、産業クラスターの形成について、代表的な理論研究である Porter（1998）の産業クラスター形成要因モデルと、園部・大塚（2004）の産業クラスター形成ライフサイクルモデルを説明し、理論的な整理を行い、それらを統合し、実践につながる（実効性のある）概念モデルを提示する。

2. 産業クラスター形成要因モデル

Porter（1998）は、産業クラスターを「特定分野の関連企業、専門的な供給業者やサービス提供者、関連業界の企業、関連・支援機関（大学、政府・自治体、業界団体等）が地理的に集中し、競争し同時に協力している状態」と定義し、共通性と補完性による関連組織等の集合体として捉え、需要条件、要素条件、競争環境、関連産業・支援組織という4つの要因によってクラスターが形成されると考える。



出典：Porter（1998：325）より作成。

図1 ダイヤモンドモデル

4 藤田（2011）が指摘するように、これまでの経営学のアプローチによる産業クラスター研究は、（もちろん優れた理論研究もあるが）事例の紹介に留まっているものが多い。事例であっても理論構築につながる研究こそが、今後の研究の方向性と考えられる。本稿では、概念モデルを構築した上で、事例分析を行い、モデルの妥当性の検証を行っている。本稿は、二神（2008）と同様に、経営学のアプローチは、産業クラスターの構造やダイナミズム等の議論において多大な貢献ができるという立場から、分析を進めている。

まず、需要条件とは、生産物に対するニーズそして十分な需要があるか、顧客（消費者）が存在するかということである。次に、要素条件とは、土地、労働、資本、社会基盤（インフラ）等の生産要素のことである。そして、競争環境とは、競合企業が存在し、クラスターが激しい競争状態であることを意味する。最後に、関連産業・支援組織とは、関連効果のある関連企業の供給業者や流通（販売）業者、そして支援組織（機関、団体）等の存在のことであり、その充実化は地域バリューチェーンの統合度を高めることにつながっている。

上記の4つの産業クラスター形成の要因をダイヤモンドの形のように描写し、これはダイヤモンドモデルと呼称されている（図1参照）。

ダイヤモンドモデルでは、先の4つの要因が揃った場合に、クラスター内でイノベーションが生まれ⁵、新規事業が創出され、生産性が高くなると考える。しかし、ダイヤモンドモデルは、クラスター形成の要因を静学的な視点で分析したものであり、各要因がどのように影響しながらクラスターを形成するのか、そのプロセス（動学）については明らかにしていない（金井2012）。

このダイヤモンドモデルを基に、朽木（2007, 2015）は、クラスター形成に向けた要因間の関係性について、①需要条件・要素条件→②競争環境→③関連産業・支援組織というプロセスがあり、それは実践的な政策手段としての「重点」順序（シーケンスまたはフローチャート）であることを明らかにしている。また、朽木（2007, 2015）は、特に関連産業・支援組織はクラスターの能率化や高度化に寄与し、先のプロセスは段階進展（変遷）するにつれて、クラスターが形成され、生産性が向上することを指摘している。本来、朽木（2015）は、需要条件→要素条件という段階に区分しているが、本稿では、需要条件と要素条件の2つは、特に「生産」に関して相互に対応するものであり、2つをセットとして捉え、第1段階として統合している。

①需要条件・要素条件→②競争環境→③関連産業・支援組織というプロセスを産業クラスター形成の要因3段階と呼ぶこととし、このプロセスは、図1を基にすると、図2のように描くことができる。

5 例えば、経営学のアプローチから、産業クラスターのイノベーションの側面について分析した研究として、野中・ラインメラ・柴田（1998）がある。それは、「知識創造」と「場」の視座から地域のイノベーションについて分析したものであるが、「自分事化」や「対話」といった、現在、地域イノベーションのキーワードになっている概念を取り入れた先駆的な研究といえる。

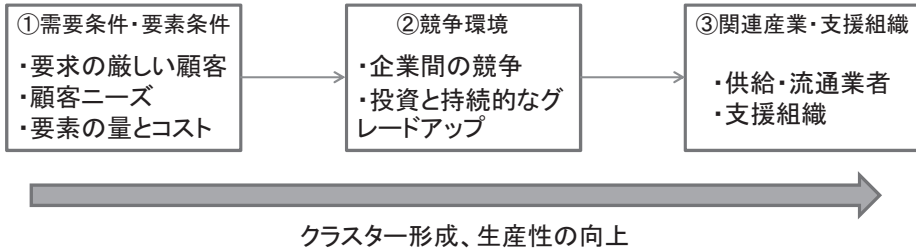
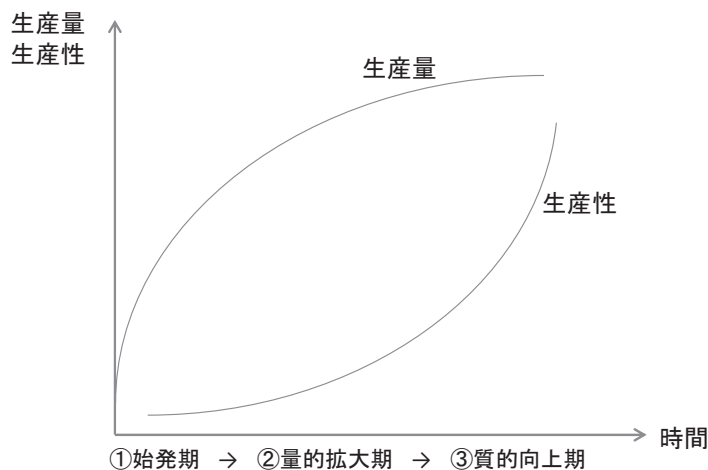


図2 産業クラスター形成要因3段階

3. 産業クラスター形成ライフサイクルモデル

園部・大塚（2004）は産業クラスターの形成プロセスを、①始発期→②量的拡大期→③質的向上期という3段階の進展として捉えている。これは、産業クラスターの内生的発展を示しており、クラスター形成のライフサイクル3段階と呼ぶことができる。

まず、始発期に、技術者や商人等が企業家（アントレプレナー）となり、生産を開始する。この時、他地域から直接的あるいは間接的な模倣等を行うこともある。そして量的拡大期には、始発期に確立した生産物や生産システム等を模倣する新規参入企業が出現し、生産量が増大し生産性も向上するが、企業は多数存在することから利益率が低下する恐れが生じる。この期は、市場が成長し、情報や知識等のスピルオーバーや分業等の集積の効果が高まることになる。その後、質的向上期は、生産物の質の向上さらにいえば高付加価値化が課題となる時期のことで、技術や組織等の革新が肝要となる。この期は、市場



出典：園部・大塚(2004: 44)より作成。

図3 産業クラスター形成ライフサイクル3段階

からの撤退企業が出てくることもあり、生産性と利益率が向上し、産業クラスターの能率化つまり輸出化、そして高度化つまり産業の多様化の段階となる。以上の一連のプロセスは、生産量と生産性に着目してみると図3のように描くことができる。

上記の3段階の各段階のクラスターの特徴は、始発期は生産開始、量的拡大期は競争激化、質的向上期は能率化・高度化であり、段階進展に伴って、生産性が向上することになる⁶（図3参照）。例えば、質的向上期には、企業の異質性を前提とし、生産性の観点から企業の国際化について分析する新新貿易理論（Melitz 2003）で説明されるような、生産性が高く輸出を行う企業も出現するようになる。また、上記のプロセスは、（輸入→）生産→輸出という段階を経ていることから、経済発展のプロセスを説明する雁行型経済発展モデル⁷（池間 2009）を、産業クラスターの視点から、捉え直したものとみえる。

地域のバリューチェーンという視点からこの段階進展を捉えると、段階進展に伴い、その統合度は高くなる。バリューチェーンとは、付加価値創造の流れを、購買（原材料、中間財等）→生産→流通・販売という活動（機能）から構成されると考えることである（Porter 1985）。全般管理や人的資源管理等の支援活動もあるが、議論を単純化するために、ここでは先の3つの活動を中心に考えることとする⁸。したがって、地域のバリューチェーンの統合度を高めるとは、基本的に、地域内でこれらの活動（機能）の連携を図ることである⁹。地域内で、原材料（第1次産業）から加工（第2次産業）そして流通・販売（第3次産業）までを一体化させる6次産業化¹⁰等も、その例になろう。このことは、生産（付加価値）と分配（所得）と支出（消費と投資等）の三面非等価という構造的問題を抱える地方が、三面等価¹¹を成立させ、地域の経済を自立的なものとして成り立たせることにつながる（中村 2014）。

地方創生という観点からすると、ここでさらに、当該地域の支出の面で、他地域への移輸出と移輸入の差額を示す域際収支という視点が重要となる。域際収支と1人当たり域

6 このことから産業クラスターでは、集積する企業の質という側面が課題となることが分かる。

7 雁行型経済発展モデルとは、簡潔に説明すれば、ある国の産業が国際化し、多様化する経済発展のダイナミズムを説明するものである。

8 主にICT産業の価値創造の流れを、レイヤー構造化（根来 2017）や補完財企業やプラットフォーム企業等の存在を加味したビジネス・エコシステム（立本 2017）として捉えることがあるが、本稿では議論単純化のため、3つの活動を中心に考えることにする。

9 山田（2013）や加護野・山田（2016）は、日本の優れた伝統・地場産業では、高度な垂直的分業システムが成立していることを指摘している。このことは、統合度の高い地域バリューチェーンが構築されていることを意味している。

10 6次産業化については、今村（2015）を参照されたい。

11 ここでいう三面等価とは、地域の生産面、分配面、支出面から見た「域内総生産」が同じ値になることである。域内総生産とは、ある地域内で1年間に生み出された付加価値の総計を意味する。

内総生産（すなわち生産性）との関係は強い正の相関があることが、これまで報告されている。域際収支の向上とは、移輸出を増大し、移輸入を減少させることであり、地域のバリューチェーンの統合度を高め、付加価値の創造を向上させることは域際収支の向上につながることになる。

さらに、バリューチェーンの統合は、クラスターとしての集積のみならず、「地域のブランド化」とも連動している。ブランドとは簡潔に言えば、顧客が生産物等に対して持つ価値の認知・イメージであり、バリューチェーンの統合度を高めることは、原材料（購買）、加工（生産）と流通・販売との間で価値に一貫性を持たせることになり、顧客への価値の認知・イメージの構築すなわちブランド力の強化につながる（Keller 2013）。特に、農商工連携や農・食・観光クラスター等を含む6次産業化の文脈では、バリューチェーンの統合化は、地域のブランド力の向上につながると論じられている（斎藤 2012）。地域が自ら、商品（観光サービス）を開発し、観光客を集客する着地型観光を行うため（例えば、海外からの観光客を集客するのであればインバウンドということになる）、農林水産業と商工業、そして観光協会、自治体、観光業の関係者等が連携するDMO（Destination Marketing/Management Organization）の取り組み（大社 2013）も、その例として挙げられよう。生産と消費が時間的かつ空間的に同時に起きるサービス産業を中心とするクラスターにおいて、バリューチェーンの統合化は、付加価値を高めるための非常に重要な手段となる。

4. 産業クラスター形成段階モデル

それでは、これまでの議論を基に、産業クラスターの形成プロセスについての理論化を行ってみよう。先に説明した(1)産業クラスター形成の要因3段階は、産業クラスター形成で重要となる要因の段階であり、また(2)産業クラスター形成のライフサイクル3段階は、産業クラスターの発展段階である。この2つはそれぞれクラスターの生産性の向上の段階を示しており、この2つを生産性という視点から統合することができる。そこで、(1)産業クラスター形成の要因3段階を縦軸に、(2)産業クラスター形成のライフサイクル3段階を横軸にとって、これを図式化してみると、図4のように素描することができる。これを「産業クラスター形成段階モデル」と呼ぶことにする。

図4の横軸（右方向）はクラスター形成のライフサイクル3段階を示し、縦軸（上方）は形成要因の3段階を示しているが、横軸（右方向）はクラスターの産業構造の変

化を意味しており、縦軸（上方向）はクラスターの形成推進要因の変化を意味している。

そして、図4上の右上方向の対角線の矢印は、産業クラスターすなわち地域バリューチェーンの形成が進展し、産業クラスターの形成プロセス上で、バランスの良い「均衡成長型の産業クラスター形成（段階）」を示している。これは、始発期には、需要条件・要素条件が重要となり、量的拡大期には、競争環境が課題となり、そして質的向上期には関連産業・支援組織が重要となることを意味している¹²。産業クラスター形成ライフサイクル3段階の特徴は、前述のごとく、始発期は生産化、量的拡大期は競争激化、質的向上期は能率化・高度化であり、産業クラスター形成要因3段階は、最初に生産に関わる需要条件・要素条件の充実、次に競争環境の整備・充実、最後に能率化・高度化に貢献する関連産業・支援組織の充実であり、それぞれ各段階が適合しており、このことから、均衡的であることが分かる。

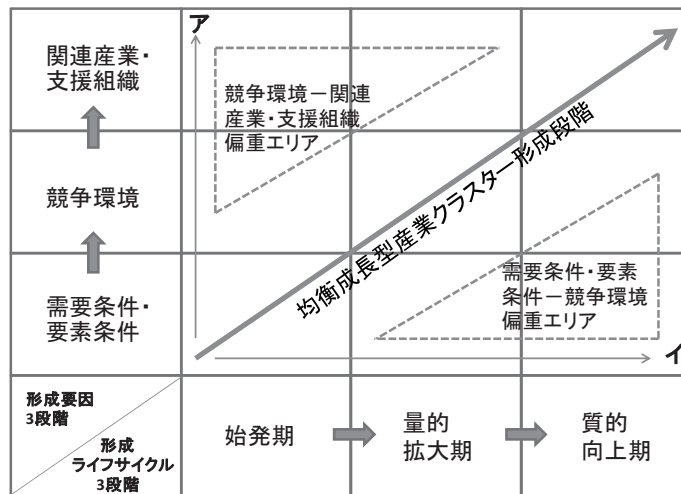


図4 産業クラスター形成段階モデル

図4上の点線で示されるエリアで、対角線上から左上のエリアは、始発期に競争環境や関連産業・支援組織という要因を強調し、量的拡大期に、関連産業・支援組織という要因を強調することから「競争環境-関連産業・支援組織偏重エリア」といえ、対角線上から右下エリアは、量的拡大期に需要条件・要素条件という要因を強調し、質的向上期に需

12 本稿と同様の視点で、産業クラスター形成のプロセスのモデルを構築している研究として、笹野（2006）を挙げることができる。それは、産業クラスター形成のプロセスを、①イノベーション環境の改善（社会インフラ整備）、②企業集積の進展、③アンカー企業の出現、④（支援組織を代表とする）起業環境の改善、⑤（産業クラスターとしてのマーケティング戦略による）評判の確立という5つの段階で説明している。このモデルは、本稿のモデルと段階区分は異なるが、親和性が高いと考えられる。

要条件・要素条件や競争環境という要因を強調することから「需要条件・要素条件—競争環境偏重エリア」といえる。これらの点線エリアは、形成要因と形成ライフサイクルの段階が一致せず、バランスが良くないため、不均衡エリアといえる。

ただし、図4上のア点方向へのクラスター形成の可能性はありうる。例えば、クラスターライフサイクルの始発期にあつて、需要条件・要素条件と同時に競争環境と関連産業・支援組織という形成要因を満たすことができれば、これは、「急発進型の産業クラスター形成」といえよう。オーバーエクステンション（伊丹 2012）、あるいはストレッチ戦略（Hamel and Prahalad 1994）と呼ばれる不均衡な成長を目指すもので¹³、始発期から急激にグローバル化に対応する産業クラスターがその例として挙げられる¹⁴。また、イ点方向へのクラスター形成の可能性もありうる。例えば、クラスターライフサイクルが始発期、量的拡大期、質的向上期と、時間的には進展していくべきところ、需要条件・要素条件という形成要因に留まっており、これは、成長性が見込めない「残存型の産業クラスター形成」といえよう。これらのことから、図4上のア点方向の矢印の動きは急発進志向、イ点方向の矢印の動きは残存志向というクラスター形成への動きであることが分かる。

以上、産業クラスター形成の段階進展について、概念モデルを構築し、その提示を行った。次に、そのモデルの妥当性について、事例を基に、確認してみよう。

5. 産業クラスター形成の事例分析

ここでは、均衡成長型の産業クラスター形成の段階、具体的には、始発期は需要条件・要素条件が重要となり、量的拡大期は競争環境が課題となり、そして質的向上期は関連産業・支援組織が重要となる、それぞれの事例を簡潔に紹介していくことにする。

(1) 福岡市の事例¹⁵（始発期）

まず、2014年に国家戦略特区の指定を受け、ソフト系ICT産業、主に情報サービス業のクラスター形成の始発期にある福岡県福岡市の「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」の事例を取り上げる。福岡市は、2015年度に開業率全国主要都市1位、さらに税収

13 これらの戦略の特徴を簡潔に説明すれば、現状から背伸びを行い、無理を行うことといえよう。

14 これは形成要因を同時に複数揃えることを意味しており、その実現には非常に困難を伴うことになると考えられる。

15 事例については、山崎（2015）と以下を参照。

福岡市グローバル創業・雇用創出特区 HP：<http://f-tokku.city.fukuoka.lg.jp/>（2017年4月1日アクセス）

は過去最高を更新し、2010年度から2014年度までの税収伸び率は全国主要都市1位という成果を上げている。

ソフト系ICT産業に対する国内と海外の豊富な需要、すなわちグローバルな需要の高まり（需要条件）があり、その中で、福岡市は、九州地域のハード系ICT産業（主に半導体）の集積を基盤とし、若者率と人口増加率が高く、オフィス賃料が低く、成長するアジア市場との交通アクセスの良さといった強み（要素条件）がある。さらに福岡市は、2000年より本格的な創業（スタートアップ）支援の制度や組織の整備を行っており、現在では開業窓口・人材確保支援機能を持ったスタートアップカフェの設置、スタートアップビザやスタートアップ法人減税等、主に創業に関する要素条件を整備してきている。需要条件と要素条件の充実化の取り組みが、上記のような成果として現れていると考えられる¹⁶。

(2) 福島県の事例¹⁷（量的拡大期）

2002年に福島県が主導し、「医療機器産業集積プロジェクト」が開始された。これは、福島県郡山市に所在する日本大学工学部（尾股定夫教授）が有するハプティック（触覚）技術を、医療機器に応用し、産業クラスターの形成を目的としたものであった。同年「次世代工学技術研究センター」が設置され、日本大学工学部と福島県立医科大学の医工連携による医療機器開発の拠点が整備されることになった。2006年には、福島県産業創出課、日本大学工学部、福島県立医科大学、福島大学と県内企業が連携し、ハプティック技術を医療機器として事業化する計画が、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業（発展型）に採択され、その取り組みは、後に、走査型ハプティック顕微鏡の製品化として結実した。

2005年から、ジョンソン・エンド・ジョンソン須賀川事業所や会津・白河オリンパス等の医療機器メーカーの集積を基に、福島県内の異業種製造企業による医療機器産業への新規参入を支援し、医療機器産業企業の集積化を目指す「うつくしま次世代医療産業

16 福岡市の取り組みは、クラスター形成の始発期にあるが、スタートアップを促進する規制改革を積極的に行い競争環境の整備につなげており、関連産業・支援組織（例えば、産学官民が一体となった福岡地域戦略推進協議会による取り組み等）といった要因も同時に整えつつあり、グローバル化を目指す急発進型の産業クラスター形成の方向にあるとも考えられる。

17 事例については、仲井（2012）と山崎（2015）、そして以下を参照。
うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト HP：<http://fuku-semi.jp/iryou-pj/index.php>（2017年4月1日アクセス）

集積プロジェクト」が開始されている。プロジェクトでは特に、地域の中小の異業種企業が、医療機器メーカーに直接接近し、改良改善開発や部材供給そしてOEM生産（受託製造）を可能とする支援が行われている。その取り組みは、2009年に「ふくしま次世代医療産業集積クラスター」として、経済産業省より地域中核産学官連携拠点の指定を受け、さらに、2011年に、文部科学省、経済産業省、農林水産省より地域イノベーション戦略推進地域（国際競争力強化地域）として選定された。この取り組みは、主に競争環境を整備・充実させ、医療機器産業のクラスター化を促進しており、時間軸で考えてみるとクラスター形成の量的拡大期にあるといえる。

成果を見てみると、2004年から2013年までの福島県内の医療機器生産金額は2倍となり、2013年のそれは1245億円で全国3位となった。

(3) 北陸地域の事例¹⁸（質的向上期）

北陸地域の繊維産業は、江戸時代の農村家内工業を基盤とし、明治時代に織機技術の導入によって発展し、第二次世界大戦後には主に合繊長繊維織物の生産・輸出を拡大し成長してきた。しかし、1990年代以降は、主にアジア諸国の繊維産業の発展によって、その競争力を失うようになっていた。

2009年に石川、富山両県全域と福井県嶺北地域を対象区域とする「北陸三県繊維産業クラスター」の取り組みが開始されることになった。これは、企業約240社を含む産学官の連合組織体であり、主に人材教育、研究開発、流通・販売の拡大の活動を行っている。この取り組みは、地域の協働のプラットフォームとして、関連産業・支援組織とネットワーク化により、様々な新素材繊維の革新を進め、競争力を高めているところに特徴がある。

個別の企業を見ても、例えば、八田経編のダブルラッセルメッシュという新素材（この素材のシューズを高橋尚子氏と野口みずき氏がオリンピックの女子マラソン競技で使用し、各々、金メダルを獲得）の開発、セーレンの垂直統合によるカーシートの自社ブランド化の取り組みがある。2000年代以降、この地域の繊維企業は、受託製造（メーカーチョップ）から脱却し、自社による流通・販売を拡大（すなわちサービス産業化）させている。

これらは、関連産業・支援組織を充実化し、地域のバリューチェーンの統合度を高め、

18 事例については、藤吉（2015）と吉原（2010）を参照。

付加価値を高めることにつなげている動きであり、クラスター形成の質的向上期における優れた取り組みといえよう。このことは、NIRA 総合研究開発機構（2016）が明らかにしている地域の特性を生かした高質な産業クラスター形成の特徴、例えば質の高い企業群によるクラスター化、サービス産業化を志向したクラスター化、地域の組織による支援とネットワーク化等と共通するものである。

6. おわりに

既述のごとく、地方創生時代の各地域にとって、産業クラスターの形成は活性化の核となるものである。効果的なその形成の在り方が問われており、戦略的な政策展望を可能とする実践的概念（理論）モデルが求められている。

橘川（2006）が指摘するように、課題の解決につながる展望を導き出すためには、その対象が内包する発展のダイナミズムを析出していることが必要である。本研究の基となった2つの理論は産業クラスター形成のダイナミズムを析出しており、本稿は、それらを統合する形で、鳥瞰図的な産業クラスターの形成のプロセスの理論化を試みている。

また、本稿で構築した「産業クラスター形成段階モデル」で示されている産業クラスター形成ライフサイクルと産業クラスター形成要因の均衡的段階は、取り上げた事例から、成果を上げていることが分かる。

本概念モデルは、産業クラスター形成の長期的なロードマップを示しており、また、一連の均衡段階を遂行していく必要性を示している。本概念モデルを、KGI（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）とKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）の設定、さらに、それらに基づくPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルと連動させれば、クラスター形成に向けた取り組みが可視化され、その取り組みに対して継続的かつ適切な努力を傾注することが可能となる。概念モデル分析によって、当該地域が現在どこに位置するのか確認し、産業クラスター形成に向けた効果的かつ具体的な施策やシナリオ等、提言することができよう。

もちろん、本稿で示した概念モデルは産業クラスター形成のメカニズムの理論化の一端である。本稿は、鳥瞰図的な産業クラスターの形成プロセスの理論化に重点を置いており、産業クラスター形成で重要となる企業家の活動（金井 2012）や企業間のネットワーク¹⁹

19 例えば、大久保・岡崎（2015）、Okubo, Okazaki and Tomiura（2016）は、産業クラスター計画によって形成された企業間のネットワークの定量分析を行い、その計画への参加が、東京や都市部の企業との取引を増加させたことを明らかにしている。

や関係資本（西口 2003）等、ミクロな視点からの検討は十分にできていない。また、経済のグローバル化が進展する中では、バリューチェーンの国際的分散を意味するグローバル・バリューチェーンと産業クラスターとの連関（木村 2016）についても分析する必要があり²⁰、これらのことも含めた理論の精緻化が、産業クラスター形成の理論化にとって今後重要になってくると考えられる。

謝辞

本稿は、常磐大学課題研究助成（2015 年度～ 2016 年度、研究代表：村中 均）を受けた研究の成果の一部である。

参考文献

- 藤田誠（2011）「産業クラスター研究の動向と課題」『早稲田商学』429, pp.101 - 124.
- 藤吉雅春（2015）『福井モデル』文藝春秋。
- 二神恭一（2008）『産業クラスターの経営学』中央経済社。
- Hamel, G. and Prahalad, C. K. (1994), *Competing for the Future*, Harvard Business School Press.
- 飯田泰之・木下斉・川崎一泰・入山章栄・林直樹・熊谷俊人（2016）『地域再生の失敗学』光文社新書。
- 池間誠編（2009）『国際経済の新構図』文眞堂。
- 今村奈良臣（2015）『私の地方創生論』農山漁村文化協会。
- 伊丹敬之（2012）『経営戦略の論理 第4版』日本経済新聞出版社。
- 加護野忠男・山田幸三編（2016）『日本のビジネスシステム』有斐閣。
- 金井一頼（2012）「企業家活動と地域エコシステム構築プロセスのミクローメゾ統合論」西澤昭夫・忽那憲治・樋原伸彦・佐分利応貴・若林直樹・金井一頼『ハイテク産業を創る地域エコシステム』有斐閣。
- Keller, K. L. (2013), *Strategic Brand Management*, 4th Edition, Pearson.
- 橘川武郎（2006）「経営史学の時代—応用経営史の可能性」『経営史学』40 (4), pp.28 - 45.

20 この場合、多国籍企業に着目した分析が主要なものとなろう。例えば、Kotler and Kotler（2014）は、多国籍企業と地域（都市）の経済成長についての分析を行っている。

- 木村福成 (2016) 「ASEAN が体現する新たな開発モデル (第 2 回) 産業集積とイノベーション・ハブの形成」『世界経済評論』60 (2), pp.59 - 66.
- Kotler, P. and Kotler, M. (2014), *Winning Global Markets*, John Wiley and Sons.
- 朽木昭文 (2007) 『アジア産業クラスター論』書籍工房早山。
- 朽木昭文 (2015) 「産業クラスターと「シークエンスの経済」」『経済セミナー』685, pp.48 - 54.
- Melitz, M. J. (2003), “The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity,” *Econometrica*, 71 (6), pp.1695 - 1725.
- 仲井康通 (2012) 「福島県における医療機器関連産業の集積」『産学官連携ジャーナル』8 (2), pp.12 - 14.
- 中村良平 (2014) 『まちづくり構造改革』日本加除出版。
- 根来龍之 (2017) 『プラットフォームの教科書』日経 BP 社。
- NIRA 総合研究開発機構 (2016) 『コンパクトな産業集積へー柔軟なネットワークで支える』。
- 西口敏宏編 (2003) 『中小企業ネットワーク』有斐閣。
- 野中郁次郎・ラインメラ、パトリック・柴田友厚 (1998) 「知識と地域ーイノベーションのプラットフォームとしての地域」『オフィス・オートメーション』19 (1), pp.3 - 13.
- 大社充 (2013) 『地域プラットフォームによる観光まちづくり』学芸出版社。
- 大久保敏弘・岡崎哲二 (2015) 「産業政策と産業集積: 「産業クラスター計画」の評価」RIETI Discussion Paper Series, 15-J-063.
- Okubo, T., Okazaki, T. and Tomiura, E. (2016), “Industrial Cluster Policy and Transaction Networks: Evidence from Firm-Level Data in Japan,” RIETI Discussion Paper Series, 16-E-071.
- Porter, M.E. (1985), *Competitive Advantage*, Free Press.
- Porter, M. E. (1998), *On Competition*, Harvard Business School Press.
- 斎藤修 (2012) 『地域再生とフードシステム』農林統計出版。
- 笹野尚 (2006) 「ハイテク型産業クラスターの形成メカニズムーフィンランド・オウル ICT クラスターにおける歴史的事実」『経済経営研究』27 (2), pp.1 - 154.
- 園部哲史・大塚啓二郎 (2004) 『産業発展のルーツと戦略』知泉書館。
- 立本博文 (2017) 『プラットフォーム企業のグローバル戦略』有斐閣。

山田幸三（2013）『伝統産地の経営学』有斐閣。

山崎朗編（2015）『地域創生のデザイン』中央経済社。

吉原英樹（2010）「ビジネス・ケース（No.078）セーレン」『一橋ビジネスレビュー』57
(4), pp.96 - 108.

研究ノート

語彙的縮小及び拡張と関連性について

梅 香 公*

On lexical narrowing and broadening, and relevance

1. はじめに

日常の言語使用において、使用された語の辞書的な意味と文脈における意味の間にズレを感じることは誰でも経験していることであろう。本稿では、語彙によって符号化された意味と伝達される意味の間に成立する関係の中でも、語彙的縮小 (lexical narrowing) 及び語彙的拡張 (lexical broadening) にフォーカスして見ていきたい。以下の例は、符号化された意味と伝えられる意味に乖離があるケースである (Mano & 友繁 (2011))。

- (1) A: Would you like to come to dinner tonight?
B: I'd love to, but I have an urgent matter tonight. Can I take a rain check?
- (2) The West depends primarily on the American nuclear umbrella.
- (3) A: I can't believe Bob got into the university med school.
B: Money talks.
- (4) These days every Tom, Dick and Harry plays golf.
- (5) A: 今晚夕食に来られませんか。
B: 伺いたいのですが急な用事がありまして。また誘ってください。
- (6) 西側諸国は主としてアメリカの核の傘に守られている。
- (7) A: ボブが医学部には行ったなんて信じられない。
B: お金の力さ。
- (8) 最近では猫も杓子もゴルフをやる。

* 常磐大学総合政策学部 教授

上記の例(1)~(4)の英語の例に対して、日本語の例(5)と(8)は意識をしている。つまり、言語的、社会・文化的文脈を考慮して、話者が伝えたいと思っている意味を推測して辞書的な意味に置き換えて訳しているのである。例えば、(1)の 'rain check' は、雨天順延券だが、この発話の場面は球場ではない。別の機会での招待を期待していることを暗に伝えているのである。(2)の 'American nuclear umbrella' は、傘の意味を比喩的に拡張していることは明らかだろう。(3)の 'Money' は、受験生に特別な配慮をもたらすかもしれない金銭的な手立て、例えば、大口の寄付とかを意味していると推察できる。(4)に関しては、'Tom, Dick and Harry' は、ありふれた名前であり、平均的な人々を指していると考えられる。(6)と(7)は日本語でも英語同様の表現があり、意識の必要がない。意識の必要はないが、符号化された意味は伝えられた意味とは異なることは明らかである。

符号化された意味は語彙数の制約を受けるが、伝えられる意味は発話の文脈によって変更が加わり、その数に上限はない。語彙的縮小及び語彙的拡張はこのような意味における乖離を埋めるプロセスであり、意味論と語用論の接点に生じる現象である。このような意味現象を取り扱う研究領域をウイルソン & ウオートン (2009) は、古典的な語彙意味論との対比で語彙語用論を呼んでいる。本稿でも、以下でウイルソン & ウオートン (2009) の分析を紹介し、より包括的な観点より当該現象の解明に取り組みたい。

2. 先行研究

2-1. 語彙的縮小及び語彙的拡張

ウイルソン & ウオートン (2009) は、関連性理論の観点から、語彙的縮小及び語彙的拡張の現象を説明している。まず語彙的縮小について見ていこう。ウイルソン & ウオートンによると、「語が言語的に符号化された意味よりもより特定のな、狭められた意味で使われた結果、言語的に指定された内容よりも縮小された意味が生じる」現象が語彙的縮小と考えられる。

- (9) a. All doctors drink.
 b. 医者はみんな飲む。
 c. 医者はみんな酒を飲む。
- (10) a. I have a temperature.
 b. 私は熱（体温）がある。

- c. 私は熱（平熱より高い熱）がある。
- (11) a. At Christmas, the bird was delicious.
- b. クリスマスには鳥がおいしかった。
- c. クリスマスには七面鳥がおいしかった。
- (12) a. Churchill was a man.
- b. チャーチルは男だった。
- c. チャーチルは男の中の男だった。

上記の例では、(a)の英文は 'drink'、'temperature'、'the bird' 及び 'a man' の意味が対応する日本語訳で分かるように、(b)文において符号化された意味、(c)文において伝達された意味を表している。(9c)において、「液体を飲む」が「酒を飲む」と意味が縮小されている。同様に、(10c)においては、「体温」が「高熱」に意味が縮小されている。更に、(11c)においても、「鳥」は「七面鳥」に特定されている。(12c)においても同様に、「男」は「男らしい男」を意味している。これも意味的縮小の一例と考えられる。

ここで問題点があることをウイルソン&ウオートンは指摘している。意味の縮小が行われる訳だが、その程度はどのように調整されるのだろうか。ウイルソン&ウオートンによると、レヴィンソン（2000）は、「聞き手は話し手が意図した地点に到達したと判断するまで、意味縮小を続ける」必要があると説明している。しかしながら、このレヴィンソンによる要請は、聞き手が話し手の意図した地点がどこであるかを理解していることを前提にしている。ウイルソン&ウオートンによれば、聞き手がどの地点で意味縮小のプロセスを止めるかをどうして判断するかが説明には含まれていなければならない。

- (13) I've been here all week. (私は、一週間ずっとここにいたよ。)

(13)の例文で、'here'の指示対象は、「この大陸に」、「この国に」、「この街に」、「この建物に」、「この図書館に」、そして「この部屋に」と縮小することができる。確かに、縮小のレベルの選択は何に基づいてなされるかは説明を要する。

ウイルソン&ウオートン（2009）は、上記の例文(9)~(12)及び(13)に対して、関連性理論の枠組みでの説明を適用している。その発話理解のプロセスは以下ようになる。

(14) 関連性理論による解釈の手順 (Relevance-theoretic Comprehension Procedure)

処理コストが最小となるような道をたどりながら認知効果を計算する。

- a. 解釈 (縮小やコンテキストや含意など) を接近可能な順序で吟味し、
- b. 予測される関連性のレベルまで達したら (または達しなかったら) 解釈を打ち切る。

発話は、字義通りの意味 (符号化された意味) から明示的意味を回復し、百科事典の意味 (コンテキスト) と認知効果 (聞き手の想定の変更、追加、強化、棄却等) との間で相互調整を(14)に従って行うことになる。例えば(10)においては、ウイルソン & ウオートンによる状況設定は、聞き手が年寄りの家への訪問に誘われたという状況での返答として(10)を発している。

「熱」が「体温」であるとすると、これは当然のことであり、誘いに対する返答としては諾否の返答理由になっていない。「熱」が「低温」であると、低温に関する百科事典的想定にアクセスすることが難しいことが分かる。これに対して「高温」であると、風邪等の病気が百科事典的知識としてアクセスされ、誘いへの断りの正当な理由として理解でき、誘って来たものに対して、想定の変更をもたらす意味で認知効果 (関連性) が高いといえる。

次にウイルソン & ウオートンに従って、語彙拡張のケースを見てみよう。語彙的拡張においては、伝達された意味の方が符号化された意味よりも広い意味を表す。近似表現、誇張法、比喩等は意味拡張の一例と考えられる。

(15) このコートは千円で買いました。(近似表現)

(16) This injection will be painless. (近似表現)

(17) This water is boiling. (誇張法)

(18) Mary is a violet. (隠喩)

(15)と(16)においては、きっかり千円である必要はないし注射が無痛である必要もない。(17)においては、水 (お湯) は沸点に達している必要はなく非常に熱いという意味でも十分で、(18)に関しても、メアリーはスマイレといくつかの類似点があるという意味で十分である。

ウイルソン & ウオートン (2009) は、意味拡張に関して Glucksberg (2001) の分析を採用している。ウイルソン & ウオートンによるとグラックスバーグの仮説は Barsalou (1987) が意味縮小に関して提示した仮説の応用である。その要点とは、意味的拡張 (縮

小) においては、第一にカテゴリーの中で典型的な成員を選び（例えば、掃除機の中のフーバー、ティッシュペーパーの中のクリネックス）、それによって、そのような個別のタイプの商品の属するもっと大きなカテゴリーを表す。

- (19) Federer is the next Sampras.
- (20) Iraq is this generation's Vietnam.
- (21) Brown is the new black.

(19)においては、'Sampras'は'GIFTED, DOMINANT TENNIS PLAYER (優れた才能を持つ、卓越したテニス選手)'というより大きなカテゴリーをアドホックに示している。(20)においても、'Vietnam'は、'CONTROVERTIAL, LEGALLY QUESTIONABLE WARS (論争の的になっていて、正当性が疑われている戦争)'というより大きなカテゴリーをアドホックに示すとされている。少し戻って(18)の'violet'も'DELICATE, EASILY-OVERLOOKED things (繊細な、あまり目立たないもの)'とより大きなアドホックなカテゴリーを示している。

同様な分析が濫喩にも適用される。

- (22) Can I take your umbrella?

(22)において、'umbrella'の指示対象が実は雨を避けるための窓ガラス板 (pane of glass) である時、'umbrella'で符号化された意味よりも大きなカテゴリーを(22)は伝達していることになる。

ウイルソン & ウォートン (2009) による意味縮小及び意味拡張の説明によると、字義通りの意味、つまり、符号化された意味と伝達される意味との乖離がある場合、伝達された意味は、発話の明示的意味、関連して想起される百科事典的知識、関連性（認知効果と処理コスト）の相互的な調整を通じて達成される。その伝達された意味は、多くの場合、既存の概念で表されるのではなく、その時々々の調整の結果としてアドホックな概念として達成されるのである。

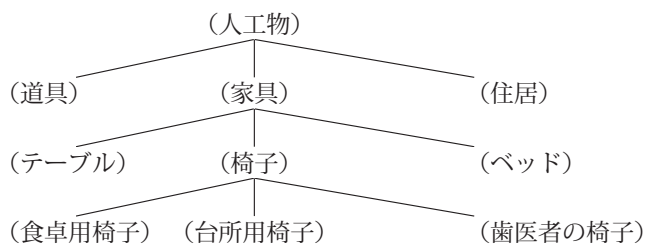
2-2. 語のカテゴリー化

Taylor (2003) は、Wittgenstein (1978) を引用して、素性分解による古典的説明では

語のカテゴリー化は説明できないことを示している。要するに、ゲームとして様々な活動をカテゴリー化する共通特性は見いだせない。例えば、ボードゲーム、カードゲーム、球技、オリンピック競技の間には、共通の属性はない。あるのは、部分的に観察される類似性に過ぎない。この類似性を Wittgenstein は、家族的類似性 (family resemblance) とよんでいる。家族の成員間に観察される類似性とは、全成員間に共通した特性ではなく、部分的な類似性の重なり合い・交差を特徴とする。

Taylor (2003) によると、語彙のカテゴリー化は縦、横の二つの軸に沿ってなされる。以下は、椅子をこの二つの軸に沿ってカテゴリー化したものである。

(23)



(23)においては、縦軸に上位から下位に向かって人工物、家具、椅子そして台所用椅子と並んでいる。横軸に関しては、家具と同レベルに道具と住居が並んでいる。同様に、椅子と同レベルにテーブルとベッドが並んでいる。更に、台所用椅子のレベルに食卓用椅子と歯医者椅子が並んでいる。縦軸では、最上位の人工物では抽象度が高く、最下位の台所用椅子はその下に具体的な事例、例えば、昨日買った台所用の椅子とかが分類される。

縦軸を見ていくと、各項目を素性分解すると、下位の項目は上位の項目の素性をいくつか共有すると考えられる。横軸に沿って同レベルの語は、各語の固有の素性によって相互に区別されることになる。

このような古典的な素性分解を前提とした説明の問題点も指摘されている。第一に、横軸に沿って上位の語の素性を共有し、相互に固有の素性で区別されるとすると、どの語も平等に扱われることになる。これは、例えば家具を例にとると、椅子やベッドやテーブルは典型的な家具として考えられているが、テレビや電話やスツールや鏡やランプはそうではないという平均的な印象に反する。横軸に分類される周辺的な項目は、中心に位置する典型例との家族的類似性によって同一のカテゴリーの成員性を得ると考えることができる。中心に位置する項目は、そのレベルのカテゴリーの成員間で最も高頻度の属性を含む

項目によって特徴づけられると考えられる (Taylor (2003))。第二は、縦軸に沿って異なるカテゴリーのレベルが配列されるが、下位のカテゴリーが上位のカテゴリーの素性を持つという点で、どのレベルも特別なレベルとする根拠はないように見える。しかしながら、通常人がものを概念化し名前を付けるレベルは、(23)では、椅子ではないだろうか。このレベルは、Taylor (2003) によると、認知的、言語的に際立っているので、基本レベル (basic level) と呼ばれる。基本レベルの存在を支持する例を挙げよう。Rosch 他 (1976) は、ものが知覚的、機能的にゲシュタルトとして概念化されるのは基本語レベルであると述べている。例えば、家具の絵を描いてくださいと言うと、聞き手は、どんな家具ですかと聞き返す可能性が高いが、椅子の絵を描いてくださいと言うと、どんな椅子ですかと聞き返す可能性は相当に低いことが基本レベルの存在を示している (Taylor (2003))。

このことに関連して、Rosch は、基本レベルはカテゴリー階層の中で、カテゴリーの成員間で共有される属性の数を最大にして、他のカテゴリーの成員と共有する属性の数を最小にするレベルであり、その意味で最良のカテゴリーが生じるレベルであると述べている。

語のカテゴリー化は、縦軸において、基本レベル、横軸においてプロトタイプという認知的、言語的に特権的な語群を形成することが判明した (Taylor (2003))。

3. 様々なタイプの語彙的縮小・語彙的拡張

前節で見たように、例えば椅子の場合、椅子という語を聞いたとき、典型的な椅子を思い浮かべる。基本レベルに属する、椅子のステレオタイプが思い浮かぶのが普通であろう。語彙的縮小・拡張の現象を、語のカテゴリー化の縦・横軸に関して、更にその基本レベル・語のプロトタイプに着目して、これらの現象がこのような縦・横の軸のどこで生起するのか観察しよう。

まず語彙的縮小の例を観察しよう。(9)~(11)を再掲する。

- (24) All doctors drink.
- (25) I have a temperature.
- (26) At Christmas, the bird was delicious.
- (27) Churchill was a man.

(24)は、基本レベルの典型的な動詞から下位レベルの動詞 'drink alcohol' への意味的縮小を

表している。(25)は、基本レベルの典型的な名詞から下位レベルの名詞 'fever' への意味的縮小例である。(26)のケースは、基本レベルの典型的な名詞から下位レベルの名詞 'turkey' への意味的縮小例となる。同様に、(27)は、基本レベルの典型的な名詞から下位レベルの名詞 'brave man' への意味的縮小といえる。

(28) All the students in the dorm smoke.

(29) At Christmas, the bird was popular in Japan.

(28)の例だと、'smoke' は 'smoke a cigarette' なのか 'smoke marijuana' なのか選択は関連性によって決定される訳だが、後者ならば、(24)と異なり、レアなケースに縮小されたことになるだろう。(29)のケースは、語彙的縮小の結果指示されるのは、アメリカ人は不思議がるそうだがローストチキンだろう。この場合は、アメリカ人から見ればかなり周辺的な語に意味的に縮小されたことになるだろう。

他のケースを見てみよう。(31) & (32)は瀬戸 (2007))

(30) Have a heart. Help me with my homework.

(31) She would not have the heart to do that.

(32) She made matters worse by her hauteur in court.

(33) 太郎は健康上の理由で休学します。

(34) 花子は所用のため欠席します。

(35) 次郎は都合で遅れます。

(30)の 'heart' は、「思いやり」の意味に縮小されているし、(31)のケースは、「勇気、気力」のような意味になるであろうか。両者ともに 'heart' を上位語あるいは基本語としてそこに包摂される下位語が簡単に見つからないという意味でかなりアドホックな性格を帯びているといえる。(32)になると更に複雑になる。'matters' は、上位語レベルに属し、その指示対象がかなり漠然としている。法廷での審理に関わる事柄であろうが、具体的な意味は関連性に応じてアドホックに下位レベルにおいて生成されることになるだろう。前節のカテゴリー化の縦・横軸で言うと、上位語レベルから下位語のレベルの周辺のアドホック概念に縮小されたと言えるだろう。日本語ケースではどうだろうか。(33)の「健康上の理由」は診

断書に医学的な詳細が載っている訳だが、敢えて詳細を公表しないという配慮があることが伺える。(34)と(35)の「所用」と「都合」も同様に、基本語あるいは上位語を表し、関連性に応じて、下位語を非顕在的に指示しているが、詳細を明らかにしないことが一定の暗意と結びついている。(30)から(35)までの共通点は、上位あるいは基本レベルにある語の意味の縮小先がいわゆるプロトタイプから外れていることであろうか。そのため下位レベルでアドホック概念が推測されることになる点が共通している。

次に意味的拡張のケースを観察しよう。(15)~(18)を再掲する。

- (36) このコートは千円で買いました。(近似表現)
- (37) This injection will be painless. (近似表現)
- (38) This water is boiling. (誇張法)
- (39) Mary is a violet. (比喩)

先程のカテゴリー化における縦・横の軸の枠組みで考えると、「コートの大体の値段 1000円」「かすかな気にならない程度の痛み」「相当な熱さのお湯」そして「スマイレのような女性」は関連性に応じてアドホックに作られた概念であると考えられるが、それが縦軸において上位語となり、字義通りの意味、つまり、(36)~(39)で符号化された意味の方は、下位語となる。更にこの場合は下位語が基本レベルになっている。

次の例はウイルソン&ウオートン(2009)による典型的な意味拡張の例である。(19)、(20)及び(22)を再掲する。

- (40) Federer is the next Sampras.
- (41) Iraq is this generation's Vietnam.
- (42) Can I share your umbrella?

2-1節でも見たが、'Sampras'は卓越したテニス選手であり、'Vietnam'も政治学的には問題のある実際に起きた困難な戦争を意味している。符号化された意味は、それぞれ固有名に当たる。従って、カテゴリー化の縦・横軸では下位語のレベルに当たる。社会的認知度は高い。それが、関連性に応じて、より上位の概念をアドホックに作り上げているのである。また、基本レベルのプロトタイプが関与していないケースと考えられる。(42)は、雨

を遮るカバーとして 'your umbrella' と言っているケースであるが、基本レベルのプロトタイプである 'umbrella' から上位のアドホック概念に意味拡張しているケースになる。

更に例文を見てみよう。なお、(44-46) は (Mano & 友繁 (2011)) より再掲。

- (43) President Trump got the red carpet treatment during his stay in China.
- (44) If you wear that funny shirt, people will think you're one can short of a six-pack.
- (45) Don't play with the gun. It's the real McCoy.
- (46) A: I can't believe Bob got into the university med school.
B: Money talks.
- (47) そんなに長期で有給をとると帰ったとき席がないぞ。

(43)では、'red carpet' は格式のあるところでは見かける人工物 (家具) だが、基本レベルに属すると考えてよさそうである。それが、厚遇されることという抽象度が高いアドホック概念へと意味が拡張される。(44)では、'one can short of a six-pack' は、6本一セットで売っている飲み物になるが、それが1本欠けた状態というのはときどき見かけるものだが、下位語のレベルに属し、それが、正常ではないというより上位語レベルのアドホック概念に意味拡張が行われている。(45)の 'real McCoy' が何を指すのかは定かではないが、多分人を指す固有名であろう。これは下位語レベルに属し、McCoyさん本人であるという意味からより抽象度の高い本物という意味に拡張されたと考えられる。(46)では、'money' は、基本レベルの語だが、例えば、多額の寄付金のような金銭的な影響力という上位のアドホック概念に意味拡張が行われている。(47)の日本語の例では、「席」という基本レベルから自分の仕事 (地位 (position)) というより抽象的な上位のアドホック概念に意味拡張が行われていると推察される。

4. おわりに

前節において、意味的縮小及び意味的拡張において、基本あるいは上位語から下位語あるいは基本レベルへの意味的縮小、また下位語あるいは基本レベルから基本あるいは上位語レベルへの意味拡張がそれぞれ行われていることが観察された。下位語あるいは上位語レベルでは概念が言語化されていない場合は、アドホック概念が形成され意味的縮小あるいは拡張のゴールとなる。横軸のどのレベルに属する語のカテゴリーにおいてもプロトタ

イブに近い語が選ばれるケースが、属性の共有の可能性を考えると望ましい。アドホック概念を形成する場合も、符号化された意味と伝達される意味の間で属性の共有がなされるよう調整が行われると考えられる。共有される属性に関して、上位語は下位語の意味を論理的に含意する (entail) と考えられる (瀬田他 (2010))。

(48) 私はペットを飼っている。

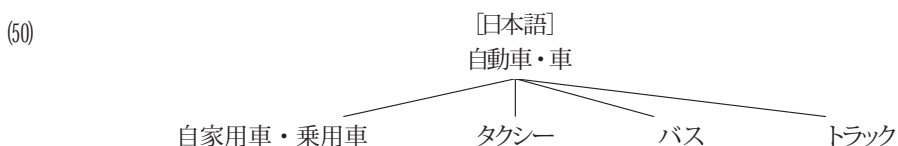
(49) 私は動物を飼っている。

「動物」は「ペット」の上位語であり、下位語の「ペット」は論理的に上位語の「動物」に含まれる。「ペット」は動物だが、「動物」は必ずしもペットではない。(48)が真ならば(49)は真であるが、その逆に、(49)が真でも(48)が真とは限らない。

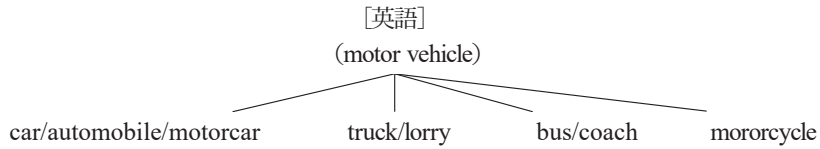
このような論理的な含意の関係が、語彙的拡張においては機能していると推察される。例えば(43)において、'the red carpet treatment' は「厚遇を受けたこと」を論理的に含意している。この論理的関係は、(43)の伝達された文意の推測に役立つ。同様のことが他の語彙的拡張のケースにおいても当てはまるだろう。他方、語彙的縮小においては、論理的含意は期待できない。例えば(26)において、'the bird' が「ローストチキン」ではなく「七面鳥」であることは、論理的な含意で推測できるのではなく、英米でのクリスマスという百科事典的な知識を想定することで推測できるのである。

関連性理論では、字義通りの意味から百科事典的知識、論理等を想定して、明意と暗意を推測する。語彙的縮小・拡大において、符号化された意味は字義通りの意味、伝達された意味は明意及び暗意と考えることができるだろう。これまで見てきた限りでは、明意は縮小先・拡大先の語 (あるいはアドホック概念) とするのが妥当であろう。そして、暗意は何故わざわざ縮小・拡大して表現しなければならなかったかを考えることで明らかになると思える。

なお上記の語彙的縮小と語彙的拡張に関して、論理的な観点から非対称性が判明したわけだが、小島 (1988) に従って次の例を見よう。



(51)



小島（1988）によると、日本語にある上位語「自動車・車」が英語にはもともと存在しなかったが、後になって、'motor vehicle' という上位語が作られた。米国では車両を管轄する役所として DMV (Department of Motor Vehicles) が各地にある。ここで、語彙的拡大の観点から見ると、日本語では基本レベルの自家用車・乗用車が車として語彙的に拡大され、上位語のレベルで自動車・車を生成したと考えられるかもしれない。英語のケースでは、基本レベルのいずれかの語から拡大され、上位語のレベルでアドホック概念を形成したとも考えられる。その後、この概念に 'motor vehicle' という名称が付加されたとも推測できる。

このような分析も含めて、語彙的縮小・拡大の現象の分析の深化が今後の研究に残されている。

参考文献

- Barsalou, Lawrence W. (1987) 'The instability of graded structure: Implications for the nature of concepts'. In Ulric Neisser, ed. *Concepts and Conceptual Development: Ecological and Intellectual Factors in Categorization*, 101–140, Cambridge: Cambridge University Press.
- Glucksberg, Sam. (2001) *Understanding Figurative Language: From Metaphors to Idioms*. Oxford: Oxford University Press.
- 小島義郎（1988）『日本語の意味 英語の意味』南雲堂
- Levinson, Stephen (2000) *Presumptive Meanings: The Theory of Generalized Conversational Implicature*. Cambridge, MA: MIT Press. (田中廣明・五十嵐海里 [訳] (2007) 『意味の推定：新グライス派の語用論』 研究社)
- Mano, George & 友繁義典 (2011) 『English Idioms for More Effective Learning (テーマ別・イディオム総合英語学習)』 松柏社
- Rosch, E., Gray, W. D., Johnson, D. M., and Boyes-Braem, P. (1976). 'Basic objects in natural categories'. *Cognitive Psychology* 8: 382–439.
- 瀬田幸人、保坂靖人、外池滋生 & 中島平三 (2010) 『[入門] ことばの世界』 大修館書店

瀬戸健一 (2007) 『英語多義語ネットワーク事典』 小学館

Sperber, D and D. Willson. (1986/1995) *Relevance: Communication and Cognition*. Oxford: Blackwell.

Taylor, John R. (2003) *Lingnistic Categorizaion*. Oxford University Press. (辻・鍋島・篠原・菅井 [訳] (2008) 『認知言語学のための14章』紀伊国屋書店)

ウィルソン・ディアドリ & ティム・ウオートン (2009) 今井邦彦編 『最新語用論入門 12章』大修館書店

Wittgenstein, L. (1978) *Philosophical Investigations*. Translated by G. E. M. Anscombe. Oxford: Basil Blackwell.

研究ノート

自治体の地域特性と家庭系ごみ有料化政策

－茨城県・埼玉県 107 市町村の主成分分析－

岡嶋 宏明¹ ・ 庭田 文近²

A Study of Policy Decision for the Garbage Pricing in Municipalities

0. はじめに

近年わが国では、廃棄物の発生量が高水準で推移しており、各自治体では処分場の逼迫が喫緊の課題となってきた。そのような中、2000年に公布された循環型社会形成推進基本法³では、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から低環境負荷の循環型社会へと脱却を図るため、廃棄物処理の優先順位として、第1に発生抑制、第2に再使用、第3にリサイクル、そして最後に適正処理ということが示された⁴。こうした指針に関して、家庭系ごみについて、その発生を抑制したり、再使用・リサイクルを促すなどして、廃棄量を減少させるには、いわゆる家庭系ごみの有料化が有効であるということがしばしば主張されている⁵。しかし、実際に家庭系ごみの有料化を実施している自治体は、現時点で1,105市町村（全自治体の63.5%）に過ぎない⁶。

そこで、本研究は、関東圏内で有料化実施率が15.9%と低い埼玉県と、40.9%と平均的な茨城県の各市町村を対象に、両県の各市町村のさまざまな社会・経済データから主成分分析によって何らかの統合的な指標を導出し、それをもって各市町村を分類し、地域特性を把握することを試みる。そしてその中から、家庭系ごみ有料化施策を導入している自治体に、どのような傾向があるのかを概観する。

1 常磐大学総合政策学部総合政策学科 准教授

2 城西大学現代政策学部社会経済システム学科 准教授

3 平成12年6月2日法律第110号

4 環境省編（2001）

5 例えば、笹尾（1999）、碓井（2003）、岡嶋（2015b）など。

6 山谷（2017）、山谷修作ホームページ「全国市区町村の有料化実施状況（2017年10月現在）」「ごみ有料化情報」より。

1. 先行研究

家庭系ごみ有料化に関する研究は、その効果に関するものは数多く存在するが⁷、自治体における当該政策の導入要因を検証したものはそれほど多くはない。

そのような中で、天野・竹林（2001）は、家庭系ごみ収集に対して有料化を実施している全国 367 自治体を対象に、ごみに関する各種の政策特性と家庭系ごみ排出原単位との関連を主成分分析等により分析した結果、各都市群によってごみ減量化に有効な政策が異なることを示唆した。

山谷（2002）は、財政力が脆弱あるいは人口が少ない県や地方中小都市部では、農家や一戸建て住宅が多いこと、堆肥化などの減量手段を用いることが可能であること、住民の地域的連帯感が強固なこと、といった要因からごみの有料化が進んでいると指摘した。

坂田（2007）は、都市の人口規模の違いによるごみ排出傾向と各種政策手段について重回帰モデルを用いて分析した結果、人口 5 万人未満の都市では、住民に対して比較的啓発を行き渡らすことが可能であることから、ごみの有料化が有効であることを見出した。

上村（2008）は、無作為に抽出した全国 351 市のデータを用いて 2 項ロジットモデルでごみ有料化政策の導入要因を推計した結果、ごみ処理費用の影響はほとんどなく、財政基盤と近隣自治体の当該施策導入状況が大きく影響していることを見出した。

岡嶋（2015a）は、茨城県 44 市町村を対象に自治体のごみ処理有料化政策選択の要因をモデル分析した結果、「東京からの距離」という立地特性と「周辺自治体有料化を実施しているか、否か」という政策波及が政策選択を決定すると結論付けた。

これらの先行研究から、自治体のごみ有料化施策の導入に対しては、当該自治体の立地や周辺自治体の状況といった外生的要因と、人口や財政、地域特性といった内生的要因が複合的に影響していることがわかる。

以上の先行研究に対して、本研究は、茨城県・埼玉県の全 107 市町村を主成分分析によって分類し、そこに家庭系ごみ有料化政策を実施している自治体を明示することで、当該政策の実施要因をより単純化した地域特性指標から把握することに特徴がある。

2. 茨城県・埼玉県における家庭系ごみ処理有料化の現状

2-1 「家庭系ごみ処理有料化」の定義

廃棄物は、処理責任の観点から、市町村の固有事務となっている一般廃棄物と、排出事

7 例えば、笹尾（1999）、笹尾（2000）、碓井（2003）、石川（2006）、岡嶋（2015b）など。

業者に処理責任がある産業廃棄物の2つに区分されている。本研究では、市町村に処理責任が負わされている一般廃棄物のうち、粗大ごみを除いた「家庭系ごみ」、すなわち一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみなど）を対象とする⁸（図1）。

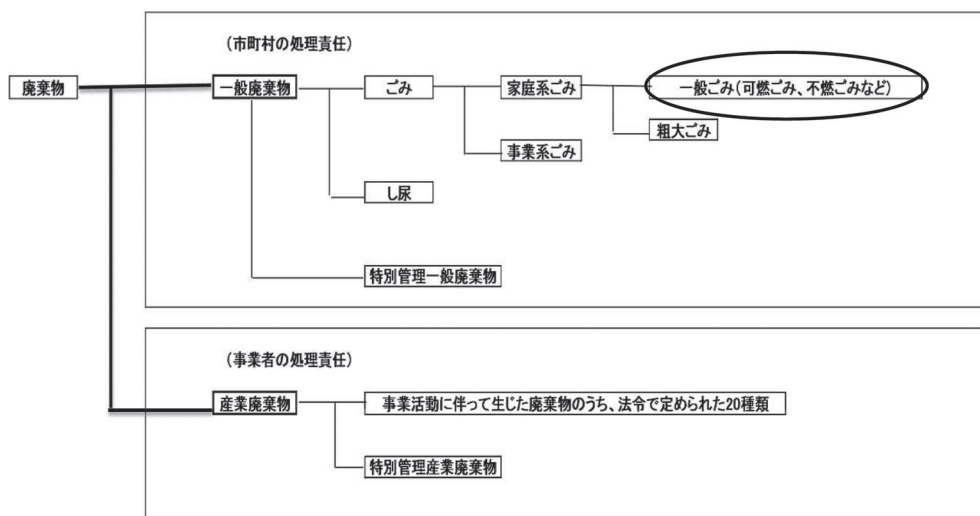


図1 廃棄物の分類⁹

注：丸で囲んだものが今回の分析対象である。

次に、ごみの“有料化”について、山谷（2005）は「ごみの収集・処理について、指定袋やシールを用いて、従量制で、市に収入をもたらすような、実質的なごみ処理手数料を徴収すること」¹⁰をごみの有料化としている。一方、岡嶋（2015a）は「各自自治体がそれまでの税を財源とした公共サービスによる一般廃棄物（あるいは家庭系ごみ）処理を廃止し、排出量に見合ったごみ処理手数料を住民から徴収する制度である」¹¹とし、廃棄物処理の費用負担に関する税から料金へのシフトをごみの有料化としている。いずれも、共通するのは、環境省（2007）で示されたように、ごみの有料化が「市区町村がごみ処理についての手数を徴収する行為を指す」¹²ということである。

8 本来一般廃棄物には、「事業系ごみ」も含まれるものの、「事業系ごみ」に関しては、①ほぼ、すべての自治体で有料化政策が導入されていること、②商業が盛んな自治体は必然的に「事業系ごみ」が多くなり、本研究のライフスタイルの相違が及ぼす影響を抽出し辛いことから、除外する。しかしながら、市町村によるごみの分類の違いやデータ上家庭系ごみと事業系ごみが明確に分類されていない市町村も存在するため、実証分析等では、事業系ごみも含めた一般廃棄物全体の数値を用いざるを得ないことを記しておく。

9 環境省編（2001）、p.45、1-1-12 図を基に筆者作成。

10 山谷（2005）、p.53 より引用。

11 岡嶋（2015a）、p.20 より引用。

12 環境省（2007）、p. 2 より引用。

ぎない（図3）¹⁶。



図3 埼玉県内の家庭系ごみ有料化実施市町（2017年10月現在）¹⁷

各都道府県について、同様に市町村の家庭系ごみ有料化実施率を見てみると、その全国平均は42.9%となっている。したがって、家庭系ごみの有料化の状況について、茨城県はほぼ全国平均であるが、埼玉県はかなり低いということがわかる。

3. 分析方法とデータ

3-1 主成分分析とは

本研究は、家庭系ごみの有料化施策の実施率が15.9%と低い埼玉県と、40.9%と平均的な茨城県について、その全市町村を対象に、当該施策を導入している自治体にどのような傾向があるのかを把握することを目的としている。そこで、両県の各市町村に関するさまざまな社会・経済データを統合化し、総合的な指標によって各市町村を分類・特徴付けるために、主成分分析を用いることにする。

主成分分析とは、分析対象の持つ多種・多数のデータについて、その相関構造を考慮し、それらのデータの持つ情報の大部分を説明しうる新たな少数の指標（主成分）に統合することで、データが有している情報を解釈しやすくし、分析対象を分類・把握しようと

16 なお、ごみ処理費用の転嫁の有無を問わず単に家庭系ごみ回収に際して指定ごみ袋制度を実施している埼玉県内の自治体は26市町（実施率41.3%）となっている。

17 山谷修作ホームページ「全国市区町村の家庭系ごみ有料化実施状況（2017年10月現在）」「ごみ有料化情報」および環境省（2015）のデータ、埼玉県の各市町の統計情報を基に筆者作成図。

する多変量解析の一手法である¹⁸。

本研究では、IBM社の統計解析ソフト SPSS Statistics の因子抽出ツールを利用し、以下のデータを用いて主成分分析を行った。

3-2 分析に用いたデータ

本研究の分析に用いたデータ（変量）は、茨城・埼玉両県の各市町村の社会・経済データの中から、各データの相関関係を考慮した上で、表1に示した10変量を選択した。

表1. 分析に用いたデータ

データ	単位	出所
一般世帯の1世帯当たり人員	人	総務省(2011)『平成22年国勢調査』
人口密度(総面積当たり)	人/km ²	
一般世帯に占める一戸建て世帯比率	%	
昼間人口比率	%	
財政力指数	%	総務省『平成22年度地方公共団体の主要財政指標』
100-経常収支比率	%	
年度別1人当たり市町村民所得	百万円	茨城県『平成22年度茨城県市町村民経済計算』 埼玉県『平成22年度埼玉の市町村民経済計算』
1人当たり第1次産業総生産額	万円	
1人当たり第2次産業総生産額		
1人当たり第3次産業総生産額		

データの時点に関しては、原データないしは一次加工データのみを用い、分析対象市町村のデータ年度を統一する必要があることから、入手可能な直近の2010年度の値を用いた(家庭系ごみを有料化している市町村は、2010年度当時から2017年度現在と同じである)。そのため、埼玉県においては、川口市のデータは鳩ヶ谷市との合併前の旧川口市、白岡市のデータは単独市制移行前の旧白岡町となっている¹⁹。したがって、サンプル数は、107本(茨城県44市町村および埼玉県63市町)である。なお、表1に示すように、各データの単位が異なるため、主成分分析は相関行列を用いた。

18 主成分分析の方法論については、田中・脇本(1983)、永田・棟近(2001)を参照した。

19 旧鳩ヶ谷市については、データに欠損があるため、分析対象から除いた。

4. 分析結果とその考察

4-1 分析結果

上述した 107 市町村・10 変量について主成分分析を行った結果は表 2 の通りである。

表 2. 主成分分析の結果

固有値ベクトル	第 1 主成分	第 2 主成分	第 3 主成分
単独世帯比率 (対総世帯)	0.895	0.066	0.015
一般世帯の 1 世帯当たり人員	-0.880	-0.180	0.130
人口密度 (総面積当たり)	0.796	0.170	-0.360
一般世帯に占める一戸建て世帯比率	-0.964	-0.068	0.085
財政力指数	0.794	-0.048	0.379
100- 経常収支比率	-0.271	0.286	0.444
昼間人口比率	0.075	-0.163	0.885
年度別一人当たり市町村民所得	0.584	-0.429	0.513
一人当たり第 1 次産業総生産額	-0.194	0.864	0.247
一人当たり第 2 次産業総生産額	-0.069	0.923	0.213
一人当たり第 3 次産業総生産額	0.210	0.912	-0.072
固有値	4.277	2.795	1.653
累積寄与率	38.882	64.295	79.320

一般的に、相関行列による主成分分析では、固有値が 1 以上の主成分を採用するため、本分析では抽出された 3 つの主成分 (第 1 主成分、第 2 主成分、第 3 主成分) の全てを解釈することとする。すなわち、107 市町村の状況を表す 10 種類のデータが、3 つの指標に統合されたことになる。

4-2 主成分の解釈

表 2 において、第 1 主成分のなかで比較的大きな値となっている固有値ベクトルは、単独世帯比率 (対総世帯)、人口密度 (総面積当たり)、財政力指数、年度別一人当たり市町村民所得、一般世帯の 1 世帯当たり人員、一般世帯に占める一戸建て世帯比率の 6 つであり、また一般世帯の 1 世帯当たり人員と一般世帯に占める一戸建て世帯比率は負の値となっている。これらは、住民の世帯構成や居住形態、経済状況を表すことから、第 1 主成

分は総合的な「ライフスタイル」を表す地域特性指標であると解釈することが可能である。したがって、後述する主成分得点において、第1主成分の得点が正值かつ高値な市町村ほどライフスタイルが“アーバンスタイル”であり、負値かつ低値な市町村ほど“ルーラルスタイル”であるといえよう。

表2において、第2主成分は、一人当たり第1次産業総生産額、一人当たり第2次産業総生産額、一人当たり第3次産業総生産額の固有値ベクトルが正の値で大きく、逆に年度別一人当たり市町村民所得が負の値で大きなことから、これは市町村における「産業立地」を表す地域特性指標であると解釈できる。したがって、後述する主成分得点において、第2主成分の得点が高い市町村ほど“生産地型”であり、それが低いほど“消費地型”であるといえよう。

同様に表2において、第3主成分の固有値ベクトルの中で比較的大きな値となっているものは、財政力指数、100－経常収支比率、昼間人口比率、年度別一人当たり市町村民所得の4つであり、すべてが正の値となっている。これらの値は、市町村の経済状況や地域の相互依存関係（就業地か居住地か）を示すことから、市町村の「経済自立性」を表す地域特性指標であると解釈ができる。したがって、後述する主成分得点において、第3主成分の得点が高い市町村ほど“経済自立型”であり、それが低いほど“経済依存型”であるといえよう。

4-3 分析結果の考察

前述の分析により導出・解釈された各主成分に関して、各市町村の成分上の特徴・現状を把握するために、各市町村の主成分得点を算出した結果が表3である。

表3の第1主成分得点について、その値が大きい順に市町村を並べたのが図4である。前述したとおり、第1主成分は「ライフスタイル」を表す地域特性指標として解釈され、その値が大きい（すなわち、図4において左方に位置する）ほど“アーバンスタイル”の自治体であり、その値が小さい（すなわち、図4において右方に位置する）ほど“ルーラルスタイル”の自治体であるとみなすことができる。図4において、市町村名が示されている28の自治体（茨城県が18市町村、埼玉県が10市町）は家庭系ごみが有料化されている自治体であり、家庭系ごみを有料化している自治体はルーラルスタイルの地域に多く見られることが見出された。また、アーバンスタイルの自治体で家庭系ごみを有料化しているのは、茨城県の市町村のみであることもわかる。

自治体の地域特性と家庭系ごみ有料化政策
 ー茨城県・埼玉県 107 市町村の主成分分析ー

表 3. 茨城県・埼玉県の主成分得点

整理番号	茨城県			整理番号	埼玉県				
	市区町村名	第 1 主成分得点	第 2 主成分得点		第 3 主成分得点	市区町村名	第 1 主成分得点	第 2 主成分得点	第 3 主成分得点
1	水戸市	1.097	-0.849	1.796	45	さいたま市	1.751	0.165	0.114
2	日立市	0.627	-0.833	0.718	46	川越市	1.080	0.290	0.185
3	土浦市	0.707	-0.743	1.766	47	熊谷市	0.265	0.735	0.764
4	古河市	-0.113	-0.793	0.164	48	川口市	1.976	0.157	-1.506
5	石岡市	-0.562	-0.700	-0.104	49	行田市	-0.394	0.470	-0.368
6	結城市	-0.478	-0.852	0.037	50	秩父市	-0.662	0.568	0.245
7	龍ヶ崎市	0.176	-0.722	-0.542	51	所沢市	1.468	0.081	-0.632
8	下妻市	-0.603	-0.778	0.259	52	飯能市	0.002	0.332	-0.239
9	常総市	-0.453	-1.064	1.116	53	加須市	-0.703	0.783	0.551
10	常陸太田市	-0.947	-0.691	-1.098	54	本庄市	0.333	1.035	0.703
11	高萩市	-0.131	-0.771	-0.534	55	東松山市	0.422	0.362	0.489
12	北茨城市	-0.455	-0.700	-0.233	56	春日部市	0.385	0.216	-1.138
13	笠間市	-0.601	-0.518	0.062	57	狭山市	0.844	0.410	0.435
14	取手市	0.520	-0.849	-0.162	58	羽生市	-0.427	0.832	0.492
15	牛久市	0.404	-0.822	-0.605	59	鴻巣市	-0.160	0.362	-0.615
16	つくば市	1.610	-1.072	1.699	60	深谷市	-0.428	1.387	0.743
17	ひたちなか市	0.485	-0.721	0.481	61	上尾市	0.845	0.163	-0.954
18	鹿嶋市	0.726	-1.025	1.375	62	草加市	1.542	0.651	-0.412
19	潮来市	-0.740	-0.614	-0.769	63	越谷市	0.920	0.316	-0.353
20	守谷市	0.405	-0.943	0.098	64	蕨市	2.714	0.651	-1.538
21	常陸大宮市	-0.738	-0.656	0.072	65	戸田市	2.725	0.651	0.947
22	那珂市	-0.761	-0.657	-0.525	66	入間市	0.574	0.281	-0.334
23	筑西市	-0.340	-1.233	0.460	67	朝霞市	2.253	0.122	-1.063
24	坂東市	-0.982	-0.971	0.359	68	志木市	1.570	0.054	-1.060
25	稲敷市	-1.020	-0.776	0.047	69	和光市	2.785	0.269	-0.293
26	かすみがうら市	-0.449	-0.804	-0.118	70	新座市	1.259	0.216	-0.940
27	桜川市	-1.350	-0.793	-0.214	71	桶川市	0.251	0.207	-0.658
28	神栖市	1.031	-0.885	2.847	72	久喜市	0.139	0.447	-0.413
29	行方市	-1.322	-0.733	-0.044	73	北本市	0.221	0.290	-0.849
30	鉾田市	-0.903	-0.464	-0.054	74	八潮市	1.150	0.590	0.130
31	つくばみらい市	-0.312	-0.911	0.573	75	富士見市	1.240	0.081	-2.044
32	小美玉市	-0.834	-0.577	0.927	76	三郷市	0.938	0.295	-0.688
33	茨城町	-1.073	-0.534	0.099	77	蓮田市	-0.100	0.450	-0.257
34	大洗町	0.196	-0.696	0.203	78	坂戸市	0.828	0.263	-0.228
35	城里町	-1.370	-0.489	-1.147	79	幸手市	-0.118	0.307	-0.626
36	東海村	1.065	-0.967	2.177	80	鶴ヶ島市	0.827	0.311	-1.004
37	大子町	-1.044	-0.449	-0.531	81	日高市	-0.039	0.288	-0.006
38	美浦村	0.090	-0.821	0.790	82	吉川市	-0.063	0.396	-0.162
39	阿見町	0.443	-0.860	0.549	83	ふじみ野市	1.245	0.309	-1.150
40	河内町	-1.643	-0.789	-1.370	84	伊奈町	0.049	0.145	0.363
41	八千代町	-1.256	-0.830	0.016	85	三芳町	0.579	-0.112	1.772
42	五霞町	-0.688	-1.234	4.042	86	毛呂山町	0.609	1.321	-0.716
43	境町	-0.816	-0.954	0.152	87	越生町	-0.641	0.228	-0.672
44	利根町	-1.162	-0.621	-2.215	88	滑川町	-0.071	0.074	1.507
					89	嵐山町	-0.356	1.210	1.525
					90	小川町	-0.642	0.505	-1.076
					91	川島町	-1.067	0.269	0.525
					92	吉見町	-1.266	0.951	-0.281
					93	鳩山町	-0.933	0.760	-0.229
					94	ときがわ町	-1.059	0.215	-0.401
					95	横瀬町	-0.888	0.675	-0.666
					96	皆野町	-1.193	0.790	0.352
					97	長瀬町	-1.124	0.407	-0.737
					98	小鹿野町	-1.456	0.918	-0.091
					99	東秩父村	-1.790	0.643	-1.656
					100	美里町	-0.902	-0.342	1.549
					101	神川町	-1.143	7.629	2.438
					102	上里町	-0.564	0.847	0.275
					103	寄居町	-0.683	0.888	0.154
					104	宮代町	0.115	0.547	-1.364
					105	白岡町	-0.236	0.096	-0.435
					106	杉戸町	-0.356	0.150	-0.418
					107	松伏町	-0.876	0.157	-0.797

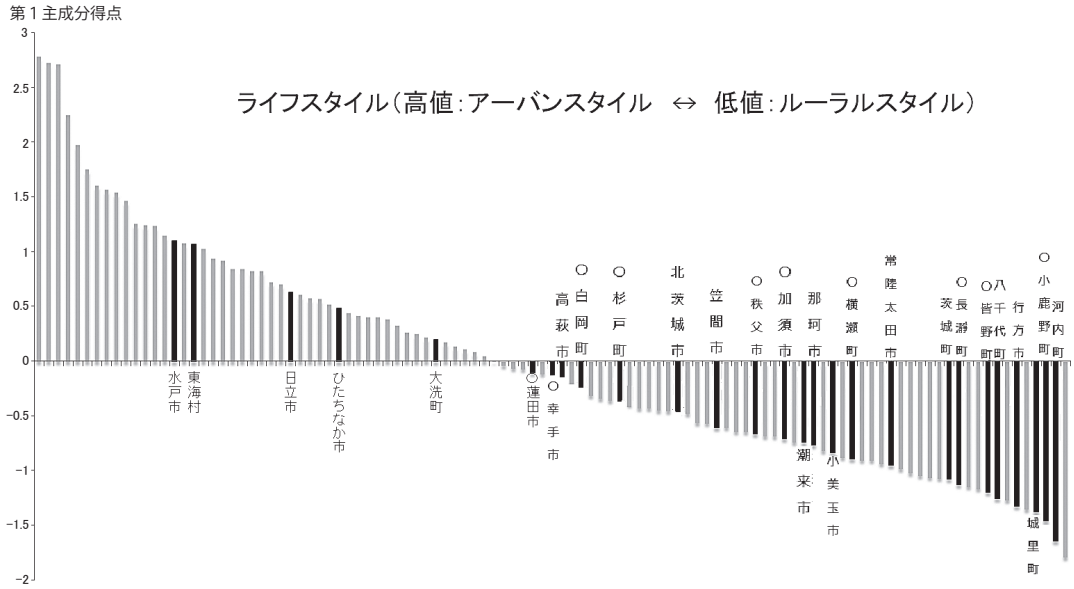


図4. 第1主成分得点と家庭ごみ系有料化市町村との関係

注) 1: 市町村名が表示されている自治体は家庭ごみを有料化している。
 注) 2: 市町村名に丸印が付されているものは埼玉県、付されていないものは茨城県を表す。

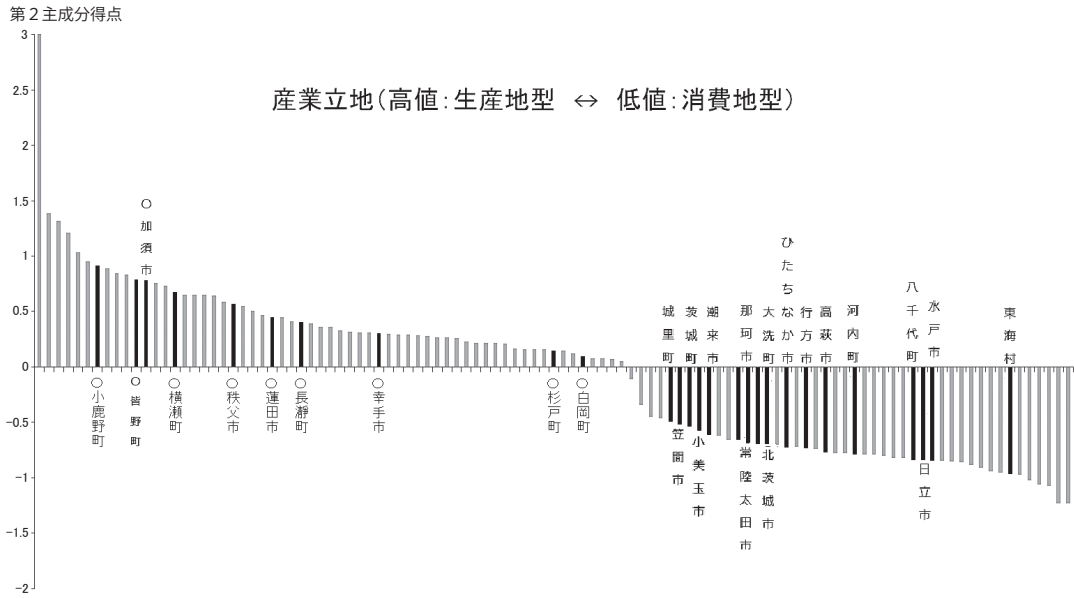


図5. 第2主成分得点と家庭ごみ系有料化市町村との関係

注) 1: 市町村名が表示されている自治体は家庭ごみを有料化している。
 注) 2: 市町村名に丸印が付されているものは埼玉県、付されていないものは茨城県を表す。

表3の第2主成分得点について、その値が大きい順に市町村を並べたのが図5である。前述したとおり、第2主成分は「産業立地」を表す地域特性指標として解釈され、その値が大きい（すなわち、図5において左方に位置する）ほど“生産地型”の自治体であり、その値が小さい（すなわち、図5において右方に位置する）ほど“消費地型”の自治体であるとみなすことができる。図5においても、市町村名が示されている28の自治体は家庭系ごみが有料化されている自治体であるが、家庭系ごみを有料化している自治体は消費地型の地域に多く見られることが見出された。ただし、生産地型の自治体であっても家庭系ごみを有料化しているのは、埼玉県の市町（自治体名の上に○印を付している）のみであることもわかる。

同様に、表3の第3主成分得点について、その値が大きい順に市町村を並べたのが図6である。前述したとおり、第3主成分は「経済自立性」を表す地域特性指標として解釈され、その値が大きい（すなわち、図6において左方に位置する）ほど“経済自立型”の自治体であり、その値が小さい（すなわち、図6において右方に位置する）ほど“経済依存型”の自治体であるとみなすことができる。図6においても、市町村名が示されている28の自治体は家庭系ごみが有料化されている自治体であるが、家庭系ごみを有料化して

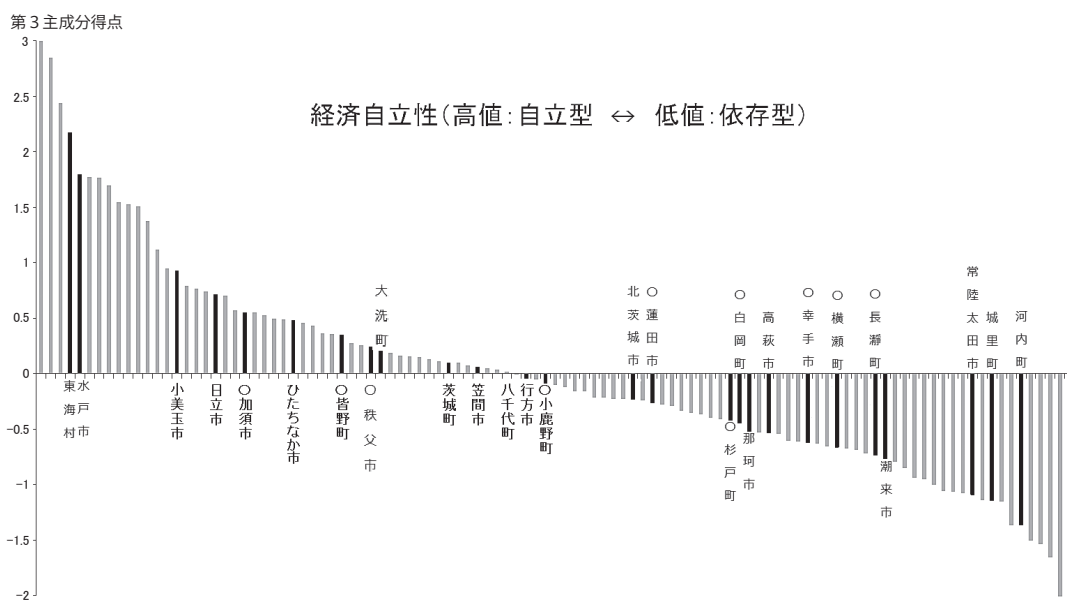


図6. 第3主成分得点と家庭系ごみ有料化市町村との関係

注) 1：市町村名が表示されている自治体は家庭系ごみを有料化している。

注) 2：市町村名に丸印が付されているものは埼玉県、付されていないものは茨城県を表す。

いる自治体と経済自立性の間には明確な関係ないしは傾向を見出すことはできない。

以上、さまざまな社会・経済データを用いて茨城県・埼玉県の107市町村を主成分分析により分類し、そこに家庭系ごみを有料化している自治体を明示した結果、①ライフスタイル（第1主成分）に関してはルーラルスタイルの市町村ほど家庭系ごみの有料化を実施し、②産業立地（第2主成分）に関しては消費地型の市町村ほど家庭系ごみの有料化を実施する傾向が見出されたが、③経済自立性（第3主成分）については家庭系ごみを有料化している自治体に明確な傾向は見られなかった。

次に、茨城県と埼玉県の2県の比較分析として、顕著な特徴のあった第1主成分（ライフスタイル）を横軸に、第2主成分（産業立地）を縦軸にとり、両得点の関係を散布図で示し、地域特性から各市町村を分類した(図7)。なお、図7において、△が茨城県の市町村、□が埼玉県の市町を示しており、また▲と■は家庭系ごみを有料化しているそれぞれの県の市町村を示している。

図7から、第2主成分得点の高低は埼玉県と茨城県とを分けているだけであり、また第1象限（アーバンスタイルかつ生産地型の地域特性）に位置する自治体には家庭系ごみを

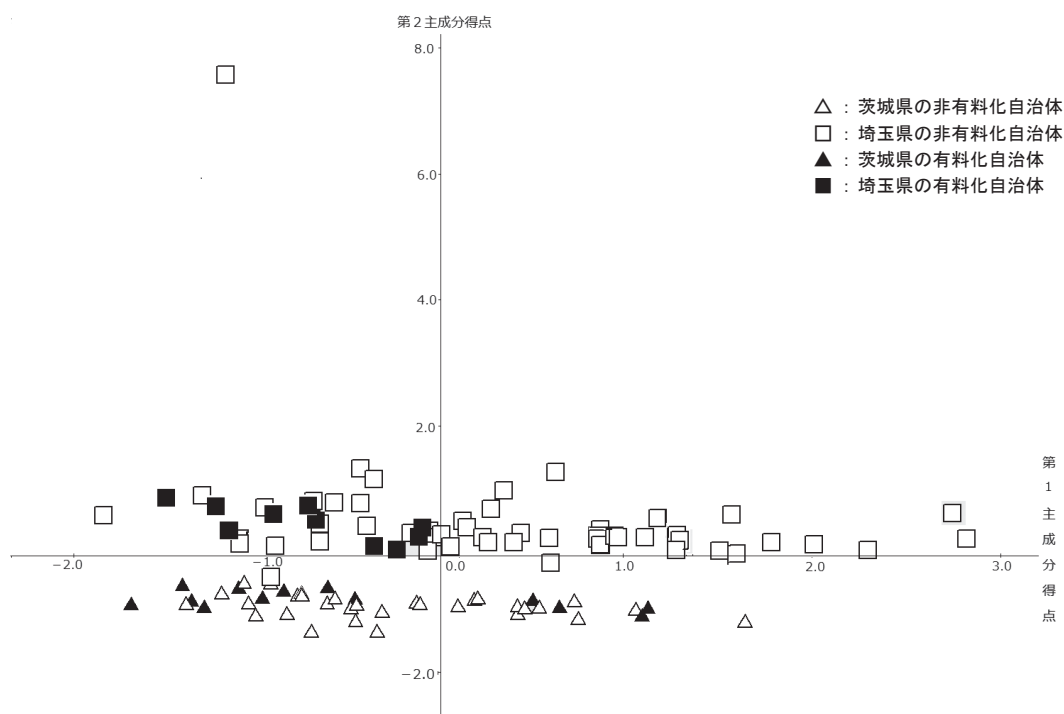


図7. 家庭系ごみを有料化している自治体の地域特性

有料化している自治体がなく、それを有料化している自治体のほとんどは第2象限（ルーラルライフかつ生産地型の地域特性）と第3象限（ルーラルライフかつ消費地型の地域特性）に位置していることがわかった。

したがって、自治体による家庭系ごみ有料化政策の導入の有無は、当該自治体のライフスタイルの違い（アーバンスタイルかルーラルスタイルか）によって大きな影響を受けるということが見出された。

5. むすび

本研究は、茨城県と埼玉県の全ての市町村を対象に、自治体の人口や産業・経済、財政に関するデータを用いて主成分分析を行い、それによって導出された指標から当該政策を実施している自治体の地域特性を把握することを試みた。ただし、本研究では、ごみ有料化政策導入要因として上村（2008）や岡嶋（2015a）等によって指摘されている近隣自治体の政策スタンスや東京からの距離といった外生的なデータを盛り込むことはできなかった。

しかしながらその分析結果として、家庭系ごみ有料化政策の導入の有無は、地域のライフスタイルと産業立地の特性で分類されることを見出した。すなわち、ライフスタイルに関してはルーラルスタイルの特性を持つ自治体の方が家庭系ごみを有料化し、産業立地に関しては生産地よりは消費地としての特性を持つ自治体の方が家庭系ごみを有料化する傾向にあることが示された。そして、自治体の家庭系ごみ有料化の政策決定には、特に地域のライフスタイル特性が大きく影響している可能性があるという結論を得た。

先述したとおり、ごみの減量化には有料化が効果的であるという研究は数多くある。ごみをさらに削減することが求められている昨今、家庭系ごみを有料化する自治体を増やすことが極めて重要である。そのためには、本研究で見出された地域特性による自治体の分類から、まず当該政策を比較的導入しやすいと想定されるルーラルスタイルの自治体（図7の第2象限と第3象限に位置する自治体）に対して、その政策の導入を阻んでいる要因を個別に探っていくことが必要であると思われる。

参考文献

天野耕二・竹林康行（2001）「家庭系ごみ収集有料化実施都市の分類とごみ排出量の変動要因について」、『第12回廃棄物学会研究発表会講演論文集』、pp.84-86。

- 石川誠（2006）「ごみ処理の有料化に関する調査報告」、『京都教育大学環境教育研究年報』第14号、pp.1-10。
- 石村貞夫（2001）『SPSSによる多変量データ解析の手順（第2版）』東京図書。
- 石村貞夫（2006）『入門はじめての統計解析』東京図書。
- 植田和弘・岡敏弘・新澤秀則編著（1997）『環境政策の経済学－理論と現実』日本評論社。
- 上村一哉（2008）「ごみ処理有料化における自治体の意思決定」、『廃棄物学会論文誌』第19巻第1号、pp.61-71。
- 碓井健寛（2003）「ごみ処理サービス需要の価格弾力性：要因分析と予測」、『環境科学会誌』第16巻第4号、pp.270-281。
- 浦光博・石井滋・西村公昭・神山貴弥著、岩淵千明編著（1997）『あなたにもできるデータの処理と解析』福村出版。
- 岡嶋宏明（2015a）「茨城県44市町村におけるごみ処理有料化の政策実施要因に関する研究」、『コミュニティ振興研究』第20号、pp.17-52。
- 岡嶋宏明（2015b）「茨城県44市町村におけるごみ処理有料化による家庭系ごみ減量効果に関する分析－ごみ処理サービス需要の価格弾力性からのアプローチ」、『コミュニティ振興研究』第21号、pp.23-63。
- 環境省（2007）『一般廃棄物処理有料化の手引き』環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課。
- 環境省編（2001）『平成13年版循環型社会白書』ぎょうせい。
- 環境省編（2010）『平成21年度版循環型社会白書』ぎょうせい。
- 坂田裕輔（2005）『ごみの環境経済学』晃洋書房。
- 坂田裕輔（2007）『ごみ問題と循環型社会』晃洋書房。
- 笹尾俊明（1999）「家計の最適化行動に基づいた廃棄物減量対策の効果に関する実証分析」、『六甲台論集』第46巻第2号、pp.60-78。
- 笹尾俊明（2000）「廃棄物処理有料化と分別回収の地域的影響を考慮した廃棄物減量効果に関する分析」、『廃棄物学会論文誌』、第11巻第1号、pp.1-10。
- 田中豊・脇本和昌（1983）『多変量統計解析法』現代数学社。
- 永田靖・棟近雅彦（2001）『多変量解析法入門』サイエンス社。
- 山谷修作編著（2002）『循環型社会の公共政策』中央経済社。
- 山谷修作（2005）「最新・家庭ごみ有料化事情 第1回家庭ごみ有料化の現状」、『月刊

廃棄物』第 31 巻第 7 号、pp.52 - 63。

茨城県企画部統計課（2011）『平成 22 年度市町村民経済計算』。

埼玉県総務部統計課（2011）『平成 22 年度埼玉県の市町村民経済計算』。

総務省統計局（2011）『平成 22 年国勢調査』。

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 22 年度、平成 27 年度）」、環境省廃棄物処理技術情報ウェブサイト（http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html）

総務省「平成 22 年度地方公共団体の主要財政指標一覧」、総務省統計情報ウェブサイト（http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H22_chiho.html）

山谷修作「全国市区町村の有料化実施状況（2017 年 10 月現在）」、山谷修作ホームページ“ごみ有料化情報”（http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/zenkokushikuchoson_yuryoka_1710.pdf）。

研究ノート

農業生産法人における農業経営者の会計的意識

—大規模農業経営者及び小規模農業経営者に対するヒアリング調査を中心として—

田 邊 正* ・ 岸 保 宏**

Accounting Awareness of Farm's Manager Agricultural Corporation

— Hearing Survey with Large Scale Farm's Manager and SmallScale Farm's Manager —

はじめに

農業が儲かる職業と明確ならば、若手の参入が見込まれるが、はっきりと儲かるとは言い難い職業である。まず、生産物を生産するための技術を習得しなければならないし、高い技術力がなければ、良い生産物を生産することはできない。また、天候等の様々な要因によって生産物の相場も大きく変化する。

しかし、利益を追求する農業経営者も多数存在する。以前、メディア等に頻繁に採り上げられるカリスマ的な農業経営者である有限会社トップリバー代表取締役嶋崎秀樹氏及びグリーンリーフ株式会社代表取締役澤浦彰治氏にヒアリング調査を試みた¹。嶋崎氏及び澤浦氏のヒアリングから、営業力及び販売力の重要性を知ることが出来た。そして、農業経営者が、リーダーシップを執り易い環境を整備しなければならない。

本稿では、売上高が約55億円ある株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム代表取締役松尾尚之氏にヒアリング調査を試みた。このように大規模な農業生産法人は稀である。一方、小規模農業経営者にもヒアリング調査を試みている。

* 常磐大学国際学部 准教授

** 沖縄国際大学総合研究機構産業総合研究所 特別研究員

1 田邊正「農業生産法人における農業経営者の会計的意識—代表的な二人の農業経営者に対するヒアリング調査を中心として—」常磐大学『常磐国際紀要』第21号を参照。

1. 株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム²³⁴

(1) 株式会社伊賀の里モクモク手づくりファームの概要（以下、モクモクと略す）

三重県経済農業協同組合連合会の職員であった木村修及び吉田修氏が、地元の豚肉をブランド化できないかということから始まった。そして、伊賀山麓豚というブランドで販売することになった。ただ、輸入豚との競合に伊賀山麓豚を売込むには様々な困難が生じたという。そこで、伊賀銘柄豚振興協議会の協力を得て、木村氏及び吉田氏は、伊賀山麓豚を使用したハムづくりを試みる。ブランド化した豚肉を普通に販売すれば、一割から二割の付加価値だが、豚肉を加工して販売すれば、原料の豚肉の十倍の付加価値が付けられたのである。六次産業化の先駆けであった。

そして、1987年に、木村氏は、三重県経済農業協同組合連合会を退職し、ハム工房モクモクを設立した。その際、現在の代表取締役松尾尚之氏も三重県経済農業協同組合連合会の関連会社である三重JAミートを退職して経営に参加することになる。その後、1992年に、有限会社農業法人モクモクが設立された。そして、1993年に、木村氏が代表取締役となる。また、吉田氏も退職し、経営に参加することになった。

さらに、「人が来れば、モノが売れる」ということから、再度、訪れたいなる場を創ろうと考えた。グリーンツーリズムの発想で農業公園の構想を試みたのである。すなわち、現在のモクモクの原点である。ここを拠点として、幅広い事業を展開している。〔図表1〕は、モクモクの会社概要を示したものである。

〔図表1〕 モクモクの会社概要

社名	株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム
代表取締役	松尾尚之氏
所在地	三重県伊賀市西湯舟 3609
設立	1987年
従業員数	正社員 150名、パート 200名、アルバイト約 650名
生産・販売	農場、農畜産加工場、農業公園、通信販売、ギフト販売、直営販売店舗、飲食店、貸農園
資本金	9,800万円
売上高	約 55億円

〔出所〕 著者作成。

2 木村修、吉田修、青山浩子『新しい農業の風はモクモクからやって来る』商業界を参考にしている。

3 2017年9月11日（月）11：30から神奈川県足柄上郡大井町でヒアリング調査を試みた。また、論文等として投稿することの了承を得ている。

4 伊賀の里モクモク手づくりファーム HP <http://www.moku-moku.com/>（最終検索日 2017年11月15日）

〔図表 1〕 から解るように、パート及びアルバイトも含めて従業員数約 1,000 人であり、売上高も約 55 億円で稀にみる大規模な農業生産法人といえる。モクモクフの経営には、以下のような特徴がある。

① モクモクフの精神—モクモクフの七つのテーゼ—

モクモクフは、木村氏及び吉田氏が、伊賀山麓豚のブランド化を試みることを起源とするわけだが、当初、農家の出資による協同組合によって組織化されている。大学時代、吉田氏は、獣医大学内に生協を設立するために活動した経緯がある。そして、就職先も全国共同酪農組合を選択した。

吉田氏は、資本主義社会ではあるが、経済の理論に振り回されず、自主自立の考え方で事業を展開したいと考えていたのである。そのために、農事組合法人伊賀銘柄豚振興組合を設立し、協同組合の組織が理想的だと考えたわけである。

しかし、理事のクーデターによって、協同組合の危機に晒される。当然、出資者の意見が強いため、経営に携わらない出資者が意見をいうわけである。このクーデターを境にして、モクモクフは何のために事業をするのかという七つのテーゼというものを纏めた。〔図表 2〕 は、モクモクフの七つのテーゼを示したものである。

〔図表 2〕 モクモクフの七つのテーゼ

- a. モクモクフは、農業振興を通じて地域の活性化につながる事業を行います。
- b. モクモクフは、地域の自然と農村文化を守り育てる担い手となります。
- c. モクモクフは、自然環境を守るために環境問題を積極的に取組みます。
- d. モクモクフは、おいしさと安心の両立をテーマにしたモノづくりを行います。
- e. モクモクフは、「知る」「考える」ことを消費者とともに学び、感動を共感する事業を行います。
- f. モクモクフは、心の豊かさを大切に、笑顔が絶えない活気ある職場環境をつくります。
- g. モクモクフは、協同的精神を最優先し、法令や民主的ルールに基づいた事業運営を行います。

理事によるクーデターの後、七つのテーゼが纏められたが、モクモクフファームの事業には、金儲けは必要だが目的ではないときっぱり言い切っている。したがって、モクモクフの目的とは、この七つのテーゼである。したがって、地域活性化、地域貢献、環境保護、食の安全、体験というものが、事業内容の目的であると考えられる。そして、モクモクフの組織環境の目的が、従業員の心の豊かさと笑顔であろう。一方、最後のテーゼが、組織形態の目的であって、クーデターを踏襲したうえでの吉田氏の民主主義的な考えが色濃く現さ

れていると考えられる。

1992年に、規模の拡大とともに、モクモクは分社化をしており、その際、従業員を株主として有限会社を設立している。これは、モクモクを自分たちの会社と意識してもらうためだという。これも吉田氏がいてこそその民主主義にもとづいた独自の経営的思想であると窺われる。

② 農業公園

当初、モクモクは、伊賀山麓豚のブランド化とともにハム、ソーセージ、ウィンナーの製造を試みて、ギフト用の商品として百貨店及びスーパーに売り込む販売事業が主であった。

しかし、1988年に、ウィンナーの体験型教室が、口コミで人気をよび、多数の参加者がモクモクに訪れることになる。ここから、モクモクの経営理念を知ってもらい、リピーターとしての顧客を獲得していくことになる。そして、ある一人の参加者からバーベキューを食べたいということを言われ、モクモクでバーベキューをするようになる。これが飲食施設の切っ掛けである。バーベキュー施設から、吉田氏は、「場所をつくれれば、人は来てくれる」、「人が来れば、モノが売れる」ということを知ることになる。

その後、グリーンツーリズムの発想から感農ランド構想を思いつく、要は農業又は農村を知ってもらうための体験施設である。さらに、地ビールも開発することになる。そして、1995年7月7日に、伊賀の里モクモク手づくりファームがオープンすることになった。〔図表3〕は、ファーム内の施設を示したものである。

〔図表3〕から解るように、ファーム内には、様々な施設が建設されている。ちなみに、実際に足を運んだ感想では、山一つがファームになっている感じである。ここでは、参加

〔図表3〕 ファーム内の施設

	施設名
ものづくり	ハム工房、ハム・ウィンナー専門館、地ビール工房、大豆とうふ工房、ジャージーミルク工房、小さな手づくりジャム工房、パン工房、和菓子工房 洋菓子工房
体験学習	手づくり体験教室、小さなのんびり学習牧場、いちご摘み体験学習（1～4月）、きのこ農園
癒し	野天もくもくの湯、OKAERi ビレッジ、ミニブタ芸、とんとん神社
食事	PaPa ビアレ스토랑、BuuBuu ハウス、農村料理の店もくもく、mokumoku とまと cafe、かき氷のお店、小麦工房カフェ
買い物	モクモクショップ、野菜塾市場、焼豚専門館、小麦工房・マフィンのお店、ぶたのテーマ館、ハム・ウィンナー専門館

〔出所〕 著者作成。

者が飽きないように様々なイベントを開催している。例えば、ウィンナーづくり、パンづくり、イチゴ摘み等の体験型教室、牛及びポニー等の動物に直接触れ合うことができる学習牧場、クリスマスパーティー等が開催されている。家族で遊びに来て楽しく子供たちが体験できるように仕組まれているのである。当然、飲食施設及び宿泊施設もあり、さらに、温泉施設まである。ここを拠点として、モクモクは展開している。

③ 分社化による組織

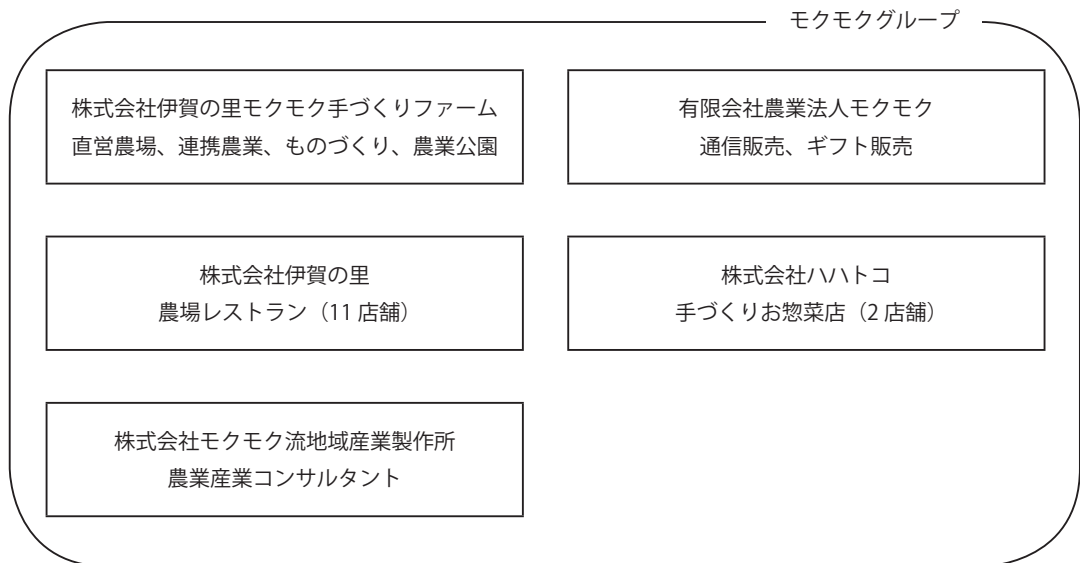
従来、モクモクは、養豚農家 16 戸の出資による農事組合法人伊賀銘柄豚振興組合を起点としている。前述したように、伊賀山麓豚のブランド化とともに、六次産業化によるハム、ソーセージ、ウィンナーの加工及び販売が事業内容であった。1992 年に、マーケティング事業を分社化して、会員専用の通信販売及びギフト商品販売を事業内容とした有限会社農業法人モクモクを設立した。

そして、直営農場及び提携農場の生産物を利用し、女性をターゲットとした農場レストラン SaRaRa を皮切りに、健康をコンセプトにして外食事業を展開していった。それが、株式会社伊賀の里である。〔図表 4〕は、事業の分社による関連会社の相関関係を示したものである。

〔図表 4〕から解るように、それぞれ普通法人として異なる事業内容で営業をしている。後述するが、モクモクは、事業の分社化によって発展してきたと松尾氏は述べている。六次産業化といえ、生産物を製品に加工して販売するというのが一般的であり、WEB 等の媒体を活用して販売するというところまで、生産物の生産にウェイトを置き、六次産業化については副次的と考える農業生産法人が多い。

しかし、モクモクは、単なる六次産業化では終わっていない。おそらく、モクモクが、畜産を基礎にして、ハム工房で美味しいハム及びウィンナーをギフト商品として WEB で直接販売するだけであれば、それは単なる六次産業化の成功例の一つである。しかし、モクモクは、そこからウィンナー製造の体験をさせて顧客を増やし、農業公園を設立し、そこを拠点として、ビールを製造し、地元の生産者と提携して豊かな生産物を使用したブュッフェ方式のレストランを設立し、そのレストランを近県に次々とオープンさせている。そして、他県にアンテナショップも開店している。すなわち、拡散型の分社化といえよう。通常、生産物を加工した製品を販売するというところで終わっており、拡散型の分社化ではない。

〔図表 4〕 モクモクの関連会社の相関関係



〔出所〕 著者作成。

(2) モクモクの発展

モクモクは、養豚農家 16 戸の出資によって農事組合法人伊賀銘柄豚振興組合を伊賀市に設立したことが起源となっている。当時、設立者として、木村氏、吉田氏、松尾氏が、協同組合の経営に携わっていた。当初、松坂牛と同様に、伊賀山麓豚のブランド化を試みていた。したがって、ブランド化による付加価値によって、他の豚肉よりも高値で販売しようと考えていた。

大手量販店、地元スーパー、生協等に売込みを掛けたが、売行きは芳しくなく、要は輸入豚肉の価格には、伊賀山麓豚のブランドでは太刀打ちできなかったのである。そこで、木村氏たちは、手づくりハム工房モクモクを建設し、ハムづくり 50 年の山本福太郎氏の指導を受けて、ハム及びウィンナーの製造を試みた。すなわち、六次産業化である。これが、モクモクの萌芽期以前といえよう。〔図表 5〕は、モクモクファームの発展の経緯を示したものである。

その後、ウィンナーの体験型教室が口コミで拡がっていき、アイデア商品が次々と販売され、メディア等に採りあげられ軌道に乗っていく。しかし、前述したように、理事たちによるクーデターが勃発する。これによって、マーケティング事業を分社化して、会員専用の通信販売及びギフト商品販売を事業内容とした有限会社農業法人モクモクを設立し

た。その際、従業員から出資してもらい、70%以上は従業員が株式を有している状況である。したがって、従業員は自分たちの会社という認識を有しており、従業員の団結力が固まるという結果になる。これがモクモクの萌芽期といえよう。

そして、「場所をつくれば、人は来てくれる」、「人が来れば、モノが売れる」ということから、グリーンツーリズムの発想による農業公園の構想を具現化していく。食農体験施設を中心に、ファームは建設された。また、県外の様々な農業公園を視察して、観光にウェイトを置くのではなく、「手づくり」と「あたたかさ」を前面に出した。さらに、様々なアイデアを採り入れ、米作りをしたり、地ビールを製造したり、温泉を掘ったりと現実的に事業に繋げている。これがモクモクの成長期といえる。

〔図表5〕 モクモクファームの発展の経緯

時期	内容
萌芽期以前	16戸の養豚農家による出資で農事組合法人伊賀銘柄豚振興組合を設立した。そして、伊賀山麓豚のブランド化とハム及びウィンナーの加工を試みた。いわゆる六次産業化のはしりである。
萌芽期	ハム及びウィンナーの販売が軌道に乗る。その後、理事たちのクーデターによって、マーケティング事業を分社化して、会員専用の通信販売及びギフト商品販売を事業内容とした有限会社農業法人モクモクを設立した。同時に、従業員に出資を募った。これによって、組織の団結力が固まる。
成長期	グリーンツーリズムの発想による農業公園の構想を具現化する。そして、地元の生産物を活用した飲食業を展開した。女性をターゲットとして安心した生産物を提供した。さらに、それぞれの店名を変えて近県に開店していくこととなる。これらの成功によって、分社化も試みる。
成熟期	農業生産法人として約1,000人の雇用を生み出す。農業コンサルタント会社である株式会社モクモク流地域産業製作所も擁する農業生産法人としては稀をみる規模となっている。しかし、クラスター化には興味が無いという。ただ、他の組織との提携はないが十分にクラスターといえるであろう。

〔出所〕 著者作成。

一度、モクモクは、サンドイッチ店を出店するが失敗した。要は原価率の採算がとれなかったのである。これを踏襲して、モクモクは外食事業には消極的であった。しかし、四日市市に、女性をターゲットにしたbuffet方式の農場レストラン SaRaRa をオープンする。モクモクが生産物を活用した安心した食の提供であった。これを切っ掛けに、次々と店舗を展開していき、さらにはアレルギー体質又は食事制限にも配慮した健康志向の外食事業にも挑戦していく。

現在、モクモクは、約1,000人の雇用を生んでいる。そして、分社化によって個々の法人が安定した利益を計上している。さらに、木村氏の経験を活かして集客施設のプランニング、運営アドバイス、特産品の開発、情報発信等を指導する株式会社モクモク流地域

産業製作所も設立している。すなわち、農業コンサルタント会社である。後述するが、松尾氏は、クラスター化に興味はないと述べていたが、ここまでの規模になれば、個々の法人が相互に提携し、地元の生産者も巻込んだクラスターといえるのではなかろうか。

(3) 木村氏、吉田氏、松尾氏の農業経営及び会計的意識に対する考え方

① 木村氏及び吉田氏の農業経営及び会計的意識に対する考え方

大学卒業後、木村氏は三重県経済農業協同組合連合会に就職する。その後、退職して農事組合法人伊賀銘柄豚振興組合の経営に携わることになる。一方、吉田氏は、獣医大学卒業後、全国酪農農業協同組合連合会に就職する。そして、三重県経済農業協同組合連合会に転職する。その後、木村氏よりも1年遅れて退職し、農事組合法人伊賀銘柄豚振興組合の経営に本格的に携わることになる。

木村氏は経済学部出身であり、吉田氏は獣医学部出身である。それぞれの大学で学んだ内容は当然異なる。従来、大学卒という農業経営者は少ない。また、吉田氏は獣医師であり、大学に生協をつくるのに携わったという経緯も有している。特に共同で何かを運営していくために、民主主義的な思想でなければならぬという考えが強く、それがモクモクの根柢にも根付いている。

松尾氏が述べるには、木村氏と吉田氏では役割が明確であり、木村氏は御輿に担がされており、吉田氏は企画マンであるという。著書にも木村氏は、夢をかたり、ほんわかとして仏みたいな人と表現されている。一方、吉田氏は、頭の回転が速く、新規の企画を考えさせれば絶妙であり、常に事業の柱が何本か立っていると表現されている。

彼らの農業経営に対する考え方は、吉田氏の民主主義的な思想が特徴として組織化に色濃く出ている。まず、協同組合として法人化するわけであるが、これはお互いに意見が交わされる組織環境を目指したのであろう。ただ、農業経営では出資者である養豚農家のわがままでは聞くことができず、マーケティング事業を分社化していくことになるが、有限会社農業法人モクモクを設立した際、従業員に出資させている。通常、経営者になる者が株式を保有して、経営者と従業員の立場を明確にするのだが、吉田氏の考え方は異なっていた。

設立当社、木村氏は、伊賀山麓豚のブランド化を試みて、積極的に商品の売込みを実施している。店頭販売等と何でもやったと述べているが、営業力及び販売力の必要性というのは、木村氏が三重県経済農業協同組合連合会に所属していたから、生産から営業力に直接繋がったと考えられる。さらに、当時、ブランド化しても一般の豚肉より10%から

20%増しの価格で販売することになるが、手づくりハムは原料の10倍の価格で豚肉を販売できるという発想は見事なものである。このことから、手づくりハム工房「モクモク」を建設して、ハム及びウィンナーの製造に着手し、六次産業化の先駆けとなる。したがって、約30年前に本格的な六次産業化を試みて成功させていた。

さらに、農業公園を建設して、米作りをしたり、地ビールを製造したり、温泉を掘ったりと実行して事業に繋げている。経営上、ほとんどの農業公園が、上手く行っていない状況のなか、モクモクファームは継続して利益をあげている。ここには、木村氏及び吉田氏の「場所をつくれれば、人は来てくれる」、「人が来れば、モノが売れる」という考え方がある。顧客を来客させて、お金を落とさせる工夫が様々な場所でなされているのである。

通常、営業力及び販売力の必要性までで、そこからの発展はない。さらに、豊かな生産物を活用して外食事業にも積極的に展開していった。これも吉田氏による組織内で従業員がアイデアを言える環境が存在することから、そのアイデアを積極的に実行に移す土壌があるのであろう。ある意味、イノベーションによって法人の事業内容を新規に発展させる試みをしているのである。

会員制、通信販売、WEB販売、パンフレット、農業公園、ビール製造、温泉施設、食農体験施設、BUFFET方式レストラン、近県による外食事業の展開等というものは、木村氏及び吉田氏による畜産事業からの発想の発展による彼らの農業経営の特徴といえよう。

そして、松尾氏が述べるには、吉田氏及び木村氏ともに会計的知識はなく簿記についても同様であるという。しかし、木村氏については経済学部を卒業し、経営及び会計の知識も若干学習した経験があるのではないかと予想している。著書を読んでみると解るが、木村氏も吉田氏も数字に明るいことが理解でき、数字を読むというセンスはあったと感ぜられる。

② 松尾氏の農業経営及び会計的意識に対する考え方

高校卒業後、松尾氏は、三重県経済農業協同組合連合会の関連会社であるJAミートに就職した。そして、モクモクを設立する際、木村氏から誘われて、松尾氏も入社することになる。当然、経営、会計、簿記を学習した経験はないという。著書では、ハムづくり50年の山本氏の指導を直接受けたことが述べられており、1991年には本場ドイツのジンゲン市に手づくりハムづくりの修行にも行っている。さらに、オランダ・スラバクト食肉コンテスト及び国際食肉業組合ハム・ソーセージコンテスト等で受賞をしている。これ

らのことから、松尾氏は、ハム及びウィンナーづくりのプロフェッショナルと考えられるが、代表取締役であり立派な農業経営者なのである。

ヒアリング調査でお会いして、モクモクについて様々なことを説明して頂いた。前述したように、モクモクの設立当初から、創業者である木村氏及び吉田氏とともに歩んできたため、職人である一方で二人の経営も観察してきたといえよう。松尾氏は、木村氏は御輿に担がされており、吉田氏は企画マンで、私も御輿に担がされているという表現をしていた。しかし、木村氏及び吉田氏の経営を引継いでおり、組織内で従業員が意見を言える環境である吉田氏の思想を引継いでいるように感じられる。

当初、市場があることから最終的な消費者と生協及びスーパー等の中で価格が決定され、畜産農家が決定することは困難であった。そこで、伊賀山麓豚のブランド化によって、差別化及び存在価値を図って最終の消費者との間で直接価格を決定しようと考えた。六次産業化である手づくりハム及びウィンナーは、公共の媒体を通じて販売に繋げていったという。特にメディアに商品を繋げるように努めたという。

農業公園については、体験教室によって商品を理解してくれ、それが商品販売に繋がると説明されていた。また、顧客は日常の財布と非日常の財布では異なり、イベント等によって非日常の財布の紐は緩くなるという。そこで、バーベキュー又は食事出来るようにし、イベントを次々と開催して顧客の意見を具現化していった。このような心理的作戦は、モクモクを経営するにあたって体験的に生じてきたものであろう。

また、松尾氏は、モクモクのマーケットについても述べている。約30年前はインターネットも普及しておらず、伊賀市だけで約9万8,000人のマーケットしかなかった。しかし、口コミ及びメディアというツールを活用すれば、京都、愛知、奈良、大阪、神戸等にマーケットは拡大し、約2,000万人に膨れ上がるという。ここでいえることは、会員制を利用した広告宣伝効果だといえる。営業力及び販売力については、ブランド化及び六次産業化とともに、即座に対応したといえるが、松尾氏の説明からは広告宣伝効果ということにもウェイトを置いていたと窺われる。

会員制にしても会員が忘れないように継続させる仕組みを構築している。例えば、定期的に郵送するモクモク直販カタログ及び無料入園券等は、モクモクファームの強みである。そして、子供たちが来客したら様々な体験をさせ、ファンにさせてしまい、子供たちも会員に巻き込むようにしている。このように、会員を増やしていき、来客及び通信販売によって売上高に繋げている。

近年、松尾氏は、農業に傾斜しており、地元の生産者と積極的に連携していると述べている。要は、生産物に付加価値を付けて買取る取り纏めの機関があれば、お互いに利益が生じるというのである。そして、buffet方式のレストランで生産物を利用すればロスがなくなる。また、そこで商品を販売すれば場を創ることが出来る。

このように、点と点を繋げるようにして、様々な事業を展開している。福祉関係にも着手してみたが採算がとれなかったので撤退したという。様々なアイデアを事業に具現化するということは、木村氏及び吉田氏の考えを松尾氏はしっかりと引き継いでいる。

松尾氏のヒアリングから、数字が頻繁に出てくるため、数字に明るいということは理解できる。しかし、松尾氏は、経営及び会計について学習した経験はないという。簿記についても当然ない。ただし、会計的知識は農業経営者にとって必要不可欠であり、大事であるということも述べていた。経理担当者が日常の会計処理は行うが、経営者として確認はしなければならない。そして、経理担当者から渡された財務諸表を理解しなければならないということから、それぞれ数字の意味を学習したという。

2. 小規模農業経営者の意見

(1) 農業経営者 A 氏⁵

① 農業生産者 A 氏の現状

大学入学資格検定合格後、通信制の大学に入学して、その後、A氏は土木系のアルバイト従業員として働き、23歳の時に、その土木経営者の紹介で、神奈川県南足柄市の蜜柑山跡地を活用して養豚を生業とした畜産業を始めた。四年後に養豚業としての基礎ができ、軌道に乗り始めたという。

現在、38歳で夫婦一緒に経営をしており、地域の残渣を発酵して粉末にした餌を利用して地域循環型養豚を実施している。そして、開放式豚舎であるため、大型養豚場とは棲み分けがなされている。そのため、食用豚一匹の売上高は10万円で年間40匹しか出荷できない。したがって、年間の売上高は500万円未満であり、小規模な農業経営に分類される。

② 農業生産者 A 氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

食用豚一匹の売上高は10万円で年間40匹を出荷し、その肥料が年間で150万円かかってくる。したがって、250万円で生計をたてている。夫婦二人で幸せに生活していけれ

5 2017年9月11日(月)9:00から神奈川県南足柄市苅野でヒアリング調査を試みた。

ばよいため、家庭の生計を考えた場合、この250万円でやりくりをしている。したがって、A氏は、肌感覚の現金の収支と会計による帳簿上の利益はズレがあると感じられると述べている。

③ 農業生産者A氏の大規模化及び効率化に関する意見

A氏は地域経済の観点から小規模農業の意義を考えなければならないと述べている。大規模化するか否かは個人の価値観の問題であり、必ずしも大規模化によって現金収入が増加することが幸せというわけではない。夫婦二人で現金収入は少ないが自然にかこまれて生活するのも個人が良しとすれば十分幸せである。

小規模農業は経済的には無駄と捉えがちだが、この仕組みがあるために、高齢の農業従事者が生活していけるわけで、大規模経営のみの農業になれば、かなりの人数の高齢者が行き場がなくなることになる。したがって、大規模化も必要であるが、一方で小規模農業も地域経済の観点から十分に意義があるものである。

小規模農業を続ける意義は、その生活が幸せと感じているからで、担い手不足を解消するために法人化及び大規模化というならば、小規模農業において担い手がいなくて消滅していくことも自然なことである。また、効率性については、環境等の様々なものを犠牲にしたうえでの効率性であって、本当の効率性を求めるならば、安価な生産物を輸入することではないかと述べていた。

(2) 農業生産者B氏⁶

① 農業生産者B氏の現状

大学卒業後、大手某企業に勤務しており、神奈川県足柄市の代々の土地を守るために兼業農家として農業を営んでいた。企業を定年退職後、現在61歳で稲作及び梨を専業農家として生産しており、道の駅等の直売も利用して生産物を販売している。売上高は500万円未満であり、跡継ぎとして息子がいるが手伝う程度で農業を本格的にやるかは解らない。

② 農業生産者B氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

この年齢だから、これからどうしようということは考えていない。農業収入で税金を納付できればよいと考えている。会計及び経営の知識はないよりはあったほうがよいと考えている。営業に関しては、営業力があるか否かでは販売量が全く異なることを感じている。帳簿は妻にすべて任せている状態である。

6 2017年9月11日(月)11:30から神奈川県足柄上郡大井町でヒアリング調査を試みた。

③ 農業生産者 B 氏の大規模化及び効率化に関する意見

地元では法人化した農家は聞いていない。地域によって法人化の積極性は異なると考えられる。この地域は、一区画の土地が狭いため、これを纏めることも困難である。そのため、法人化による大規模化は困難と感じている。区画整理に関して、この地域では農協が介入して、土地を貸すことや、宅地にして売却することもしている。

年齢も 60 歳を超えているため、今から法人化して大規模化を目指すことはない。息子が後を継いで大規模化を目指すなら別だが、現在のところ将来的に後を継ぐのも怪しいと感じている。この地域では、米を「西郡米」としてブランド化しようと提案されたが、このブランド化さえも纏まることができず上手くいかない状況である。

(3) 農業生産者 C 氏⁷

① 農業生産者 C 氏の現状

JR を定年後、C 氏は専業農家となった。現在、年齢は 75 歳である。稲作と茄子及びキュウリ等を生産しており、売上高は 500 万円未満である。野菜定年前は兼業農家として農業を営んでおり、主に休日を利用していたという。跡継ぎは息子がいるが手伝う程度であり、農業を継ぐか否かは解らない。

② 農業生産者 C 氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

C 氏は、ある程度会計的知識はあったほうが良いと述べているが、具体的なことまでは解らないようである。しかし、経営に関しては、この地域の米の需要というのは確実にあり、営業力があれば必ず販路は拡大するということを述べていた。

③ 農業生産者 C 氏の大規模化及び効率化に関する意見

この地域では C 氏も含めて三人が中心で農家を纏めている状態である。だれか一人がいなくなったら纏まりがつかなくなる。農協が介入して法人化を進めることになるかもしれないが、地主が承諾しないと前に進まないし、地域性というものが必要な意味を持っている。したがって、大規模化は難しいと考えている。また、近辺で法人化した農家を知っているが、決して上手くいったという感じはしないという。

この年齢だから、やはり大規模化及び効率化ということは考えないし、息子が後を継いでくれるかというのも解らない。

この地域では、「はるみ」というブランド米を生産しており成功している。また、酒米を生産し大井町の酒蔵に出荷している。ただし、地元の生産物をブランド化したわけでは

7 2017 年 9 月 11 日（月）13：00 から神奈川県足柄上群大井町でヒアリング調査を試みた。

ない。

(4) 農業生産者 D 氏⁸

① 農業生産者 D 氏の現状

高校卒業後、D 氏は、つくば市で専業農家として農家を営んでいる。当然、法人ではなく個人で野菜を中心に生産しており、売上高は 500 万円未満である。息子はいるが跡継ぎになるかどうかはわからない。ただ、跡継ぎはいないと回答している。生粋の農業経営者という感じである。

② 農業生産者 D 氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

会計的意識及び経営的意識というものにはまったく興味が無いという。要は生産物の生産者だから、このようなことは一切考えないという感じである。生産物の生産のプロフェッショナルには、会計的意識及び経営的意識を必要としないというわけである。

③ 農業生産者 D 氏の大規模化及び効率化に関する意見

農業経営の大規模化及び効率化自体よくわからないという。大規模化など D 氏とは関係ない。また、70 歳を超えているようで、これから大規模化及び効率化を考えた農業というのは難しいということが前提にある。

(5) 農業生産者 E 氏⁹

① 農業生産者 E 氏の現状

鉄道関係の企業を退職して、C 氏は専業農家となった。個人で稲作及び野菜等を中心に生産している。売上高は 500 万円未満である。息子はいるが手伝い程度で、後を継ぐか否かは解らない。D 氏と同様に生粋の農業経営者という感じである。

② 農業生産者 E 氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

会計的意識及び経営的意識というものにはまったく興味が無いという。D 氏と同様に、生産物の生産者だから、このようなことは一切考えないという感じである。生産物の生産のプロフェッショナルには、会計的意識及び経営的意識を必要としないというわけである。

③ 農業生産者 E 氏の大規模化及び効率化に関する意見

D 氏と同様に、E 氏も農業経営の大規模化及び効率化自体よくわからないという。大規模化など E 氏には関係ない。年齢的にこれから大規模化及び効率化を考えた農業という

8 2017 年 9 月 17 日（日）17：40 から 18:40 まで茨城県牛久市のポケットファームどきどきつくば牛久店でヒアリング調査を試みた。D 氏には約 10 分未満のヒアリングであった。

9 2017 年 9 月 17 日（日）17：40 から 18:40 まで茨城県牛久市のポケットファームどきどきつくば牛久店でヒアリング調査を試みた。E 氏には約 10 分未満のヒアリングであった。

のは難しいということが前提にあるのであろう。

(6) 農業生産者 F 氏¹⁰

① 農業生産者 F 氏の現状

従来、F 氏は農業には携わっていたが、専業農家になったのは土木関係のサラリーマンを 30 代で退職してからである。個人で野菜及び果樹を中心に生産しており、売上高は 500 万円未満である。息子はサラリーマンで後を継ぐか否かは解らないという。ちなみに、跡継ぎはいないと回答している。

② 農業生産者 F 氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

会計的意識及び経営的意識は、あったほうが良いが、そこまで必要もないという感じである。D 氏及び E 氏と同様に、生産物の生産のプロフェッショナルには、会計的意識及び経営的意識を必要としないということは感じられた。ただ、D 氏及び E 氏ほどではなかった。

③ 農業生産者 F 氏の大規模化及び効率化に関する意見

E 氏は、この年齢だし息子が継ぐかどうかともわからないから興味が無いという。ただ、法人化するにしても人間が集まるかどうか疑問である。また、機械等も購入しないといけないので資本もかかる。法人化に対して国が機械等を購入するための補助金を出してくれれば良いと述べていた。

(7) 農業生産者 G 氏¹¹

① 農業生産者 G 氏の現状

半導体メーカーを退職後、G 氏は、代々の土地を引継いで専業農家となった。現在、年齢は 67 歳である。個人で農業を営んでおり、カボチャ及びインゲン等の野菜を中心に生産している。売上高は 500 万円未満である。ただ、大きくしようとは考えていない。趣味でやっているため、多く生産すれば食べ切れなくなり無駄になってしまう。跡継ぎはいない。

② 農業生産者 G 氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

G 氏は、ある程度は会計的意識及び経営的意識を必要とすると述べている。プロの経営者として会計的知識及び経営的知識は必要であり、現在、G 氏自身も勉強中である。ただし、

10 2017 年 9 月 17 日（日）17：40 から 18:40 まで茨城県牛久市のポケットファームときどきつくば牛久店でヒアリング調査を試みた。F 氏には約 10 分未満のヒアリングであった。

11 2017 年 9 月 17 日（日）17：40 から 18:40 まで茨城県牛久市のポケットファームときどきつくば牛久店でヒアリング調査を試みた。G 氏には約 15 分のヒアリングであった。

先駆者の農業経営者からのアドバイスは必要と述べていたので、ここでいう経営的知識は、生産物の生産のプロフェッショナルとしての知識と混在していたかもしれない。ただ、G氏が、会計的意識及び経営的意識にまったく興味が無いというわけではないと感じられた。

③ 農業生産者 G 氏の大規模化及び効率化に関する意見

G氏は農業経営の大規模化及び効率化には興味が無いという。趣味程度でやっているため、そのようなことは考えていない。また、農業経営を大規模化するということは大変であり難しいとも述べている。個人が手に負えないところまで規模を大きくすれば、失敗するのではないかと消極的な意見である。

(8) 農業生産者 H 氏¹²

① 農業生産者 H 氏の現状

現在、H氏は78歳である。外資系コンピューターメーカーの技術職を退職後、農業大学校等で農業について勉強してからの独立である。農地は借地であり、今までの農業生産者とは異なる。銀杏を生産し、これを「牛久の銀杏」としてブランド化している最中である。ちなみに、銀杏は植えてから30年経過して実となるため、多大な時間がかかるという。また、メスの木のみである。売上高は500万円未満である。そして、子供は三人いるが元々農家ではないため後継ぎはいない。

② 農業生産者 H 氏の会計的意識及び経営的意識に関する意見

H氏は会計的意識及び経営的意識は必要だという。ただ、生産物を生産するだけでは駄目だと考えている。生産物は作ればよいというものではない。トータルコストを常に考えて、収支で分析したうえでの利益という概念が必要であると述べている。また、ブランド化にもかなり興味をもっており、今までヒアリングをした小規模の農業経営者のなかでは最も知識も有しており明るいと感じられた。

③ 農業生産者 H 氏の大規模化及び効率化に関する意見

H氏は大規模化には興味が無いという。これは年齢的なものと跡継ぎがいなということである。これらは他の農業生産者と同様である。しかし、一人では限界があり、機械を購入して人材を募集して法人化し、ある程度の規模にしないと将来的な農業経営は成り立たないと述べている。また、法人化が担い手不足の解消でもあり、今後の重要な課題でもあると述べていた。

12 2017年9月17日(日)17:40から18:40まで茨城県牛久市のポケットファームどきどきつくば牛久店でヒアリング調査を試みた。H氏には約25分のヒアリングであった。

おわりに

まず、松尾氏からのヒアリングから、モクモクの沿革について詳細に知ることが出来た。当初、伊賀山麓豚のブランド化を試みて協同組合を組織化して営業を中心に販路を拡大していく。また、営業の媒体は、百貨店及びスーパー等への売込み、カタログ販売、WEB等を活用している。さらに、会員制にして顧客を逃がさない工夫もしている。これは伊賀山麓豚のブランド化ありきということから始まったため、当初から営業力及び販売力が無ければ、ブランド化はないと考えていたのであろう。

さらに付加価値を付けるために、ハム及びウィンナーの製造を試みる。約30年前に、六次産業化を成功させているのである。ここで、ウィンナーの体験型教室が、口コミで人気をよぶことになる。ここから、「場所をつくれれば、人は来てくれる」、「人が来れば、モノが売れる」という考えに結び付き、グリーンツーリズムの発想から感農ランド構想である農業公園を建設することになる。そして、米作りをしたり、地ビールを製造したり、温泉を掘ったりと実行して事業に繋げていく。これは、従業員のアイデア及び顧客の意見を汲取ること努力したからである。さらに、提携農業とのbuffet方式レストランの展開を試みる。モクモクは、事業の点と点を繋げていくような展開をしている。

木村氏、吉田氏、松尾氏は会計を学習した経験はないというが、三者とも数字に明るいことは確かである。松尾氏は、会計的知識は農業経営者にとって必要不可欠であり、大事であるということも述べていた。また、経営者として経理等の確認はしなければならない。よって、経理担当者から渡された財務諸表を理解しなければならないということから、それぞれの財務諸表の数字の意味を学習したという。

一方、小規模農業経営者のヒアリング調査から、全ての農業経営者が、大規模化及び効率化に積極的ではなく、会計的知識及び経営的知識には一切関心がないという農業経営者も多くいた。ただし、企業での勤務を経た農業経営者は、如何にして生産物を売込むかということを検討している。ただ、セカンドライフとしての農業経営であるため、年齢的にも販売及び営業に対して積極的になれないという現状もある。

そして、地域経済という側面において、小規模農業経営者は重要な意義を担っていることが理解できた。先祖代々の農地を守って農業を生業としている小規模経営農業者は現金収入が然程多くなくても十分幸せに生活しているわけである。そして、その地域の文化、祭礼、伝統、景観等を守り続けてきた。当然、その地域を若者は出ていき、農業従事者の高齢化し過疎化は進む一方だが、ここに高齢者に対する雇用があるとも解釈できる。約

170 万人の 60 歳以上の雇用が地域に存在しているのである。

このような地域の保護を廃止すれば、一気に約 170 万人の雇用は消滅するのである。農業生産法人の大規模化及び効率化が必然であれば、このような小規模農業経営者が消滅していくことも自然な現象かもしれない。ただ、このような農業経営者は、安全な生産物を生産し続ける担い手であることも忘れてはならない。

○総合政策学部紀要編集委員会規程

制 定 2017年6月22日 総合政策学部教授会

改 定 2017年9月21日 //

(目的)

第1条 常磐大学総合政策学部における研究発表誌『常磐総合政策研究』(以下「研究紀要」という。)の編集および公表については、この規程による。

(委員会)

第2条 研究紀要の編集および公表全般をつかさどる機関として、総合政策学部教授会(以下「教授会」という。)の下に総合政策学部紀要編集委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

② 委員会は、教授会において選出された者によって構成される。ただし、委員選出に当たっては、専門分野に偏りのないように選ばなければならない。

③ 委員長および委員長代行は、委員会における互選によって決める。

④ 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

⑤ 委員長代行は、委員長に事故あるときその職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、4月1日から2年とし、半数ずつ改選する。ただし、再選を妨げない。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、原則として、毎年度2回、研究紀要を編集発行するとともにその電子版を常磐大学のホームページで公表しなければならない。

② 委員会は、相当の猶予を設けて編集予定を公表するとともに、研究紀要に掲載する論稿を学内で公募しなければならない。

(委員会の権限)

第5条 委員会は、研究紀要における研究倫理および学問的水準を維持し高めるために、必要に応じて、内容および形式について執筆者に加筆、訂正および削除を求めるほか、論稿の種別の変更または掲載見送りを決定することができる。

② 委員会は、前項に定めるもののほか、研究紀要の編集および公表に関する本規程の条項を実施するために必要な事項を別に定めることができる。

(事務)

第6条 研究紀要の編集および公表にかかわる事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 発行済み研究紀要の保管および他研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。
- 2 編集済み研究紀要のインターネット上での公表は、アドミッションセンターが行う。
- 3 前2号に規定するものを除く事務は、学事センターが行う。

(著作権)

第7条 研究紀要に掲載されたすべての論稿の著作権は、著作者に帰属する。

- ② 研究紀要の編集著作権は、総合政策学部へ帰属する。

附 則

- 1 この規程の改廃は、教授会出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 2 この規程は、2017年6月22日から施行する。

○常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』編集規程

制 定 2017年9月21日 総合政策学部紀要編集委員会

(目的)

第1条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会規程（2017年6月22日）第4条に基づく。

(公表)

第3条 常磐大学総合政策学部（以下「本学部」という。）の研究発表誌『常磐総合政策研究』（以下「研究紀要」という。）は、毎年度に1巻とし、原則として2号に分けて編集し、冊子体で700部発行するほか、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。

(寄稿資格)

第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

(審査)

第5条 委員会は、委員会に提出された論文が学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ、未発表のものであることを確認しなければならない。

(論考の種別)

第6条 研究紀要に掲載される論稿は、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

1 論文 論文とは、学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的または実証的な未発表の研究成果の発表をいう。

2 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。

3 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介であって未発表のものをいう。

4 学界展望 学会展望とは、諸学会における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。

5 課題研究助成報告 課題研究助成報告とは、本学課題研究助成制度に基づく研究の

経過報告および研究成果の報告をいう。

6 その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。

(編集)

第7条 研究紀要の編集は、前条までに規定された事項を除くほか、次の各号に従って行わなければならない。

- 1 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
- 2 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は、可能な限り統一する。
- 3 紀要のサイズは B5 とし、横組とする。

附 則

- 1 この規程の改正には、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この規程は、2017年9月21日より施行する。

○常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』寄稿規程

制 定 2017年9月21日 総合政策学部紀要編集委員会

(目的)

第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学総合政策学部の研究発表誌『常磐総合政策研究』（以下「研究紀要」という。）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会規程（2017年6月22日）第4条に基づく。

(寄稿資格)

第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』編集規程（2017年9月21日。以下「編集規程」という。）第4条に定める者とする。

(寄稿希望者の義務)

第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については総合政策学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の決定に従わなければならない。

(原稿提出要領)

第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。

② 委員会に提出する原稿は、編集規程第6条に定める論稿の種類に当てはまるものでなければならない。

③ 委員会に提出できる原稿は、原則として一号につき一人一編とする。

④ 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合には、テキストファイルの電子情報および横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。

⑤ 原稿の長さは、図表等を含め、論文は2万4,000字（400字詰め原稿用紙換算60枚）、研究ノート1万2,000字（同30枚）、書評は4,000字（同10枚）、学界展望は4,000字（同10枚）を基準とする。課題研究助成報告は1,300字（同3.25枚）以内とする（ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文または研究ノートに準じたものとする）。その他のものについては、委員会で決定する。

(原稿執筆要領)

第6条 寄稿希望者は、原稿執筆に当たっては、次の各号に従わなければならない。

1 原稿の1枚目には、原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。

2 論文には、200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なおアブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。

3 書評には、著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。

4 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティヴチェックを行う。

5 数字は、原則として算用数字を使用する。

6 人名、数字、用語、注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。

7 図および表は、一つにつきA4版の用紙1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には、必ずその挿入箇所を指定すること。

8 図表の番号は、図2.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。

9 図表の補足説明、出典などは、それらの下に書くこと。

(掲載内容の選考)

第7条 委員会は、研究紀要の学問的水準を維持するために、投稿論文等を検討し、必要な場合には、修正または掲載見送りを求めることができる。

② 委員会は、特に論文については、委員会が委嘱した者の査読を経た後、査読者の意見により、内容の修正を求め、また掲載の適否を判断することができる。

(発行報告)

第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜粋50部を学事センターにおいて受け取ることができる。

② 執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

1 この規程の改正は、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

2 この規程は、2017年9月21日より施行する。

編集後記 樋口 恒晴

総合政策学部発足とともに国際学部・コミュニティー振興学部の紀要編集委員会は解散しました。

新設の総合政策学部紀要編集委員会では、昨年9月までに、人間科学部・国際学部・コミュニティー振興学部の紀要関連諸規程を下敷きに、新たな3規程を決定あるいは起案（教授会決定）してきました。

波風を立てて時間を費やす煩を避けるため誤魔化してきたことですが、実は規程内にある「倫理」という語は間違った言葉遣いです。本当は、「法令遵守および道德」と書くべきなのです。

そもそも「倫理 (ethics)」とは内面規範なので規程や法令等には馴染みません。「法 (law)」は遵守が公的に義務付けられる外面規範ですから「法令遵守 (compliance)」は当然のことです。そして「道德 (moral)」は外面規範ですが法的強制や違反に対する公法上の罰のない、努力義務です。公序良俗、マナー、節度と良識ある振る舞い等々もこの範疇のものでしょうか。

けれども英和辞書等を見ると、ethics・moral 両方に「倫理」「道德」両方の訳語が書いてあります。辞書が曖昧なのは、多くの日本人が峻別していないからでしょう。「倫理」という語への抵抗感が少ないのに反して「道德」という語に時代錯誤的な印象を持つ人が多いからでもあります。

しかしそれは、内面の権利を不可侵とするという近代の大前提を良く分かっていないということでもあります。これはひとり本学だけの問題ではなく、日本学術会議をはじめとする日本の学会全体に蔓延している病理です。

編集委員

樋口 恒晴 (委員長)

坂井 知志 花岡 龍毅

田邊 正

常磐大学 総合政策学部 紀要

常磐総合政策研究 第1号

2018年3月31日 発行

編集兼発行人 常磐大学 総合政策学部 〒310-8585 水戸市見和町1丁目430-1
代表者 樋口 恒晴 電話 029-232-2511 (代)

Tokiwa

Policy Management Studies

No.1

March, 2018

CONTENTS

Articles

- The Complex Structure of Constitutional and International Law for “the Right to live” and Global Public Policy to Realize It : Including Global Taxes as Global Financial Resources of Global Public Policy Shigemi WATANABE 1
- A Conflict between Ethno-nationalism and Theory of Class Struggle in Xinjiang during the Early Years’ of People’s Republic of China Keiji KINOSHITA 29
- Current status and continuity of wild boars hunting in Ibaraki Prefecture Chikako SUZUKI, Fumio NAKAHARA 53
- The Historical Position and Significance of Establishment of the Piarist Order — Educational Practice and Spirituality of St. Joseph Calasanz — Kouichiro SUGATA 69
- Consideration about elucidation of the actual situation of the reconsideration in the decision making of the local autonomy and the problem Tsutomu YOSHIDA 97
- Top management and organizational performance : A middle management perspective Masato SUZUKI 139

Research Notes

- Aiming to Revitalize Miwa Migawa Store Association in Mito City — Local Geography and History, Collecting Stories of Old Residents Motomasa MURAYAMA 159
- A Conceptual Model for the Formation of Industrial Clusters: Toward a Theory of Regional Development and Vitalization Hitoshi MURANAKA 189
- On lexical narrowing and broadening, and relevance Tadashi BAIKA 203
- A Study of Policy Decision for the Garbage Pricing in Municipalities Hiroaki OKAJIMA, Fumichika NIWATA 217
- Accounting Awareness of Farm's Manager Agricultural Corporation — Hearing Survey with Large Scale Farm's Manager and Small Scale Farm's Manager — Tadashi TANABE, Hiroshi GANBO 233

Faculty of Policy Management
Tokiwa University